

Title	シルクロードと世界史
Author(s)	森安,孝夫;坂尻,彰宏
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/13030
rights	(c) 大阪大学21世紀COEプログラム インターフェイス の人文学 / Interface Humanities
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

Interface Humanities Group 3 シルクロードと世界史

曹氏帰義軍時代の外交関係文書

A Gui-yi jun Diplomatic Document from the 10th Century Dunhuang

赤木崇敏

Takatoshi AKAGI

はじめに

シルクロード上の東西交易に立脚するオアシス都市国家は、そこから得られる利潤を確保するために絶えず周辺勢力との接触を図り、彼らとの友好関係を維持しなければならない。9世紀半ばより11世紀初頭にかけて敦煌オアシス一帯を支配した河西帰義軍節度使政権は、形式的には唐・五代・宋の中原諸王朝の正朔を奉じる藩鎮の1つだが実態は独立王国であり、やはりその例外ではなかった(注1)。20世紀初頭に敦煌莫高窟より将来された敦煌文献の中には、周辺勢力、とくに東に隣接する甘州ウイグル王国と西域南道の要衝コータン=オアシスを占めるコータン王国との間で取り交わされた外交文書や、外交使節が本国に書き送った報告書の類(そのほとんどは下書き)が多数残されており(注2)、交易路の確保・平和共存のために帰義軍節度使がいかに腐心したかを、我々は垣間見ることができるのである。とりわけ帰義軍節度使が重視したのは、中原王朝に朝貢する際に避けては通れない、東の甘州ウイグル王国との関係であろう。なぜならば、朝貢とは中原王朝からの莫大な下賜品を目当てに結成される官貿易の一形態であり、生産力に乏しいオアシス都市国家にとっては重要な収入源となったからである。中原との往来の確保は、帰義軍節度使政権にとり重大な問題であった。

本稿で取り上げるフランス国立図書館所蔵の P. 3197 文書は、この甘州ウイグル王国に派遣された駐在大使が帰義軍節度使に書き送った私信と報告書の草稿である。後者の報告書の草稿は、ある年の 12 月から翌年 2 月までの甘州の情勢を伝えるもので、帰義軍節度使の対甘州ウイグル外交の一側面を知る上でも興味深い史料である。一方私信のほうは内容的にはさほど重要ではないが、報告書とほぼ同じ時期に作成されたものであり、甘州に派遣された駐在大使の状況を知ることができる。

注1 — Cf. 藤枝「節度使始末 (三)」p. 70:森安 1980, p. 315:土肥 1980, pp. 235-237:「帰義軍史』p. 96:森安 2000, pp. 88-89. 注2 — 教皇文献中の漢文外交関係文書については、『初稿I』「金山国時代及曹氏帰義軍時代上表並ビニ外交文書」(pp. 36-40) に主要な文書が挙げられている。また漢文だけではなく、チベット語・コータン語・ソグド語の外交関係文書も多数存在する。とくに、教皇を含む河西各地域において第一言語と併用されたチベット語や、外交使節の報告書が多数残されているコータン語文書は、漢文文書と同等あるいはそれ以上の質量を誇る。帰義軍節度使時代に公用されたチベット語外交関係文書については Uray1981, 武内 2002 (pp. 120-121 にそのリストがある)、またコータン語外交関係文書については熊本 1985, pp. 130-134 を参照されたい。また、その内容も帰義軍政権に関するものだけではない。たとえば、P. 2958 文書は甘州ウイグル可汗からコータン王(Altun Khan)に宛てた書簡の写しである。また公文書ではなく私信ではあるが、Or. 8212(89) 文書は龍家の首長 Tämär Quš からキリスト教徒 Georges に宛てた書簡で、甘州ウイグルと吐谷渾(Aža)がテーマとなっている。Cf. Bailey 1967, pp. 96-97:熊本 1985, p. 133: Sims-Williams & Hamilton 1990, pp. 63-76.

本文書は『敦煌遺書総目索引新編』 p. 271 に「文□等啓一通」、「状一通(按:十八行, 説 "奉使甘州"事、惜字迹不清)」、またパリ目録 3、p. 151 では "Lettre adresseé au sseu-k'ong (司空)"、"Lettre au sseu-k'ong concernant une mission à Kan-tcheou (甘州)"として それぞれ紹介されている (注3). また、文書の写真は『敦煌宝蔵』 126、pp. 559-560 および 『法 蔵敦煌』 22、pp. 136-137 に収められているが、細部の判読は困難である。すでに陸慶夫氏が 報告書のほうに注目して取り上げているが、その一部を引用するのみであり、本文書全体を扱った研究はいまだない (注4).

筆者は 2003 年 2 月から 3 月にかけて、大阪大学 21 世紀 COE プログラム「インターフェイスの人文学」の一環として、大英図書館及びフランス国立図書館に将来された敦煌文書を直接調査し、本文書を実見する機会に恵まれた。本稿ではその調査結果に基づいてこの外交関係文書の全文と試訳を提示し、合わせて本文書の文書様式や歴史的背景について基礎的な考察を行い、今後の研究に資することにしたい。

I. 録文・和訳・語註

本文書は、パリ目録ではそれぞれ P. 3197v-6、P. 3197v-7 という番号を与えられているが、便宜上、本稿では P. 3197v-6 を (A) 文書、P. 3197v-7 を (B) 文書とする。また、行間に付された書き込みは、その挿入されるべき箇所を $\lceil \vee \rceil$ で示した。

1. 録文

(A)

- 1 文瑞等啓, 仲春漸暄, 伏惟
- 2 司空尊體起居萬福. 即日某乙等蒙恩. 不審近
- 2′ 伏惟俯燭社稷生霊, 下情懇陳,
- 3 日、文瑞·仏善等、伏限邊使、不獲隨便 拜賀
- 3′ 之至
- 4 台庭. 伏增攀戀. 謹奉啓起居. 不宣謹啓.

注3 ----『敦煌遺書総目索引』p. 282 は P. 3197 表面の「捉季布伝文」のみ紹介し, 裏面については言及していない。

注 4 ---- Cf. 陸 1997, p. 477. 陸氏は「書函一通」と題して、13~17行(15'行目の書き込みは除く)のみを移録している。

(B)

- 1 都頭陰某乙 状上
- 2 司空 衙
- 3 右某乙等,奉使甘州已作留滞,去正月
- 4 二日, 押衙氾幸仏等三人至, 伏蒙
- 5 司空遺賜委曲存曲. 文瑞・仏善等九
- 6 族生霊、無任致思感恩荷戴、況兩
- 6′ 已前所有
- 7 地兩界事宜, 並先報覆稟達. 去時
- 8 諮聞, 伏計 上達. 自後其他世界
- 9 准舊平寧, 去十二月廿日使到, 成都督般次
- 10 入奏迴, 問 駕前消息, 亦無異説, 後至
- 11 正月十五日, 迴鶻宰相都督領大兵攻擊
- 12 竹盧·温末去東. 至廿九日却迴軍兵盈勝.
- 13 二月一日, 文瑞等面奉
- 14 可汗處分, 前後所殘沙州人使並許西迴,
- 14′ 一伴
- 15 通和兩地途路. 其月十一日. 于闆有使人到
- 15′ 天福拾乙巳歳正月十
- 16 □沙州,物(=惣)于闐兵馬向甘州作賊因屯,
- 17 文瑞等不得迴帰. 亦有世界微細事理,
- 18 並來人氾幸仏等口申, 穩足□□, 謹録状
- 19 上.

2. 和訳

(A)

文瑞らが申し上げます. 仲春漸く暖かくなりまして, 謹んで司空さまのご機嫌をおうかがいいたします. 常日頃, 私たちは司空さまのご恩を受けております. 近頃 (のご様子は) 存じ上げませんが, (ただ無事に) 国家や民衆を上覧されますことを, 私たちは心より申し上げます.

文瑞・仏善らは期限を限って辺境 (=甘州) へ使いし、自由に司空さまの官衙に拝賀することがかなわず、司空さまを慕う心を強めております。謹んでお手紙をあなたさまに差し上げます。不 官謹啓.

(B)

都頭の陰某が、司空さまのもとに書状を差し上げます.

右、某らは、大使の任命を受け甘州に留まっております。去る正月2日、押衙の氾幸仏ら3人がやってきまして、謹んで司空さまからの贈り物とお手紙を頂戴しました。文瑞・仏善らの親族一同は司空さまに思いを馳せ、そのご恩に感じ入り恐懼しております。

さて、沙州と甘州の両世界のこれまでのあらゆる事柄につきましては、すべて以前にご報告申 し上げました。さきごろのお尋ねごとにつきまして、謹んでご報告いたします。

その後の沙州以外の世界はこれまでどおり平穏でございました。去る 12 月 20 日に(ウイグルの入朝)使が甘州へ到着しました。成都督のキャラバンが(中国の)朝廷に入奏して戻ってまいりました。朝廷のご様子をおうかがいしたところ。お変わりございませんとのことです。

その後に正月15日になって、ウイグルの宰相や都督らは大軍を率いて竹盧・嗢末を攻撃する ために東方へ出立しました。29日に帰還したウイグル軍は勝利に満ちあふれていました。

2月1日, 文瑞らは可汗に拝謁してご判断を受けましたところ, この前後に甘州に残っていた沙州の使者たちは, みな西 (=沙州方面) へ帰還することが許されまして, 沙州・甘州間の道路は開通しました. (ところが) その月の11日に, 1組の于闐 (=コータン) の使節が沙州に到着して, 彼らは于闐の兵馬を率いて甘州方面にて賊を働き, ここにとどまりましたので, 文瑞らは帰還することができません.

また甘州についての詳しい事柄につきましては、すべて使いの氾幸仏らに口頭報告させます。 穏足□□、 謹んで状を録して上す。

3. 語註

A-2~3「不審近日」: 敦煌文献の漢文手紙文書の用例からすれば「不審近日尊体何似」(ちかごろ, あなたさまのお体のいかがなるかを存じ上げません) とあるべきで, これは手紙文書に頻出する先方の健康を尋ねる表現の一部である. またこの後には「伏惟…」で始まる表現が続くはずであり, 2′行目の書き込みはこの「不審近日」の後に続く文と思われる. 参考として, 以下に(A)文書と同じ季語を有する手紙文書の1例を挙げる.

- P. 2621v 「帰義軍曹議金期書儀 |
- 1 仲春漸暄, 伏惟常侍尊體起居萬福, 即日某乙蒙恩,
- 2 不審近日尊體何似。伏惟善加順節保重。下情
- 3 所望 謹状
- A-2′「下情懇陳」: 漢文手紙文書の用例からすれば、「卑情懇望」 (S. 529) 「下情所望」 (P. 2621v) 「遠誠所望」 (S. 4362) などと最後は「望」がくることが予想されるが、本文書を実見したところでは、最後の文字のつくりが「東」 に見え「望」とは読めない。
- A-4「起居」: この「起居」は1行目のように相手のご機嫌ではなく, 明らかに手紙の受取人を指している. 同じ用例は手紙文書 S. 4362 の終わりの部分「因りて人を起居に往かしめ、単書を起居に空附す」からも確認される. その他、漢文手紙文書 S. 529, S. 2241, P. 4005 などにも同じ表現が見られる.
- B-1「都頭」: 都頭は, 節度使に属する幕職官の1つで節度使下の軍を統率する軍将であるが, 県あるいは鎮の軍事長官や外国への使節の任を帯びた官員に与えられる加官でもあった. また 馮培紅氏によれば, 帰義軍期に使節の任を帯びた官員が有する肩書きは使頭・押衙・都頭の3 つであり, (B) 文書 4 行目に現れる氾幸仏の肩書きもこれに適うものである. Cf. 鄭 & 馮 1997, pp. 84-91; 馮 1997, pp. 108, 124-130.
- **B-4**「委曲存曲」: 委曲は長官が配下の者に与える,手ずから書いた書状・文書を指す. 存曲は未詳だが,存には「ねぎらう,安否を問う」という意味がある. またこの時代,手紙は贈り物を添えて贈ることが通例であったことを考えれば,「遺賜」に対して「委曲存曲」ひとまとまりで書状を指すのであるう.
- **B-12**「竹盧」: このような部族名あるいは地名は知られていない. ここでは嗢末と同じく部族名と考える.
- B-12「温末」:『新唐書』吐蕃伝の伝えるところでは、嗢末(温末)は河西地域一帯に住みついていた吐蕃の奴部である。861年頃に涼州を回復した帰義軍節度使張議潮の上表(S. 6342)には、涼州は吐蕃と吐谷渾が雑居し嗢末が往来を遮っていることを伝え、また S. 389「粛州防戍都状」や P. 2569「光化三年(887)官酒戸文書」には「涼州温(嗢)末」という表現が見え、嗢末はこの時代涼州を中心として活動していたことが確認される。
- **B-14**′ 「一伴」: 一伴は合わせて 1 文字のようにも見えるが, P. 2992v-3 「長興二年 (931) 帰義軍節度使曹議金致甘州順化可汗書」に「一伴般次」という用例がある.

B-18~19「謹録状上」: (B) 文書の最後の4文字は極めて判読しにくいが、状式文書の本文の結句パターンからこのように復元できる。状の書式については後述する。

Ⅱ. 古文書学的情報

1. 文書の形態

P. 3197 は漉き縞の見えない薄手の極上質紙 10 紙から成る巻子本である. 筆者の計測によれば、全体の寸法は紙幅が 27.4 cm から 28.2 cm、全長が 391.9 cm となっている. 文書の表面は縦横に折り目をつけて罫線の代わりとし、長篇叙事詩「捉季布伝文」が上下 2 段組みで書写されている. 縦折りの罫線は 1.6~1.8 cm 幅でほぼ均等・垂直ときれいな折り目である. また、料紙の中央には幅 2.6 cm の間隔で横折りの線が 2 本あり、上下段を分かつ段間の役目を果たしている.

他方, 裏面は手紙の草稿や詩文, 習字などの書き込み 10 点があり, 上下方向も様々である。また, いずれの筆跡も表面のそれと一致しない。本稿の主題である (A)(B) 文書は, 裏面の7 紙目から8 紙目にかけて書写されており, (B) 文書 5 行目に紙縫がある。(A) 文書の前半は楷書体だが途中から文字が崩れ, 終わりになるにつれて草書体に近くなる。(B) 文書は (A) よりは文字が大きいが, 草書体で書かれている。ただし, 15′行目の日付のみ別筆で楷書体となっている。両方とも末尾の日付や発信者名を欠いており書式から見て不完全であるため, 草稿と思われる。このような草稿の類のために, 普通では使用されることのない極上質紙を用いたとは考えにくく, まず表面の「捉季布伝文」が作成され, しかる後に (A)(B) 文書などの草稿として裏面が二次利用されたと考えるのが自然であろう。

2. 書式・機能

冒頭からわかるように、(A)(B) 文書それぞれの発信者は文瑞,都頭陰某となっており、また文瑞の名は両方に現れる。彼は名のみで姓を記していないことや文脈からして両者は同一人物であり、都頭陰文瑞なる人物が発信者とわかる。また、文瑞とともに現れる仏善はその随行員と思われる。他方、帰義軍節度使が帯びる称号に司空があることを考えると、受信者は(A)(B) 文書とも帰義軍節度使である。

一読してわかるように、本文書は使節の任を帯びて甘州に行った陰文瑞が、その地から帰義 軍節度使に宛てて書いた書簡の草稿である。本文書が敦煌莫高窟で発見されたことを考慮す れば、陰文瑞は「捉季布伝文」の裏面を報告書などの草稿に利用したあと、そのまま敦煌まで持ち帰ったと思われる。また本文書は敦煌では珍しい極上質紙であることから、陰文瑞は中原から伝来した「捉季布伝文」を甘州で入手し、その裏面を再利用した可能性もある。

まず、(A) 文書は私信形式をとっているが、ここに見える時候の挨拶や受取人への呼びかけ等、類似の表現は敦煌文献中に数多く残されている書儀や手紙文書の実例から確認できる。手紙文書の実例と(A) 文書とを比較すると、本文書は本文のみで最後の日付・発信者名・脇付けを備えていないことがわかる。また、(A) 文書前半にある時候の挨拶表現は、漢文手紙文書と帰義軍時代以降に作成されたチベット語手紙文書に共通してみられるものである(注5)。 帰義軍の官員が節度使への報告に際して、公文書ではなくこのような私信形式を用いる事例もある(P. 2968「入朝使致司徒・司空状」(注6)・P. 3016v「天興七年十一月于闡廻礼使索子全状」「天興九年九月□富住状」(注7))。

一方, (B) 文書は冒頭の発信者名の下に「状もて上す」とあり,文書の宛先に「状」という形式で発信していることから,状と呼ばれる文書様式であったことがわかる(注8). 唐代公式令によれば,状は官人が皇帝やその近臣に対して用いる上行文書と規定されているが,実際には地方官府においても用いられていたことが敦煌・吐魯番文書などから確認される. 後の宋代では,皇帝に対する奏状式と官人・官府が所管の上級官府へ上申する申状式の2種類の状が規定されている. 唐代公文書の検討をされた中村裕一氏は,実例を用いながら唐代公式令の定めるとこ

注5 —— Cf. 武内 1986, pp. 579-588. 武内紹人氏によれば、時候の挨拶表現をもつチベット語手紙文書 (タイプⅢあいさつパターンⅡ) は 帰義軍時代の漢文手紙文書の影響を受けて作り出されたものである。 一例として以下に同じ形式の P. T. 1189 の冒頭挨拶部分を挙げる。

^{//} ha se cer to thyen the'i wong gyi zha sngar // sug cu'i dbang po si to gyis mchid gsol ba' / thyen the'i wong gyi zha snga nas // dgun tshigs mtha' ma la bab ste // da cung dgung lhags che ba dang // byang ngos kyi btsan 'bangs mang po la mnga' mdzad pa'i thugs khral gyis rab tu 'o brgyal na // rin po che sku gnyen po las snyun bzhengs sam ma bzhengs // mchid yi ge las snyun [g]sol zhing mchis //

河西節度天大王(=曹元忠)の御前に、粛州の領主である司徒(=曹延恭)が書状を差し上げます。天大王の御前におかれてましては、冬季の終わりになり今なお寒風が強く、(河西)北道の多くの臣民を統治なさることの心労によりとてもお疲れであれば、尊きお体よりご病気が起こりましたかどうか(=ご病気になられましたかどうか)、書状によっておうかがいいたします。

注6 — 写真:『教煌宝蔵』 125, p. 475, 録文: 趙 1997, pp. 299-301. P. 2968 の年代や司空・司徒の比定については森安 2000, pp. 41-42 を参照. P. 2968 文書は, 974 年に帰義軍節度使から宋朝へ派遣された入朝使が, 往路途中の甘州より司徒(曹延恭)・司空(曹延禄)に宛てた書簡で, 使者が甘州で足止めにされて前進できないため, 曹延恭らに打開策を図ってもらうよう奏上している内容である.

注7 —— 写真:『教煌宝蔵』 126, pp. 41-42, 録文:『真蹟釈録』 4, pp. 404-408. これらは 956 年, 958 年にコータンへ赴いた使者たちの報告書で、コータン皇帝・皇后に謁見した様子などを述べたものである。 ただし前者の索子全状は沙州に帰還した後に作成されたものであり、 また両者とも節度使ではなく指揮都衡らに宛てられている.

注8 —— 状の種類・書式・機能については、中村 1991a, pp. 406-451, 特に pp. 437-439; 1991b, pp. 13, 323-349(進奏院状), 350-372(行状); 1992, pp. 564-565; 1996, pp. 102-107, 183-186を参照.

ろの状様式を復元した後、それが宋代の奏状式と同一であること、さらに唐代には申状式に相当 する状も存在したことを指摘している(注9).

ところで、敦煌で用いられた公文書のうち、状と同じく上行機能を有するものに牒がある(注10). 牒は、唐代公式令の規定によれば官人の用いる上行文書とされているが、敦煌においては上行のみならず下達・平行にも用いられ、「状とともに、公私にわたって広く用いられた文書」(注11)であった。宋代になると、牒は統属関係にない官府間の通達に用いる書式と定められている。さて、中村氏は敦煌の公文書様式を検討する中で、状は牒と同じように多用された文書様式であることを指摘したものの、それらの書式や機能の相違点については明確にされなかった。また中村氏が行った敦煌の公文書様式の検討は、あくまでも唐・五代の地方官衙における状様式の分類・復元を目的としているため、11世紀初頭まで続く帰義軍政権の中で状がどのような機能を与えられたかという視角は弱いといえる。

このように敦煌文献中の帰義軍時代の状は、その書式や機能についてまだ充分な解答が得られていない。宋代の申状式にあたるものが唐代にも存在したという中村氏の見解を受ければ、(B) 文書のように帰義軍管内で用いられた状の書式もまた、この申状式と同一であると予想されるが、この点についてもいまだ検討は加えられていない。もちろん状という文書様式全体を解明するには、7世紀~8世紀前半の吐魯番出土唐代公文書の利用が必要不可欠であり、さらに盧向前・中村裕一両氏の唐代牒式文書に関する成果を取り込んで多角的に論じる必要がある。とはいえ、それらは本稿の目的とするところではないため、ここでは(B) 文書を含む帰義軍時代の状を復元するにとどめ、詳細は後日を期すこととしたい。

まず、「状」と呼ばれる敦煌文書の実例を挙げ、(B) 文書が本来どのような書式であったかを 把握する必要がある. 次に挙げる P. 2222B 文書「咸通六年(865) 燉煌郷百姓張祇三等状」 (注12) は首尾完存する状の 1 つである.

- 1 燉煌郷百姓張祇三等 状
- 2 僧詞榮等北富鮑壁渠上口分地六十畝
- 3 右祇三等 司空准 勅矜判入郷管,未
- 4 請地水. 其上件地主詞榮口云, 其地不辦承料.

注 9 ——— 中村 1991a, pp. 438-439.

注 11 --- 中村 1996, p. 107.

注 12 —— 写真:『敦煌宝蔵』 117, p. 466, 録文:『籍帳』p. 572 (No. 278):『真蹟釈録』 2, p. 28.

- 5 伏望
- 6 将軍仁明監照, 矜賜上件地, 乞垂 處分,
- 7 牒,件 状 如 前,謹 牒.
- 8 咸通六年正月 日百姓張祇三謹状.

P. 2222B は張氏節度使時代の状で、その内容は敦煌郷の百姓の張祇三が、後に第二代帰義軍節度使となる将軍張淮深に口分地(注13)の支給を求めた訴状である。このように敦煌の状の利用者は官吏に限定されるものではなく、状は官民を問わず利用される上申文書であったといえる(注14). (B) 文書と P. 2222B とを比較すると、①冒頭に発信者が記され、やや間を空けてその下に「状」とあること、②次行に宛先ないし事書(ことがき)がくること、③さらに次行に本文が「右…」で始まり、かつ発信者よりも低い位置から書き始められていることが共通している。そして(B) 文書にはない特徴として、本文の結句の後に④冒頭の発信者と同じ位置から「牒、件状如前、謹牒」と記し、⑤さらに改行して本文よりも低い位置から年月日と発信者姓名、そして最後に状と記すことが挙げられる。実はこのような 5 点の特徴のうち②を除く 4 点は、冒頭に「状/状上」とある文書のほとんどに共通しているのである (後掲「表 1] 参照)。

[表 1] は『初稿I』、『真蹟釈録』、『籍帳』に収録されている官衙に提出された帰義軍期上申文書のうち、冒頭の書式が(B) 文書と同じものを、上記の特徴ごとに分類・整理したものである。この表によれば、宛先や事書は必ずしも必要な要素ではなく、さらに最後の日付・発信者名の下には牒と書く例も存在するが(注15)、時代や発信者に関係なく前述の①、③、④、⑤はほぼ共通しており、これらは状の書式要素といえる。また、本文の結句は「謹録状上/伏請(聴)処分/裁下処分」の3パターンがあることが確認できる。ただし、文書の欠損ではなく④が全く記載されていない文書も存在するが、いずれも(B) 文書と同じく⑤を欠いているために、実際に使用されたものではなく草稿と思われ、この結論に支障をきたすものではない。

すでに述べたように、敦煌の状は宋代申状式に相当すると予想される. それでは、この結果を踏まえたうえで、敦煌の状と申状式とを比較しよう. まず司馬光撰『書儀』巻1(叢書集成初編, p. 3)所収の申状式を提示する.

注 13 ---- 敦煌の口分地は永業田と並称される均田制の土地名称ではなく、私有地一般を指す、この場合の口分とは個人あるいはその家族に所属する私有物を意味する. Cf. 池田 1975, pp. 13-15.

注 14 ---- 中村 1996, pp. 105-106. 仏教寺院において用いられる状も公文書の状と同じ形式である. Cf. 竺沙 1992, pp. 618, 621-622, 629-630 (pp. 629-630 の P. 3533 文書は牒とされているが、後述する状の書式要素に合致しているためこれも状に含める).

注 15 ----- この点についてはすでに中村 1996, pp. 101, 107, 185 で言及されている.

申状式

某司 (自申状則具官封姓名)

某事(云々) (有事因則前具其事无所因則便云右某)

右(云々)謹具状申(如前列数事則云右件状如前云云)某司謹状.(取処分則云 伏候指揮)

年月 日具官封姓名(有連書官則以次列銜)状

〔後略〕

申状式には冒頭の「状」字がないものの、上で見た①、②、③、⑤の特徴は一致している. 相違点は、④「牒、件状如前、謹牒」の一句が欠けている点である。先行研究においてこの 牒様式を連想させる「牒、件状如前、謹牒」について説明を加えたものは数少ないが (注 16)、宋代典籍史料にその起源を見ることができる。貴人に面会を求める際に差し出す名刺を門状と呼ぶが、沈活撰『夢渓筆談』補筆談卷 1 (1088~1095年成立) はこの門状に「牒、件状如前、謹牒」と書く由来を伝えている。『夢渓筆談』にはすでに梅原郁氏の訳注があるので以下に引用する (注 17)、「現在、『門状』に『牒件状如前、謹牒』と称するのは、これは唐代の人が都堂(政事堂)で宰相にまみえる時の礼式である。唐代の人が宰相にまみえると、挨拶、謝礼などから、先に事柄の原因をきちんとそろえ、処分を上申するなど、ことは一つではない。だから『件状如前』(一件一件の事状はこのようであります)と称する。宰相がこの申状 (注 18) の後に『引』と判語を書いて、はじめて面会が許される。

以上は門状における「牒,件状如前. 謹牒」の由来であったが,葉夢得撰『石林燕語』巻3(1123~1128年成立)_(注19)は,地方官府などにおける門状が公文書の状と同じ様式を備えていたことを伝えている.

注 16 —— 中村氏は「際,件状如前. 護牒」までも本文とみなし、この「件状」が状様式を指すものとしている。一方,池田温氏は「件状」を「ことがら」と解釈するが、こちらは次に挙げる『夢渓筆談』補筆談巻一の説明と一致している。Cf. 中村 1996, pp. 104, 185;池田 1975, pp. 8, 10.

注17 —— 梅原郁訳注『夢渓筆談』全3巻, 平凡社(東洋文庫), 1979-1981. 該当部分は第3巻, p. 116. 原文は以下のとおり、「今之門状, 称『牒, 件状如前. 謹牒』、此唐人都堂見宰相之礼、唐人都堂見宰相, 或参辞謝事先具事因, 申取処分. 有非一事, 故称『件状如前』宰相状後判引, 方許見』(『夢渓筆談校証』世界書局版, p. 897).

注 18 --- 原文はただ「状」とあり、ここでは司馬光『曹儀』等に見える申状式でなく、門状を指すと思われる。 前注 17 参照、

注 19 --- この 『石林燕語』 や次に挙げる 『雲麓漫鈔』は、梅原訳注 (p. 117) や 『夢渓筆談校証』 (世界書局版, pp. 897-898) にこの条文の関連記事として既に言及があるが、状式の復元についてまでは述べられていない。

唐旧事,門状,清要官見宰相及交友同列往来,皆不書前銜.止曰「某謹祗候」,「某官謹状」.其人親在,即曰「謹祗候」,「某官兼起居謹状」.「祗候」·「起居」不並称,各有所施也.至於府県官見長吏,諸司僚属見官長,藩鎮入朝見宰相及台参,則用公状,前具銜,称「右某謹祗候」,「某官伏聴処分」,「牒,件状如前. 謹牒」.此乃申状,非門状也.元豊以前,門状尚带「牒,件状如前」等語,蓋沿習之久,後雖去.而「祗候」·「起居」並称,猶不改.

唐代のしきたりでは、門状は、高官が宰相にまみえる場合や友人・同輩のやりとりにおいては、すべて以前の官位を書くことはしない。ただ「某謹祗侯」、「某官謹状」と書くだけである。相手が親しい間柄ならば、「謹祗侯」、「某官兼起居謹状」とし、「祗侯」・「起居」を同時にいうことはなく、それぞれに用いられる。府や県の官が長吏に、諸司僚属が官長に、藩鎮が入朝し宰相にまみえる際、あるいは御史臺に参上する際には公文書を用い、前に官職を明記し「右某謹祗侯」、「某官伏聴処分」、「牒、件状如前、謹牒」という。これは申状であり、門状ではない。元豊以前は、門状はやはり「牒、件状如前」等の言葉を帯びていたが、それは昔からの慣わしなのであろう。後にそれらの語を取り除いたが、「祗侯」・「起居」の語はともに称して、依然として改められていない。

このように府県官、諸司僚属、藩鎮が用いる門状は申状と同一であり、「牒、件状如前. 謹牒」を用いるのは、唐代からの慣習であったことが判明した. さらに、ここに申状の要素として挙げられている「右某謹祇候」、「某官伏聴処分」、「牒、件状如前. 謹牒」は、先に検討した敦煌の状の要素と比較すれば、それぞれ本文冒頭、本文結句、末尾定型句に相当することは明白であろう.

さらに同様の記事が趙彦衛撰『雲麓漫鈔』巻4(1206年成立)にもあるが、こちらには宣和年間(1119~1125)に「牒,件状如前. 謹状」の一句が改められたと記録されている(注20).

『雲麓漫鈔』巻4(叢書集成初編, p. 107)

国初公状之制,前具官別行叙事,後云「牒,件状如前.謹状」.宣和以後,始用今制,前具官別行稅低叙事,訖復別作一行稅高云「右,謹具申聞.謹状」.

建国当初の公文書制度においては、最初に官名を明記して別行に事書を書き、後ろに「牒、

注 20 ———『梁谿漫志』巻 2,謁刺の条は謁刺(=門状)についての記事だが,政和(1111 ~ 1117)・宣和年間(1119 ~ 1125) に「牒, 件状如前. 護牒」が削除されたとある。原文:「熈・豊間,士大夫謁刺與今略同,而於年月前加一行,云『牒,件状如前. 謹牒』、後見政・宣聞者, 則去此一行」(上海古籍出版社、宋元筆記叢書、p. 21).

件状如前. 謹状」といった. 宣和年間以後, 現在の制度が用いられるようになり, 最初に官名, 別行にやや低く事書を記し, (事書が) 終わればもう一度別に1行を設けてやや高い位置から「右, 謹具申聞. 謹状」といった.

この史料では「牒,件状如前. 謹状」と最後が牒ではなく状となっているが,同じ末尾定型句であることに変わりはない. また,これまでに検討してきた状式の諸要素から察するに「叙事」とは事書のことで,さらに「右,謹具申聞. 謹状」とは本文の書き出し「右」とその結句「謹具申聞. 謹状」とを指している.

以上の記事によれば、唐代から北宋元豊年間までは状に「牒、件状如前. 謹牒」と記す慣例があり、宣和年間には廃止された. しかし『書儀』は元豊年間に編まれたものであり、すでに元豊年間には状様式の改変が行われていたと考えられる. 先に検討した敦煌文献の状は、より古い形の申状式に適うものであったのである.

以上から, 敦煌の状の書式はほぼ明らかになった. ところで, 注意すべきは今まで牒と呼ばれてきた敦煌文献も同じ形式を有することである. ここでは一例として P. 3412 文書を挙げる. この文書は帰義軍の東方に居住する甘州ウイグル・達怛 (タタール)・粛州の 3 者が粛州の大雲寺にて盟約を結び, ともに沙州を攻めんとしている状況を都頭安再勝たちが節度使曹延禄に知らせたもので, 従来の先行研究ではこの文書を牒と呼び慣わしている(注21).

- 1 都頭安再勝・都衙趙再成・李衍悉鶏等
- 2 右、今月廿日寅時、孔僧正・沙弥定昌・押衙
- 4 東消息、言説「回鶻・達怛及粛州家相合、
- 5 就大雲寺對佛設誓, 則説向西行
- 6 兵」,其僧正身患,且往三五日瓜州,将患
- 7 便取西来. 更有微細事理. 僧正等来
- 8 日分説. 謹具状陣(=陳)
- 9 聞. 謹録状上.
- 10 牒, 件状如前, 謹牒,
- 11 太平興国陸 (=六) 年十月 日都頭安再勝·都衙趙再成等

注 21 ——— 写真:『敦煌宝蔵』 128, p. 241; 饒 1985, pp. 286-287, 録文:『真蹟釈録』 4, p. 517; 仁井田 1937, p. 827.

この P. 3412 のような文書が牒と見なされてきた理由には、冒頭や末尾に「状」と記されないこと、加えて最後の日付・発信者の下に「牒」と書くパターンがあること、「牒、件状如前、謹牒」を牒式の要素と誤解されたことにあると思われる。そもそも牒式とは、『書儀』所収の牒式に、

牒式

某司牒 某司

某事 (云々)

牒(云々) (若前列数事則云牒牒件状如前云々) 謹牒.

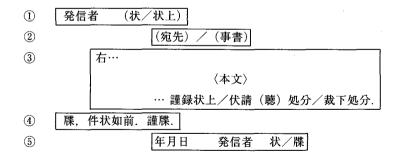
年月 日 牒

列位 (三司首判之官一人押枢密院則都承旨押)

〔後略〕

とあるように (注22), 冒頭に発信者及び「牒」を差し出す宛て先を明記し、本文を「牒…」で始めることを特徴としている。しかし、P. 3412 の本文の「右…」という書き出し、本文の結句「謹録状上」、「牒、件状如前、謹牒」の定型句(ただし P. 3412 では行頭は本文と同じ高さ)という要素はいずれも今まで検討してきた状と共通するものである。後掲の [表2] は P. 3412 と同じく冒頭と末尾に「状」がなく首尾完存する上申文書の一覧で、その多くは牒とされてきたものである。ここから全ての文書が状と同じ要素を持つことが確認できるであろう。また発信者は官民の別や時代的変化がないことも [表1] の状と同じであり、これらは全て状と見なしうる。

以上の検討から、敦煌帰義軍時代の状文書の書式は次のようにまとめられる。



注 22 ------ 盧向前氏によれば、敦煌・吐魯番出土の牒は唐代公式令のものよりも『書儀』に見える宋代牒式に近い. Cf. 盧 1986, pp. 349-350.

さらにこの結果を踏まえて敦煌文献を通覧すれば、帰義軍管内で公用された上申文書のほとんどは状であることに気づく. 詳細は別の機会に譲るが、帰義軍時代においては 牒と呼ぶべきものは帰義軍官員への補任文書(注23)や度牒(注24)といった下達形式の文書に限定されたと思われる.

Ⅲ. 文書内容の概観

本文書の発信者である都頭陰文瑞は駐在大使として数ヶ月以上も甘州に長期滞在し、さらに (B) 文書 7~8 行目によれば本文書を作成する以前にも、帰義軍節度使の求めに応じて甘州ウイグルの動向を報告していた。「伏して限りて邊使す」((A) 文書 3 行目)とあるのは、このようにただの使いではなく一定の期間を限って甘州に留まっていたことを指すと思われる。

次に (A)(B) 両文書の関係についてだが、(A) 文書 1 行目の「仲春漸く喧かく」とは 2 月上旬のことであり (注 25)、また (B) 文書も最後の報告内容の日付が 2 月 11 日となっていることから (A)(B) はともに同じ年の 2 月に作成されたものだとわかる。これより前、正月 2 日に、押衙氾幸仏が陰文瑞宛ての司空節度使の書状と贈り物を携えて甘州に到着しているが、本文内容から察するに (A) 文書はその返礼として作成されたもので、「随便に台庭に拝賀するを獲ず」 ((A) 文書 $3 \sim 4$ 行目)とは、時期から推して年賀の挨拶をなしえなかったことを意味するのであろう。また敦煌の有力氏族に陰氏があるので (注 26)、正月に到着するようわざわざ氾幸仏を送り出した理由もそこにあると思われる。もちろん氾幸仏の任務はそれだけではなく、司空の「去時の諮閒」 ((B) 文書 $7 \sim 8$ 行目)を伝えることが本題であったに相違ない。

さて、その求めに対し、陰文瑞は最初に甘州一帯が平穏無事であることを伝えたのち、大きな出来事として、① 前年 12月20日の甘州ウイグル入朝使の帰着と中原王朝の宮廷情勢について、② 年が明けた正月15日~29日にウイグル軍が涼州方面にいる竹盧・嗢末を攻撃、③ 2月1日、沙州の使者の帰還許可、④ 2月11日、于閬使が沙州に到着した後に甘州方面で略奪行為を行ったこと、そしてその結果として発信者である陰文瑞らの帰還が不可能となったことを報告している。②の嗢末は涼州付近で活動するチベット系部族である(語註 B-12参照)。ここにはウイグルが唱末を攻撃した理由が示されていないが、918年に帰義軍節度使曹議金が霊州令

注 23 —— Cf. 中村 1992, p. 576.

注 24 —— Cf. 竺沙 1992, pp. 589-594.

注 25 —— Cf. 周 & 趙 1995, pp. 118-119.

注 26 —— 池田 1965, p. 32; 土肥 1980, pp. 254-255; 姜 1994, pp. 21-24.

公と涼州僕射に宛てた書簡に、916年の出来事として「前載、可汗の旨教を得て、始めて朝貢 専人を差はすも、僕射の恩沢を蒙らず、中路嗢末の剽劫を被る(P. 2945)」(注27)と涼州付近 で帰義軍の入朝使が嗢末の被害に遭ったことが記されている。また嗢末とは書かれていないが、帰義軍節度使の入朝使が涼州にて被害に遭ったため、ウイグル可汗に事件の調査を依頼する 書簡もあり (P. 3151, P. 3272v)、ウイグルが嗢末を攻撃したのも中原への交通路を確保する狙いがあったと考えられる。このように、④だけは陰文瑞本人に関係する事件であったが、①から③ は中原への交通や使節の往来についての内容である。

Ⅳ. 文書の作成年代と時代背景

最後に、本文書の作成年代と時代背景について考察する。 甘州ウイグル王国が成立したのは遅くとも 890 年代のことであるが (± 28) 、さらに、(B) 文書 15' 行目の書き込みを含めた、P. 3197 裏面にある以下の日付から作成年代を 10 世紀と推測できる.

- ①: P.3197v-2 「天福伍年庚子歳 (941) 十二月廿日」
- ②: P.3197v-5 「丙寅年 (966) 六月十七日」
- ③: P.3197v-7 「天福拾乙巳歳(945) 正月十」……(B) 文書
- (4): P.3197v-8 「大宋乾(寧)四年歳次丙寅(966)六月十七日|

しかし、本文書の年代決定において何よりも有力なのは受信者の称号の司空であろう。栄新江氏によれば、甘州ウイグル成立後に司空の称号を帯びた帰義軍節度使は、曹議金(924頃~925年)、曹元徳(933頃~939年)、曹元深(939~941年)、曹元忠(947~949年)の4人であり(注29)、作成年代はこの4者のうちいずれかに絞られる。ところで、③「天福拾乙巳歳(945年)正月十」とあることから、一見するとこれこそが本文の作成年代に直接関係するかのように思われる。しかし司空号の年代とこの945年という年は全く符合しない。さらにこの日付のみ筆跡が本文と異なっていること、15′行目前後は「正月」でなく2月の事件について述べている箇所であることを考え合わせれば、この日付は本文と関係なく後に書き込まれた一文と考ええるべきである。ただし、先にあげた4つの候補のうち、曹元忠の司空在位期間、すなわち947

注 27 ——— この 916 年の入朝は失敗に終わったが、 918 年に霊州令公と涼州僕射の斡旋を受けて入朝を果たしている. Cf. 『帰義軍史』 pp. 15-16, 238, 310.

注 28 — 森安 1980, p. 306; 栄 1986, p. 31.

~949 年間のみがこの「天福拾乙巳歳(945年)正月十」よりも後の日付となっている。仮に司空を曹元忠と仮定した場合、作成年代よりも前の日付を後から行間に記入することはきわめて不自然であることから、曹元忠の司空は検討の対象から外すべきであろう。

それでは3つに絞られた司空のうち、いったいどれが本文書にふさわしいのであろうか。陰文 瑞が甘州に長期滞在していること、また複数の帰義軍の使者が沙州・甘州間を往来していると いう本文書の内容を考慮すれば、沙州・甘州間には安定した関係が築かれている時期であることは疑いない。以下、該当時期における両者の関係について見てみよう。

栄新江氏の検討によれば、曹議金の司空在位期間は924年から925年のわずか2年間だが(注30)、この924年前後は、甘州は国内が3つに分裂する内乱状態の時期にあたっている。これより先、916年に曹議金は甘州ウイグル可汗の娘を娶ってウイグル可汗と父子関係を結び、甘州ウイグルとともに中原王朝へ入朝使を送っていた。しかし920年の可汗の死を契機にウイグルでは可汗の跡目を争う内乱が勃発するや、それによって沙州と中原の交通が途絶えてしまった。このような状況下で、曹議金は924年のウイグル可汗交替の好機に乗じ、中原との交通を回復する目的で924年後半から925年初頭にかけて甘州へ出征していたのである(注31)。ところが、本文書に甘州の政変を示す言葉は見当たらないばかりか、(B)文書6~7行目に沙州と甘州の両世界の関係は以前と変わりないと伝えていることから、曹議金が司空であったこの時期は全くふさわしくないといえる。

次の曹元徳は、節度使就任以前の933年には既に司空を称していたことが確認されている(注32). しかしながら、仮に作成年代を曹元徳の節度使就任以前とするならば、この手紙は当時令公ないし大王を称した曹議金に宛てられたはずである。そのため司空を曹元徳とするならば、その期間は彼が父議金の跡を継いで節度使に就任する935年以降となる。さて、曹議金の甘州ウイグル出征以後、928年に即位した甘州ウイグルの順化可汗の治世期間(928~933年)両者の関係は再び安定期に入り、930年には曹議金自ら甘州へ赴き、甘州ウイグルの順化可汗との会談を果たしている(注33). ところが、933年に順化可汗が、935年に曹議金がこの世を去ると

注30 — ただし、924年5月に曹議金が後唐朝廷より節度使検校司空を授けられるより前、924年3月に議金は既に自ら司空を称している(S. 5981、『帰義軍史』 p. 100). 帰義軍節度使の称号は既に自称していたものを後に中原王朝に認可してもらう傾向があり、藤枝「節度使始末(四)」 p. 75: 『帰義軍史』 p. 119:森安 2000、p. 70)、司空の称号は924年以前に遡る可能性がある。もし彼の司空位が923年、つまり甘州に遠征する以前からだとしてもウイグルの内乱時期にあたっており、やはり甘州へ使者を派遣する状況にはなかった。

注 31 ——『帰義軍史』pp. 309-327.

注 32 —— 『帰義軍史』pp. 104, 107.

注 33 ——— この会談を示す史料 P. 2992v-3 については, Hamilton 1955, pp. 117-121; 藤枝「節度使始末 (四)」 pp. 63-64; 森安 1980, pp. 316-318; 『帰義軍史』 pp. 328-329 を参照.

状況は一変し、突如として両者の関係は非友好的なものとなった。その契機となったのが、935年の沙州へ帰還する途中の入朝使梁幸徳が甘州にて殺害されるという事件である(注34).この一件以降再び中原への道は閉ざされ、937年11月には曹元徳自ら軍を率いて状況の打開を試みているが、どうもこれは失敗に終わったらしい(注35). 典籍史料からは曹元徳の治世において中原へ入貢した形跡はうかがえず、逆にこの期間は西ウイグル王国を介して遼に入朝しているからである(注36).

ところで、陸慶夫氏は司空の在位年代には言及していないものの、曹元徳が梁幸徳の一件について文瑞らを派遣し甘州との交渉にあたらせたとして、本文書の内容をこの935年に比定している(注37). しかし(A)(B)文書を見れば明らかなように、本文書には935年という年代を決定する要素は何もなく、陸氏の説には首肯しかねる。また仮に陸氏の説を受け入れたとしても、(A)文書の作成された2月上旬、あるいは(B)文書の押衙氾幸仏が甘州に到着した正月2日においては、節度使(曹議金)の称号は大王または令公大王となるべきで(曹議金は同年2月10日に死亡)本文書の称号と一致しないのである。このときすでに病床にあった大王曹議金に代わり司空曹元徳が政務を代行していたため、宛て先を司空(曹元徳)としたという可能性も考えられるが、文面にまだ存命中の大王の名を記さないことは不自然であると思われる。

以上見てきたように、曹議金・曹元徳が司空であった時代はちょうど甘州との没交渉期にあたっていた。それでは、残る曹元深はどうであろうか。

曹元深が司空を称したことが確認されるのは 940 年 3 月 (P. 2692), 同年 4 月 (莫高窟第 412 窟銘文) のみで, 2 年後の 942 年 7 月には「節度使検校司徒兼御史大夫」と名乗っている (S. 4363). また P. 2032 「浄土寺破歴」からは 939 年 6・7 月から 11・12 月の間に兄の曹元徳が司徒から太保に昇進しており(注38), それに合わせて曹元深も司徒に任ぜられたと思われる. つまり, 可能性としては, 939 年後半から 942 年初頭までが曹元深の司空在位期間といえよう. さて. この時期は久方ぶりに中原への入朝がかなったときであった. 後晋は 938 年 12 月に

注 34 —— 『帰義軍史』pp. 20, 329-331.

注 35 —— 『帰義軍史』 pp. 21, 322.

注 36 —— 森安 1980, pp. 320-321.

注 37 — 陸 1997, p. 477 はこの梁幸徳殺害事件を 934 年としている。しかし梁幸徳の死亡年代については既に栄新江氏の検討があり、それによれば梁幸徳は 934 年正月に後唐の宮殿に到着し,同年 7月に帰国を許され,翌 935 年 4 月頃に甘州にて殺害されている. Cf. 『帰義軍史』 pp. 19-20, 329-331.

注 38 ---- Cf. 『帰義軍史』pp. 109-110.

コータン王李聖天を冊封するために冊封使張匡鄴らを派遣しており(注39), このとき彼らは甘州・沙州を通過してコータンに到着している。往復に4年を費やしたこの使節団の旅程に関しては森安孝夫氏の詳細な検討がある(注40). それによると,彼らは約1年をかけて翌939年後半に甘州を経由して沙州に到着している。彼らを出迎えたのは司空曹元深であり,病床にあった曹元徳は正式に節度使に任命され太保へ昇進した(元徳はこの後まもなく死亡する). またこの時に曹元徳からの答礼使あるいは張匡鄴の部下が中国に戻り,曹議金死去を朝廷に伝えている(注41). 張匡鄴らはさらに1年後の940年後半になってようやくコータンに到着した。その帰路は往路と同じく2年をかけて,コータンの答礼使,曹元深と弟曹元忠の朝貢使,さらに甘州ウイグルの朝貢使とともに,942年12月に後晋朝廷に帰着している。このように,この期間に二度(曹議金死亡の知らせを伝えたのが張匡鄴の部下であるならば一度)帰義軍の使者が甘州を経由して後晋へ赴く機会があり。これが契機となって帰義軍と甘州ウイグルの関係が緩和されたと思われる。

ところで、この結論を踏まえたうえで改めて (B) 文書の報告内容を見直せば、最後の 2 月 11 日に関する報告は張匡鄴に同行するコータン王国答礼使のキャラバンに関することに相違ない。 さらに、森安氏はわずか 4 行の P. 2213 Pièce 文書の考察から帰路につくこの張匡鄴一行が 942 年 2 月 5 日に敦煌に逗留していたことを突き止めている $({}_{\dot{1}}42)$. この年は曹元深の司空在位期間に該当することから、942 年に (B) 文書が作成されたと考えられる。ただし、この (B) 文書にはコータンの使者以外には言及がないので、彼らは張匡鄴とは別行動で先に甘州へ進んだのであろう。 北宋期の西域の旅程を記した「西天路竟」 (S. 383) によれば、沙州~甘州の所用日数は通常の馬行で 12 日であり (${}_{\dot{1}}43$)、駅馬を利用した急使ならばさらに短い期間で甘州まで行くことができるであろうが、特に急ぐ必要の無い張匡鄴らが 2 月 11 日には甘州方面に姿を現したとは考えられないからである。

以上の検討から本文書の司空は曹元深であり、(A)(B) 文書は 942 年 2 月に作成されたことが明らかとなった。 ただし中原との交渉が再開しウイグルとの関係もやや 好転したとはいえ、 帰義

注 39 — これより先,同年9月にコータン王国と甘州ウイグル王国は同時に後晋朝廷に使者馬継栄を派遣しており(『旧五代史』巻 77,中華書局版, p. 1018:『新五代史』巻 8,74,中華書局版, pp. 83,917)、このコータン使は沙州を経由して甘州へ行きそこでウイグル使とキャラパンを編成したと思われる。また,この前後は沙州が中原王朝でなく遼に入貢していた時期であり(前註 36 森安論文参照)、この時点で沙州と甘州の関係に変化が現れた可能性は少ない。

注 40 —— 森安 2000, pp. 66-69.

注 41 ———『旧五代史』巻 79, p. 1038:藤枝「節度使始末(三)」p. 66:「帰義軍史』pp. 105, 333:森安 2000, p. 66. この知らせは翌 940 年 2 月に後晋朝廷にもたらされる.

注 42 — 森安 2000, pp. 65-70. P. 2213 Pièce は張匡鄴が「太傅」曹元深に宛てた書簡の末尾部分である。

注 43 — 原文:「(甘州より)又西行五日至粛州. 又西行一日至玉門関. 又西行一百里至沙州界. 又西行二日至瓜州. 又西三行日至沙州」. 本文書を検討した中村氏によれば, 西域の旅程は馬行で1日平均100里弱である. Cf. 中村1991b, pp. 476-477.

軍の使節が直接入朝することはまだ不可能であり、甘州ウイグルを仲介者としての交易を余儀なくされた。 帰義軍と甘州ウイグルの関係が完全に回復するには、955年まで待たねばならなかったのである(注44).

おわりに

本稿ではこれまで十分に紹介されることのなかった P.3197v-6, v-7 の 2 通の書簡を取り上げ、その性格と歴史的背景について基本的考察を加えた. その結果、本文書は帰義軍と甘州ウイグルとの関係が回復に向かう 942 年 2 月に作成されたものであり、さらにそこに報告される内容は中原への交通や使節の往来に関するものであったことが判明した. 前述したように、帰義軍政権莫大な利益を目当てに朝貢貿易を行い、その交易路の確保に尽力した、さらに、一度甘州ウイグルによって交通路を絶たれれば、曹議金・曹元徳ら節度使が自ら出陣して自力でその回復に努めていたのである. 司空曹元深が陰文瑞に報告させた内容とは単に隣国の動向というものではなく、中原との往来を重視する帰義軍節度使政権の姿勢を如実に示すものといえよう.

また同時に、帰義軍時代に限定してではあるが、状の書式の復元を試みた。結果として、敦煌の状は元豊年間以前の宋代申状式に相当することが明らかとなった。とはいえ、管見の限りでは敦煌における上行文書は全て状式であり、これだけでは唐代の状と牒の機能について解明したことにならない。この点については今後改めて取り組んでいきたいと考えている。

略号・参考文献

略号 (五十音順)

- 『帰義軍史』=栄新江『帰義軍史研究——唐宋時代敦煌歴史考索』(中国伝統文化研究叢書) 上海、上海古籍出版社、1996、426p。
- 『初稿I』=東洋文庫敦煌文献研究委員会(編)『スタイン敦煌文献及び研究文献に引用紹介 せられたる西域出土漢文文献分類目録初稿 非仏教文献之部 古文書類 I』東京, (財)東洋文庫,1964,401+36p.
- 『真蹟釈録』=唐耕捲/陸宏基(編)『敦煌社会経済文献真蹟釈録』全5巻,北京,書目文献出版社,1986-1990.
- 『籍帳』=池田温『中国古代籍帳研究――概観・録文――』 東京, 東京大学出版会,1979,7+669+4p.
- 『敦煌遺書総目索引』=王重民等(編)『敦煌遺書総目索引』北京、商務印書館、1962.
- 『敦煌遺書総目索引新編』=敦煌研究院(編)『敦煌遺書総目索引新編』北京中華書局,2000.
- 『敦煌宝蔵』=『敦煌寶蔵』全130巻,台北,新文豊出版公司,1981-1985.
- パリ目録= Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang. Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque Nationale, 5 vols., Paris 1970-1995.
- 藤枝「節度使始末 (三)・(四)」=藤枝晃「沙州帰義軍節度使始末 (三)・(四)」『東方学報』 (京都) 13-1, pp. 63-95; 13-2, pp. 46-98, 1942-1943.

欧文文献(著者名 ABC 順)

Bailey, H.

- 1967 Altun Khan. In: Bulletin of the Scool of Oriental and African Studies 30, pp. 95-104. Hamilton, J.
 - 1955 Les Ouïghours à l'époque des Cinq Dynasties d'après les documents chinois.
 (Bibliothèque de l'Institut des Hautes Etudes Chinoises, Vol. X), Paris, 201p,
 +1map. Deuxième edition: Paris 1988 [avec des additions, pp. I-IX]
- Sims-Willams, N. & J. Hamilton
 - 1990 Documents turco-sogdiens du IX^e-X^e siècle de Touen-houang. (Corpus Inscriptionum Iranicarum, Part II: Inscriptions of the Selecid and Parthian Periods and of

Eastern Iran and Central Asia, Vol. III: Sogdian), London, Scool of Oriental and African Studies, 94p, +47plates.

Uray, G.

1981 L'emploi du tibétan dans les chancelleries des États du Kan-sou et de Khotan postéieurs à la domination tibétaine. In: *Journal Asiatique* 269-1/2, pp. 81-90.

和中文文献 (著者名五十音順)

池田温

- 1965 「八世紀における敦煌の氏族」『東洋史研究』 24-3, pp. 28-52.
- 1975 「開運二年十二月河西節度都押衙王文通牒 —— 十世紀敦煌における土地争いの一例 ——」『鈴木俊先生古希記念東洋史論叢』東京,山川出版社,pp. 1-18.

栄新江

1986 「帰義軍及其与周辺民族的関係初探」『敦煌学輯刊』1986-2, pp. 24-44.

姜伯勤

1994 「敦煌邈真讚與敦煌名族」姜伯勤·項楚·栄新江合著『敦煌邈真讚校録并研究』 (香港敦煌吐魯番研究中心叢刊 3) 台北,新文豊,pp. 1-56.

能本裕

1985 「コータン語文献概説」山口瑞鳳(編)『講座敦煌 6 敦煌胡語文献』東京, 大東出版社, pp.101-140.

周一良&趙和平

1995 『唐五代書儀研究』北京,中国社会科学出版社,339p.

饒宗頤

1985 『敦煌書法叢刊 15 牒状 (二)』東京, 二玄社, 95p.

武内紹人

- 1986 「敦煌・トルキスタン出土チベット語手紙文書の研究序説」山口瑞鳳(編)『チベットの 仏教と社会』東京,春秋社,pp. 563-662, -2pls.
- 2002 「帰義軍期から西夏時代のチベット語文書とチベット語使用」『東方学』 104, pp. 106-124, -4pls.

竺沙雅章

1992 「寺院文書」池田温(編)『講座敦煌 5 敦煌漢文文献』東京, 大東出版社,pp. 585-652.

趙和平 (編)

1997 『敦煌表状箋啓書儀輯校』(敦煌文獻分類録校叢刊) 南京,江蘇古籍出版社, 2+4+3+24+4+472p.

鄭炳林 & 馮培紅

1997 「晚唐五代宋初帰義軍政権中都頭一職考辨」鄭炳林(編)『敦煌帰義軍史專題研究』 蘭州,蘭州大学出版社,pp. 71-93.

土肥義和

1980 「帰義軍(唐後期・五代・宋初) 時代」 榎一雄(編) 『講座敦煌 2 敦煌の歴史』 東京, 大東出版社, pp. 235-296.

中村裕一

- 1991a 『唐代制勅研究』 東京, 汲古書院, 4+28+1003, +39p.
- 1991b 『唐代官文書研究』 京都, 中文出版社, 8+15+551+26p.
- 1992 「官文書」池田温(編)『講座敦煌 5 敦煌漢文文献』東京, 大東出版社, pp. 533-584.
- 1996 『唐代公文書研究』東京,汲古書院,8+37+675+5p.

仁井田陞

1937 『唐宋法律文書の研究』東京 , 東方文化学院東京研究所 , 857+17+8p, +14pls.

馮培紅

1997 「晚唐五代宋初帰義軍武職軍将研究」鄭炳林(編)『敦煌帰義軍史專題研究』蘭州, 蘭州大学出版社,pp,94-178.

森安孝夫

- 1980 「ウイグルと敦煌」 榎一雄(編)『講座敦煌 2 敦煌の歴史』 東京, 大東出版社, pp. 297-338.
- 2000 「河西帰義軍節度使の朱印とその編年」 『内陸アジア言語の研究』 15, pp. 1-121, +15 plates, 1 table.

陸慶夫

- 1997 「甘州回鶻可汗世次辨析」『敦煌帰義軍史專題研究』 蘭州, 蘭州大学出版社, pp. 466-485. 盧向前
 - 1986 「牒式及其処理程式的探求——唐公式文研究」北京大学中国中古史研究中心(編) 『敦煌吐魯番研究論文集』 3, 北京, 北京大学出版社, pp. 335-393.

[表 1: 冒頭に「状/状上」のある文書一覧] ○: 項目あり ×: 項目なし ——: 文書の欠損部

	<i>Vi</i> e di∙		①冒頭		②宛先	/事書	③本文	
	文書番号	作成年	発信者名	状/状上	宛先	事書	行頭の字下げ 文字数	書き出し
1	S. 6235v	852	百姓唐君盈	状上	×	0	×	右通人?戸?及田地
2	P. 2222B	865	僧張智燈	状	×	×	2 文字	右智燈叔姪等
3	P. 2222B	865	燉煌郷百姓張祇三等	状	×	0	3 文字	右祇三等
4	P. 3547	878	上都進奏院	状上	×	0	2 文字	右謹具如前
5	S. 1156	887	進奏院	状上	×	0	1 文字	右伏自光啓
6	沙州文録補 羅氏旧蔵	890	百姓索咄兒等	状			1 文字?	右咄兒先代癡直
7	P. 2803	893	押衙索大力	(状)	×	×	1 文字	右大力故師在日
8	P. 2825v	893	百姓盧忠達	状	×	×	1 文字	右忠達本籍戸於城東小 第一渠地一段
9	S. 3330v	897	諸門石和満	状	×	×	× (追い込み)	右和満夫妻二人
10	P. 3324v	904	応管衙前押衙兵馬使 子弟随身等	状	×	×	1 文字	右伏縁伏事在衙已来
11	S. 5139	925	涼州節院使押衙劉少 晏	状	×	×	1 文字?	右伏以少晏等
12	P. 2814-1	928	都頭知懸泉鎮遏 [使 安進通]	状上	×	×	1 文字	右今十日已前
13	P. 2814-3	928	都頭知懸泉鎮遏使安 進通	状上	×	×	1 文字	右?[] 当鎮所有諸 処烽舗
14	P. 2814-4	928	都頭知懸泉鎮遏使安 進通	状上	×	×	1 文字	右今月廿日
15	P. 2814-5	928	都頭知懸泉鎮遏使安 進通	状上	×	0	2 文字	右伏以蕤賓令節
16	P. 2814-6	928	都頭知懸泉鎮遏使安 進通	状上	×	0	1 文字	右伏以前件物
17	P. 2814-7	928	都頭知懸泉鎮遏使安 進通	状上	×	0	2 文字	右伏以初陽啓軍
18	P. 2814-8	928	都頭知懸泉鎮遏使安 進通	状上	×	0_	×	右伏以青陽肇啓
19	P. 4040	936	洪潤郷百姓辛章午	状?	×	×	3 文字	右章午只縁自不謹具
20	P. 2814v	?	都頭安進通	状上	×	×	×	右今月某日已前
21	P. 3730	?	慈恵郷百姓李進達	状上	×	×	3 文字	右進達宿生薄福
22	P. 4992	?	馬軍氾再晟	状?	×	×	1 文字	右再晟去壬午年債亡慈
23	S. 389		粛州防戍都	状上	×	×	1 文字	右当都両軍軍将及百姓
24	S. 2104	?	神沙鄉百姓賈憨憨等	状	×	×	3 文字	右伏以憨憨腹生男四人
25	S. 2528	?	于闐僧龍大徳	状	×	×	3 文字	右大徳自到沙州
26	S. 4622v-1		尼僧菩提心等	状	×	×	2 文字	右尼僧菩提心等
27	S. 4622v-2	?	百姓富盈信	状	×	×	×(追い込み)	右盈信家兄随従空徒東 行
28	S. 4622v-3	?	情願鎮守瓜州人戸馮 訥崙略王康七等十人	状	×	×	2 文字	右康七等先聞制勅
29	S. 5606-3	?	副使某甲百姓等	状上	阿郎衙	×	×(追い込み)	右某月鎮使李某甲奉帖
30	S. 5863-2		新城鎮	状	×	×	2 文字	右当鎮今月
31	S. 6333	3	粛州防戍都	状上	×	×	3 文字	右蓋縁防戍有限

13		③本文		
2 × 3 ×		結句	④牒,件状如前.謹牒	⑤日付 + 発信者 + 状/牒
2 × 3 3 左垂処分 成通六年正月日百姓張椒三謹状 4 申上交納, 薄緑状上 ○ 「乾着五年四月日上都進奏院官束] 5 — — 6 不敢不申, 伏請処分 大順元年正月日百姓索毗兒等状 7 大蛭将軍仁恩照察, 特乞判	1		?	大中六年十一月日百姓唐君盈牒
4 申上交納, 謙録状上 一	2	×	×	X
4 申上交納, 謙録状上 一	3	乞垂処分	0	咸通六年正月日百姓張祇三謹状
5	4			
	5			
	6	不敢不申,伏請処分	0	大順元年正月日百姓索咄兒等状
9 伏乞藪下処分 ○ (追い込み) 乾寧四年二月廿八日整?門?官 [] 10 伏請公憑, 裁下処分 ○ 天復四年甲子八月八日 11 伏請公憑裁不(下)処分 ○ 乙酉年六月日涼州節度押衙劉少晏状 ○ 戊子年二月日都頭知懸泉鎮遏使衆青光禄大夫検 国子祭酒兼侍御史安通	7		○ (追い込み)	景福二年二月日押衙索大力霊府状
10	8	伏請処分	0	景福二年九月日押衙兼侍御史盧忠達状
11	9	伏乞裁下処分	○ (追い込み)	乾寧四年二月廿八日整?門?官 []
12	10	伏請公憑, 裁下処分	0	天復四年甲子八月八日
13 右謹具状申, 謹錄状上	11	伏請公憑裁不(下)処分	Ò	乙酉年六月日涼州節度押衙劉少晏状
13	12	不敢不申,謹録状上	0	戊子年二月三日都頭知懸泉鎮遏使安進通状[上]
14 録状上 国子祭酒兼侍御史安進通状上 15 伏特賜容納, 伏聰処分 天成三年二月廿日都頭知懸泉鎮遏使銀青光禄大夫検 国子祭酒兼侍御史安進通状上 16 処分 天成三年二月廿日都頭知懸泉鎮遏使銀青光禄大夫検 国子祭酒兼侍御史安進通状上 17 伏乞台威, 特賜容納, 伏聰 処分 天成三年二月廿日都頭知懸泉鎮遏使銀青光禄大夫検 国子祭酒兼侍御史安進通状上 18 伏乞台威, 特賜容納, 謹線 状上, 伏聰処分 天成三年二月廿日郡頭知懸泉鎮遏使銀青『光禄大夫校国子祭酒兼侍御史安進通状上] 19 伏請処分 清太三年五月日百姓辛章午牒 20 不敢不申, 謹録状上 ○ 21 — — 22 — — 23 — — 24 × × 25 伏請公憑, 裁下処分 ○ (牒, 建状如前. 蓮状) 九月廿五日于闐龍大徳[] 26 × × 27 不敢不申, 伏請処分 × 28 裁下処分 × 29 謹具状奏閒, 謹録状上 × 30 — —	13	右謹具状申,謹録状上	0	戊子年二月十七日都頭知懸泉鎮遏使銀青光禄大夫検校 国子祭酒兼侍御史安通
15 大学場合約, 大器处分	14		0 ·	天成三年二月廿日都頭知懸泉鎮遏使銀青光禄大夫検校 国子祭酒兼侍御史安進通状上
16 処分	15		0	
17	16		0	天成三年二月廿日都頭知懸泉鎮遏使銀青光禄大夫検校 国子祭酒兼侍御史安進通状上
18 状上、伏聴処分 校国子祭酒兼侍御史安進通状上] 19 伏請処分 ○ 清太三年五月日百姓辛章午牒 ○ (追い込み) ×	17		0	天成三年二月廿日都頭知懸泉鎮遏使銀青光禄大夫検校 国子祭酒兼侍御史安進通状上
20 不敢不申, 謹録状上 ○ (追い込み) × 21 — — — 22 — — — 23 — — — 24 × × × 25 伏請公憑, 裁下処分 ○ (牒, 建状如前, 蓮状) 九月廿五日于關龍大徳 [] 26 × × × 27 不敢不申, 伏請処分 × × 28 裁下処分 × × 29 謹具状奏閒, 謹録状上 × × 30 — — —	18		0	天成三年二月廿日都頭知懸泉鎮遏使銀青 [光禄大夫検 校国子祭酒兼侍御史安進通状上]
21 — 22 — 23 — 24 × 25 伏請公憑, 裁下処分 26 × 27 不敢不申, 伏請処分 28 裁下処分 29 謹具状奏閒, 謹録状上 30 —	19	伏請処分	0	清太三年五月日百姓辛章午牒
22 — 23 — 24 × 25 伏請公憑, 裁下処分 26 × 27 不敢不申, 伏請処分 28 裁下処分 29 謹具状奏閒, 謹録状上 30 —	20	不敢不申, 謹録状上	○ (追い込み)	×
23 — 24 × 25 伏請公憑, 裁下処分 26 × 27 不敢不申, 伏請処分 28 裁下処分 29 謹具状奏閒, 謹録状上 30 —	21			
24 × × × 25 伏請公憑, 裁下処分 ○ (牒, 建状如前. 蓮状) 九月廿五日于闌龍大徳 [] 26 × × 27 不敢不申, 伏請処分 × 28 裁下処分 × 29 謹具状奏閒, 謹録状上 × 30 — —	22			<u> </u>
24 × × × 25 伏請公憑, 裁下処分 ○ (牒, 建状如前. 蓮状) 九月廿五日于闌龍大徳 [] 26 × × 27 不敢不申, 伏請処分 × 28 裁下処分 × 29 謹具状奏閒, 謹録状上 × 30 — —	23			
25 伏請公憑, 裁下処分 〇(牒, 建状如前. 謹状) 九月廿五日于闡龍大徳 [] 26 × × 27 不敢不申, 伏請処分 × 28 裁下処分 × 29 謹具状奏聞, 謹録状上 × 30 — —	$\overline{}$		X	×
26 × × × 27 不敢不申, 伏請処分 × × 28 裁下処分 × × 29 謹具状奏聞, 謹録状上 × × 30 — — —	_			
28 裁下処分 × 29 謹具状奏開, 謹録状上 × 30 — —	_			
29 謹具状奏開, 謹録状上 × 30 — —	27	不敢不申,伏請処分	×	× .
30 — — —	28	裁下処分	×	×
	29	謹具状奏聞, 謹録状上	X	x
21	30			
31 (——	31	·		

[表 2: 冒頭・末尾に「状」のない文書一覧] ○: 項目あり ×: 項目なし ——: 文書の欠損部

			①冒頭	3 76.	②宛先	/事書	1	③本文
	文書番号	作成 年	発信者	状/状上	宛先	事書	行頭の字下げ 文字数	書き出し
1	有鄰館 51	850	令狐進達	×	×	0	4 文字以上	右具通如前
2	S. 3877v	878	洪潤鄉百姓令狐安定	×	×	×	2 文字	右安定一戸
3	P. 3569v-3	887	官酒戸馬三娘・龍粉 堆	×	×	×	1 文字	去三月廿二日已後
4	P. 4683v-2	937	右馬歩都梅銀青光 禄夫夫檢校右散斷 侍兼演□、夫馬步夫 陳銀青光常夫上非被 左散騎軍,光侍兼 左散騎羅資格□等 夫上柱国羅資格□等	×	×	0	6 文字	右伏以蕤賓戒節
5	P. 4638v-3	937	応管内釈門都僧統賜 紫沙門龍辨・都僧録 恵雲・都僧政紹宗等	×	×	0	6 文字	右龍辨等忝為釈吏
6	P. 4638v-4	937	応管内釈門都僧統賜 紫沙門龍辨·都僧録 恵雲·都僧政紹宗等	×	×	0	4 文字	右伏以司空五才神将
7	P. 3591-1	943	第四都頭張立	×	×	×	1 文字	右立昨去七月二日
8	P. 3591-2	943	左第一指揮第四都頭 張立	×	×	×	1 文字	右立伏限以
9	P. 3257-1	945	寡婦阿龍	×	×	×	1 文字	右阿龍前縁業薄
10	P. 3257-3	945	都衙王文通	×	×	×	2 文字	右奉判付文通
11	P. 4084	952	平康郷百姓郭憨子	×	×	×	2 文字	伏以憨子
12	P. 3501v-5	958	押衙安員進	×	×	×	×(追い込み)	右員進屋舍窄狭
13	P. 3501v-7	958	莫高郷百姓王員定	×	×	×	× (追い込み)	右員定・員奴・員集
14	P. 3556v-3	959	押衙曹保険昇	×	×	×	2 文字	右保昇去載臨時差弟保 定入奏
15	S. 3876	968	釈門法律慶深	×	×	×	2 文字	右慶深祖業教少
16	S. 2973	970	節度押衙知司書手馬 文斌	×	×	×	3 文字	右文斌陪従台駕
17	P. 2943v	971	内親従都頭知瓜州衙 推氾願長与合城僧俗 官吏百姓等	×	×	×	1 文字	右願長等昨去五月一日
18	P. 2985v	972	右衙都知兵馬使丁守 勲	×	×	×	2 文字	右守勲伏蒙大王台造
19	P. 2804v-2	973	右衙都知兵馬使丁守 勲	×	×	×	2 文字	右守勲三曽有状
20	P. 3412	981	都頭安再勝・都衙趙 再成・李衍鶏成等	×	×	×	4 文字	右今月廿日寅時
21	P. 4525v-12	982	瓜州	×	×	×	2 文字	昨去前月廿九日
22	P. 3186v-2	985	洪潤郷百姓某専甲	×	×	×	1文字	右某甲蓋縁家中朧乏
23	S. 4489v	985	慈恵郷百姓張再通	×	×.	×	1 文字	右再通
24	P. 3553	987	応管内外都僧統辯正 大師賜紫鋼恵·都僧 正賜紫法松·都僧録 賜紫道賓等	×	×	×	2 文字	右鋼恵等
25	北京図書館 143:6774	995	奉宣往西天取経僧道 猷等	×	×	×	1 文字	右道猷等

	③本文		
	結句	④牒,件状如前. 謹牒	⑤日付 + 発信者 + 状/牒
1	請処分	0	大中四年十月日令狐進達牒
2	伏請処分	×	戊戌年正月日令狐安定
3	伏請処分	0	光啓三年四月日龍粉堆牒
4	伏乞仁恩,特賜容納,謹録 状上	0	清泰四年酉歲五月日右馬歩都押衙銀青光禄大夫檢校右 散騎常侍兼御史大夫上柱国陳彦□牒·左馬歩都押衙銀 青光禄大夫檢校左散騎常侍兼御史大夫上柱国羅資格□ 牒
5	謹録状上	0	清泰肆年十一月十八日応管内釈門都僧統賜紫沙門龍辨· 都僧録惠雲·都僧政紹宗謹牒
6	不敢不申,謹録状上	0	清泰肆年十一月十八日応管内釈門都僧統賜紫沙門龍辨· 都僧録惠雲·都僧政紹宗謹牒
7	謹具状謝, 謹録状上	0	天福八年八月日都頭張立牒
8	謹録 []	0	天福八年□月日張立牒
9	伏聴公憑, 裁判処分	0	開運二年十二月日寡婦阿龍牒
10	謹録状上	0	開運二年十二月日左馬歩押衙王文通牒
11	特神如憑由, 伏請裁下処分	0	広順二年三月日郭憨子牒
12	伏請判験,裁下処分	0	顕徳五年四月日押衙安員進牒
13	特賜判憑,伏請処分	0	顕徳五年四月日
14	特賜允従,伏請処分	0	顕徳六年十二月日押衙曹保昇牒
15	特乞憑由,伏聴処分	0	乾徳六年九月日釈門法律慶深牒
16	謹録状上	○ (本文と同じ高さ)	開宝三年八月節度押衙知司書馬文斌牒
17	謹具状申聞,謹録状上	0	開宝四年五月一日内親従都頭知瓜州衙推氾願長官吏等 牒
18	謹具状申謝,謹録状上	0	開宝五年十二月日右衙都知兵馬使丁守勲牒
19	兼具状申辞, 謹録状上	0	開宝六年三月日右衙都知兵馬使丁守勲牒
20	謹具状陣聞, 謹録状上	○ (本文と同じ高さ)	太平興国陸年十月日都頭安再勝・都衙趙再成等
21	謹具状申聞,謹録状上	0	太平興国柒年十月日内親従都頭知瓜州衙推□義郎牒
22	特乞仁鈞,専候処分	○ (本文と同じ高さ)	雍熙二年六月日洪潤郷百姓某乙等牒
23	特賜判憑,裁下処分	0	雍熙二年六月慈恵郷百姓張再通
24	謹録状上	0	太平興国三年四月日応管內外都僧統辯正大師賜紫钃恵等牒
25	伏聴処分	0	至道元年十一月二十四日霊図寺寄住

Interface Humanities Group 3 シルクロードと世界史

敦煌判憑文書考序論

A Introductory Study of the Panping Documents among the Dunhuang Manuscripts

坂尻彰宏

Akihiro SAKAJIRI

はじめに

敦煌文献の中には帰義軍政権の財務管理に使用された文書群がある。これらの文書は、基本的に「判憑」を請求する文言を有している。そこで本稿ではこの一連の文書群を「判憑文書」と呼称する。

このような判憑文書は先学の整理と収集との進展により、その総数が徐々に増加してきた。まず、エリアスベルク(Eliasberg、D.)氏は、帰義軍政権時代の漢文公文書に付された鳥形の花押を収集する過程で、帰義軍節度使政権の財務管理用の文書として9写本(37文書)の判憑文書を紹介した(注1)。その後、1990年に発刊された『敦煌社会経済文献真跡釈録』第3輯では、第7章「駝馬牛羊等籍及有関牒状和憑拠」と第8章「帰義軍軍資庫・内庫・内宅・柴場・宴設司等牒状及判憑」とに判憑文書が集められ、新たに6写本(10文書)が付け加えられた[唐耕耦・陸宏基1990、pp.570-603、604-626]。すなわち、1990年の段階で収集されていた判憑文書は15写本(47文書)である。

さらに、筆者が判憑文書の収集を継続した結果、現時点での総数は28写本(88文書)にまでに増加した(注2).新たに加わった13写本(41文書)の多くは、スタイン=コレクションの新公開文書[8写本(19文書)]と京都の羽田記念館に所蔵されている李盛鐸旧蔵文書の写真[2写本(13文書)]とに由来している。前者は大英図書館所蔵のスタイン=コレクションのうち仏画の裏貼りや経帙から新たに回収された文書や従来未整理であった文書断片に由来する(注3).一方、後者は第二次大戦以前に日本の某氏によって購入された李盛鐸=コレクションの一部の写真である(注4).これらの新出文書を取り入れることにより、判憑文書の総数はほぼ倍増し、

注1 — Eliasberg 1979 p. 30 参照. なお、ここに示す「写本」とは所蔵番号別の個数を示す. 後に述べるように、判態文書は複数の文書が連接された形で伝存している場合が多い. そこで、本稿では一つの所蔵番号で整理された写本を構成するそれぞれの文書を、便宜的に(a)、(b)、(c) などの下位の記号で分類している. つまり、エリアスベルク氏が収集した判憑文書は 37 の文書で構成された 9 つの写本である. 以下、同様の方法で判憑文書の件数を数える.

注2 ──── 表 1 と表 2 とを参照。なお、以下に文書の所蔵番号に続けて(番号○○)と表示する番号は表 2 の整理番号である。

注3 ——— これらの文書のうち非仏教文献は栄新江氏によって目録が作成されている [栄新江 1994]. また, この部分の文書の写真は, 『英 蔵教煌文献』の 12 巻以降に収められている. なお, これらの文書の来歴や意義に関しては, 栄新江 1994 pp. 25-29 を参照.

注4 — 李盛鐸=コレクションと羽田記念館所蔵写真との関係については、池田 2000 pp. 30-35, 栄新江 1997 p. 3 に詳しく述べられている。なお、これらの文書は原物が行方不明であり、写真も公刊されていない。そこで、本稿で扱う「丙申年 (996) 四月~八月帰義軍知馬官陰章児請判憑状 (番号 69-75, 羽田記念館写真番号 841, 845, 846, 847)」と「乙未年 (995) 十一月等帰義軍帰義軍駝官馬善昌・丙申年 (996) 九月駝官李粉堆請判憑状」(番号 76-81, 羽田記念館写真番号 842, 843, 844) とについては、池田 2000 pp. 52-56 の録文と解説とを参照した。また本稿では便宜上、前者を H (Haneda) 841+、後者を H. 842+と呼称する。

■表1 判憑文書の増加

(引用別,所蔵番号順,?は未比定,

空白はデータ無し, x は欠落)

* 「発信元」: 牧子(羊) = 牧羊人 牧子(駝) = 駝官

牧子(馬) = 知馬官

P. 2937p1 = P. 2937 pièce1

H. 841+ = 羽田写真 841+845+846+847

H. 842+ = 羽田写真 842+843+844

v = verso(裏)

\simeq	エリアスベルク引用文書								
No	所蔵番号	発信元	西暦						
51	Дх.1359а	牧子(羊)	979						
	P.2737 (a)	牧子(駝)	993						
57	P.2737 (b)	牧子(駝)	993						
58	P.2737 (c)	牧子(駝)	993						
59	P.2737 (d)	牧子(駝)	993						
42	P.3160 v (a)	内宅司	951						
43	P.3160 v (b)	内宅司	951						
44	P.3160 v (c)	内宅司	951						
45	P.3160 v (d)	内宅司	951						
47	P.3272 (a)	牧子(羊)	966						
48	P.3272 (b)	牧子(羊)	966						
22	P.3878 (a)	軍資庫司	979						
23	P.3878 (b)	軍資庫司	979						
24	P.3878 (c)	軍資庫司	979						
25	P.3878 (d)	軍資庫司	979						
26	P.3878 (e)	軍資庫司	979						
27	P.3878 (f)	軍資庫司	979						
28	P.3878 (g)	軍資庫司	979						
29	P.3878 (h)	軍資庫司	979						
30	P.3878 (i)	軍資庫司	979						
31	P.3878 (j)	軍資庫司	979						
32	P.3878 (k)	軍資庫司	979						
33	P.3878 (1)	軍資庫司	979						
34	P.3878 (m)	軍資庫司	979						
35	P.3878 (n)	軍資庫司	979						
36	P.3878 (o)	軍資庫司	979						
52	S.2474 (a)	牧子(駝)	980						
53	S.2474 (b)	牧子(駝)	980						
54	S.2474 (c)	牧子(駝)	980						
55	S.2474 (d)	牧子(駝)	979						
17	S.3728 (a)	柴場司	955						
18	S.3728 (b)	柴場司	955						
19	S.3728 (c)	柴場司	955						
20	S.3728 (d)	柴場司	955						
21	S.3728 (e)	柴場司	955						
07	S.5571	酒戸	968						
06	S.5590	酒戸	968						

X	『真跡釈録』第	3輯引用文	書
No	所蔵番号	発信元	西曆
09	P.2641 (a)	宴設司	947
10	P.2641 (b)	宴設司	947
11	P.2641 (c)	宴設司	947
12	P.2641 (d)	宴設司	947
50	P.2761 v (3)	牧子(羊)	979
49	P.2985 v (1)	牧子(羊)	979
08	S.5728	酒戸	?
37	S.6249	軍資庫司	
15	S.6557 v (a)	宴設司	
16	S.6557 v (b)	宴設司	

\boxtimes	新出史料		
No	所蔵番号	発信元	西暦
69	H.841+ (a)	牧子(馬)	996
70	H.841+ (b)	牧子(馬)	996
71	H.841+ (c)	牧子(馬)	996
72	H.841+ (d)	牧子(馬)	996
73	H.841+ (e)	牧子(馬)	996
74	H.841+ (f)	牧子(馬)	996
75	H.841+ (g)	牧子(馬)	996
76	H.842+ (a)	牧子(駝)	996
77	H.842+ (b)	牧子(駝)	996
78	H.842+ (c)	牧子(駝)	996
79	H.842+ (d)	牧子(駝)	996
80	H.842+ (e)	牧子(駝)	995
81	H.842+ (f)	牧子(駝)	996
13	P.2667 v (a)	宴設司	
14	P.2667 v (b)	宴設司	
46	P.2703 v	内宅司	972
05	P.2937p1(a)	酒司	x
01	P.2937p1(b)	酒司	887
02	P.2937p1(c)	酒司	887
03	P.2937p1(d)	酒司	887
04	P.2937p1(e)	酒司	887
83	P.4061 v	内庫	982
60	S.6998 B (a)	牧子(馬)	995
61	S.6998 B (b)	牧子(馬)	995
62	S.6998 B (c)	牧子(馬)	995
63	S.6998 B (d)	牧子(馬)	996
64	S.6998 B (e)	牧子(馬)	996
65	S.6998 B (f)	牧子(馬)	996
66	S.6998 B (g)	牧子(馬)	996
67	S.6998 B (h)	牧子(馬)	996
68	S.6998 B (i)	牧子(馬)	996
84	S.6998 C (a)	х	x
82	S.6998 C (b)	牧子(駝)	996
85	S.6998 C (c)	羊司	x
88	S.6998 D	х	x
41	S.8666	作坊	978
38	S.8673	作坊	977
39	S.9455 (a)	作坊	977
40	S.9455 (b)	作坊	977
86	S.9941 (a)	x	x
87	S.9941 (b)	x	,

■表 2 判憑文書一覧(機関別,西暦順,?は未比定,xは文書の欠落,空白はデータ無し)

P. 2937p1 = P. 2937 pièce1 H. 841+ = 羽田写真 841+845+846+847 H. 842+ = 羽田写真 842+843+844 v = verso(裏)

No	所蔵番号	紀年	西曆	発信元	称号	役職	人名
01	P.2937p1(a)	x	x	酒司	x	x	x
02	P.2937p1(b)	丁未	887	酒司		酒司	曹文晟
03	P.2937p1(c)	光啓三年	887	酒司		酒司	曹文晟
04	P.2937p1(d)	光啓三年	887	酒司		酒司	曹文晟
05	P.2937p1(e)	光啓三年	887	酒司		酒司	x
	S.5590	戊辰	968	酒戸		酒戸	鄧留定
07	S.5571	戊辰	968	酒戸		酒戸	鄧留定
08	S.5728	壬申	?	酒戸		酒戸	曹流徳
09	P.2641 (a)	丁未	947	宴設司	都頭	知宴設使	宋国清
10	P.2641 (b)	丁未	947	宴設司	都頭	知宴設使	宋国忠
11	P.2641 (c)	丁未	947	宴設司	都頭	知宴設使	宋国清
12	P.2641 (d)	丁未	947	宴設司	都頭	知宴設使	宋国清
13	P.2667 v (a)			宴設司	都頭	知宴設使	梁幸徳
14	P.2667 v (b)			宴設司	都頭	知宴設使	梁幸徳
15	S.6557 v (a)		1	宴設司	x	x	x
16	S.6557 v (b)			宴設司	x	x	x
17	S.3728 (a)	乙卯	955	柴場司	押衙	知柴場司	安祐成
18	S.3728 (b)	乙卯	955	柴場司	押衙	知柴場司	安祐成
19	S.3728 (c)	乙卯	955	柴場司	押衙	知柴場司	安祐成
20	S.3728 (d)	乙卯	955	柴場司	押衙	知柴場司	安祐成
21	S.3728 (e)	乙卯	955	柴場司	押衙	知柴場司	安祐成
22	P.3878 (a)	己卯	979	軍資庫司	X	x	x
23	P.3878 (b)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
24	P.3878 (c)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
25	P.3878 (d)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
26	P.3878 (e)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
27	P.3878 (f)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
-	P.3878 (g)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
	P.3878 (h)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
-	P.3878 (i)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
31	P.3878 (j)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
	P.3878 (k)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
	P.3878 (l)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
	P.3878 (m)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
	P.3878 (n)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
	P.3878 (o)	己卯	979	軍資庫司	都頭	知軍資庫官	張富高
-	S.6249			軍資庫司	x	x	x
	S.8673	丁丑	977	作坊	都頭	知作坊使	鄧守興
39	S.9455 (a)	丁丑	977	作坊	x	x	x

* 「記事」の()内は支出等の件数

* 「印章」:新鋳印 = 「帰義軍/節度使/新鋳印」 節度使印= 「帰義軍節/度使之印」

物品	記事	印章	抹消	再利用
x	x			『太公家教残巻』
酒	支出➡甘州廻鶻			『太公家教残巻』
酒	支出➡粛州使			『太公家教残巻』
酒	支出⇒x			[太公家教残巻]
酒	支出➡迎酒			『太公家教残巻』
酒	支出→瓜戸 安阿朶	新鋳印	有り	
酒	支出→麦刈・氈匠	新鋳印	有り	裏面:「コ□白追還」
酒	支出➡甘州廻鶻	х		
麺・胡餅・油等	支出→宴会など (23)		有り	「莫高窟再修功徳記」など
麺・胡餅・油等	支出→宴会など (24)			「莫高窟再修功徳記」など
麺・胡餅・油等	支出→宴会など(18)		有り	「莫高窟再修功徳記」など
麺・胡餅・油等	支出⇒宴会など (24)		有り	「莫高窟再修功徳記」など
x	支出➡宴会			表面:『算経』
麺·胡餅	支出➡賽神・宴会			表面:『算経』
麺	支出→公主ら9人	·		補強用に張り付け
麺	支出→牧羊人3人		-	補強用に張り付け
柴・刺	支出→宴会など(5)			押座文など
柴・刺・檉	支出→宴会など (21)			押座文など
柴・刺・檉	支出➡宴会など (22)			押座文など
柴・刺・檉	支出→宴会など (13)			押座文など
柴・刺・檉	支出→宴会など(6)			押座文など
x	x	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡楼上天王堂など	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡衙内・縛箔	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡楼上天王堂など	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡助葬	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡索子・泥火爐など	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡縛碾床	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡胡禄	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡于闐国信の封角	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡衙内	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡亭子縛箔	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡国信封角など	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡造縄床索子	新鋳印	有り	経帙
麻	支出➡造縄床索子など	新鋳印	有り	経帙
麻	支出→趙富晟ら9人	新鋳印	有り	経帙
紙銭	支出➡賽神・仏事			「願文」
箭	支出➡都頭索流定など			雑写
x	x	x	x	

No	所蔵番号	紀年	西曆	発信元	称号	役職	人名
40	S.9455 (b)	丁丑	977	作坊	都頭	知作坊使	鄧守興
41	S.8666	戊寅	978	作坊	都頭	知作坊使	部守興
42	P.3160 v (a)	辛亥	951	内宅司	押衙	知内宅司	宋遷嗣
	P.3160 v (b)	辛亥	951	内宅司	押衙	知内宅司	宋遷嗣
	P.3160 v (c)	辛亥	951	内宅司	押衙	知内宅司	宋遷嗣
	P.3160 v (d)	辛亥	951	内宅司	押衙	知内宅司	宋遷嗣
46	P.2703 v	壬申	972	内宅司	故都頭	知内宅務	安延達等
47	P.3272 (a)	丙寅	966	牧子		牧羊人	元寧
	P.3272 (b)	丙寅	966	牧子		牧羊人	元寧
	P.2985 v (1)	己卯	979	牧子		牧羊人	王阿朶
	P.2761 v (3)	己卯	979	牧子		牧羊人	王阿朶
	Дх.1359а	己卯	979	牧子		牧羊人	唐定奴
	S.2474 (a)	庚申	980	牧子		駝官	張憨児
	S.2474 (b)	庚申	980	牧子		駝官	張憨児
_	S.2474 (c)	庚申	980	牧子		駝官	張憨児
	S.2474 (d)	己卯	979	牧子		駝官	鄧富通
	P.2737 (a)	癸巳	993	牧子		駝官	馬善昌
57	P.2737 (b)	癸巳	993	牧子	-	駝官	馬善昌
58	P.2737 (c)	癸巳	993	牧子		駝官	馬善昌
59	P.2737 (d)	癸巳	993	牧子		駝官	馬善昌
	S.6998 B (a)	乙未	995	牧子	-	知馬官	陰章児
61	S.6998 B (b)	乙未	995	牧子		知馬官	陰章児
_	S.6998 B (c)	乙未	995	牧子		知馬官	陰章児
63	S.6998 B (d)	丙申	996	牧子	-	知馬官	陰章児
	S.6998 B (e)	丙申	996	牧子		知馬官	陰章児
65	S.6998 B (f)	丙申	996	牧子		知馬官	陰章児
66	S.6998 B (g)	丙申	996	牧子		知馬官	陰章児
	S.6998 B (h)	丙申	996	牧子		知馬官	陰章児
68	S.6998 B (i)	丙申	996	牧子		知馬官	陰章児
69	H.841+ (a)	丙申	996	牧子		知馬官	陰章児
70	H.841+ (b)	丙申	996	牧子		知馬官	陰章児
71	H.841+ (c)	丙申	996	牧子		知馬官	陰章児
72	H.841+ (d)	丙申	996	牧子		知馬官	陰章児
73	H.841+ (e)	丙申	996	牧子		知馬官	陰章児
74	H.841+ (f)	丙申	996	牧子		知馬官	陰章児
75	H.841+ (g)	丙申	996	牧子		知馬官	陰章児
76	H.842+ (a)	丙申	996	牧子		駝官	李粉堆
	H.842+ (b)	丙申	996	牧子		駝官	李粉堆
78	H.842+ (c)	丙申	996	牧子		駝官	李粉堆
79	H.842+ (d)	丙申	996	牧子		駝官	李粉堆
80	H.842+ (e)	乙未	995	牧子		駝官	馬善昌
81	H.842+ (f)	丙申	996	牧子		駝官	馬善昌
		丙申	996	牧子		駝官	馬善昌
83	P.4061 v	壬午	982	内庫	都頭	知内庫官	曹丑□
84	S.6998 C (a)	X	x	x	x	x	x
-	S.6998 C (c)	х	x	羊司	押衙	知羊司	田□
86	S.9941 (a)	x	x	x	x	x	x
87	S.9941 (b)	辛巳	?	x	x	x	x
88	S.6998 D	x	x	x	x	x	x

物品	記事	印章	抹消	再利用
毬杖柄	支出→造仏	1.1.1	1	「為憑」の文字
箭	支出➡賽神			
檉	支出➡于闐使など (18)			嘆願書, 証明書, 通知など
檉	支出→廻鶻女人など(9)		_	嘆願書, 証明書, 通知など
樫	支出→足協久八なと (3)		-	嘆願書, 証明書, 通知など
樫	支出→楼上・楼下宅			嘆願書, 証明書, 通知など
1生 山羊毛	収集←各畜群		有り	薬の処方書数点
当一————————————————————————————————————	支出➡賽神			書状:日付「丁卯年(967)」
羊	支出➡儀式			書状:日付「丁卯年(967)」
羊・山羊	死亡➡皮納入		有り	齋文
山羊	死亡→皮納入		有り	祈祷文, 沙門書範等
<u> </u>	死亡➡皮納入			
ラクダ	死亡➡皮納入			表面:経帙, 裏面:仏典
ラクダ	死亡→皮納入			表面:経帙,裏面:仏典
ラクダ	死亡→皮納入			表面:経帙, 裏面:仏典
ラクダ	支与➡于闐使	新鋳印		表面:経帙, 裏面:仏典
ラクダ	死亡➡皮納入	節度使印		
ラクダ	支与➡于闐使	節度使印		
ラクダ	死亡➡皮納入	節度使印		
ラクダ	支与➡令狐願徳	節度使印		
馬	x	節度使印	有り	裏貼り
馬	死亡➡皮納入	節度使印	有り	裏貼り
馬	死亡→皮納入	節度使印	有り	裏貼り
馬	死亡→皮納入	節度使印	有り	
馬	死亡→皮納入	節度使印	有り	
馬	死亡➡皮納入	節度使印	有り	
馬	死亡➡皮納入	節度使印	有り	
馬	死亡➡皮納入	節度使印	有り	
馬	x	節度使印	有り	裏貼り
馬	死亡➡皮納入	節度使印	有り	
馬	死亡➡皮納入	節度使印	有り	
馬	死亡➡皮納入	節度使印	有り	
馬	死亡➡皮納入	節度使印	有り	
馬	死亡➡皮納入	節度使印	有り	
馬	死亡➡皮納入	節度使印	有り	
馬	死亡➡皮納入	節度使印	有り	
ラクダ	死亡➡皮納入		有り	
ラクダ	死亡➡皮納入		有り	
ラクダ	死亡➡皮納入		有り	
ラクダ	死亡➡皮納入		有り	
ラクダ	死亡➡皮納入		有り	
ラクダ	死亡→皮納入		有り	
ラクダ	死亡➡皮納入	x	有り	
織物	支与➡達怛大部			仏典
х	x	x	х	裏貼り
х	x	x	x	裏貼り
x	x	x	х	
黄麻・豆・麦	収集◆千渠荘など			
x	x	х	х	

量的にも一つの文書群として扱うこと可能となったのである。

しかしながら、判憑文書の史料としての利用は、文書の内容を参照する段階に止まっており、 書式や機能の分析によって事務処理の流れや文書処理過程を解明する試みは全くなされていない。まず、エリアスベルク氏の研究は鳥形花押の分析に主眼があり、判憑文書そのものについては財務関係の文書である点を指摘するに止まっている。また、『敦煌社会経済文献真跡釈録』 第3輯では文書の内容によって判憑文書を牧畜関係(第7章)と各種行政機関関係(第8章)とに分けて収録し、判憑文書を一つの文書群として捉えていない。

さらに、帰義軍政権を扱った他の個別論文においても判憑文書は利用されているものの、書式や機能について分析し文書の内容以上の情報を引き出そうとする姿勢は希薄である。まず、帰義軍政権の行政機関に関する研究では、各機関が管理した物資の種類や業務内容についての情報のみが取り上げられている(注5).また、帰義軍政権下の牧畜に関する研究のなかでは、牧子(畜群管理者)(注6)の節度使への報告義務を示す史料として使用されるに止まっている(注7).これらの研究の最大の問題点は判憑文書を同じ性質の一つの文書群として把握していないことにある。このことは、個々の機関や牧子の職掌の解明に関心が集中し、帰義軍政権の行政事務を一体のものとして捉えていないことに起因しているのである。

そこで、本稿では判憑文書をひとつの文書群として一括して扱い、その書式や機能に焦点をあてて分析し、帰義軍政府内で行われた行政事務の流れと文書処理過程とを再構築していきたい。まず、形態や書式の面で、判憑文書の全体的な特徴を指摘する。次に、抽出した特徴を手がかりに、判憑文書を用いた行政事務の流れとそれに伴う文書処理の過程とを検討する。最後に判憑文書の処理過程を再現し、事務処理の流れとも合わせて提示する。

注 5 — たとえば、行政機関の研究としては、宴設司を扱った劉俊文・牛来願 1993 論文で P. 2641 (番号 09-12) が、宅司を扱った鄭 炳林 1996 論文では P. 2703 裏 (番号 46) が用いられいる。そして軍資庫司を扱った盧向前 1986 論文では S. 6249 (番号 37) が、馮培紅 1998 論文では S. 6249 (番号 37) と P. 3878 (番号 22-36) とが使用されている。また、羊司を扱った張亜萍 1997 論文では P. 3272 (番号 47-48) と P. 2985 (番号 49) とを用いている。

注6 — 帰義軍時代の文書中では、帰義軍政権に仕えるウマ・ラクダ・ウシ・ヒツジ・ヤギなどの畜群管理者は「牧子」と総称されている [雷紹鋒 1996 p. 39]. そこで、本稿ではこのような畜群管理者を牧子と呼称する.

注7 — 帰義軍政権に仕える牧子全般を扱った雷紹鋒 1996 論文では、P. 2761 (番号 50), P. 3272 (番号 47-48), P. 2737 (番号 56-59), P. 2985 (番号 49), S. 2474 (番号 52-55) が使われている。また、牧羊に焦点を絞ったセ小紅 2001 論文では P. 2985 (番号 49), P. 2761 (番号 50), P. 2730 裏 (番号 46) をあげている。さらに,張亜萍 1998 論文は P. 2737 (番号 56-59) と P. 2474 (番号 52-55) とを使用し、ラクダの管理について述べている。

I 判憑文書の形態・書式上の特徴

本章では、判憑文書全体の形態や書式からうかがえる特徴を抽出し、判憑文書を用いた文書 処理システムを考えるうえでの基礎的情報を提示したい。

I-1 形態からみた判憑文書の特徴

史料 (A) P. 3878 (番号 22-25 の部分)

まず、判憑文書の形態上の特徴としては、ほとんどの文書が短冊状の形状をしていることをあげることができる。このことはそれぞれの判憑文書の行数に由来している [表 3 参照]. 現在確認している判憑文書 88 件のうち、行数の最類値は 4 行(37 件)であり、5 行(20 件)がこれに続く。残存状態が完全なもののでは 3 行(3 件)が最小である。また、10 行を越えるものは希であり(9 件)、そのうち最大のものでも 22 行である(2 件)。このため、ほとんどの判憑文書は 4~5 行からなる非常に短い文書であり、縦が約 30 cm、横が 10 数cmの形状をしている。以下に、典型的な事例として P. 3878 の録文と翻訳とを提示する。

【録文】 <前缺> (a) 「為 憑, 十八日|「鳥形花押(曹延禄)| 1 (b) 1 軍資庫司 2 伏以, 今月廿日, 楼上天王堂及神堂上灰麻貳斤, 未 判憑. 伏請 3 處分. 己卯年八月 日都頭知軍資庫官張富高 4 5 「為 憑, 廿一日|「鳥形花押(曹延禄)| (c) 1 軍資庫司 2 伏以、今月二日、衙内縛箔麻貳斤、伏請 處分.

4 「為憑、三日」「鳥形花押(曹延禄)」

......

(d)

- 1 軍資庫司
- 2 伏以, 今月三日, 楼上天王堂, 仏堂子上灰麻壹斤, 五日准舊泥火
- 3 爐麻貳斤. 伏請 處分.
- 4 己卯年九月 日都頭知軍資庫官張富高
- 5 「為憑.六日」「鳥形花押(曹延禄)」

<後略>

【翻訳】

(a)

「為憑.十八日」「鳥形花押(曹延禄)」

(b)

軍資庫司より

伏して以えらく、今月二十日に、楼上の天王堂および神堂に灰麻2斤(を支出しました). 未だ判憑を蒙らず、伏して処分を請う.

己卯年(979)八月 日都頭知軍資庫官張富高

「為憑.二十一日」「鳥形花押(曹延禄)」

(c)

軍資庫司より

伏して以えらく、今月二日に、衙内の縛箔(用に)麻 2 斤(を支出しました)。伏して処分を請う。

己卯年(979)九月 日都頭知軍資庫官張富高

「為憑.三日」「鳥形花押(曹延禄)」

(d)

軍資庫司より

■表3 判憑文書の形態 (行数順, ?は不確定, 空白はデータ無し)

No	所蔵番号	行	寸法:縦×横	残存状態	75	H.841+ (g)	4		完
01	P.2937p1(a)	1	12×5	上右端欠	76	H.842+ (a)	4		右端欠
39	S.9455 (a)	1	22 × 5*	上下右端欠	77	H.842+ (b)	4		完
22	P.3878 (a)	1	30.2 × 5	右端欠	78	H.842+ (c)	4		中央欠
88	S.6998 D	1	20.5×3.4	上下右端欠	80	H.842+ (e)	4	_	完
86	S.9941 (a)	1	19.6 × 1*	上下右端欠	47	P.3272 (a)	5	30.7×12.3	完
69	H.841+ (a)	1		右端欠	48	P.3272 (b)		30.7×13.6	完
68	S.6998 B (i)	1	17.3×2.2	上左端欠	49	P.2985 v (1)		29.3×14.1	完
84	S.6998 C (a)	2	13.8×10.9	下右端	52	S.2474 (a)		31 × 16.25	完
60	S.6998 B (a)	3	30 × 13.6	右端欠	55	S.2474 (d)		31×12.5	完
65	S.6998 B (f)	3	29.2×12.6	完	64	S.6998 B (e)	5	29.8×11.4	完
67	S.6998 B (h)	3	29.9×10.6	上左端欠	03	P.2937p1(c)	5	26.4 × 13	完
06	S.5590	3	30 × 8	完	04	P.2937p1(d)	5	26.4×12.1	完
13	P.2667 v (a)	3	29.4×46.4	完	05	P.2937p1(e)		26.4×11	完
08	S.5728	3	23 × 10	上左右端欠	45	P.3160 v (d)		30.4×11	完
81	H.842+ (f)	3		上端欠	07	S.5571		29.5×14	完
50	P.2761 v (3)	4	30.4×9.2	完	38	S.8673	5	29.5×12.6	上右端欠
53	S.2474 (b)	4	31 × 11.75	完	23	P.3878 (b)	5	30×12	完
54	S.2474 (c)	4	31 × 12.5	完	25	P.3878 (d)	5	30.4×11.5	完
56	P.2737 (a)	4	30.5×11.2	右端欠	26	P.3878 (e)	5	30×11.8	完
57	P.2737 (b)	4	30 × 13	完	33	P.3878 (l)	5	30×11.3	完
58	P.2737 (c)	4	30 × 11.2	完	35	P.3878 (n)	5	30×10.8	完
59	P.2737 (d)	4	30×10.5	完	15	S.6557 v (a)	5	26 × ?	下端欠
61	S.6998 B (b)	4	29.8 × 11.8	完	37	S.6249	5	30×22	完
62	S.6998 B (c)	4	30 × 11.4	完	79	H.842+ (d)	5		完
63	S.6998 B (d)	4	29.8×11.4	完	36	P.3878 (o)	6	30.5×12.9	完
66	S.6998 B (g)	4	30 × 10.6	完	43	P.3160 v (b)	7	30.4×19	完
82	S.6998 C (b)	4	24.9 × 11.5	下右端欠	17	S.3728 (a)	7	30.3×15.4	完
85	S.6998 C (c)	4	22.8×13	下端欠	27	P.3878 (f)	7	29.9×14.1	完
02	P.2937p1(b)	4	26.1 × 11.8	完	87	S.9941 (b)	7	$19.6 \times 14.4^{*}$	下左端欠
40	S.9455 (b)	4	22 × 11.5*	下端欠	44	P.3160 v (c)	8	30.4×23	完
41	S.8666	4	27.7×8.8	上左右端欠	21	S.3728 (e)	8	29.8×15.4	完
24	P.3878 (c)	4	30.2×11.3	完	42	P.3160 v (a)	10	30.4×23	完
28	P.3878 (g)	4	31 × 9	完	20	S.3728 (d)	11	29.6×24	完
29	P.3878 (h)	4	30.4×8.5	完	46	P.2703 v		30.5×42	完
30	P.3878 (i)	4	30.6×10.3	完	18	S.3728 (b)		29.8×33.1	完
31	P.3878 (j)	4	30.1×9.7	完	19	S.3728 (c)		30.2×33.6	完
32	P.3878 (k)	4	30.2 × 10	完	09	P.2641 (a)		30.2×36.4	完
34	P.3878 (m)	4	30×11.2	完	11	P.2641 (c)		30×42	完
83	P.4061 v	4	30.3×12	下右端欠	10	P.2641 (b)	-	30×42.5	完
16	S.6557 v (b)	4	26 × ?	下端欠	12	P.2641 (d)	22	30.2×42.7	完
14	P.2667 v (b)	4	29.3 × 31	完		Carry of Days		L-+	
51	Дх.1359а	4	20.5×13.5	下端欠	*	「残存状態」:			
70	H.841+ (b)	4		完		:	\circ	次 = 欠落筐	所
71	H.841+ (c)	4		完		F			
79	TT 0.41 ((1)	1	-	70	*	□寸法 : ○○)×(○○ * = 概数	l

4 4

4

完

完

72 H.841+ (d) 73 H.841+ (e)

74 H.841+ (f)

* 「寸法」: ○○×○○ * = 概数

P. 2937p1 = P. 2937 pièce 1

H. 841+ = 羽田写真 841+845+846+847

H. 842+ = 羽田写真 842+843+844

v = verso(裏)

今月三日に、楼上の天王堂・仏堂子に灰麻1斤を、五日に従来の取り決め通り泥火爐(用に)麻2斤(を支出しました)、伏して処分を請う。

己卯年(979)九月 日都頭知軍資庫官張富高

「為 憑. 六日」「鳥形花押(曹延禄)」

また、もう一つの形態上の特徴は、これらの文書のほとんどが連接された形で伝存していることにある。複数の文書から構成されている文書は 16 写本 (76 文書) におよぶ。連接されたもののうちで最長のものは、前に引用した史料 (A) であり、15 件の文書が貼り繋げられて横幅の全長は 1 m 60 cmに達する。一方、単体で伝存しているものは 12 写本 (12 文書) に過ぎない。連接された文書は、そのほぼ全てが同一の行政機関ないし牧子によって作成されたものであり(注8)、もともと同一の作成者に由来する複数の文書が連接されて保存されていたと考えられる。従って、単体のものも本来連接されていた文書の離れである可能性が高い。

なお、連接された判憑文書のいくつかには、紙縫裏の下端やや上に帰義軍節度使の朱印が押されている[表 2 印章参照]. 判憑文書に使われている朱印は、「帰義軍/節度使/新鋳印」と「帰義軍節/度使之印」とである(注9). これらの朱印は文書の連接が正式の手続きを経てなされたことを示している。朱印のある文書の作成年代はすべて 10 世紀後半であり、それ以前のものには見られない。この時期は森安氏による朱印使用年代の区分でいえば、第 7 期(曹元忠中・後期~曹延恭~曹延禄前期)と第 8 期(曹延禄後期)にあたる [森安 2000 pp. 48-49, 76-80]. ただし、10 世紀後半の文書でも朱印が押されていないものもあり、これが時代的な変化

注8 — 唯一の例外は S. 6998C (番号 82,84,85) である. この文書は作成者不明の (a) (番号 84), 駝官馬善昌が作成した (b) (番号 82), 知羊司王某が作成した (c) (番号 85) の 3 文書が連接している. また,S. 2474 (番号 52-55) や H. 842 + (番号 76-81) のように,同じ 駝官ではあるが, 写本の途中で別の作成者による文書が連接される場合もある. このような同一写本内での作成者の交替については本稿Ⅱ - 2 で詳しく述べる.

注9 —— 帰義軍節度使の朱印が押された判憑文書にについては森安 2000 論文に簡潔にして要を得た解説がある. 以下, 朱印ごとに 判憑文書の番号と森安 2000 論文の頁数を示す. 「帰義軍/節度使/新鋳印」 = S. 5590 (番号 06) [pp. 35-36], S. 5571 (番号 07) [p. 35], P. 3878 (番号 22-36) [pp. 37-38]. 「帰義軍/節度使/知」 = P. 2737 (番号 56-59) [p. 44], S. 6998B (番号 60-68) [pp. 44-45], H. 841+ (番号 69-75) [p. 45]. また. 森安氏は指摘していないが S. 2474(d) (番号 55) には. 裏面に「帰義軍/節度使/新鋳印」がある. なお. 森安氏は P. 3878(e) (番号 26) の裏に「帰義軍/節度使/新鋳印」以外に「軍 [資庫司之?印]」が押されているとする [森安 2000 p. 38]. 他の判憑文書では、文書裏面の紙縫以外の箇所に、しかも節度使ではない官司の朱印が押されている例は皆無である. そこで、筆者が原物を見たところ、たしかに P. 3878(e) の裏面の中央付近に、右上の角が「軍」と読める朱印の痕跡が存在した. しかし、この「軍」は「帰義軍/節度使/新鋳印」の第一行目の最後 (右下の角) にあたる「軍」が、逆に写されたものである.「軍」の印篆の字形は、カンムリが「車」の周囲を囲む形であり、逆に写されても同じように見えてしまう。また、この文書の表面には、他の判憑文書の墨跡が逆に写された痕跡が多く残っており、この文書は他の判憑文書と重ねて置かれていたと思われる. 逆転写された「帰義軍/節度使/新鋳印」の痕跡も、他の文書と重なった際につけられたものであろう. 印影の大きさから見ても、この朱印は縦横 6 cm ほどあり、節度使の朱印とみなして良い [森安 2000 pp. 85-86].

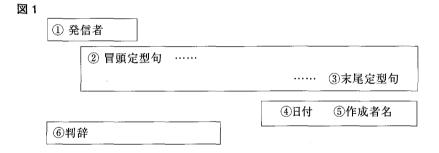
であるかどうかは明らかではない.

さらに、これらの文書のほとんどは、廃棄されたうえで再利用されている。まず、12 写本(47 文書)には表面に抹消線が引かれており、一定期間ののち廃棄されたことが明白である [表 2 抹消参照]。また、抹消の無いものでもほとんど再利用されており、最終的には廃棄されたことは確実である。抹消の有無に関わらず合計すると、再利用された文書は 19 写本(63 文書)[表 2 再利用参照] となり全体の 8 割に達する (注 10). 再利用方法は、経帙や絵画の裏貼り、そして比較的長い文章の書写用紙であることが多い。これは、多くの判憑文書が連接によって横に長い形状を持っており、それを生かした使い方がなされた結果であると思われる。

以上, 形態上の特徴からは, 判憑文書は個々の短冊形の文書を作成者別に連接したものであり, 一定期間の後に廃棄処分となり再利用された文書群であるということができる.

I-2 書式からみた判憑文書の特徴

判憑文書の書式は多少の差異はあるものの, 概ね共通の形式を備えている。 判憑文書全体 に共通する書式の要素を取り出すと図 1 のようになる.



まず、第一行目に①発信者が書かれる.ただし、①発信者は欠落する場合もある.なお、受信者はどの文書においても書かれない.つぎに、文書の本文は①発信者より一文字ほど下げて書かれており、②冒頭定型句と③末尾定型句とを有する.④日付は本文の中央やや下あたりの高さからはじまり、⑤作成者名がこれに続く.そして、最終行に⑥判辞が付される.以下に、これらの要素を手がかりに、曹氏帰義軍時代と張氏帰義軍時代とに分けて、判憑文書の書式上の特徴を分析する.

注 10 — 李盛鐸旧蔵文書 (H. 841+, H. 842 +) の 2 写本 (13 文書) は, 裏面の情報が全くないので割合には含めていない.

最初に、判憑文書の圧倒的多数を占める曹氏帰義軍時代の文書から見て行くこととしたい.

まず、文書の発信元は、①発信者か⑤作成者名の部分に明示され、いずれも帰義軍政権の 行政機関か牧子などの専門職である。行政機関の場合は、先に引用した史料(A)のように、① 発信者に機関名が書かれ、⑤作成者名には称号、職名、人名が書かれる。一方、牧子や酒戸 のような専門職の場合は、次の史料(B)、(C)のように、①発信者と⑤作成者名の箇所に職名 と人名とが書かれる。

史料(B) P. 2761 裏(3)(番号 50)

【録文】

- 1 牧羊人王阿杂
- 2 伏以, 今月十八日, 納自死母古羊壹口. 皮白祐慶. 伏請 處分.
- 3 己卯年四月 日牧羊人王阿杂
- 4 「為憑、十八日!「私印(曹延禄)!

【翻訳】

牧羊人王阿朶より

伏して以えらく、今月十八日、自然死したメスヤギ (注 11) 1頭を納入しました。皮は白祐慶に渡しました。伏して処分を請う。

己卯(979)年四月 日牧羊人王阿朶

「為 憑. 十八日」「私印(曹延禄)」

史料(C)S.5571(番号07)

【録文】

- 1 酒戸鄧留定
- 2 伏以, 今月十日, 城南莊刈麦酒壹瓮, 十一日支氈匠酒壹斗. 伏請
- 3 處分
- 4 戊辰年七月 日酒戸鄧留定
- 5 「為憑.十二日」「鳥形花押(曹元忠)」

注 11 -----「古羊」は「若羊」や「羖羊」の異形であり、ヤギを示す [謝成侠 1985 pp. 143-144]. 一方、ヒツジは普通「白羊」と表記される。ただし、敦煌文書のなかではヒツジとヤギとの区別は必ずしも明確ではなく、どちらか一方ないし両者を「羊」と表記する例も多い。

【翻訳】

酒戸鄧留定より

伏して以えらく,今月十日に,城南荘の麦刈りのために酒1瓮(を用い),十一日に氈匠に酒1斗を与えました.伏して処分を請う.

戊辰年(968)七月 日酒戸鄧留定

「為憑. 十二日」「鳥形花押(曹元忠)」

また、本文の形式を見ると、②冒頭定型句と③末尾定型句とが謙譲表現で書かれており、これらの文書が上申形式であることは明白である。史料(A)、(B)、(C)に見るようにほとんど全ての文書で②冒頭定型句は「伏以」であり、③末尾定型句は「未蒙判憑、伏請処分」ある。そして、③末尾定型句の「判憑」と「処分」との前は、ごくまれな例外を除き、空白が置かれるか改行される。このことは上位者によって行われる「判憑」と「処分」とに敬意が払われていることを示している。

さらに、⑥判辞は全て節度使によって書かれている [表 4 参照]. この部分は、「為憑」という判、日付、節度使の花押 [史料 (A), (C)] ないし私印 [史料 (B)] から構成されており (E) 12)、他の官職による判辞は皆無である. なお、④日付の部分は、紀年は全て干支によって表記され、年月日のうちの日は書かれていない。

このような曹氏時代の特徴は、判憑文書が上申文書と節度使の判辞から構成されていることを示している。そして、このような構成は、多少の差異はあるものの張氏帰義軍時代の書式にも 共通している。以下に張氏時代の事例を分析する。

史料 (D) P. 2937 pièce1 (番号 01-05)

【録文】

<前缺>

(a)

(深)

1

] 淮 🔲]

注 12 — 史料 (A) の花押は「シンニョウのなかの鳥」のタイプであり曹延禄の花押である [Eliasberg 1979 pp. 33-34]. また, 史料 (C) の花押は「とまり木にとまる鳥」のタイプであり曹元忠の花押である [Eliasberg 1979 pp. 30-33]. これらの鳥形花押の象徴的な意味については, Mayo 2002 pp. 51-60 参照. 私印は長径 1.3 cmほどの縦長の楕円形の墨印であり,「曹」の印篆が陰刻されている。なお,この印の所有者は李正字氏によって曹延禄に比定されている [李正字 1998 p. 294].

(b) (酒司)
1 🗆 🗆
2] 人・甘州廻鶻一人, 毎日准例供酒.
3 未蒙判憑. 不敢不申. 伏請 處分.
4 丁未年十一月 日曹文晟
5 「准細供. 六日, 淮深」
(c)
1 酒司
2 今月七日, 粛州使氾建立等一行進発,
3 用頓酒両瓮. 未蒙判憑. 伏請 處分.
4 光啓三年十一月 日曹文晟
5 「為 憑. 十日, 淮深」
(d)
1 酒司
2 今月十日,馬□□盤□酒壹瓮. 未蒙
3 判憑. 伏請 處分.
4 光啓三年十一月 日曹文晟
5 「為憑.十一日,淮深」
(e)
1 酒司
2 今月十七日,八角迎酒参瓮.未蒙
3 判憑. 伏請 處分. (曹文晟)
4 光啓三年丁未十一月 日[
5] 日, 淮深」
<後缺>

【翻訳】

(a)

「…… (張) 淮(深)

(b)

(酒司より)

…人・甘州廻鶻 1 人に、毎日取り決め通り酒を供給しました、未だ判憑を蒙らず、敢て不申をなさず、伏して処分を請う。

丁未年(887)十一月 日曹文晟

「細供(注13)あつかいにせよ、六日、(張) 淮深|

(c)

酒司より

今月七日, 粛州使氾建立等一行が出発し, (その際) 頓酒2 瓮を用いました. 未だ判憑を蒙らず. 伏して処分を請う.

光啓三年(887)十一月 日曹文晟

「為 憑、十日、(張) 淮深|

(d)

洒司より

今月十日, 馬…盤 … (のために) 酒 1 瓮 (を用いました). 未だ判憑を蒙らず. 伏して処分を請う.

光啓三年(887)十一月 日曹文晟

「為憑、十一日、(張)淮深|

(e)

酒司より

注 13 ——帰義軍政権が行う宴会の供応には、供給する酒食に差があり、上位から細供、上次料、中次料、下次料に分かれている。この場合、最高位のもてなしを行う指示が出されたことになる [盛朝暉 1996 pp. 101-104].

■表 4 判辞の署名・花押・私印 (西暦順、署名・花押・私印のあるものだけ抽出)

No	所蔵番号	発信元	西曆	署・押・印
02	P.2937p1(b)	酒司	887	「淮深」
03	P.2937p1(c)	酒司	887	「淮深」
04	P.2937p1(d)	酒司	887	「淮深」
05	P.2937p1(e)	酒司	887	「淮深」
09	P.2641 (a)	宴設司	947	鳥形 A
10	P.2641 (b)	宴設司	947	鳥形 A
11	P.2641 (c)	宴設司	947	鳥形 A
12	P.2641 (d)	宴設司	947	鳥形 A
42	P.3160 v (a)	内宅司	951	鳥形 A
43	P.3160 v (b)	内宅司	951	鳥形 A
44	P.3160 v (c)	内宅司	951	鳥形 A
45	P.3160 v (d)	内宅司	951	鳥形 A
17	S.3728 (a)	柴場司	955	鳥形 A
19	S.3728 (c)	柴場司	955	鳥形 A
20	S.3728 (d)	柴場司	955	鳥形 A
21	S.3728 (e)	柴場司	955	鳥形 A
47	P.3272 (a)	牧子(羊)	966	鳥形 A
48	P.3272 (b)	牧子(羊)	966	鳥形 A
06	S.5590	酒戸	968	鳥形 A
07	S.5571	酒戸	968	鳥形 A
38	S.8673	作坊	_	鳥形 B
40	S.9455 (b)	作坊	977	鳥形 B
41	S.8666	作坊	978	鳥形 B
49	P.2985 v (1)	牧子(羊)	979	「曹」印
50	P.2761 v (3)	牧子(羊)	979	「曹」印
55	S.2474 (d)	牧子(駝)	979	鳥形 B
22	P.3878 (a)	軍資庫司	979	鳥形 B
23	P.3878 (b)	軍資庫司	979	鳥形 B
24	P.3878 (c)	軍資庫司	979	鳥形 B
25	P.3878 (d)	軍資庫司	979	鳥形 B
26	P.3878 (e)	軍資庫司	979	鳥形 B
27	P.3878 (f)	軍資庫司	979	鳥形 B
28	P.3878 (g)	軍資庫司	979	鳥形 B
29	P.3878 (h)	軍資庫司	979	鳥形 B
30	P.3878 (i)	軍資庫司	979	鳥形 B
31	P.3878 (j)	軍資庫司	979	鳥形 B
32	P.3878 (k)	軍資庫司	979	鳥形 B
33	P.3878 (l)	軍資庫司	979	鳥形 B
34	P.3878 (m)	軍資庫司	979	鳥形 B
35	P.3878 (n)	軍資庫司	979	鳥形 B
36	P.3878 (o)	軍資庫司	979	鳥形 B
51	Дх.1359а	牧子(羊)	979	「曹」印
52	S.2474 (a)	牧子(駝)	980	鳥形 B
53	S.2474 (b)	牧子(駝)	980	鳥形 B
-	S.2474 (c)	牧子(駝)		鳥形 B
	P.2737 (a)	牧子(駝)		鳥形 B
	P.2737 (b)	牧子(駝)		鳥形 B

58	P.2737 (c)	牧子(駝)	993	鳥形 B
59	P.2737 (d)	牧子(駝)	993	鳥形 B
60	S.6998 B (a)	牧子(馬)	995	鳥形 B
61	S.6998 B (b)	牧子(馬)	995	鳥形 B
62	S.6998 B (c)	牧子(馬)	995	鳥形 B
80	H.842+ (e)	牧子(駝)	995	鳥形 B
63	S.6998 B (d)	牧子(馬)	996	鳥形 B
64	S.6998 B (e)	牧子(馬)	996	鳥形 B
65	S.6998 B (f)	牧子(馬)	996	鳥形 B
66	S.6998 B (g)	牧子(馬)	996	鳥形 B
67	S.6998 B (h)	牧子(馬)	996	鳥形 B
82	S.6998 C (b)	牧子(駝)	996	鳥形 B
69	H.841+ (a)	牧子(馬)	996	鳥形 B
70	H.841+ (b)	牧子(馬)	996	鳥形 B
71	H.841+ (c)	牧子(馬)	996	鳥形 B
72	H.841+ (d)	牧子(馬)	996	鳥形 B
73	H.841+ (e)	牧子(馬)	996	鳥形 B
74	H.841+ (f)	牧子(馬)	996	鳥形 B
75	H.841+ (g)	牧子(馬)	996	鳥形 B
76	H.842+ (a)	牧子(駝)	996	鳥形 B
77	H.842+ (b)	牧子(駝)	996	鳥形 B
78	H.842+ (c)	牧子(駝)	996	鳥形 B
79	H.842+ (d)	牧子(駝)	996	鳥形 B
81	H.842+ (f)	牧子(駝)	996	鳥形 B

* 「署・押・印」

「淮深」= 張淮深の署名

鳥形 A = 曹元忠「とまり木にとまる鳥」

鳥形 B = 曹延禄「シンニョウのなかの鳥」

「曹| 印= 曹延禄の私印

* 「発信元」: 牧子(羊) = 牧羊人 牧子 (駝) = 駝官

牧子(馬) = 知馬官

P. 2937p1 = P. 2937 pièce1

H. 841+ = 羽田写真 841+845+846+847

H. 842+ = 羽田写真 842+843+844

v = verso(裏)

今月十七日,八角にて歓迎のため酒3 瓮を用いました。未だ判憑を蒙らず、伏して処分を請う。 光啓三年丁未(887)十一月 日(曹文晟)

「…… (張) 淮深|

曹氏時代との相違点としては、まず、発信元は、①発信者の部分に史料(A)と同様に機関名が入るが、⑤作成者名の部分には人名しか書かれない。また、本文には②冒頭定型句の「伏以」が無く、③末尾定型句には「不敢不申」が入る場合がある((b) の 3 行目)。さらに、④日付の部分は干支、年号、干支と年号の併記の三種類が見られ、⑥判辞の部分には花押や私印ではなく署名が用いられている。

このような差異はあるものの, 張氏時代の文書の基本的な構成は曹氏時代の文書と同じである. まず, 書式の要素の配列は先にあげた図1の形に符合している. また, 本文には「伏以」の冒頭に表現はないものの, ③末尾定型句の「未蒙判憑. 伏請処分」は保持している. この部分では, (b)と(c)とには「判憑」の前の空白や改行による敬意の表示がないが,「処分」の前には全て空白が設けられており, 上位者に対する配慮が備わっている. さらに, ④日付部分には表記のばらつきがあり, ⑥判辞部分には花押ではなく帰義軍節度使の張淮深の署名「淮深」が使用が使用されているが. 曹氏時代のものと比べても機能的には変わりがない.

以上, 書式上の特徴からは, 判憑文書は帰義軍政権の各行政機関や政権に仕える牧子などから節度使に向けて提出された上申文書に, 節度使の判辞が付された文書群であるということができる. そして, このような特徴は張氏時代から曹氏時代にかけて, 基本的に共通しているといえる.

Ⅱ 判憑文書の処理と行政事務の流れ

さて、前章で分析した形態・書式上の特徴は、判憑文書に対して行われた作業とその順序とを示している。すなわち、まず上申文書として作成され、次に節度使の判辞が書き込まれ、作成者ごとに連接されたあと、廃棄処分になり再利用されているのである。このような、①作成、②書き込み、③連接、④廃棄の作業の順序は、そのまま判憑文書を用いた行政事務の流れとそれにともなう文書処理の過程とを示していることが予想される。そこで、本節では、まず文書の作成から判辞の書き込みに至る段階と、次に連接したのち廃棄されるまでの段階とに分けて検討する。

Ⅱ-1 物資の出納と審査

ここでは、文書の作成から節度使による判辞の記入に至る段階を考察する

まず, 判憑文書に現れる作成機関は 8 機関あり, それぞれ主管する物資に違いがある [表 2 物品参照]. 確認される行政機関は, 酒を担当する酒司 [鄭炳林 1995 pp. 575-579, 鄭炳林 1996 pp. 36-37], 宴会用の食料 (麺・油など)を受け持つ宴設司, 燃料 (柴など)を扱う柴場司, 布・紙・麻などを備蓄する軍資庫司, 矢などの器物を作成・管理する作坊司 [鄭炳林 1996 p. 37], 獣毛や燃料を扱う内宅司・内宅務, 羊の徴収に携わる羊司, 織物などを貯蔵する内庫である (注 14).

各機関の文書作成者はその機関の長官であり、称号と職名とを帯びている [表 2 称号・役職参照]. 前節の書式の分析の部分で述べたように、機関の判憑文書の⑤作成者名の部分には、称号、職名、人名が書かれている。称号は押衙ないし都頭であり、長官の身分によって異なっている(注15). また、職名は機関によって呼称に差異がある。すなわち、宴設司の「知宴設使」や作坊司の「知作坊使」のように「知~使」の形、柴場司の「知柴場司」、内宅司・内宅務の「知内宅司」・「知内宅務」、羊司の「知羊司」のように「知~」の形、軍資庫司の「知軍資庫官」や内庫の「知内庫官」ように「知~官」の形が見受けられる。

次に、家畜を扱う牧子や酒の醸造を行う酒戸などの専門職が判憑文書を作成している[表2役職参照]. 牧子は扱う家畜の種類によって分かれており、ウマは知馬官、ラクダは知駝官、ヒツジ・ヤギは牧羊人によって管理されている(注16). また、酒戸は後に引用する史料(E)にも見るように、主に宴会用の酒を醸造する専門職である[鄭炳林 1995 pp. 577-579]. なお、これらの作成者には押衙や都頭などの称号は見られない. ただし、史料(G)の2行目には「押衙兼知馬官素徳定」とあるので、知馬官が押衙の称号をもっている事例はある.

前節で述べたように判憑文書は書式的には上申文書であり、報告の内容は各作成者が管理 する物品や家畜の支出や欠損に関するものがほとんどである[表2物品参照]. 物品を管理す

注 14 ---- 宴設司, 軍資庫司, 内宅司・内宅務, 羊司の職掌については本稿注 5 の先行研究を参照. なお, 柴場司や内庫については専 論がなく判憑文書の内容から職掌を類推した.

注 16 ----- これらの牧子は、それぞれ十数頭~数百頭からなる各家畜の群を監督している。牧子の職掌については本稿注 7 の先行研究を 参照、なお、判憑文書には現れないが、後に引用する史料 (G) の家畜頭数点検リストに見るように、ウシを管理する牧牛人も存在する。

■表 5 軍資庫司判憑文書 (P. 3878) の支出状況: 己卯年 (979)8 月~12 月

* 単位:斤(約600g), 束(重量不明)

X	\times	用途	物品・数量	支出日付	判辞日付
22	(a)	欠落	欠落	欠落	? /18
23	(b)	楼上天王堂・神堂用	灰麻 2斤	8/20	8/21
24	(c)	衙内の箔(すだれ)用	麻 2斤	9/2	9/3
25	(d)	楼上天王堂・仏堂子用	灰麻 1斤	9/3	9/6
		泥火爐(ひばち)用	麻 2斤	9/5	
26	(e)	助葬用		9/8	9/9
27	(f)	打銅灌 (やかん)・鑰匙 (かぎ) のひも用	麻 4斤	10/6	10/9
		城東楼上の鋪脣(しきもの?)用	麻 1斤	10/7	
		城南衙の鋪脣・泥火爐用	麻 1.5 斤		}
		鷹擇(鷹のつなぎひも?)用	麻 2束		
28	(g)	碾床(ひきうすの台)用	麻 0.125 斤	10/16	10/18
29		胡禄(やなぐい)用	麻 1 束	10/28	10/30
30	(i)	コータンへの国信の封角用	麻 1 束	10/30	11/3
31	(j)	衙內用	麻 6束	11/6	11/9
32	(k)	箔用	麻 8斤	11/11	11/12
33	(1)	国信の封角用	麻 1 束	11/19	11/21
		幹装子 (?), 箔の修理用	麻 1斤		
34	(m)	縄床(縄製のしきもの)のひも用	麻 2斤	12/6	12/9
35		縄床(縄製のしきもの)のひも用	麻 2斤	12/10	12/12
	Ĺ	刺鞍匠(鞍づくり)用	麻 1束		
36	(0)	弩家趙富晟ら9人	好麻 9斤	12/25	12/27
		灯籠のひも用	麻 0.5 斤	12/26	

る機関では酒、食品、燃料、布・紙・麻、矢、織物などの支出が報告され、牧子の場合は家畜の死亡や支出が記事の内容となる。典型的な事例として先に引用した軍資庫司の判憑文書である史料(A)P. 3878(番号 22-36)の支出内容を表 5 として提示する。史料(A)には 15 文書が連接されており、己卯年(979)の八月から十二月にかけての記事が含まれている。表に示したように、軍資庫からは様々な用途に麻が、重量の単位(斤)ないし束の単位で支出されている。概ね支出のあった日ごとに文書が作成されているが、複数の日付にわたる支出が一緒に報告されている場合もある [(d)、(f)、(o)]。なお、まれな事例ではあるが収入に関する報告もある。ヤギの群から毛を収集した際の報告である P. 2703 裏(番号 46)(注17)と荘園から黄麻・豆・麦を収

注 17 — 雷紹鋒 1996 pp. 45-46 に群ごとの毛の収集量を示した表と解説とがある.

集した時の報告である S. 9941(b) (番号 87) とがこれにあたる.

これらの報告は全て事後報告であり、ほとんどが2日以内に節度使によって処理されている. 前章の書式の分析で述べたように、判憑文書には作成日が書かれないので報告がなされた日付を正確に指定することは不可能である. しかし、物資や家畜の異動に関する日付は全て節度使の判辞の日付より以前であり、これらの報告が事後報告であることは明白である [表6参照]. また、事案の発生から処理までにかかった所要日数を見ると、全88文書のうち欠落がなく所要日数を数えられるものは61件ある. そして、支出等の日付と判辞の日付との差の最頻値は1日(30件)である. さらに、その日のうちに処理されている P. 2985 裏(1)(番号49)、P. 2761 裏(3)(番号50)の2件と2日かかった16件とをこれに合わせると、事案の発生から2日以内に処理された文書は、61件中の48件であり約8割に達する. 一方、処理に3日以上かかった案件は13件であり、最大所要日数は9日かかったP. 3160裏(d)(番号45)である.

そして、このような節度使の審査を受け承認された報告書だけが、次の連接の段階へと遷っている。先の書式の部分で述べたように、判辞を記入しているのはすべて節度使である。そして判辞の内容は、史料 (D) の (b) (番号 02) に「准細供」とある一例を除いて、すべて「為憑」となっている。ここに書かれた「為憑」とは、すなわち「(前件の支出等に関して承認し、この文書そのものを) 憑 (証拠)とする」ことを示している。また、史料 (D) の (b) に関しても、支出を承認したうえで「細供あつかいにせよ」と指示しているのであり、支出を承認していることにはかわりない。このように、「為憑」と判断されなかった文書が全く含まれていないことは、承認されなかった文書は連接されなかったことを示している。未承認の文書はもとの発信者に差し戻されたか、あるいは他の会計監査機関などに回付されたのであろう。

以上をまとめると、判憑文書は支出等の事後報告から節度使の承認に至る行政事務の流れを示しており、文書の作成、提出、審査と続く文書処理の過程をも跡づけているといえる.

Ⅱ-2 帳簿としての判憑文書

前述のように, 節度使の審査を経て承認された報告書は「憑(証拠)」として連接されて保存されている。そして, このように連接された文書は新たに帳簿としての機能を獲得し, 利用されている. 以下に, 帳簿として機能する判憑文書について考察を加える.

まず、帳簿としての判憑文書の利用を示す史料として、P. 3569 裏を提示する(注18).

注 18 --- 本文書の録文と研究とは藤枝 1941-43 (二) pp. 69-72, および盧向前 1986 pp. 455-458 を参照.

■表 6 所要日数 (所要日数順、データのあるもののみ抽出)

No	所蔵番号	発信元	西曆	記事日付	判辞日付	差
49	P.2985 v (1)	牧子(羊)	979	4/15	4/15	0
50	P.2761 v (3)	牧子(羊)	979	4/18	4/18	0
52	S.2474 (a)	牧子(駝)	980	8/28,29	8/30	1
55	S.2474 (d)	牧子(駝)	979	11/2	11/3	1
57	P.2737 (b)	牧子(駝)	993	8/17	8/18	1
58	P.2737 (c)		993	8/23	8/24	1
59			993	9/2	9/3	1
62	S.6998 B (c)		995	12/25	12/26	1
63	S.6998 B (d)		996	1/5	1/6	1
65			996	1/26	1/27	1
66	2111111111		996	2/17	2/18	1
		酒司	887	11/10	11/11	1
	P.3160 v (a)		951	6/18,19,20,	6/24	1
	1.5100 7 (a)			21.23]	1
40	D 0100 0	h ch =1	051		C (9C	+
	P.3160 v (b)		951	6/23,24,25	6/26	1
17	S.3728 (a)	柴場司	955	2/23,24,27	2/28	1
_~	S.3728 (e)	柴場司	955	3/22,23,24	3/25	1
06	S.5590	酒戸	968	7/14	7/15	1
07	S.5571	酒戸	968	7/10,11	7/12	1
	S.9455 (b)	作坊	977	9/17	9/18	1
$\overline{}$	P.3878 (b)	軍資庫司	979	8/20	8/21	1
	P.3878 (c)	軍資庫司	979	9/2	9/3	1
25	P.3878 (d)	軍資庫司	979	9/3,5	9/6	1
	P.3878 (e)	軍資庫司	979	9/8	9/9	1
_	P.3878 (k)	軍資庫司	979	11/11	11/12	1
36	P.3878 (o)	軍資庫司	979	12/25,26	12/27	1
51	Дх.1359а	牧子(羊)		6/2	6/3	1
70	H.841+ (b)	牧子(馬)		4/20	4/21	1
71	H.841+ (c)	牧子(馬)		5/20	5/21	1
72	H.841+ (d)	牧子(馬)	996	6/20	6/21	1
74	H.841+ (f)	牧子(馬)	996	6/26	6/27	1
75	H.841+ (g)	牧子(馬)	996	8/17	8/18	1
80		牧子(駝)	995	11/8	11/9	1
48	P.3272 (b)	牧子(羊)	966	2/16	2/18	2
53	S.2474 (b)	牧子(駝)	980	9/7	9/9	2
54	S.2474 (c)	牧子(駝)	980	9/16	9/18	2
61	S.6998 B (b)	牧子(馬)	995	12/22	12/24	2
44			951	6/27,28,29,	7/2	2
Ì				30		
19	S.3728 (c)	柴場司	955	~ 3/16	3/18	2
20		柴場司	955	3/14-20,18,	3/22	2
] ` '			19		
38	S.8673	作坊	977	8/6,7	8/9	2
41	S.8666	作坊	978	7/26	7/28	2

P.3878 (f)	軍資庫司	979	10/6,7	10/9	2
P.3878 (g)	軍資庫司	979	10/16	10/18	2
P.3878 (h)	軍資庫司	979	10/28	10/30	2
P.3878 (l)	軍資庫司	979	11/19	11/21	2
	軍資庫司	979	12/10	12/12	2
	牧子(馬)	996	6/22	6/24	2
		996	9/1	9/3	2
	牧子(駝)	996	8/3	8/6	3
	酒司	887	11/7	11/10	3
	宴設司	947	6/5.7.8.9.	6/13	3
, ,			10		
P.3878 (i)	軍資庫司	979	10/30	11/3	3
P.3878 (i)	軍資庫司	979	11/6	11/9	3
P.3878 (m)	軍資庫司	979	12/6	12/9	3
P.2641 (c)	宴設司	947	6/17,18,19,	6/25	4
, ,			20,21		
P.2737 (a)	牧子(駝)	993	4/10	4/15	5
P.2641 (b)	宴設司	947	6/10,11,12,	6/18	5
			13		
S.6998 B (e)	牧子(馬)	996	12/28,29	1/6	7
P.2641 (d)	宴設司	947	6/22,23,24	7/1	7
P.3272 (a)	牧子(羊)	966	1/1	1/9	8
P.3160 v (d)	内宅司	951	3/2-6/30	7/9	9
	P.3878 (g) P.3878 (h) P.3878 (l) P.3878 (l) P.3878 (n) H.841+ (e) H.842+ (a) S.6998 C (b) P.2937p1(c) P.2641 (a) P.3878 (i) P.3878 (i) P.3878 (m) P.2641 (c) P.2737 (a) P.2641 (b) S.6998 B (e) P.2641 (d) P.3272 (a)	P.3878 (g) 軍資庫司 P.3878 (h) 軍資庫司 P.3878 (l) 軍資庫司 P.3878 (n) 軍資庫司 H.841+ (e) 牧子(馬) H.842+ (a) 牧子(影) S.6998 C (b) 牧子(影) P.2937p1(c) 酒司 P.2641 (a) 宴設司 P.3878 (i) 軍資庫司 P.3878 (m) 軍資庫司 P.2641 (c) 宴設司 P.2737 (a) 牧子(影) P.2641 (b) 宴設司 S.6998 B (e) 牧子(馬) P.2641 (d) 宴設司	P.3878 (g) 軍資庫司 979 P.3878 (h) 軍資庫司 979 P.3878 (l) 軍資庫司 979 P.3878 (n) 軍資庫司 979 H.841+ (e) 收子(馬) 996 H.842+ (a) 收子(影) 996 E.9937p1(c) 酒司 887 P.2641 (a) 宴設司 947 P.3878 (i) 軍資庫司 979 P.3878 (m) 軍資庫司 979 P.2641 (c) 宴設司 947 P.2737 (a) 牧子(駝) 993 P.2641 (b) 宴設司 947 S.6998 B (e) 牧子(馬) 996 P.2641 (d) 宴設司 947 S.6998 B (e) 牧子(馬) 996 P.2641 (d) 宴設司 947 P.3272 (a) 牧子(羊) 966	P.3878 (g) 軍資庫司 979 10/16 P.3878 (h) 軍資庫司 979 10/28 P.3878 (h) 軍資庫司 979 11/19 P.3878 (n) 軍資庫司 979 12/10 H.841+ (e) 牧子(馬) 996 6/22 H.842+ (a) 牧子(駝) 996 8/3 P.2937p1(c) 酒司 887 11/7 P.2641 (a) 宴設司 947 6/5.7.8.9. 10 P.3878 (i) 軍資庫司 979 10/30 P.3878 (i) 軍資庫司 979 11/6 P.3878 (m) 軍資庫司 979 12/6 P.2641 (c) 宴設司 947 6/17,18,19. 20.21 P.2737 (a) 牧子(駝) 993 4/10 P.2641 (b) 宴設司 947 6/10,11,12. 13 S.6998 B (e) 牧子(馬) 996 12/28,29 P.2641 (d) 宴設司 947 6/22,23,24 P.2641 (d) 宴設司 947 6/22,23,24 P.3272 (a) 牧子(羊) 966 1/1	P.3878 (g) 軍資庫司 979 10/16 10/18 P.3878 (h) 軍資庫司 979 10/28 10/30 P.3878 (h) 軍資庫司 979 11/19 11/21 P.3878 (n) 軍資庫司 979 12/10 12/12 H.841+ (e) 牧子(馬) 996 6/22 6/24 H.842+ (a) 牧子(乾) 996 8/3 8/6 P.2937p1(c) 酒司 887 11/7 11/10 P.2641 (a) 宴設司 947 6/5.7.8.9. 6/13 10 10 11/3 P.3878 (i) 軍資庫司 979 10/30 11/3 P.3878 (m) 軍資庫司 979 11/6 11/9 P.2641 (c) 宴設司 947 6/17.18.19. 6/25 P.2737 (a) 牧子(影) 993 4/10 4/15 P.2641 (b) 宴設司 947 6/10.11.12. 6/18 S.6998 B (e) 牧子(馬) 996 12/28.29 1/6 P.2641 (d) 宴設司 947 6/22.23.24 7/1 P.2641 (d) 宴設司 947 6/22.23.24 7/1

* 「発信元」: 牧子(羊) = 牧羊人 牧子(駝) = 駝官 牧子(馬) = 知馬官

* 「記事日付」: 支出等の日付 * 「判辞日付」: 処理の日付 * 「差」: 処理に要した日数

> (支出等の日付が複数ある場合は、最後の 支出の日付と処理の日付との差)

P. 2937p1 = P. 2937 pièce1 H. 841+ = 羽田写真 841+845+846+847 H. 842+ = 羽田写真 842+843+844 v = verso (裏)

史料(E) P. 3569 裏

【録文】

- 1 官酒戸馬三娘・龍粉堆
- 2 去三月廿二日已後, 両件請本粟参拾伍駄.
- 3 合納酒捌拾柒瓮半,至今月廿二日, 計 卅一日.
- 4 伏縁使客西庭・擦微. 及涼州・粛州. 蕃
- 5 使繁多, 日供酒両瓮半以上. 今准本数
- 6 欠三·五瓮,中間縁有四·五月艱難乏
- 7 済, 本省全絶, 家貧無可吹飲, 朝
- 8 憂敗闕. 伏乞.
- 9 仁恩, 支本少多, 充供客使. 伏請
- 10 處分.
- 11 牒, 件状如前, 謹牒,
- 12 光啓三年四月 日龍粉堆牒。
- 13 「付陰季豊算過.廿二日.淮深」

中間. 韻文あり

- 14 押衙陰季曹
- 15 右,奉 判令算会,官酒戸馬三娘・龍粉堆,

.....

...........

- 16 従三月廿二日於官倉請酒本粟貳拾駄.
- 17 又四月九日請酒本粟壹拾伍駄, 両件共
- 18 請参拾伍駄. 准粟数合納酒捌拾柒
- 20 逐件算会如後.
- 21 西州廻鶻使上下参拾伍人, 每一日供酒捌斗陸勝,
- 23 計供酒肆拾伍瓮伍斗貳勝. 擦微使上下
- 24 陸人, 每一日供酒壹斗陸勝, 従三月廿二日至四月

- 25 廿三日, 中間計参拾貳日, 供酒捌瓮参斗貳勝.
- 26 凉州使曹万成等三人, 每一日供酒玖勝, 従三月
- 27 廿二日至四月廿三日, 中間計参拾貳日, 供酒肆瓮
- 28 半賣斗捌勝。 又涼州温末及粛州使。従四月一日
- 29 到下厂酒膏瓮 料酒従四月二日至四月十五日
- 30 発,中間賣拾肆日,上下賣拾賣人,每一日供酒貳斗
- 31 肆勝、計供酒伍瓮半陸勝、 三月廿三日、錫匠
- 32 王専等支酒壹瓮. 四月十日, 賽官羊神用酒
- 34 十五日、上窟用酒両祭、十七日、祭雨師用酒
- 35 両瓮. 廿一日. 都香口賽青苗神用酒壹瓮.
- 36 廿二日, 西衙設廻鶻使, 用酒参瓮, 已上諸處
- 37 供給, 計用酒捌(拾) 壹瓮半貳勝, 准粟数
- 38 使用外, 餘欠酒伍瓮伍斗捌勝,
- 39 右, 通前件酒一一検判憑, 算会如前.
- 40 伏請 處分.
- 41 牒, 件状如前, 謹牒,
- 42 光啓三年四月 日押衙陰季豊牒.
- 43 「西州使今月廿五日發「
- 44] 酒瓮自供. 廿三日. 淮 深」

【翻訳】

官酒戸の馬三娘と龍粉堆

去る三月二十二日以後、2度いただきました(酒の仕込み用の)本粟は35駄、納入すべき酒は87 瓮半です。今月二十二日に至るまで、全部で31日になります。思いますに(この間)西庭・擦微、および涼州・粛州の外国の使節がとても多く、毎日酒2瓮半以上を供しましたいま(いただいた)本粟にくらべ3~5瓮が未納入になっていますが、この間4~5月は家中不如意でありまして、本粟は全て使い切り、貧窮により飲み食いにも困り、毎朝惨状を憂う

ありさまです。どうぞ、お情けにより、本栗を幾ばくかお下げ渡しになり、使節の供応にあてられますように、なにとぞ御処理ねがいます。

牒すらく、件状は前の如し、謹んで牒す、

光啓三年四月 日龍粉堆牒す.

「陰季豊に回付して計算して報告せよ. 二十二日. (張) 淮深」

押衙陰季豊より

右は、御指示を承り計算させましたところ、官酒戸馬三娘・龍粉堆は、三月二十二日に官倉から酒本粟20駄を支給され、四月九日にも酒本粟15駄を支給され、この2回を合わせると35駄を支給されております。栗の数量に応じて納入すべき酒は87瓮半になります。あちらこちらで使節や宴会・神事に供した(酒につき)、一つ一つ事件をおって計算しましたところ以下のようになります。

西州廻鶻の使節総勢 35 人に、毎日酒 8 斗 6 升を供し、三月二十二日から四月二十三日まで、中間計 32 日で、計酒 45 瓮 5 斗 2 升を供給す、擦微の使節総勢 6 人に、毎日酒 1 斗 6 升を供給し、三月二十二日から四月二十三日まで、中間計 32 日で、酒 8 瓮 3 斗 2 升を供給す、涼州の使節曹万成等 3 人に、毎日酒 9 升を供給し、三月二十二日から四月二十三日まで、中間計 32 日で、酒 4 瓮半 1 斗 8 升を供給し、三月二十二日から四月二十三日まで、中間計 32 日で、酒 4 瓮半 1 斗 8 升を供給し、三月二十二日から四月二十三日まで、中間 32 日で、酒 4 瓮半 1 斗 8 升を供給し、計酒 5 瓮半 6 升を供給するまで、中間 14 日で、総勢 11 人に、毎日酒 2 斗 4 升を供給し、計酒 5 瓮半 6 升を供給す。三月二十三日、錫匠王専等に酒 1 瓮を与える。四月十日、官羊神を祭るために酒 1 瓮を用いる。四月十四日、夏季に祆祠を祭るために酒 4 瓮を用いる。十五日、上窟のために酒 2 瓮・十七日、祭雨師のために酒 2 瓮・二十一日、都香口で青苗神を祭るために酒 1 瓮を用いる。二十二日、西衙で廻鶻の使節をもてなすために酒 3 瓮を用いる。以上あちらこちらでの供給に、計酒 81 瓮半 2 升を用いました。本栗の数量に応じて使用した以外で、まだ酒 5 瓮 5 斗 8 升が未納入であります。右は、前件の酒(の支出)を通して一つ一つ判憑を調べ、計算しましたところ、以上のようになります。なにとぞ御処理ねがいます。

牒すらく、件状は前の如し、謹んで牒す、

光啓三年(887)四月 日押衙陰季豊牒す.

「西州の使節は今月二十五日に出発する、… 酒瓮は(官酒戸) 自らが供給せよ、二十三日、 (張) 淮深」

この文書では、酒の供出量をめぐる事案が問題になっている。まず、最初に官酒戸馬三娘と 龍粉堆とが、酒87 瓮半を納入する約束で本粟(酒の仕込み用の穀物)35 駄を受領したが (注19) 、規定量を収められず本粟の追加を申し出ている。これに対して、節度使の張淮深は、陰季豊に酒の支出量について計算して報告するように指示し、その回答が左に連接されている。 陰季豊は三月二十二日から四月二十三日までの32日間の記録を支出事例ごとに示し、81 瓮半2 升が使用され5 瓮5 斗8 升が未納入であることを報告している (注20) . そして、最後に節度使の張淮深による最終的な指示が書き込まれている。

ここで注目すべきは、陰季豊の調査対象が判憑文書であることである。文書の39行目には「通前件酒一一検判憑,算会如前(前件の酒(の支出)を通して一つ一つ判憑を調べ、計算しましたところ以上のようになります)」とあり、調査の対象が「一つ一つの判憑」であることが明確に示されている。また、21行目から37行目までのリスト状の部分は、日付ごとに支出内容が列挙されており、先にあげた同じ光啓三年(887)の酒司の判憑文書である史料(D)の書き方に酷似している。

このように、この文書からは連接された判憑文書は支出内容の点検に使用する帳簿としての機能を有していることがうかがえる。さらに、次にあげる S. 2474 には判憑文書そのものにも帳簿として用いられた痕跡が残されている。

史料(F) S. 2474(番号 52-55)

【録文】

<前缺>

(a)

- 1 伏以, 今月廿八日, 群上大騍駝賣頭, 廿九日, 群上大駁駝賣頭病
- 2 死, 皮付張弘定, 趁却大騍駝賣頭東窟上至死, 皮付張
- 3 弘定. 未蒙 判憑. 伏請 處分.

注 19 -----1 瓮は6 斗にあたり [施萍亭 1983 p. 151], 87 瓮半は 525 斗になる. 従って, 1 駄につき 15 斗を納入する取り決めがあったことになる. ただし. 駄の容量は不明.

注 20 ---- 実際には、文書にある支出量を足すと 79 瓮 15 斗 8 升となり、1 瓮 4 斗 4 升にあたる記事が抜け落ちている。

4 庚辰年八月 日駝官張憨児 5 「為 憑、卅日」「鳥形花押(曹延禄)」 (b) 1 伏以, 今月七日, 群上大騍駝賣頭病死, 皮付張弘定, 未蒙 2 判憑. 伏請 處分. 3 庚辰年九月 日駝官張憨児 「為 憑、九日|「鳥形花押(曹延禄)| (c) 1 伏以, 今月十六日, 群上大騍駝賣頭病死, 皮付張弘定, 未蒙 2 判憑. 伏請 處分. 3 庚辰年九月 日駝官張憨児 4 「為 憑、十八日|「鳥形花押(曹延禄)| (d) 1己卯年十一月二日駝官鄧富通群入算後駱駝破籍 2 伏以, 今月二日, 支与于閬使頭南山大駁駝賣頭, 未蒙 判憑, 3 伏請 處分. 4 己卯年十一月 日駝官鄧富通

「為 憑. 三日|「鳥形花押(曹延禄)」 5

<後缺>

【翻訳】

(a)

伏して以えらく、今月二十八日に、群の大騍駝1頭が、二十九日に、群の大駁駝1頭が病死 しました(注21)、皮は張弘定に渡しました。(二十九日に) 大騍駝 1 頭を追っていましたとこ ろ東窟上で死にました. 皮は張弘定に渡しました. 未だ判憑を蒙らず. 伏して処分を請う.

注 21 ----
驟駝はメスのラクダを、駁駝はオスのラクダを示す. 大はウマやラクダの年齢表現であり4歳以上を指す. 史料(G)2-13 行目参照.

庚辰年(980)八月 日駝官張憨児 「為 憑. 三十日!「鳥形花押(曹延禄)|

(b)

伏して以えらく、今月七日に、群上の大騍駝1頭が病死しました。皮は張弘定に渡しました。 未だ判憑を蒙らず、伏して処分を請う。

庚辰年(980)九月 日駝官張憨児

「為 憑. 九日|「鳥形花押(曹延禄)|

(c)

伏して以えらく,今月十六日に,群上の大騍駝1頭が病死しました.皮は張弘定に渡しました. 未だ判憑を蒙らず.伏して処分を請う.

庚辰年(980)九月 日駝官張憨児

「為憑.十八日」「鳥形花押(曹延禄)」

(d)

己卯年(979)十一月二日(以降の)駝官鄧富通の群の頭数点検後のラクダの支出簿 伏して以えらく、今月二日に、于闐使頭南山に大駁駝1頭を与えました。未だ判憑を蒙らず、 伏して処分を請う。

己卯年(979)十一月 日駝官鄧富通

「為憑.三日」「鳥形花押(曹延禄)」

この文書には庚辰年(980)八月三十日から九月十八日までの駝官張憨児の文書 [(a), (b), (c)]と、その前年の己卯年(979)十一月三日の文書 [(d)]とが連接している。文書はそれぞれラクダの死亡や支出を事案の発生順に報告したものである。

そして、文書(d)の一行目には「己卯年十一月二日駝官鄧富通群入算後駱駝破籍(己卯年(979)十一月二日(以降の)駝官鄧富通の群の頭数点検後のラクダの支出簿)」とあり、文書(d)以降が「破籍(支出簿)」であることが明示されているのである。

ここでいう「入算」とは「算会(頭数点検)」を経たことを示していると思われる. 帰義軍政権が所有する家畜に対しては. 通常十月頃に一斉に頭数点検が行われ. 例えば. 次のような頭

史料 (G) P. 2484

- 1 戊辰年十月十六日就東園篁会小印子群牧駝馬牛羊見行籍
- 2 押衙兼知馬官索徳定群見行。大駁馬参拾肆疋。三歳父馬陸疋。二歳父馬
- 肆正, 當年駁馬駒肆正, 大騍馬肆拾正, 三歳騍馬壹正拾壹正, 3
- 二歲騍馬参正, 當年騍馬駒賣拾賣正. 4
- 5 知馬官張全子群見行。大駁馬玖拾陸疋。三歳父馬貳疋。二歳父馬陸疋。
- 6 當年駁馬駒玖正, 大騍馬陸拾正, 三歳騍馬玖正, 二歳騍馬賣
- 7 拾膏正 當年騍馬駒膏拾貳正.
- 8 知駝官張憨児群見行,大騍駝壹拾柒頭,三歲駁駝壹頭,二歲駁駝
- 貳頭, 當年駁駝児貳頭. 大騍駝壹拾壹頭. 三歲騍駝壹頭. 9
- 二歲顆駝貳頭 當年騍駝児肆頭 10
- 11 知駝官氾醜児群見行, 大駁駝貳拾頭, 三歳父駝無, 二歳父駝壹頭,
- 當年父駝児参頭, 大騍駝柒頭, 三歲騍駝賣頭, 二歲騍駝無, 12
- 13 當年騍駝児賣頭.
- 14 牧牛人陳順徳群見行、大耕牛参頭、三歳耕牛伍頭、二歳耕参頭、當年児
- 犢子賣頭, 大牸牛賣拾捌頭, 三歲牸牛陸頭, 二歲牸牛貳頭, 當年女 15
- 16 犢子貳頭, 又寄群牛大牸牛貳頭不入計数,
- 17 計牛大小肆拾頭.
- 18 牧牛人沙慶住群見行, 大耕牛貳拾陸頭, 三歳耕牛陸頭, 二歳耕牛参頭,
- 19 當年見犢子参頭。大牸牛貳拾頭。三歲牸牛参頭。當年女犢子壹頭。
- 20 計牛大小陸拾貳頭.
- 21 牧牛人楊歘律丹群見行, 大耕牛玖頭, 三歳耕牛玖頭, 二歳耕牛拾頭,
- 22 當年見犢子玖頭 大牸牛貳拾参頭 三歲牸牛捌頭 二歲牸牛陸頭
- 23 當年女犢子貳頭 計牛大小柒拾陸頭.
- 24 牧羊人楊住成群見行。大白羊羯貳伯柒拾伍口。二歯白羊羯肆拾参口。
- 當年白児羔子陸拾捌口, 大白母羊壹伯伍拾柒口, 二歯白母羊肆拾柒口, 當年 25
- 26 白女羔子陸拾参口, 白羊大小共計陸伯伍拾参口.

- 27 大古羯壹伯壹拾陸口, 二歯古羯参拾肆口, 當年古児羔子肆拾貳口, 大古母
- 28 羊捌拾肆口, 二歯古母羊貳拾捌口, 當年古女羔子参拾参口,

<後略>

この文書は戊辰年(968)の十月十六日に、帰義軍政権が所有する小印子群と呼ばれる畜群のウマ・ラクダ・ウシ・ヒツジ・ヤギの頭数を敦煌の東園で調査した点検リストである (注 22). そして、8 行目から 10 行目では、史料 (F) の (a), (b), (c) に見える張憨児の管理する群が点検を受けていることもわかる。 リストでは、家畜の年齢や頭数が厳格に点検され、十月十六日現在の群の状態が克明に記録されている。 すなわち、史料 (F) 文書 (d) の 1 行目に書かれている「入算」も、駝官鄧富通の群がこのような「算会」(頭数点検)を経たことを示しているのである。

史料(F)文書(d)以降がこのような頭数点検後の支出簿であるとすると,算会(頭数点検)を節目にした頭数点検のサイクルを復原することができる。まず,算会が行われその時点で管理しているラクダの頭数が確定する。算会後は,群のラクダの頭数の異動について判憑文書により節度使に逐次報告する。ラクダの死亡や支出の事情が承認されれば,「憑(証拠)」として連接されその年の支出簿として使用される。最後に,次の算会が行われラクダの頭数を点検する。その際,前年のリスト・今年のリスト・支出簿(連接された判憑文書)を照らし合わせ,前回の算会から現在までのラクダの死亡・支出の頭数と現状とが合致するかどうか確認する。そして,この最後の対照作業の際に作成されたと思われる文書が次の P. 3131 裏である。

史料 (H) P. 3131 裏 (下線部分は抹消・墨勾)

< 前缺 >

- 1 拾壹口. 鄧薩訥欠結羔子拾捌口. 安君足欠白母羊貳拾肆口, 大結羊羯貳拾口,
- 2 當年白児羔子肆拾参口、 粘羔子参口、
- 3 知馬官索善児群欠大駁馬参疋. 華再徳群欠大駁馬肆疋. 報頭張曹午. 壹一疋在紫
- 5 三歲駁馬参疋, 大騍馬柒疋, 三歲騍馬肆疋. 就盈徳群欠大駁馬壹疋

注 22 — 本文書全体の録文は,池田 1979 pp. 660-662,並びに唐耕粮・隆宏基 1990 pp. 590-595 に掲載されている. また,ここに見える家畜の群別のリストは池田 2000 pp. 48-49 に提示されている. ただし,張憨児の群は池田氏のリストでは欠落している.

- 6 在与延 报题。 大騍馬壹疋, 在放狗 三歲騍馬貳疋, 二歲騍馬壹疋. 康清奴群欠
- 7 二歲騍馬参疋, 二歲騍馬貳疋. 知駝官氾丑児群欠大騍駝壹頭, 三歲

鄧富通群欠一

8 <u>騍駝壹頭. 鄧富通群欠大駁駝壹頭</u>. 二歲騍駝<u>貳</u>頭. < 後缺 >

この文書には、各畜群ごとに不足している家畜の種類・年齢・頭数が書き込まれ、たまたま別の場所にいる家畜に関しては注記されている。8 行目には史料 (F) 文書 (d) の鄧富通も見えている。また、文書には多くの墨勾や抹消があり、文書そのものにも抹消線が引かれており、これは再点検のあとで家畜の不足が補填され事案が終結したことを示していると思われる。この時点で、支出簿として使われていた判憑文書もその役目を終え、廃棄処分にされたのであろう。

以上で明らかになったように、史料 (F) の (d) 以降が、己卯年 (979) 十一月二日以降の駐官鄧富通の群のラクダ支出簿であるとすると、史料 (F) の本来の姿を想定することも可能になる。文書 (d) の直前の文書 (c) は、次の年の庚辰年 (980) 九月十八日の張憨児の文書 (c) で終わっている。前述のように家畜の算会は通常十月頃一斉に行われるので、文書 (c) は己卯年 (979) 十一月二日から庚辰年 (980) 九月十八日までの張憨児の判憑文書の最後の一片にあたるはずである。また、同じように鄧富通の判憑文書も、本来は庚辰年 (980) 九月の分まであったものが欠落したと考えることができる。さらにいえば、他の駝官の同じ期間の判憑文書が前後に連接していた可能性も高いであろう。

なお、これと同様に一年間の複数の駝官の判憑文書どうしを連接したと思われるのが、H. 842+(番号 76-81)である。この文書には、丙午年(996)九月三日から三十日までの李粉堆の判憑文書 (a)、(b)、(c)、(d) に続けて、前年の乙未年(995)十一月九日から始まる馬善昌の判憑文書 (e)、(f) が連接している [池田 2000 pp. 53-56]。この構成は史料(F)と同じであり、この文書が同様の処理を受けたと考えてよかろう。ただし、この文書には史料(F)の(d) にあるような支出簿としての見出しの部分はない。

以上をまとめると、判憑文書は節度使の審査の終了後に連接され、支出簿として機能していたことが判明した。この過程は、承認を受けた支出等の情報の保存から点検に至る事務処理の流れに対応しており、文書の連接、保存、廃棄と移り変わる文書処理の順序をも示している。では、この段階を担当したのはどのような役職であろうか。史料(E)では判憑文書を使用して押衙の陰季豊が支出の点検結果を報告しているが、彼の役職名は示されておらず、この疑問に答えることはできない。

一つの可能性としては、文書の作成者が担当したことを想定し得る。 史料 (D) の (b) の五行目には、「准細供、六日、淮深」とあり、酒司の曹文晟に対し最高ランクの供応をするように指示している。 このことは、この文書が一度曹文晟にかえされた可能性を示唆している。

しかしながら、史料 (D) の (b) 文書のように一時的に当事者にかえることがあったにせよ、判 憑文書は最終的には第三者によって管理されていたと思われる。なぜなら、史料 (F) や H. 842+ では、別々の駝官の判憑文書が一緒に連接されているからである。このことは、それぞれ の判憑文書が同じ駝官関係の判憑文書として分類され、何者かによって一元的に管理されてい たことを示している。

では、この第三者とは何者であろうか. 残念ながら、筆者はこのような帳簿としての判憑文書を 管理した役職を特定する史料を現段階では見いだしていない. しかし、筆者はこの段階の担当 者の最も有力な候補として孔目官をあげておきたい.

孔目官は、唐末五代の藩鎮管下で文書処理や財務を含む庶事全般を統括した要職として認識されている。周藤吉之氏は、五代の諸藩鎮において、孔目司が軍事・行政の文書処理を担当し、雑多な庶務を行っていたことを明らかにしている [周藤 1962 pp. 603-610]. また、厳耕望氏は節度使府下の孔目官について考察を加え、これらが州の録事に相当する文書処理担当官としての役目を負っていた可能性を指摘し、財務や会計にも深く関わっていたことを強調している [厳耕望 1969 pp. 201-203]. さらに、荒川氏は8世紀の軍鎮における孔目官について文書史料を用いて検討し、周藤氏や厳耕望氏が指摘した孔目官の文書処理や財務にかかわる職掌が8世紀にまでさかのぼることを論証している [荒川 1997 pp. 151-154]. これに加え、渡辺氏は唐末五代の墓誌史料から孔目官の役割を再検討し、孔目官が藩鎮政権下で庶務全般にたずさわる有力な幕職官であったと指摘している [渡辺 2001 pp. 89-92].

以上のような孔目官の役割は帰義軍節度使政権においても共通している. 莫高窟第 121 窟南壁第五身の題記には「清信弟子… □ (容) 都孔目官知内親従兼敦煌諸司計度□ (都) … 青光禄大夫… 御史大夫上柱国武威賈榮實再此龕并供養」[『供養人題記』 p. 56]とあり,都孔目官の賈栄実は「敦煌諸司計度」を兼ねている. この役職名は彼が帰義軍節度使府内の会計事務に携わっていたことをうかがわせる. また, S. 8683 には,

- 1 応管内外諸司都指揮使知左馬歩都衙曹仁裕 右左馬歩都衙張保山
- 2 燉煌計使知上司都孔目官杜太初 都頭知内親従観察孔目官賈栄実
- 3 右奉 処分, 令算会一十一郷及通頬退渾所収
- 4 [

とあり、 燉煌計使知上司都孔目官の杜太初と、上述の題記にも現れている都頭知内親従観察孔目官の賈栄実とが、 敦煌全体(一十一郷及通頬退渾)の何らかの収入についての会計報告に関わっていることがわかる

このように、帰義軍政権下でも孔目官は財務会計に関わっており、帳簿段階の判憑文書を管理し物資や家畜の支出等の状況を把握する役職として想定することは妥当であろう。今後さらに調査を継続しこの点を明確にして行きたい。

おわりに

以上に見てきたように、判憑文書は文書処理過程の各段階をその形態、書式、機能に止めており、そしてこの過程は帰義軍節度使政権内の事務処理の流れに対応している。判憑文書がたどった経路を見れば、判憑文書は各行政機関や牧子などの専門職から節度使へ、そして孔目官と見られる財務会計職へと移動していることがわかる。そして、その間に文書の作成、判辞の記入、連接、廃棄の一連の作業が行われている。また、これらの作業は、そのまま支出等の事後報告、事案の審査と承認、文書の保存と点検、事務処理の完了へと続く一連の仕事の過程に対応している。さらに、このような流れの中で判憑文書は上申文書、証拠書類、帳簿へとその機能を変化させているのである。

本章の最初に述べたように、このような一連の流れは、判憑文書を一つの文書群として捉え、その全体としての性質を追求することではじめて明らかになるのである。今後は帰義軍政権の他の公文書に関しても、可能な限り群として分析し、文書処理の過程や行政事務の流れをさらに高い精度で再現して行く必要がある。

略号・文献目録

略号

『英蔵敦煌文献』=中国社会科学院歴史研究所他(編)『英蔵敦煌文献(漢文仏教以外部分)』1-14巻,成都,四川人民出版社,1990-1995.

『供養人題記』= 敦煌研究院(編)『敦煌莫高窟供養人題記』北京, 文物出版社 1986.

欧文文献 (著者名 ABC 順)

Eliasberg, Danielle

1979 "Les signatures en forme d'oiseau dans les manuscrits chinois de Touenhouang." Contributions aux éudes sur Touen-houang. Genève-Paris, pp. 29-44, +8pls.

Mayo, Lewis

2002 "Birds and the Hand of Power: a political Geography of Avian Life in the Gansu Corridor, Ninth to Tenth Centuries." East Asian History 24. pp. 1-66.

和中文文献 (著者名五十音順)

荒川正晴

1997 「クチャ出土『孔目司文書』 攷」 『古代文化』 49-3, pp. 1-18, +2pls.

池田 温

- 1979 『中国古代籍帳研究—概観·録文』東京, 東京大学東洋文化研究所, 7, 669, 4p.
- 2000 「李盛鐸旧蔵敦煌帰義軍後期社会経済文書簡介」『慶祝呉其昱先生八秩華誕敦煌 学特刊』潘重規(編), 台北, 文津出版社, pp. 29-56.

栄 新江

- 1994 『英国図書館蔵敦煌漢文非仏教文献残巻目録 (S. 6981-S. 13624)』 台北, 新文 豊出版公司, 9+262p, +10pls.
- 1997 「李盛鐸蔵巻的真与偽」『敦煌学輯刊』 1997-2, pp. 1-18.

嚴 耕望

1969 「唐代方鎮使府僚佐考」『唐史研究叢稿』同著, 香港, 新亜研究所, pp. 177-236.

謝 成侠

1985 『中国養羊牛史 (附養鹿簡史)』北京, 農業出版社, 224p.

周籐吉之

1962 『宋代経済史研究』 東京, 東京大学出版会, 3+5+816+10p, +1pl.

盛 朝暉

1996 「「細供」考」『敦煌学輯刊』1996-2, pp. 101-104.

施 萍亭

1983 「本所蔵《酒帳》研究」『敦煌研究』創刊号, pp. 142-155.

張 亜萍

1997「晚唐五代帰義軍牧羊業管理機構―羊司」『敦煌学輯刊』 1997-2, pp. 128-131.

1998「唐五代敦煌地区的駱駝牧養業」『敦煌学輯刊』 1998-1, pp. 56-59.

鄭 炳林

- 1995 「唐五代敦煌醸酒業研究」『敦煌吐魯番文献研究』鄭炳林(編), 蘭州, 蘭州大学出版社, pp. 575-594.
- 1996 「唐五代敦煌手工業研究」『敦煌学輯刊』 1996-1, pp. 20-39 (再録, 鄭炳林 (編) 『敦煌帰義軍史専題研究』 蘭州, 蘭州大学出版社, 1997, pp. 239-273).

鄭炳林・馮培紅

1997 「晚唐五代宋初帰義軍政権中都頭一職考辨」『敦煌帰義軍史専題研究』鄭炳林 (編), 蘭州, 蘭州大学出版社, pp. 71-83.

唐耕縄・陸宏基

1990 『敦煌社会経済文献真跡釈録』第3輯,北京·香港,全国図書館文献縮微複製中心·古佚小説会,13+626p.

乜 小紅

2001 「唐五代敦煌牧羊業述論」『敦煌研究』 2001-1, pp. 134-140.

馮 培紅

- 1997 「晚唐五代宋初帰義軍武職軍将研究」『敦煌帰義軍史專題研究』鄭炳林(編), 蘭州, 蘭州大学出版社, pp. 94-178.
- 1998 「唐五代帰義軍軍資庫司初探」『敦煌学輯刊』 1998-1, pp. 31-38.

藤枝 晃

1941-1943「沙州帰義軍節度使始末 (一) (二) (三) (四)」『東方学報 (京都)』12-3, 12-4, 13-1, 13-2, pp. 58-98, 42-75, 63-95, 46-98.

森安孝夫

2000 「河西帰義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』 15, pp. 1-121, +15pls, 折込図 1.

雷 紹鋒

1996 「論曹氏帰義軍時期官府之"牧子"」『敦煌学輯刊』1996-1, pp. 39-46 (再録, 同 著『帰義軍賦役制度初探』台北, 洪葉文化事業有限公司, 2000, pp. 175-189).

李 正字

1998 「曹字私印」『敦煌学大辞典』上海, 上海辞書出版社, p. 294.

劉俊文・牛来穎

1993 「敦煌吐魯番文書所見宴設司」『中国中世の文物』礪波護(編), 京都, 京都大学 人文科学研究所, pp. 643-660.

盧 向前

1986 「関於帰義軍時期一分布紙破用歷的研究一試釈伯四六四〇背面文書」『敦煌吐魯番研究論文集』 3, 北京大学中国中古史研究中心(編), 北京,北京大学出版社, pp. 394-466, +18pls(再録, 同著『敦煌吐魯番文書論稿』南昌, 江西人民出版社, 1992, pp. 97-170).

渡辺 孝

2001 「唐代藩鎮における下級幕職官について」『中国史学』11, pp. 83-101.

Interface Humanities Group 3 シルクロードと世界史

西夏法典貿易関連条文訳註

Japanese Translation and Commentary of the Provisions on Foreign Trade among the Tangut Code

佐藤貴保

Takayasu SATO

はじめに

10世紀後半にタングート拓跋部の李継遷がオルドス南部で北宋に反旗を翻したことによって始まる西夏国は (注1), 11世紀前半には今日の中国寧夏・河西地方へ進出するとともに, 東の隣国北宋の西北辺を脅かし, 北宋に多額の歳賜 (絹・銀・茶)の支給を認めさせるほどの強勢を誇った. 西夏はその後 13 世紀前半にモンゴル帝国に滅ぼされるまで約二百年という, 当時の周辺諸政権に比べて長期にわたり独立を保つことになる. 西夏が比較的長期にわたって存立し得た背景としては, 外交政策の巧みさや軍事力だけでなく, 貿易による利益も想定される. 甘粛省西部の武威から敦煌にかけてのびる河西回廊は,古くから中国と西域とを結ぶいわゆるシルクロードの幹線路にあたり, 中国からは絹織物や漆器などが西域へ, 西域からは玉・金銀器や香薬などが中国へ運ばれた. これらの物産は主に, ソグド商人, のちにはウイグル商人によって輸送され,河西回廊の各オアシス都市はその中継拠点として繁栄してきた. その河西回廊を掌握した西夏が,シルクロードの中継貿易によって利益をあげていた可能性は充分に想定し得るだろう.

西夏が河西回廊に進出した後のシルクロード貿易については、西域諸国の朝貢使節が西夏領を避けて南の青海地方・湟水流域へ迂回して北宋へ、あるいは北回りのいわゆる「草原の道」を経由して遼(契丹)へ入貢していたことが先学によって明らかにされており(注2)、シルクロード貿易における河西回廊の重要度は西夏時代に入って低下したかのように見える。しかしながら、西夏がシルクロードの中継貿易で栄えたとする見解も早くから出されており(注3)、近年では、西夏が文化面で中国・チベット・中央アジアといった様々な地域の文化の影響を受けていたことを、考古学・美術史学等の見地から明らかにする研究が発表されている(注4)。西夏が諸外国との交

注1 — 西夏の建国年代は、一般に李元昊が北宋に対して「大夏皇帝」を自称した西暦 1038 年とされている。しかしながら、李元昊以前の李継遷・李徳明時代から、オルドス南部の夏州を根拠地とする拓跋部は北宋から事実上独立しており、遼(契丹)からは 10 世紀末の時点で「夏国王」に冊立されていた。本稿では、西夏の実質的建国年代を李継遷が北宋に反旗を翻した西暦 982 年を建国年代と定め、論を進めていく

注2 ———[藤枝 1950] は、10 世紀後半~11 世紀前半に西夏と北宋との対立が激化すると、西域諸国は北宋には朝貢せずに、西夏領を北に迂回して遼に入貢していたことを明らかにしている。また [前田 1959] は、青海地方・湟水流域経由のほか、西夏領内の警戒の手薄な地域を通過して北宋に入貢する西域の使節が存在していたことを指摘する。

注3 ———[長澤 1963]と[岡崎 1972]は宋・遼・金側の史料を用いて,[銭 1993]はさらに西夏側の文献を援用して,河西回廊に進出した西夏が,シルクロードの中継貿易国としての役割を担っていたことを説いている。

注4 ——[Samosyuk1998] や[謝 2001] 等は、西夏時代の仏教絵画にチベットや中央アジアの影響が見られることを指摘している。また [竺沙 2003] は、カラホト出土文献の中に遼刊本の仏典が存在することを明らかにしている。こうした出土文物から、西夏とシルクロード世界との文化交流史を解明する研究が近年盛んになりつつある。

流を盛んに行なっていたことはもはや否定しがたいものとなっているのである。だが、西夏がシルクロード貿易に対しどのように関わっていたのかという肝腎の問題は、これまでほとんど明らかにされていない。

近年の西夏史研究で最も注目されている文献に、『天盛旧改新定禁令』という西夏の法典がある。この法典には、西夏と諸外国との貿易に関する規定がいくつか存在する。法典という文献の性格上、規定が書かれている通りに遵守・履行されていたとは限らないが、法典を制定した西夏政府が貿易にどう関与し、いかなる統制を行なおうとしていたのかを考えるうえで、本法典は有用な文献となり得よう。本稿は、本法典から貿易に関連する条文を抽出し、各条文に註釈を付しながら日本語訳を行ない。若干の考察を試みるものである。

I. 西夏法典『天盛旧改新定禁令』の解題と研究の問題点

まず、本稿で扱う西夏法典『天盛旧改新定禁令』の解題と研究史,及び研究の問題点を述べる。本法典は20世紀初頭、ロシアのコズロフ探検隊によって、カラホト(黒水城)遺跡(内蒙古自治区額済納旗)から発見され、現在はロシア科学アカデミー東方学研究所サンクト=ペテルブルク支部が所蔵している。複数の刊本や写本が同支部に保管されているが、刊本は写本に比べ残存状態が良く、また楷書に近い書体で書かれるため、判読も比較的容易である。刊本は本文20巻と、「名略」と呼ばれる、各条文の標題を並べた目次2巻から成る。版心の葉数だけが漢数字で表記されるほかは、すべて西夏文字で書かれている。条文の数は全部で1400条余りと推定されるが、現存する条文は全体の七割程度である。総じて巻首・巻末の部分は欠落が多く、巻17はすべて失われている。本法典はその名称の冒頭に「天盛」という西夏の年号を冠しているため、西暦1149~69年の間に制定されたものと特定できる。

本法典は、中国の研究者を中心に、一般に『天盛旧改新定律令』と呼ばれている。しかし本法典は律と令との区別が明確になされておらず、分野別に関連する規定を「門」ごとにまとめ、条文を箇条書きに並べている。つまりいわゆる律令の形式をとらず、むしろ南宋期の『慶元条法事類』に似た体裁を帯びている。そもそも「律令」と訳されている本法典名の最後の二文字 ぞ後 背後 は「禁令」「きまり」という意味である(注5)。故に本稿では、本法典をあえて「律令」ではなく、「禁令」と呼んでいる。本法典では、巻 18 「他国との売買門」と、巻 7 「勅命で禁ず

注 5 ——— この二文字は、カラホト出土西夏語訳『孫子兵法』で「禁令」という漢語の訳語として用いられている。([林 1994] 33B-3b, n. 357)

る門」の一部に、外国との貿易に関する諸規定が集められている.

本法典の解読・研究は、まず旧ソ連のクチャーノフ (Кычанов) によって着手され、1987年 ~89年に法典研究と全条文のロシア語訳全四冊を発表した(以下、露訳と略す)(注6)、露訳の 第一冊は本法典と中国・日本の律令との比較などを試みた法典研究であり、中国の律令の影響 を受けながらも、遊牧民を抱える西夏国が独自の法制度をしいていたことを説いている。第二~ 四冊は全条文のロシア語訳と刊本の写真を掲載している。写真版が公刊されたことによって、西 夏文原典から直接訳出することが可能になったが、目次部分の写真が掲載されなかったうえに、 写真が欠落・重複したり、画像の不鮮明な箇所が少なくなかった。中国では、露訳の巻 1 ~ 7 の部分が 1988 年に中国語で重訳された(注7)が、その後は写真版から直接、西夏語を中国語 に翻訳する作業が史金波・聶鴻音・白濱によって進められ。1994年には条文の中国語訳が発 表された(注8). 1990 年代後半になると. 上海古籍出版社からロシア所蔵の主要なカラホト出土 文献の写真版を集めた『俄蔵黒水城文献』シリーズ(以下『俄蔵』と略す)の刊行が始まり、 本法典も1998年刊行の第8巻で、これまで公表されていなかった日次部分を含め、刊本のより 鮮明な写真が掲載され、翌 1999 年刊行の第 9 巻では、やはり未公開であった複数の写本の 一部が公刊された(注9).『俄蔵』第8巻の刊行を受け、史金波・聶鴻音・白濱は日次部分の中 国語訳と本文部分の中国語訳の修正を行ない。2000年に中華伝世法典シリーズ『天盛改旧 新定律令』(北京、法律出版社)として発表した(以下 この中国語訳を中訳と略す)(注 10)。

1990年代後半からは、中国語訳を利用した制度史研究が中国を中心として急速に進展しており(注11)、日本でも、島田正郎が1997年以降、中国語訳・露訳を基に刑法関連条文の逐条研究を十一次にわたって発表し、2003年にはこれまでの一連の研究を単著にまとめている(注12)、島田は、西夏法が隣国金朝の律令の影響を受けている可能性を指摘しつつ、遊牧・灌漑農業に関する広範な規定が定められていることから、「中国法典の体に倣った非漢族の法典」であるとしている(注13)、西夏側の史料が極めて少ないなかにあって、本法典は西夏国の法制・社会・

注6—— Кычанов1987-89 Измененный и заново утвержденный кодекс девиза царствования небесное процветание(1149-1169). 4том. Москва.

注7 ----- 克恰諾夫 1988 『西夏法典一《天盛年改旧定律令(1-7 章)》』銀川, 寧夏人民出版社.

注8---- 史金波·聶鴻音·白濱訳 1994 『中国珍稀法律典籍集成 甲編第五冊 西夏天盛律令』北京,科学出版社.

注9-----掲載されている写本はあわせて五種類である. しかし, 各写本とも全てが掲載されているわけではない.

注 10 ——— 史金波・聶鴻音・白濱訳注 2000 『天盛改旧新定律令』北京, 法律出版社. なお, 巻末に訳註が追加されたが, グロッサリー に近いものにとどまっている。

注 11 ----[王天順 1998] の単著のほか,家族制度・行政区画・駅伝制度などの復原研究が多数発表されている.

注 12 ------ 島田正郎 2003 『西夏法典初探』 創文社. 本書は 1997 年以降発表された論文を改訂再録. 初出情報は文献目録を参照.

注 13 ———[島田 2001b] pp. 142-146;[島田 2003] pp. 673-677 参照.

経済史の実像に迫るための重要な文献として注目されている。本稿で扱う貿易関連の条文を利用した研究にはクチャーノフや、陳炳応、張玉海の論考がある(注14)。

しかし、訳本に全面的に依拠した研究は危険な要素をはらんでいる。露訳と中訳とでは解釈の 異なる箇所が随所に見られ、訳出の検証が必要とされるからである。本法典で使われる西夏語 は20世紀後半に解読がかなり進んだが、難解な言語であることには変わりがない。また、これま で解読の主な対象となった文献は仏典であった。仏典と法典とでは術語が根本的に異なるため、 これまでの研究成果だけでは解釈の難しい場合が多い。にもかかわらず、露訳・中訳とも録文を 提示していないために、そもそも字形の複雑な西夏文字を訳者がどのように判読しているのか検 証することができないうえ、訳註が不充分なため、訳出の根拠を確認することさえも困難である。

解釈の相違を生み出すもう一つの要因が、中訳が訳出にあたり依拠している写真版にある. 『俄蔵』 所収の写真版は、総じて鮮明なものではある. しかしながら、判読しにくい箇所はなおも随所に残されている. 西夏文字はわずかな字形の違いで意味が大きく変わるため、刊本といえども誤読がおこり得る. また、中訳では欠落部分としているにもかかわらず、露訳では訳出している箇所が少なからずある. このような現象が起きるのは、中訳が依拠している写真版では判読しきれない箇所があることを示唆していよう. 写真版が公刊されている今日にあっても、不鮮明な箇所については原典を実見することによって文字を確定することが必要なのである. そして実見の結果どう判読したのかを録文として提示し、訳出の根拠を示すことは、難解かつ複雑な文字で書かれる西夏語文献研究にとって、第三者の検証に便宜を図ることになり、後学に裨益する重要な作業といえる.

筆者は2003年2月から同年3月にかけて、ロシア科学アカデミー東方学研究所サンクト=ペテルブルク支部で本法典の刊本を実見する機会を得た。二十巻に及ぶ大部なものであるため、限られた時間内で全文を閲覧することはできなかったが、本稿で扱う巻18「他国との売買門」や巻7「勅命で禁ずる門」など、いくつかの巻を実見した。そこで、実見の結果判読した文字を録文として本稿の末尾に掲載するとともに、原典の西夏語を直接日本語に翻訳し、適宜訳註を施した。翻訳にあたっては李範文『夏漢字典』(以下、『夏漢』と略す)を基本工具書として使用したが、可能な限り他の様々な西夏語文献も博捜し、用例を集めた(注15)。

ところで、本法典の各条文は目次で個別の標題が判明するものの、番号が付されていないた

注 14 — Kычанов 露訳 vol. 1, pp. 282-293 は各条文の内容概説, [陳 1991] は貨幣制度, [張 2000] は専売制度を扱っている. 注 15 — カラホト出土の漢語から西夏語訳された『類林』「孫子』『徳行集』といった, 仏典以外の典籍の訳註研究が近年発表されている([史・黄・聶 1993][林 1994][聶 2002]). こうした漢語一西夏語対訳文献から用例を拾い, 語義を確定していく作業も有効である.

め煩瑣である. 故に本稿で個別の条文を挙げる場合は、露訳が付している通しの条文番号を各条冒頭で便宜的に用いる. 続けて、目次部分に記されている標題名を括弧書きで示す (注 16). そしてロシア科学アカデミー東方学研究所サンクト=ペテルブルク支部での資料整理番号と『俄蔵』の写真版のページ数、ならびに露訳・中訳の該当ページ数を掲げる(注 17)

なお、字の判読はできたものの、意味を確定できなかった箇所は、各文字の推定音をローマ字表記する。表記法は「荒川 1997] [荒川 1999] に基づいた。

Ⅱ. 巻 18「他国との売買門」 訳註

本法典巻 18 には、「他国との売買門」と称する条文群が、あわせて九条集められている。文字通りに解せば、貿易に関する諸規定を集めたものと推測できる。以下、各条の訳註を施しながら内容を見ていこう(注 18).

第1318条「他国へ商人が行くのに、財を分けて与える」

整理番号: Танг. 55, инв. № 199, 226-23а.

写真版:『俄蔵』 8, p. 347.

露訳: vol. 4, p. 161. 中訳: p. 568, l. 9-10.

(前欠)(駄畜?①)及び種々の財等は、事情に精通し信頼できる人②を遣わし、売らせん③. 倉庫の中に入れ、・・(一字欠落)・・さらに・・(二字欠落)・・,及び 1phyi 2the: ④庫の中の実際の財等を商人に先に与えるな、出発する⑤時に与えん、もし(商人に)先に与えた時、爵位を持つ者⑥は罰馬一⑦. 爵位を持たない者⑧は十三(回棒で)たたく⑨.

[註]

- ①**駄畜**一原典を実見したところ,右半分は ^を とはっきり見えるが,左半分は欠損している.「足」 や「駄畜」の意味の字(『夏漢』p. 737, № 3985) か.
- ②事情に精通し信頼できる人―『俄蔵』の写真では、一文字目と二文字目が不鮮明である. 中

注 16 ----- 標題の写真版は, 巻 18「他国との売買門」が『俄蔵』8, p. 27 に, 巻 7「勅命で禁ずる門」が『俄蔵』8, pp. 37-38 に収録されている.

注17-----中訳には条文番号が付されていないため、ページ数に続けて、該当部分の行数も示す。

注 18 — 以下、訳註部分における註番号は丸数字で表示する. 丸数字の番号は、付録の録文に引かれた下線の丸数字とも対応している. 同一の註の中で、さらに個別の西夏文字を説明する場合は、録文の下線部の先頭から何文字目に当たるかの字数で、または録文で該当する字の下に付した(A)(B)のアルファベットで示す.

- ③売らせん― 一文字目は動詞接頭辞で, 話者の願望・希求を表現する形式([西田 1989]pp. 419-420 参照). 本法典では, 禁止形は使用されるものの, 命令表現は使われず, 願望・希求を表現する動詞接頭辞が多用される.
- ④ 1phyi 2the: 一文字目(『夏漢』 p. 523, № 2771)と二文字目(『夏漢』 p. 711, № 3836)はいずれも漢語の音写に用いられる文字. 倉庫の名前なのか, 何らかの行為を表しているのか. よくわからない.
- ⑤出発する一原典は一文字目が不鮮明であり、実見でも判読は不可能であった. しかし二文字目 (「行く」の意. 『夏漢』 p. 866, № 4762 参照) ははっきり見える. 用例の多さ、および文脈 から一文字目は 朮浸(「足」の意. 『夏漢』 p. 738, № 3990 参照) が入るであろう. 二つで 「出発する」という意味になる.
- ⑥爵位を持つ者―中華王朝と同じように、西夏の官称号にも大きく分けて、実際に就いている職名を表示するものと、実職を示さない爵位を表示するものの、二種類が実在していた。一文字目は爵位を表す(『夏漢』 p. 559, № 2975). ロシア蔵カラホト出土文献 инв. № 5921 西夏文「官階封号表」は、爵位に相当する称号を表形式で列挙している(『俄蔵』 9, pp. 366-367参照). この「官階封号表」によると、爵位に相当する官名は文官系と武官系の二つの系統に分かれ、さらに別種類の称号も存在することが確認できる。爵位を持つ者が「十悪」に数えられる重罪以外の犯罪を犯した場合は、爵位のランクに応じて刑罰が軽減された。刑罰軽減規定の詳細は本法典の巻 2 に定められており、島田正郎が表にまとめている([島田1997a]pp. 273-275; [島田2003]pp. 21-23参照).

- ⑦罰馬一一肉体刑に代わる罰の一種. 馬一頭を納める,という意味であろう. 本法典巻 20 「罪なればすなわち同じからざる門」・第 1407 条 (標題欠落) では「一, 諸々の人が罪に因り罰馬を受けた(場合)は, 飼いならされ, 古い年齢に至った良い馬に印をせん. もし, 罰馬を(履行)しないのが本当であれば, すなわち (身元を)引き受ける者に求めさせん. 一罰馬を(他に)換える者は各二十貫の銭を納めん. (後略)」と, 一定年齢に達した馬を納めるか,銭二十貫を代納することになっていた. 同第 1408 条 (標題欠落)によると, 納められた馬は近くの経略司を通じて兵士に支給されたり, 「朝廷の牧場」へ送られる, と定められている.
- ⑧爵位を持たない者―中訳は「庶人」と訳す.二文字目は「人」という意味(『夏漢』 p. 482, № 2541). 一文字目(『夏漢』 p. 954, № 5264) は、カラホト出土の西夏語の韻書『文海』 平声第74 韻で、その字義を「爵位を持たない(者)の(ことを)言う」と解説する(『文海研究』 pp. 284, 512, 633, № 79-161). 同じ〈カラホト出土西夏語訳『孫子兵法』では、一文字目と「兵、軍」の意味の字(『夏漢』 p. 294, № 1531 参照)を組み合わせ、漢語「士卒」の訳語に用いている([林 1994] 13A-7b). したがって、爵位を持たない兵卒と解することもできるが、兵卒でもな〈爵位も持たない者は規定の対象外となってしまう. 本法典では爵位を持たない者一般を指しているものと解すべきであろう.
- ⑨十三回棒でたたく一原文ではたたく道具を明記していない。本法典巻 9 「獄・杖を行なう門」・第 569 条 「大杖・木枷の斤両・寸尺」によると、たたく道具は柏・柳・桑の木で造り、長さ三尺一寸、頭部の幅一寸九分、厚さ八分、重さ十両と定められている。 つまり木の棒でたたくのであり、たたく刑は中国法の杖刑に相当する。 ただし、島田正郎が指摘するように、杖の用法は規定されていない([島田 1997a] p. 275; [島田 2003] pp. 23-24 参照).

第1319条「朝廷の駄畜の上に私財を載せる」

整理番号: Танг. 55, инв. № 199, 23а-236.

写真版: 『俄蔵』 8, p. 347.

露訳:vol. 4, pp. 161-162、 中訳:p. 568, l. 11-p. 569, l. 1.

一,他国へ使する者が行く時,正・副使①,内侍②, 閤門③, 朝廷の商人④, ラクダ商人⑤, 馬に付き従う者⑥に属する私財,及び諸々の人が私財で売買するところのもの等を, 朝廷の駄畜の上に載せることを許すことはない. もし法を踰えた時,財を載せた者は六ヶ月(の徒刑)⑦. その中で朝廷(の指示)により駄畜が実際に召されていないなら,必ず駄畜の価銭を出して駄畜を買ったうえで載せ,駄畜の主人が(運ぶことを)望んだら,すなわち私財を載せることを許す.も

204

し(駄畜の主人が)自ら望んでいないのに、強制して(朝廷の駄畜に)載せさせたならば、爵位を持たない者は十三(回棒で)たたく、爵位を持つ者は罰馬一.

- ①正・副使一原文は「使正副」という語順. 西夏語では形容詞が後置されるので、「正」・「副」はそれぞれ、前の「使」にかかる. 西夏の官制では、官司の長官を「正」または「大人」、次官を「副」または「承旨」と称することが多い. 11世紀末の涼州(武威)に建立された漢文・西夏文合璧「重修護国寺感応塔碑」の漢文面には「行宮三司正」という官称号が現れ([西田 1964] p. 160 参照), 西夏国内では漢語で「長官」を表記する場合も「正」を用いていたことがわかる.
- ②内侍―西夏文字を直訳すると「内に侍る」. 本法典の巻 12 「内宮で命令を待つ者等の頭項門」・第825条「内宮に宿直する職を持つ人が酒を飲む」の第一項では「一項、命令を待つ者が宿直(の当番)であるのに、酒を飲んだ時、爵位を持たない者は一ヶ月(の徒刑)、爵位を持つ者は二罰馬」と定め、続けて規定の対象となる者を「内宿承旨 医者 帳門後寝 内宿 御使 朝廷を外で護る(人) 表の内侍 閣門 前内侍 内侍承旨」と列挙している. よって「内侍」とは、「表の内侍」「前内侍」「内侍承旨」の総称で、宮中で皇帝の近くにあって宿直する集団(「命令を待つ者」)の一つと考えられる.
- ③閣門―西夏文字の字義は順に「礼」(『夏漢』 p. 365, № 1910),「列」(『夏漢』 p. 1064, № 5870) であるが、12世紀末に編纂された西夏語―漢語対訳語彙集『番漢合時掌中珠』(以下『掌中珠』と略す)では、後ろに「司」の意味の文字(『夏漢』 p. 510, № 2708)が付いて官司の名称として登場し、漢語で「閤門司」と表記している([李範文 1994] p. 430 参照)、前註にあるように、「閤門」も宮中に宿直する者である。本法典中の他の条文では、朝見における整列順番のチェック等を行なう場合に「閤門」が関与しており、「閤門」が儀礼を司る者であると推察される。
- ④朝廷の商人 一文字目を露訳は「皇帝」、中訳は「官」と訳す。本法典ではこの字の直前のほとんどに若干の隙間を設けている。漢文における空格に相当する敬意表現とみられる。空格表現は西夏語の他の文書でも見られ、改行平出の表現も確認されている([Kyčanov1971]pp. 189-190)。空格直後の字は漢語の「公、官」からの借用字であると考えられているが(『夏漢』 p. 696, № 3753)、空格表現があることに鑑みれば、西夏の皇帝ないしはそれを中心とする朝廷・宮廷と解釈するのが妥当であろう。二文字目は属格を表す。全体で「朝廷の財を扱う商人」一般を指すのか、「御用商人」を指すのか、よくわからない。

- ⑤ラクダ商人―三文字目(『夏漢』 p. 1072, Na 5910) の意味はよくわからない。三文字目を露訳は「追う人」、中訳は「駕」と訳す。『文海』 平声第 18 韻では、この字義を「売買の価格の(ことを) 言う」と解説する(『文海研究』 pp. 179, 430, 580, Na 25-221). 『文海』 の解説が正しいとすれば、「ラクダの価格」となる。ラクダを売る商人のことであろうか。
- ⑥ **馬に付き従う者**一直訳すると「馬に侍る」となる. 露訳は「馬曳き」と訳す. 馬に付き添い, 見張る役目を担う者か.
- ⑦六ヶ月の徒刑―原文では「六ヶ月」とあるだけで、「苦役、徒刑」の意味の語は省略されている。 徒刑の種類については、次章の第440条第二項の註⑤参照.

第1320条「朝廷の売買の根本となる財から私財に取り換える」

整理番号: Танг. 55, инв. № 199, 236-246.

写真版:『俄蔵』 8, pp. 347-348.

露訳:vol. 4, pp. 162-163. 中訳:p. 569, ll. 2-10.

一、他国へ商人が行くのに従って、朝廷の財で売買するところの根本となる種々の財①を載せて行く(場合)は、行く時に数を明らかに挙げて、帳簿②を作らん。他国に到着した時、朝廷の財は別にして売らん。代価として如何なる(取引で)得た実際の財も、正使・副使の目の前を通さん。(取引で得た財の)種類や数量を挙げて、帳簿に種々の財を記さん。(その)上に前内侍③が持っている御印子④を以て印を為さん。すでに帰途につきミ国⑤に来た時、役人⑥の所に送って、その上に(ある印を)見、種々の財の種類や数量を点検し、受領せん⑦。もし売買するなかで、朝廷(の財と)私財を一緒にして別々に売らずに、朝廷の良い財と私財の悪いものとを取り換えることを許すことはない。もし法を踰えたら、取り換えた者及び一緒にした者等は、一様に朝廷の財と私財双方の額を比べ、・・(一字欠落)・・高低を有していなければ、二年(の徒刑)。もし価格の程度⑥に高低が生じ、朝廷に損をさせたならば、すなわち私的に多くの利益を求めた(額を)換算し、窃盗(罪⑨)の規定で判決する。もし朝廷に損をさせたところがわずかならば、すなわち前掲の取り換えの罪とどちらか重い方で判決する。朝廷の財がまだ損なわれておらず、元のままであるならば、すなわち返納せん。私財は持ち主に返さん。そのなかで、朝廷の財が老朽化したり、捨てたり、無くなったりしている⑩ならば、すなわち偽造⑪の罪の程度に依り、共に償わせん。

【註】

①根本となる種々の財― 一・二文字目を、露訳は「リストをつくるべき財」、中訳は「畜物 | と訳

- す. 一文字目(『夏漢』 p. 734, No. 4018) は, 仏典において「根本」の意味で使われることが多い(「西田 1977] p. 129, No. 070-041). 取引のもとでとなる商品を指すのであろう.
- ②帳簿一露訳は「しかるべき文書」,中訳は「冊」と訳す.この西夏文字の第一義は「綱紀」である(『夏漢』 p. 512, No. 2715). しかしカラホト出土西夏語訳『類林』巻4・権智篇・楊修の条では,漢語の「主簿」という官名を西夏語で「私の頭監(長)」と訳しており(『類林研究』 pp. 75-76). この文字に「帳簿」という意味もあることが確認される.
- ③前内侍―中訳は「前宮侍」と訳すが、誤り、「内侍」については、前掲第1319条の註②を参照、「前内侍」の「前」とは、「皇帝の御前」のような、内侍の中でも比較的皇帝に近いところで宿直する者のことを意味するのであろう。本法典の巻10「爵位・軍の勅命門」・第645条「前内侍等が昇任したら抄(従軍して雑役を行なう部隊の単位)を如何にするか」には「前内侍・帳門後寝のうち、職位を得て、官僚の中に入った時、(後略)」というくだりがあり、前内侍が官僚への出世コースの一つとして想定されている。
- ④御印子― 一文字目の直前には半字ないしは一字程度の空格が付けられており、朝廷ないしは皇帝に関係する語であることが想像される。一文字目は「賢」の意(『夏漢』pp. 614-615, № 3294)。二文字目は漢語の「因」「殷」等を音写する場合に用いられており(『夏漢』p. 96, № 0494),ここでは漢語「印」を音写した可能性が高い。三文字目は「亦た」や、小さいものにつける語助(『夏漢』p. 1054, № 5815),漢語「子」の音写として用いられる([林 1994]6A-2b-8)。例は管見の限り見当たらないが,後文で「印を為」すものであると表現し、かつそれが皇帝の身近に宿直する前内侍が持つものであること,さらに後掲第 1321 条にもあるように、押されたものが事故等によって破損するようなものであったことから推測すると、朝廷の財を梱包した後に押される封印のようなものであろう。
- ⑤ミ国 一 一文字目は推定音が 2mi: で, 西夏の支配者集団であるタングート (ミニャク) の自称 (『夏漢』 p. 445, № 2344). 二文字目は「国」の意 (『夏漢』 p. 553, № 2937). 西夏側 の文献では, 自国の国名表記が数種類存在する ([石濱 1933] 参照). 本法典では, 自国の名称をこの二文字で統一している.
- ⑥役人― 一文字目は「仕事をする」(『夏漢』p. 331, № 1734), 二文字目は「奉仕する」の意(『夏漢』p. 281, № 1465). この熟語は『掌中珠』にも載録されており、対応する漢語を「局分」と表記している([李範文 1994] p. 430 参照). 『掌中珠』が編纂されたのと同時代に西夏の隣国であった金朝では、「局分承応人」なる集団が宮廷内を中心に配置されていたことが『金史』選挙志で確認されるが、詳細は不明、カラホト出土西夏文『徳行集』従諫章

- では、『資治通鑑』の記述を引用するなかで、「吏」の訳語としてこの熟語を用いており([聶 2002] pp. 88-91, 143-144)、役人一般を指すようである。
- ⑦受領せん― 一文字目は動詞接頭辞であるため、その次に動詞が来るのは確実. しかしながら、動詞とみられる二文字目は漢語の「林」などを音写する場合に使われるものであり(『夏漢』 pp. 954-955, № 5267)、ここでの意味はよくわからない. 文脈から判断すると、持ち帰った品物を点検した後の行為であり、品物を受け取ることが想定される.
- ⑧程度—『夏漢』は、この西夏文字を「彼岸」などの「岸」の意とする(p. 1056, No 5825).
 『徳行集』修身章では、『孔子家語』観周にある「廟堂右階之前」の「階」の訳語としてこの字が用いられている([聶 2002] pp. 60-61, 137-138). ここでは「程度・段階」のようなものを表現しているのではないかと考えた。
- ⑨窃盗罪—西夏文字を直訳すると「密かな盗みの罪」、本法典巻 3 「雑盗門」・第 95 条 「窃・強盗をし, さらに人を殺す」の第二項には, 窃盗罪に対する量刑が定められており, 島田正郎が表にまとめている([島田 1998a] p. 132; [島田 2003] pp. 286-287 参照). 主犯か従犯か, 盗んだ物の額によって量刑は異なるが, 主犯が爵位を持たない者の場合, 盗んだ物の額が銭換算で九貫を超えると三年以上の徒刑となり, 本条文中の「前掲の取り換えの罪(最高で二年の徒刑)」より重い刑に処せられる.
- ⑩老朽化したり、捨てたり、無くなったりしている―中訳は五~八文字目を「亡失する」とひとまとまりの語句のように訳す。しかし六文字目(A)(「捨てる」の意。『夏漢』p. 273, № 1427 参照)と八文字目(B)(「なくす」「無い」の意。『夏漢』p. 62, № 0316 参照)の直前にはそれぞれ動詞接頭辞が付けられており、二つの動詞が別々の動作を指すようである。一方の露訳は、一~四文字目を「傷んでもいなく、古くなってもいなく」と訳すが、原文を見る限り、否定辞がこの句には書かれておらず、従えない。
- ①偽造―一文字目は「虚」(『夏漢』pp. 706-707, No 3808), 二文字目は「雑」の意(『夏漢』p. 483, No 2549). 本法典巻 13「密告の虚実門」・第907条「朝廷の事の中の密告が本当であることへの褒美」に「一, 諸々の人が密告をし, 朝廷の畜・穀物・銭・種々の財のなかに炎済者気がある時,(財の価格が銭換算で)三万貫以内の密告が本当である(場合)の密告の褒美は、強盗で武器を持っている(場合の)法に依らん.(後略)」とあり、この句に「偽物」「いつわり」といった意味があるように思われる.なお、「偽造の罪」に対する量刑を直接定めた条文は見当たらない.第907条にあるように、被害額を銭で換算して強盗罪を適用したのであろう(強盗罪については、次章の第440条第三項の註③参照).

第1321条「朝廷の財の取り換え」

整理番号: Танг. 55, инв. No. 199, 246.

写真版:『俄蔵』 8, p. 348.

露訳: vol. 4, p. 163. 中訳: p. 569, Il. 11-13.

一,諸々の人が二つの朝廷の財を,自ら共に取り換えた(場合)は,価格の程度が一様で高低を有していなければ,すなわち名前を連ねた人①,取り換えた者等は,一様に一年(の徒刑).価格の程度に差があるならば,すなわち価格の(差の)大きさを換算し,窃盗罪より一ランク各々低くせん.もし賄賂を得たならば,法を枉げた贓②とみなし,前掲の取り換えの罪と比べてどちらか重い方で判決する.(取り換えを)共に議論した(者)は,すなわち順次(刑を)一ランク各々低くする.

【註】

- ①名前を連ねた人―露訳は「責任を負う者」と訳す.一文字目は「名前」の意(『夏漢』 p. 498, № 2639).二文字目は『夏漢』が「述べる」「計画する」の意とするが(pp. 163-164, № 0835),「連ねる」の意味でも使われることがある([西田 1977] p. 171, № 182-06b 参照).しかし、「名前を連ねる」が具体的にどのような行為を指すのか、よくわからない。
- ②法を枉げた贓一西夏語を直訳すると「法を枉げた賄賂」、中国法のいわゆる枉法贓にあたるであろう。本法典巻2「贓状の罪の法門」・第48条「法を枉げる・法を枉げない贓を取る」の第一項に「一項、法を枉げて賄賂を受けた者は、(その額が銭換算で)一百文から一貫までは、主犯は十三(回棒で)たたく。従犯は十(回棒で)たたく。一貫以上三貫までは、主犯は三ヶ月(の徒刑)、従犯は十三(回棒で)たたく。(中略) 三十貫以上三十五貫までは、主犯は十年(の徒刑)、従犯は八年(の徒刑)。三十五貫以上四十貫までは、主犯は十二年(の徒刑)、従犯は十年(の徒刑)。四十貫以上は一様に主犯は絞、従犯は十二年(の徒刑)」とあり、窃盗罪(量刑については前掲第1320条の註⑨参照)より一ランク低い刑が適用される本条文中の「前掲の取り換えの罪」と比べると、おおむね重い刑となる。ただし、三十貫以上三十五貫までの場合は、窃盗罪の主犯は絞、その一ランク軽い「前掲の取り換えの罪」の刑は終身徒刑となり、刑の軽重が逆転する。このような場合は「前掲の取り換えの罪」の量刑を適用したのであろう。

第 1322 条 「印子をこわして財を盗む」

整理番号: Танг. 55, инв. № 199, 246-25а.

写真版:『俄蔵』 8, p. 348.

露訳: vol. 4, p. 163. 中訳: p. 569, l. 14-p. 570, l. 1.

一,他国で売買する者が、財に印をしたものの中で、自分たちが謀って御印子をこわして開き、盗み取った時、あらゆる倉庫の役人が、朝廷の財の中に手を付けた規定①に依り、窃盗罪よりも一ランク各々上げて判決せん。そのうち、駄畜が倒れる、2the: 1kya②が裂ける、水や泥の中へ落ちる、縄が切れる等で以て御印子の印がこわれた等が事実であるならば、すなわち仕事を管轄する者③の所に言って再び印をし、罪をとがめるな。

【註】

- ①あらゆる倉庫の役人が、朝廷の財の中に手を付けた規定―「あらゆる」に対応する西夏文字の解釈は後掲第1323条の註④参照.「倉庫の役人が、朝廷の財の中に手を付けた規定」とは、本法典巻17「準備したものを返納する門」・第1233条「朝廷の財の中に手を付け盗み集め、貸し借りする」の条文を指しているのであろう。すなわち「一、諸々の朝廷の種々の財の中から倉庫の役人が自ら謀って手を付け盗み集め、勝手に諸々の人に貸借すること等を許すことはない。(後略)」とし、以下三項にわたって細則を定めている。第一項によると、長官・次官・監軍・習判といった幹部クラスは窃盗罪より二ランク重く、それ以下の役人は一ランク重い罪とされている。
- ② 2the: 1kya 露訳が「包み」,中訳は「駄架」と訳す.一文字目は漢語の「鉄」などを音写する場合に用いられる(『夏漢』 p. 711, Na 3836). 二文字目はもともと「価格」の意であるが(『夏漢』 p. 1072, Na 5910), 二字でどのような意味になるのかわからない. 前後の文脈から判断すると. 商品を運搬・梱包する際に用いられる道具らしい.
- ③仕事を管轄する者─対応する西夏文字の意味は、一文字目が「仕事をする」の意(『夏漢』 p. 331, № 1736). 二文字目は漢語「管」の借用字とされているが(『夏漢』 p. 661, № 3553), 西夏語訳『孫子兵法』では、「管子」の「管」をこの字で記していることから、漢語の「管」の音写としても用いられていたことが確認できる([林 1994] 6A-2b-3).「管勾」「管轄する」といった漢語の「管」の意味も借用されたのであろう.

第1323条「朝廷(の財)・私財を別々に売買する」

整理番号: Танг. 55. инв. № 199. 25a-256.

写真版:『俄蔵』 8, p. 348.

露訳: vol. 4, pp. 163-164. 中訳: p. 570, ll. 2-6.

一,他国へ商人が行く時,諸司・2'u 2khyu ①等に属する朝廷の種々の財で売買するものとして持つもの,及び私財として持っているもの等は別々に売買せん.混ぜるなかれ、朝廷(の財)・私財を売買するなかで,はじめに交渉②してあった決められた価格で③売買せん.一行の中で先に交渉しあう話を知り,自らの財を売ろうとして,賄賂を広く行い,前に交渉した価格の上限を定めたうえに,価格をつり上げて売買することは許さない.もし法を踰えて価格をつり上げた時,どれだけつり上げたかの数を換算し,法を枉げた贓罪の規定に依り判決する.密告する者がいれば,またあらゆる雑罪を密告した(者)には,密告した褒美を与えることについての明らかな規定④に依り,罪を犯した者に負わせ(褒美を)与えん.前に交渉しあった話を知らなかったならば,すなわち罪をとがめるな.もし密告が嘘なら,(密告者も)同罪とさせ,判決せん.

- ① 2'u 2khyu 一文字目は漢語の「武」等の音写に用いられる(『夏漢』 p. 107, No. 0546). 二文字目は「みことのり」の意(『夏漢』 p. 608, No. 3254). 文脈から推すと, 何らかの官司あるいは集団を指すものと思われるが, よくわからない. 露訳は「武挙」と解釈しているが. 根拠は示されていない.
- ②交渉―西夏語では二字とも同じ文字が使われている(『夏漢』p. 196, № 1015). 『文海』 平声第 59 韻では、この文字の右半分は「言う」という意味の文字の一部からなっていると分析し、続けて「売買の価格を引引引きる(こと)を言う」と解説する(『文海研究』 pp. 257, 492, 619, № 65-211). 取引価格をいくらにするか交渉すること、ないしは交渉で決められた価格を言うのであろう.
- ③決められた価格で一直訳すると「価格がいくらかを与えられているところで」. 交渉の結果決められた取引価格で、という意味であろう.
- ④あらゆる雑罪を密告した者には、密告した褒美を与えることについての明らかな規定―「あらゆる」と訳した最初の二文字は、一文字目が「へり」(『夏漢』 p. 66, № 0335)、二文字目が「斉しい」(『夏漢』 p. 332, № 1737)の意、管見の限り、この熟語の用例は本法典以外では確認できない。ここでは「(中心も) へりも斉しく」の意と考え、「あらゆる」と訳した、本法典巻 13「密告の虚実門」・第908条「雑罪の密告の褒美」には「一、諸々の人が他(人)の密告に対し褒美を与えることについての、一々別に明らかに(定められている)以外の他の種々の雑罪を犯した(犯罪を密告した)時、死(罪)を得る(場合には密告者に銭)五十貫、三種の長期・終身(徒刑)等は四十貫、四年から六年までの(徒刑)は三十貫、三年までの(徒刑)は二十貫、一年以下の苦役の(場合は)十貫、(棒で)たたく罪の

(場合は) 五貫等, 罪を犯した者から割いて, 密告の褒美として与えん」とある. 第 1323 条が言う「あらゆる雑罪を密告した者には, 密告した褒美を与えることについての明らかな規定」とは, 第 908 条を適用することを指すのであろう.

第1324条「皇城①の古い財を三司②に与える」

整理番号: Танг. 55, инв. № 199, 256-26a.

写真版:『俄蔵』 8, pp. 348-349.

露訳: vol. 4, p. 164. 中訳: p. 570, ll. 7-9.

一,皇城に属する朝廷の種々の財を置いたなかに、年月③の大いに過ぎて古い財となったものがある(場合)は、上奏④して三司に与え、分与するものの中に入れん。もし古い財があるのに、上奏しなかった時、長官⑤・承旨⑥・倉庫の管理者・出納係⑦・都案・案頭・司吏⑧等は一様に、爵位のある者は罰馬一、爵位を持たない者は十三(回棒で)たたく。

- ①皇城/②三司一『掌中珠』では①の後ろに「司」の意味の文字を付け、官司の名称として 載録し、対応する漢語を「皇城司」としている([李範文 1994] p. 431 参照). しかし、①は 直訳すると「宮に準備する」であり、この句がただちに皇帝の居所を指すわけではない. 本 条文における「皇城」とは、「皇城司」の「司」を略したものであろう. 一方、②は直訳すると 「供給する秤」. 『掌中珠』では「三司」という漢語をあてている([李範文 1994] p. 431 参 照). 恐らく職掌の近似した宋の官名を漢語の訳語としてあてたのであろう. しかしながら西夏 における皇城司・三司の職掌は、実際のところあまりわかっていない. 本法典巻 19 「準備の 駄畜門」・第 1349 条 「皇城・三司の売買する者が駄畜を捨てたり、病でやせ衰え死なせ る」では「一、皇城(司)・三司等で漢(北宋)・契丹(遼)のなかへ売買する者が行く(場 合)は、駄畜のラクダを前の群牧司から分けられたものに依り構成せん. (後略)」というくだり があり、皇城司・三司が外国との貿易に深い関わりを持っていたことが推察される.
- ③年月―西夏語では「年期」と表現している.
- ④上奏─ 一文字目は「至る」の意(『夏漢』p. 144, № 0733). 『夏漢』は二文字目も「至る」としている(p. 978, № 5402)が,西夏語訳『孫子兵法』や『類林』では,漢語の「奏する」を訳す場合にこの字を用いている例が確認される([林 1994]24B-6b-19;『類林研究』p. 236).本条の場合,『夏漢』の「至る」の意味では文意が取りにくく,「上奏する」と訳すのが妥当であろう。

- ⑤長官/⑥承旨―⑤緒は「大」の意(『夏漢』 p. 545, No 2893)であるが、『掌中珠』では「大人」という漢語をあてている([李範文 1994] pp. 435, 437 参照). ⑥は,直訳すると「命令を承る」、『掌中珠』では「承旨」という漢語をあてている([李範文 1994] p. 430 参照). 本法典巻 10「官司の順序と文書を送る門」・第690条「諸々の官司に統一級 級を遣わす定数」では、「中書」「枢密」の長官を統、次官を総 級と呼んでいる。同条によると、皇城司・三司の長官の正式な称号は「正」、次官は「承旨」である。ここでは両官司の長官と次官を指すものと解した。
- ⑦出納係― 一文字自を中訳は 菱 (「挙げる」の意.『夏漢』 pp. 12-13, № 0063 参照)と解読する. 実見の結果, 菱 (「準備する,供給する」の意.『夏漢』 p. 223, № 1156 参照)と読めた. 二文字目は「除く」の意 (『夏漢』 p. 357, № 1868). 倉庫に関連する文脈であることから,倉庫に納める物の出納に関連する言葉らしい. 本法典巻 17「倉庫の役人を派遣する門」・第1231条「倉庫の役人の派遣について」では「一,倉庫の役人の派遣については,以下に定めるところに依り遣わさん. 中興府の租院は二頭監・二 菱 中部 (後略)」とあり、倉庫業務に関連する役職名とわかる. 字義から、倉庫の財の出し入れを管理したり、収蔵品のリスト作成ないしは点検を職堂とする者と推測し、「出納係」と訳した.
- ⑧都案(AB)・案頭(CD)・司吏(EF) ―それぞれ西夏における官司の書記官. いずれも 『掌中珠』に現れる(「李範文 1994] p. 430 参照).

第1325条「朝廷の財の倉庫の蓄えが堅牢でないため流れ、やせる」

整理番号: Танг. 55, инв. № 199, 26a.

写真版:『俄蔵』 8, p. 349.

露訳:vol. 4, pp. 164-165. 中訳:p. 570, ll. 10-13.

一,諸々のあまねく倉庫(にある)朝廷の種々の財、甲冑、武具、軍用品①を倉庫に蓄え置く地盤は良い(状態に)せん。(倉庫の)下の方は湿気を透すなかれ、建物の頭上は水を透すなかれ、役人たちの間で見守り、時節に依り虫干しをせん。もし虫干し②をせず、(倉庫にある朝廷の種々の財が) 朽ち、やせた時、どのくらい朽ちやせたのかを量り、大小の役人・倉庫の役人等は共に償わん。軽い心でまだ(虫干しを)為さないために、朽ちやせた物の価格の程度に依り、罪を受けることについては、以下に定めたものに依り従って行なう。仕事を管轄する者は・・(一字欠落)・・正 2theu の罪を受けん③。それ以下の大小の役人・倉庫(の役人は・・・以下欠)

【註】

- ①軍用品一中訳は「雑物」と訳す、『夏漢』は一文字目を「珂貝、精神」の意(p. 584, No 3114),二文字目も「珂貝」の意とする(p. 592, No 3160)、本法典において、この二字は本条文のように「武具」「武器」といった語句と必ず並列して現れる。『文海』平声第67韻では、「靴」という意味の文字(『夏漢』 p. 253, No 1321)の字義を「足の 幻光 紀、履き物の(ことを)謂う」と説明しており(『文海研究』 pp. 274, 504, 628, No 74-111)、 紀 紀、が「防具」ないしは「道具」のような意味で使われていることが推測される。本法典巻5「期末の校関門」・第286条「武具を相互に貸借する」では「その他の 幻光 紀、武器のうち、矢筒一副、及び弓・矢・槍・剣・木の盾・鍬・槌等八種」という表現がある。よって武器以外の兵士が携行する道具を指すものとみられる。
- ②虫干し一直訳すると「開いて曝す」. 文脈から、濡れた物を干して乾かすことを指すものと思われる.
- ③正 2theu の罪を受けん―露訳は「長官は罪となる」と訳す. 四〜六文字目は「罪を受けん」で問題は無い. 原典を実見したところ, 一文字目は損傷が激しく, 判読は困難. 二文字目 (「正」の意. 『夏漢』 pp. 350-351, Na 1836 参照) ははっきり読める. 三文字目(『夏漢』 p. 378, Na 1982) は, 意味がよくわからない. 一〜三文字目, あるいは二〜三文字目で罪名と推定されるが, 他に用例が無く, 意味がわからない.

第1326条「御前の倉庫の財が流れ、やせる①」

露訳:vol. 4, p. 165. 中訳:p. 570, l. 14.

(本文全欠)

【註】

①御前の倉庫の財が流れ、やせる一条文の原典は、第1325条の後半と、本条のすべてが欠損しており、目次に標題が残るのみである。目次によると、巻18「他国との売買門」の条文はこの第1326条で完結する。一・二文字目が「御前」にあたる語。一文字目は「前」の意(『夏漢』p. 340、Na 1778)。二文字目は「前内侍」(前掲第1320条の註③参照)の「前」と同じ文字。本法典巻12「内宮で命令を待つ者等の頭項門」・第822条「内宮の門の周りに沿って雑人が来て、さらに偽って行く」では、宮中への侵入者に対する規定が定められている。その第三項に「一項、皇帝の住むところの宮殿の神冷門及び南北懐門等の中の方へ来る(場合)は二年(の徒刑)、武具を持っているならば、すなわち三年(の徒刑)、3年 彩

のあたりに来る(場合は)十年(の徒刑), 武具を持っているならば、すなわち絞と為す」とある。 宮殿への侵入の罪は、皇帝との距離が近ければ近いほど罪が重くなるはずであり、最も重罪とされる 著名 家 の地域とは、皇帝の至近を指しているものと推測される。標題から推すと、第1325条が朝廷の財を納める倉庫一般を対象としているのに対し、本条は宮中の、より皇帝の身近にある倉庫の財を問題とし、刑罰を定めていたことが想像される。

ここまで「他国との売買門」の全条文を通覧してきたが、どの条文も西夏から外国へ派遣され る使節や商人が「朝廷の財」をどのように運搬し、派遣先でどう売買すべきかを定めたものであ り、外国との貿易全般を規制することが主たる目的ではないようである。第 1318 条は条文の欠 落があるため、「朝廷の財 | という語を確認することはできないが、朝廷が売り出す商品の実物 を使節団の出発直前まで商人には渡さぬよう規定しているものと思われる. 以降の条文も,「朝 | 廷の財 | を載せる駄畜に私的に売る財 (私財)を載せないこと (第1319条), 「朝廷の財 | と 私財とのすり替えの禁止とその防止法 (第1320条),「朝廷の財」どうしのすり替え (朝廷側が 事前に指示したのとは違う取引相手に売ることと思われる)の禁止(第 1321 条)、「朝廷の財 | に押されている封印をこわして「朝廷の財」を盗むことの禁止(第1322条)、「朝廷の財」と 私財の同時取引の禁止(第1323条)と、いずれも「朝廷の財」が絡む内容である、特に「朝 狂の財 | と私財がすり替えられて売買されることを警戒し、様々なケースを想定していることがう かがえる. 第1324条以降は. 直接商取引に関わる条文ではないが. いずれも「朝廷の財」を 保管する倉庫の管理規定である. 倉庫の管理規定は実は巻 17 にかなり詳細に記されている. にもかかわらず、巻 18 の、それも「他国との売買門」に「朝廷の財」の倉庫管理に関する規定 が別立てでまとめられている理由は、当該条文が外国との貿易に用いるための商品を保管して いる朝廷の倉庫に限定した規定だからであろう。

ところで、一連の条文では、外国での取引を実際に行なう者として、商人だけでなく「使者」が想定されている。本法典が成立したと考えられる12世紀中葉~後半にかけて、西夏が外国に派遣した使者としてまず想起されるのは、金朝へ送っていた朝貢使節である。金朝と西夏との間を往来した使節の姓名を記録した『金史』交聘表によると、西夏は年平均で二回、金朝へ朝貢使節を派遣し、馬やラクダなどを献上していた(注19)、朝貢は貿易の一種であり、金朝への朝貢品も本法典で繰り返し扱われる「朝廷の財」に含まれるであろう。

注 19 ——[閔 1996] p. 20 参照.

だが、西夏の朝貢使節は金朝に西夏皇帝の朝貢品を献上し、その返礼の品物(回賜)を受け取り、持ち帰っただけではない。『金史』によると、彼らは金朝の都へ行く途上で「富商」とも商取引を行なっていたという(注20)。こうした途上での商取引でも「朝廷の財」は売り出されていたのであろうが、使節に加わっている団員たちも私的に商品の売買を行なっていた可能性がある。時代は遡るが、11世紀に北宋へ派遣された西夏の朝貢使節は、都の開封へ向かう途上や開封の迎賓施設(都亭西駅)で商取引を許され、使節団員は私的に利益をあげていたといわれている(注21)。本法典のいう「私財」とは、派遣先で商取引を行なおうとする使節団員個人の商品を想定しているのであろう。第1319条によると、使節団員や商人が自前で駄畜を用意すること等の一定の条件を満たせば、彼らが私的に商品を国外に運び、売買することは認められているようである。第1320条でも、「朝廷の財」と私財とのすり替えは禁じているものの、私財の売買自体を禁じてはおらず、第1323条にもあるように、別々に売るべきとする。使節団員の私的な商取引を認めている本法典の規定は、西夏の貢使貿易の実態を追る重要な史料となり得よう。

このほか、各条文では貿易に関わる興味深い内容が記されている。『金史』 交聘表では、西夏の朝貢使節の姓名は、正使・副使、そして押進の最大三名しか記録されない。記録されている三名は、あくまで最終的に金朝皇帝に拝謁することができた人物である。 実際に派遣された使節団が三名だけであったとは到底考えにくい。一方、本法典第 1319 条の規定によれば、使節団の構成員として、正使・副使だけでなく、内侍や閤門といった皇帝の側近に仕える者、品物の運搬あるいは西夏の主な輸出品である馬やラクダを扱う者などが想定されている。 実際の朝貢使節もこうした様々な人々によって構成されていたはずである。

第1320条では、「朝廷の財」を取り引きするにあたっての様々な手続きを定めている。「朝廷の財」に押される封印は正使でも副使でもなく、皇帝の側近である前内侍が持つという。正使・副使は最終的に取引相手(金朝への朝貢であれば、相手は金朝の皇帝)に商品を渡すことと、すり替えが無いかを検分する以外、「朝廷の財」には関与しないことがわかる。

このように、「他国との売買門」で定められている諸規定は、いずれも「朝廷の財」を外国で売買する場合、すなわち朝貢貿易に代表されるような官貿易に関連するものであり、それ以外の目的で行なわれる貿易活動を統制する意図はないと言ってよいであろう。しかし、官貿易以外の

注 20 ——『金史』巻 134・西夏伝に、大定十七年(1177)ごろの記述として、「尚書奏すらく『夏國 陝西の辺民と私かに相い境を越え 財畜を盗窃し、姦人 名を権場に貿易すると託つけて、以て往来するを得れば、辺患を為すを恐る、使人の境に入りて富商と相い易うることも、亦 た禁止す可し』と」とあり、西夏の使節が金朝領内で交易を行っていたことがうかがわれる。のちに大定二十一年からは、都亭(都の中都に置 かれた宿舎)でのみ交易を許された([閔 1996] pp. 20-23 参照、閔は朝貢使節による貿易を「都亭貿易」と呼んでいる)。

注 21 ——[李華瑞 1998] pp. 312-314; [周 2000] pp. 40-42; [杜 2002] pp. 257-258 参照.

貿易に全く規制をかけていなかったわけではない。貿易一般に対する規制の一つが、次章で挙 げる巻7「勅命で禁ずる門」第440条以降の禁輸品規定である。

Ⅲ. 禁輸品規定─巻7「勅命で禁ずる門」第440~443条訳註

本法典巻7「勅命で禁ずる門」では、西夏国内の人民に対し服装・所持品等を制限する規定が、あわせて十四条定められている。このうち第440条から第443条までの計四条は、特定の商品の国外輸出を禁止する内容の条文である。どのようなものが禁輸品に指定され、密輸に対してどのような対応がなされているのであろうか。以下、各条ごと(第440条は長文のために各項ごと)の訳註を試みる。

第440条「武具・畜類・人を異域①にわたす」

整理番号: Танг. 55, инв. № 161, 22а-27а.

写真版:『俄蔵』 8, pp. 162-165.

露訳: vol. 2, pp. 225-230. 中訳: p. 283, l. 12-p. 287, l. 3.

一, 人馬・甲冑②・牛・ラクダ・その他の種々の財等は、勅命で禁ずるもの(であって)、異域へ売り抜けることを許すことはない。もし法を踰えたら、以下に定めるところに依り判決する。

- ①異域―中訳は「敵国」と訳す. 西夏文字を直訳すると「獣界」. 本法典のほかの条文では「獣界へ逃亡する」や「獣界の兵が侵入する」といった用例が見られる. 正式な外交関係のない政権や集団を含めた国外全般を総称したものであろう. 陳炳応は主に金朝を指していると考えているが([陳 1991] p. 33). 限定しすぎであろう.
- ②甲胄—露訳は「兵士用と馬用の甲冑」、中訳は「披・甲」と訳す、一文字目は「甲冑」の意(『夏漢』 p. 886, No. 4878)、二文字目は「長い」「あまねく」のほか「甲羅」の意味もある(『夏漢』 p. 539, No. 2858)、あるいは後掲の本条第三項では 養 燕 という句が登場することから、 須誌 が 燕 (「甲冑」の意、『夏漢』 p. 890, No. 4898 参照)の誤記の可能性もある。 誤記であるとすると、本条第二項の註①で述べるように、一文字目と二文字目は別物と解釈することもできる。ここでは二文字目が誤記ではないと考え、二字で「甲冑」一般を指すものと解釈しておく。

(第一項)

一項, 異域に人を売り抜けた(場合)は、(すでに) 異域にわたっていたら、故意の殺人①, 及び異域へまだわたっていなければ、すなわち故意に人を傷つけた②(場合の罪)等の規定に依り判決する。もし売られる人が自ら(売られることを)望んだならば、望んだ者も逃走した(場合)・まだ逃走していない(場合)の一々の罪の程度に対する明らかな(規定)と同じくせん。(売られることを)望んでいなければ、すなわち(売られる人の罪を)とがめるな。

【註】

①故意の殺人/②故意に人を傷つける―本法典巻 1 「不道を為す門」・第 20 条 「相い恨みを生じて殺傷する」に、故意の殺人・傷害に関する規定がある. 加害者・被害者がそれぞれ爵位を持っているか否か、さらに殺人の場合は殺害された人数で、傷害の場合は傷の程度によって量刑が細かく決定されている (詳細は [島田 1997b]pp. 203-209; [島田 2003]pp. 61-67 参照). また、親族に対する殺人・傷害に対しては、巻 1 「悪毒門」・第 13 ~ 18 条に別途規定がある (詳細は [島田 1997b]pp. 195-197; [島田 2003]pp. 52-54 参照).

(第二項)

一項, 牛・ラクダ・馬は大小を考慮せず, 及び鎧・甲①等を異域のなかへ売り抜けた時, 爵位を持たない者が首犯②なら, 斬④にせん. 従犯者③は終身・長期(の徒刑)⑤を得ん. 爵位を持つ者は爵位のランクと合わせん.

- ①鎧・甲一西夏文字は四文字で表現され、露訳は「兵士用と馬用の甲冑」と訳す一方、中訳は一・二文字目を一語として「鎧甲」と訳し、三・四文字目を「軍披」と訳す、一・二文字目は、直訳すると「身体の甲冑」となり、いわゆる「よろい」と考えてよいだろう。三文字目は「甲冑」の意であるが(『夏漢』 p. 886、No 4878)、四文字目は「川」の意(『夏漢』 p. 294、No 1530)。三・四文字目でどのような語意になるのか、よくわからない。本法典巻 5 「軍の武具を授け供給する門」・第 281 条 「甲冑の尺」では、二文字目 麓 と三文字目 菱 の二種類の寸法規格がそれぞれ定められており、麓 が胸・腰帯などの寸法を定める一方、菱は頭、喉など身体の上部の寸法を定めている。とすると、菱 は「かぶと」のようなものを指すのかもしれない。ここでは鎧と甲の二種類と解釈しておく。
- ②首犯/③従犯者一直訳すると、②は「心を生じる」、③は「副」、②は中国法の「造意」に由来するとみられる。西夏法では中国法同様、共犯の場合は首犯と従犯とを別々に扱う。

- ④斬一直訳すると「剣でもって殺さん」. 中国法の斬刑にあたる. 本法典によると, 死刑には斬と 絞 (原語は「首を縄で絞めて殺す」) の二種があり, 斬のほうが重い刑とされる.
- ③終身・長期の徒刑—「終身」にあたる一・二文字目 蔵 ਜ 刻 の字義はそれぞれ順に「準備」「取る」. 中訳は「無期」と訳す. 「長期」にあたる三・四文字目 君 須 の字義はそれぞれ順に「自ら」「世代」. 本法典巻 20「罪ならばすなわち同じからざる門」・第 1416 条 (標題不明) は、刑の名称を定めた規定であるが、「苦役(徒刑) は三ヶ月・六ヶ月・一年、その上は一等をおのおの数え、短期の至るところは六年までと成らん. それより上の八年から始まる(徒刑は) 君 須 の名前をとる. 八年・十年・十二年の三種の 君 須 は期日が終われば、旧に依り所属の中に戻さん. 蔵 引 えは、十三年遠くで苦役をし、すなわち苦役の期日が終わっても、また 蔵 引 る のところに居らせん. (後略)」とある. 君 須 は服役期間が終わると釈放され、もといた場所に戻ることができるのに対し、蔵 引 え は遠地に送られ、しかも服役期間が満了しても送られた先に留まらねばならないという. 島田正郎は終身・長期の徒刑を流刑、あるいは充軍に相当するものと考察するが、氏の見解は正しいであろう(詳細は[島田1997a]p. 276: 「島田 2003]p. 24 参照).

(第三項)

一項,前掲の人①・ラクダ・馬・牛・甲冑等以外の雑畜財・武具等を売った時,自国の地で実際に売る時の例に依って価格を(銭で)換算し,銭の程度の高低に依って②,武具であるならば,すなわち強盗③で武器を持っていた(場合の)規定を以て,その他の雑畜財(の場合)は武器を持たない(強盗の)規定に依る等で判決する.従犯者は(首犯より)順に(刑を)一ランク軽くせん.

武具: 弓矢 槍剣 刀 鉄連伽④ 馬鞍 矢筒⑤ 金 銀 鉄の種々の棒⑥ 鎧甲をばらばらにしたもの⑦

雑畜財: 氈毯 穀物 ラバ ロバ 銭 牛・ラクダ・馬の皮

【註】

①前掲の人一露訳は「前掲の人がラクダ・馬・牛・人の甲冑・馬の甲冑を除いて」とし、除外対象をラクダ以降としている。しかし露訳の場合、そもそも「前掲の人」とは何を指すのかわからない。第一項で人を、第二項でラクダ・馬・牛・甲冑を売り抜けた場合の規定がすでにあり、人・ラクダ・馬・牛・甲冑を除いたものと考えるのが妥当であろう。

- ③強盗一西夏文字を直訳すると、「強きを以て盗む」、強盗罪に対する量刑は、本法典巻3「雑盗門」・第95条「窃・強盗をし、さらに人を殺す」第一項・第二項に定められており、被害額を銭で換算したうえ、武器を持って犯行に及んだか否かで量刑が変わる。武器を持っていた場合の強盗は二十貫以上で絞、武器を持たない場合は二十五貫以上で絞とされている(詳細は[島田1998a]pp.127-128;[島田2003]pp.282-283の表参照).
- ⑤矢筒―露訳・中訳とも矢を納める入れ物と解釈している. 一文字目|幾の字義を『夏漢』は「袋」としており(『夏漢』 p. 452, № 2383), このまま直訳すると「袋のある袋」となる. しかし、『文海』 平声第 91 韻で字義を「矢の)終の(ことを) 言う」と解説するように(『文海研究』 pp. 308, 528, 645, № 91-162), 矢を納める入れ物と解してよいだろう.
- ⑥金 銀 鉄の種々の棒— 12 世紀前半に編纂されたと推定されるカラホト出土の西夏の軍律 『貞観玉鏡将』では、戦闘で「金」を敵に奪われると、人馬や甲冑を失った場合と同等の処

罰を受けるものとされている([陳 1995]p. 83 参照)、陳炳応は、旗・鼓・金は軍隊の指揮に使うものや軍隊の霊魂であると考えている([陳 1995]p. 48 参照)、銀の武器としての使用法は不明、「鉄の棒」は、本法典巻 12「内宮で命令を待つ者等の頭項門」・第 820 条「自らの意志で戦具を持って内宮の中へ運ぶ」で、刀・剣・弓・箭・槍とともに宮中へ許可なくして持ち込むことを禁ずる武器とされている。

⑦鎧甲をばらばらにしたもの一露訳は「甲冑を切り裂き砕く道具」、中訳は二文字目までで「披甲」、三文字目以降を「編連砕段」と、二つの品目と解している。しかし二文字目と三文字目との間には分かち書きが行なわれていないため、中訳の解釈には無理がある。三文字目までを直訳すると「鎧甲を結ぶ」、四文字目(『夏漢』pp. 954-955、No. 5267、推定音 1lyen)は「零」などの漢語の音写に使われる。五・六文字目は「切断する」の意。時代は下るが、『元典章』兵部二・軍器・隠蔵断例に「甲片を零散し、穿吊して敵を禦ぐに堪えざる者、笞」とあり、元朝では甲冑をばらばらにしたものであっても、隠匿している者は処罰の対象とされた。ここでは四文字目を「零」の音写と考え、ばらばらに切断された甲冑と解した。

(第四項)

一項、勅命で禁じたものを売り抜ける心を生じたが、他人が捕まえ、密告したならば、すなわち (売り抜ける心を生じた人が) 出発していたならば一ランク、及びまだ出発していなければ、二ランク (刑を) 軽くせん.

(第五項)

一項、他国の使者、及び商人等が(持ち)出すところの勅命で禁じたものを売る時、そのうち大食①・西州国②等に属する使者・商人であって、勅命で禁じたものを売り、異域へわたってしまったならば、異域のなかに勅命で禁じたものを売り抜けた(場合の)規定に依り判決する。すでに出発していたが、他者が捕らえ、密告した(場合)は一ランク、まだ出発していなければニランク各々(刑を)軽くせん。密告の褒美もまた、出発していたか、まだ出発していないかに依り、密告の褒美③を得ることについて明らかに(定められている)規定に依り得ん。大食・西州国の使者・商人は客人である。罪罰を設ける基準が無いことに依り、代価がいくらであれ与えられた数を返さん④。そのほかの他国の使者・商人が来る(場合)は、売買していた財が交換されていたならば、すなわち異域のなかにわたったのと一様に判決する。もし取引について価格を話して実際に

定まっていたが、実際の財が交換されていない(場合)は、まだ出発していない(場合の)罪より一ランク(刑を)軽くせん.

- ①大食一露訳,中訳とも「大食」と訳出している. 推定音は 1the 1shi: で,漢語からの音写らしい. 一文字目(『夏漢』 p. 186, No. 0959)は『類林』巻4・四夷篇で、「大宛」や「大秦国」の「大」の音写に用いられている(『類林研究』 p. 104). 二文字目(『夏漢』 p. 409, No. 2152)は同じく『類林』で,人名「石勒」「石崇」の「石」の音写に用いられている例があるが(『類林研究』 pp. 203-204, 214-215)、「食」の音写例は管見の限り見当たらない. ただし、漢語の「石」と「食」とは発音が近似しており、「大食」の音写である可能性は排除できない. 「大食」は 12 世紀前半までであればカラハン朝を, 12 世紀後半以降であればホラズム朝などを指すであろう. ところで、本法典は 12 世紀中葉に編纂されたものと推定されるから、耶律大石の西遼政権はすでに西域に樹立されている. 金朝・南宋側の史料では西遼を耶律大石の死後も「大石」と表現することから、「大石」の音写である可能性もある. しかし、本法典では、編纂当時すでに滅亡していた「契丹」(遼)や「漢」(北宋)の国名が引き続き使われている(前章の第 1324 条の註①②参照). ここでは「大石」ではなく、「大食」の音写と解した.
- ②西州国一露訳,中訳とも「西州国」と訳す.一文字目類は方角の「にし」の意味はなく、もっぱら漢語「西」などの音写に用いられる(『夏漢』 pp. 786-787, No. 4293). 方角の「にし」は 核記(『夏漢』 p. 554, No. 2945)を使う. 事実,『類林』巻7・文章篇・李陵の条では、地名「隴西」の「西」の漢字音写に類を用いるのに対し(『類林研究』 p. 157), 同書巻4・四夷篇では「西戎」の「西」を 検記で表記している(『類林研究』 p. 101). 二文字目は漢語「州」の借用字(『夏漢』 p. 139, No. 0707). 『類林』巻4・清吏篇・王敦の条では、地名「青州」の「州」をこの字で表記している(『類林研究』 p. 87). 一・二文字目の推定音は 1si: 1ceu: である. したがって「にしのくに」の意味である可能性は低く、「西州の国」と解釈するのが妥当であろう. 「西州」は唐代の州名に由来し、現在のトゥルファンにあたる. よって「西州国」は西ウイグル王国を指しているものとみられる.
- ③密告の褒美-本条第十一項参照.
- ④罪罰を設ける基準が無いことに依り、代価がいくらであれ与えられた数を返さん―露訳は「法で規定されていない額で罰金を科し、商品に支払った金額は彼らに返さねばならない」、中訳は「罰罪を与え、すでに与えた等しくない代価を按じて□返還すべし」と一字欠損がある

としている。中訳が欠損としている九文字目(D)は、疑問を表す語(『夏漢』 p. 1029、No 5688)。露訳の「法で規定されていない」にあたる文章は原典から見出すことができない。また露訳の「商品に支払った金額」にあたる原文は、直前に「~に依り」にあたる文字(C)(『夏漢』 p. 83、No 0433)があり、露訳のような解釈には無理がある。一方、中訳の「すでに与えた等しくない代価」も西夏語の語順では解釈できない。露訳が「法で規定されていない」、中訳で「等しくない」と解釈が分かれるのは、五文字目(A) 刻図(『夏漢』 p. 66、No 0335)をどう訳すかにある。六文字目(B)は存在否定辞で、五文字目を受ける。刻図は『文海』平声第20韻で、字義を「辺際辺側なり。辺なり、到る処なり」と説明する(『文海研究』 pp. 183-184、434、582-583、No 27-272)。すなわち「きわ」の意味であり、「限度、基準」のような意味が想定される。この後ろに存在否定辞(B)が付くことで「基準が無い」と解釈できる。そして次の七文字目(C)は前句を受けるため、「基準が無いに依り」と訳される。

(第六項)

一項、大食・西州国等の商人が駄畜①を持っているなかで、(駄畜が)死んだ、及び売買するところの財が多くなって駄畜が足りない、(身を)守るための弓矢等が必要である、と言った時、役人に告げて、先の根本となる規定②があるのに依って、同じく若干を売らん。(本国へ)帰らなければ食べるものを持たせ、売ることを許すことあらん。出発するならば、すなわち道中の食糧となるもの若干を持たせん。それよりも多くを持ち出させることを許すことはない。もし法を踰えて、勅許③を求めずに、勝手に売り出したり、超過して持ち出した時、(持ち出しを許した役人に対し)勅命で禁じたものを売り抜けた場合の規定に依り判決する。

- ①**駄畜**一露訳は「駄畜と馬追い」と訳すが、「馬追い」にあたる語句は、原典を見るかぎり確認できない。
- ②先の根本となる規定—具体的に本法典のどの条文を指しているのか、よくわからない。本項が大食・西州国の使者・商人を対象としているから、第五項の「大食・西州国の使者・商人は客人である」ことを踏まえて手厚く対応せよという意味なのか、勅許を得たうえで駄畜や武器を支給する規定を指しているのか、よくわからない。
- ③勅許―中訳は「論節」と訳す. 一文字目(『夏漢』 p. 891, No. 4902) は, 『文海』 平声第5 韻で, 「お上のお言葉なり. 帝の 莼 なり. また儒の言葉なり. 力(のある) 勅の(ことを)言うなり」と語義を説明する(『文海研究』 pp. 151, 408, 566, No. 11-212). 二文字目は漢語

「節」の借用字であり、「ふし」の意とされる(『夏漢』 pp. 862-863、No. 4739). しかし漢語 からの借用字であるならば、割り符のようなもの(例えば、持節)も西夏語に借用された可能 性はあるだろう。ここでは皇帝のお墨付きのようなものと考え、「勅許」と訳した.

(第七項)

一項、勅命で禁じたものを売り抜けたなかで、正将・副将①・1tsun 1shwyi③・州府の大使・副使④・行将②・刺史⑤・監軍・同判・習判⑥・承旨・2tsha 2bo'・1tseu 2mya'・軍検⑦・城主・城監・通判⑧・辺検校⑨・行主⑩、それらに従う都案・案頭⑪・司吏・大小の仕事を管轄する者たちが勅命で禁じたものを売り抜けた時、他の人の罪よりニランク各々重くし、重くして死(刑にも)せん。また前掲の大小の仕事を管轄する者が職を失うべき(者)である以外、もし爵位が高く、職位⑫を失うべきでないことがあり、また死(刑)及び三種の長期(徒刑)等を得るべきならば、すなわち(職)位を順次一ランク各々下げん。二年から六年に至る(徒刑は)、一度(法を)犯した(場合)は職を失わないならば、すなわち(職)位を下げん。二度(法を)犯したうち、一年以下の(徒刑の場合)は(職)位を下げる必要はなく、一年以上(の徒刑)であるならば、すなわち(職)位を下げん。

- ①正将・副将/②行将―いずれも西夏文字からの直訳.『貞観玉鏡将』では、軍団の将校クラスとして頻出する([陳 1995] pp. 17-18 参照).『続資治通鑑長編』では西夏軍の将校クラスを「統軍 | 「鈴轄 | と表現する場合が多いが、西夏側の文献との対応関係は不明.
- ③ 1tsun 1shwyi 露訳・中訳とも「総制」と訳す、漢語からの音写と見られるが、ほかに用例が無く、わからない。
- ④州府の大使・副使─本法典巻 10「官司の順序と文書を送る門」・第 675 条「大小の官司の品級」では、中興府・大都督府・西涼府・府夷州・中府州・涼州・夏州・綏州の名が挙がっている。こうした州・府の長官・次官を指すのであろう。
- ⑤刺史―推定音は 1tsI 1shyI. 漢語「刺史」を音写したものらしく、『類林』では中国の官称号「刺史」をこの二字で訳している(『類林研究』 p. 89, etc.). 本法典巻 10「官司の順序と文書を送る門」・第 690 条「諸々の官司に長官・承旨を遣わす定数」によると、地方の 21 箇所に刺史が各一名置かれている. さらに第 690 条によると、17 ある監軍司(地方の軍事を司る機関)すべてに刺史が併置されている. 本法典巻 20・第 1428 条(標題不明)では「一、諸々の方面の監軍司の刺史は、所属の(地域の)長官の上に位置せん. (後略)」と

あるほか、巻 13「牌・鉄箭・貴言等を受ける・なくす門」・第993 条「監軍司の牌・兵符を置く場所」では「一、諸々の監軍司が持つ印・牌・兵符は登記して、監軍司の長官の中からいずれか爵位の高い人のところに置かん。兵を動かす勅許が送られた時、官司全体の中の大小の役人・刺史等の目の前で開きあわせん」とあり、監軍司と密接に関わり合っている。その職掌は、本法典巻9「諸々の官司の罪の判決門」・第565条「四季の判決」に「一、国内の諸々の官司の決裁・判決のなかで、死(罪)、及び遠地での苦役・労役・軍(職)を失わせること・爵位を下げる・罰馬を得る等のあるなしを官司の全体のなかに尋ね、違背があれば刺史のところで見ん。(後略) | とあるように、地方官司の監察であった。

- ⑥監軍 (AB)・同判 (CD)・習判 (EF) 一前述の本法典第 690 条では、監軍司の属官として同判 (三等官) と習判 (四等官) が配置されることになっている。本項にある「監軍」とは、監軍司の長官 (「正一) と次官 (「副一) のことであろう。
- ⑦承旨 (AB)・2tsha 2bo' (CD)・1tseu 2mya' (EF)・軍検 (GH) 一直前の「監軍」の属官ともとれるが、監軍司に承旨という職は存在しない. (CD) と (EF) をそれぞれ、中訳は「参謀」「教馬」、露訳は「三衛」「国境の急を告げ知らせる人」と解釈するが、他に用例が無く、不明、最後の「軍検」は、『貞観玉鏡将』で軍団における監察の職掌を帯びた役職として登場することから([陳 1995] pp. 25-26 参照、ただし陳炳応は「察軍」と訳出している)、「承旨」から「軍検」までが軍職である可能性もある。
- ⑧城主 (AB)・城監 (CD)・通判 (EF) 一前述の本法典第690条によると, 地方の23箇所に「地辺城司」を置き, それぞれ長官として「城主」, 次官として「通判」, 三等官として「城監」, 四等官として「行主」を各一名ずつ配置すると定めている. 「城主」にあたる(AB)は, 中国の官称号「太守」の訳語としても用いられる(『類林研究』pp. 88-90). 「城主」は中国の郡に相当する地方行政単位を統轄する職だったのであろう.
- ⑨辺検校一西夏文字を直訳すると「辺の口で使する」、二・三文字目は、漢語「検校」の訳語として使われる例があるという([林 1994] n. 326 参照)、本法典や『貞観玉鏡将』によると、国境付近での逃亡者の逮捕や砦の巡察などの職掌を帯びている。ロシア蔵カラホト出土 инв. No. 8185 通称「黒水副将上書」は、1225 年に黒水の副将が粛州の辺事担当の統轄官に宛てた手紙であるが、この文書中に「小城の辺検校・城主の鬼移奴山に文書を送る」というくだりがある([聶 2000] p. 137 参照)、本法典巻 4 「地辺を巡邏する門」・第 236 条 「辺検校を遣わすことについて」では「辺検校は監軍・習判のなかの人で(任に)堪えられる(者を)遣さん。(後略)」とあり、監軍司の属官である。

- ⑩行主一前註⑧参照. しかし、本条文でなぜ三等官の「通判」の直後に列挙されていないか、 よくわからない.
- ①**案頭**一前章の第1324条の註⑧参照.ただし、本法典巻10「官司の順序と文書を送る門」 ・第692条によると、監軍司の案頭は「司全」または「司吏」と呼ばれる。
- ②職位─ 一文字目は元来「仕事をする」という意味であるが(『夏漢』 p. 331, № 1734), ここでは実際に就いているポスト・職を指す(西夏の官称号に実職を表すものと、爵位を表すものの二種類があることについては、前章の第1318条の註⑥参照). 二文字目は「席、位」の意(『夏漢』 p. 709, № 3819). 二字で実職のポストを指す.

(第八項)

一項,異域へ勅命で禁じたものを売り抜けた時,要所を守る者①が気づいていて賄賂を得る,及び情けをかける②等を以て,勅命で禁じたものを売り抜けさせて放出した時,罪のある人と比べさせ,賄賂が多ければ,すなわち法を枉げた贓罪とどちらか重い方で判決する。もし勅命で禁じたものが既に売り抜けられていることに気づき見ていて,賄賂(を得ることも)情けをかけたりもせず,怠慢をして捕まえなかった時,従犯者より一ランク(刑を)下げる。もし賄賂(を得ることも)情けをかけることもなく,まったく気づきも見つけもせず,調べられずに見落とした③時,(犯人が)死(刑)を得るべき(場合)の軍隊・巡邏隊長④等(の刑)は一様に六ヶ月(の徒刑),巡邏隊の指揮官⑥・異域の中にいる密偵⑦等は三ヶ月(の徒刑),巡邏隊員⑤は十三(回棒で)たたく、(犯人が)三種の長期(徒刑)を得るべきであるならば,すなわち前掲の罪から各々一ランク,(犯人が)短期(の徒刑)⑧を得るべきである(場合は),さらに各々一ランク順次(罪を)減ぜん。

- ①要所を守る者―西夏文字を直訳すると「缺口を持つ者」. 西夏語訳『孫子兵法』では, 漢語の「守隘」を「変え変を守る」と訳す([林 1994] 19A-3a). したがって変え変は「狭いところ、要所」の意であろう. 後掲の第443条でも、銭を水上(川)で運ぶのを取り締まる者として登場する。第443条の場合、川の要所とは、渡し場を指すことになろう.
- ②情けをかける一露訳は「特別扱いする」と訳す。直訳すると「恥の顔をする」、『掌中珠』では、一・二文字目に、「人情」という漢語をあてている([李範文 1994] p. 433 参照).
- ③**見落とす** 一文字目は「眼」の意(『夏漢』 p. 853, № 4684). 二文字目を中訳は 4 (「明らか」の意. 『夏漢』 pp. 408-409, № 2149 参照)と判読しているようだが, 実見の結

- 果 系統(「欠ける」の意. 『夏漢』 p. 341, No 1785 参照)と判明. 巡邏隊側の怠慢・過失に対する処罰を設定する文脈であることから. 「見落とす」と解すべきであろう.
- ④巡邏隊長/⑤巡邏隊員一 株 は「検察する、スパイ」の意(『夏漢』 pp. 1084-1085、No 5985). この字に「人」という意味の字がついた⑥は巡邏隊員を指す. 本法典によると、巡邏隊員は国境付近に派遣され、国外逃亡者や侵入者の捜索・逮捕を職掌とする(露訳 vol. 1、pp. 443-444). しかしどのような人が巡邏隊員として派遣されるのかは不明. ④の二・三文字目 ば礼ぎ はそれぞれ順に「頭」(『夏漢』 p. 519、No 2750)、「監督する」の意(『夏漢』 p. 989、No 5460). 前述の本法典巻 10・第 690 条では、木工院・磚瓦院・紙工院・刻字司・織網院の各下級官司の長官を ばれぎ と表記する. したがって④は巡邏隊長という意味になるであろう.
- ⑦異域の中にいる密偵— 一・二文字目は「畜獣」の意であるが、「獣界」(本条冒頭の註①参照)と同義であろう。四文字目(『夏漢』p. 871, № 4792)・五文字目(『夏漢』p. 422, № 2219) はいずれも何らかの音写らしいが、よくわからない。露訳は「パトロール隊」、中訳は「巡検」、『夏漢』は「巡警」と訳す(『夏漢』p. 871, № 4792)。後掲の第九項でも「巡検」が登場するが、両者は別々の字で表現されている。「異域の中」で活動することから、偵察部隊のようなものか。
- ⑧短期の徒刑─直訳すると「期日の明らかな」、六年以下の徒刑、本条第二項の註⑤参照、

(第九項)

一項,刺史・監軍司の大小の役人,地域の巡検①等が勅命で禁じたものを売り抜けた者を捕まえたが、法を枉げて赦したら、もし審問中に罪の程度を変えた時、賄賂を得たり、情けをかける等(の場合は)、一様に巻九の法を枉げて罪を上下するの罪の程度(に対する)明らかな規定②

に依り判決する. もし賄賂が多ければ、すなわち法を枉げた贓とみなし、どちらか重い方で判決する.

【註】

- ①巡検一西夏文字を直訳すると「検察しに行く」、本法典巻 13 「大小の巡検を遣わす門」・第925条「辺中に巡検を遣わす」によると、「巡検」は全国各地に派遣され、盗賊の逮捕を職掌とする。「閤門・御使・表の内侍」といった宮中に仕える者などが任命される、とされている。なお『掌中珠』では、この語の後ろに「司」の意味の字(『夏漢』p. 510, № 2708)を付けた「巡検司」なる官司名が挙げられているが([李範文 1994] p. 431 参照)、このような官司の存在は本法典中では確認されない。
- ②巻九の法を枉げて罪を上下するの罪の程度に対する明らかな規定—本法典巻9「官司が 判断を枉げて罪のあるものを背負う門」・第594~612条の一連の条文を指すものと見られる (各条の詳細は[島田 2000a] pp. 209-227; [島田 2003] pp. 605-625参照).

(第十項)

一項、勅命で禁じたものを売り抜けたのを他人が気づき、捕えて報告しなかった時、賄賂や情けをかけることがあるかないか、盗みに気づいていて賄賂があるかないかで、巻三における罪の程度(に対する)明らかな規定①に依り判決する.

【註】

①巻三における罪の程度に対する明らかな規定—本法典巻 3 「盗んだ畜・財を分け持つ門」 ・第 132 条 「盗みと出くわし賄賂を取って赦す」では「一,他人が盗人と出くわし捕らえたが、 賄賂を取って赦した(場合)は、盗みの従犯者の規定に依り、賄賂が多い(場合)は、法を 枉げた賄賂と数え、前掲の罪とどちらか重い方で判決する」とある。この規定を指すであろう。

(第十一項)

一項、勅命で禁じたものを売り抜けたことの密告に対する褒美は、強盗で武器を持っている・持っていない(場合)の密告に対する褒美を得ることについての明らかな(規定)①と同じくせん。もし勅命で禁じたものをすでに準備していて、出発したか、出発していないか等(の場合)は、雑罪を犯した(場合)の苦役の年数に依って、密告についての明らかな(規定)②に依り(褒美を)得ん。そのうち尋問を以て明らかになったならば、すなわち密告に対する褒美として取るべき数は、朝廷に納めん。

【註】

- ①強盗で武器を持っている・持っていない場合の密告に対する褒美を得ることについての明らかな規定—本法典巻 3 「盗人を捕らえ、密告することに対する褒美門」・第 144 条 「盗人を捕らえ、密告することに対する褒美」の規定を指す。強盗罪の密告者に対する褒美は、犯人が武器を持っている場合も、持っていない場合も同じであり、犯人の数や被害額の多寡に応じて決まる。支給される褒美の額は、最高でも銭二百貫を超えないものと定められている(詳細は [島田 1998a]pp. 169-170; [島田 2003]pp. 327-328 参照).
- ②雑罪を犯した場合の苦役の年数に依って、密告についての明らかな規定一本法典巻 13 「密告の虚実門」・第 908 条「雑罪の密告の褒美」に「一, 諸々の人が, 他者の密告への褒美を与えることについて, 一々別に明らかに(定めている)以外, 他の種々の雑罪を犯した時に, 死(刑)を得る(場合の密告の褒美に銭)五十貫, 三種の長期(徒刑)・終身(徒刑)等に四十貫, 四~六年(の徒刑)に三十貫, 一~三年(の徒刑)に二十貫, 一年未満(の徒刑)・杖(刑)の罪に五貫を、犯人から取り立て、密告の褒美に与えん」とある。

(第十二項)

一項、勅命で禁じたものを売り抜けたうち、ただ一人で罪を犯し自らの罪を告白する、及び多くの人が罪を犯し、すべての事情を述べる等で罪を逃れることを許すことはない。規定に依り判決する。そのうち自らがお互いの密告をする時、告げた者の罪はすべて免れん。密告の褒美は、他人に属するものを売ったならば、すなわち他人を密告した(場合)の褒美を得るべき(場合)は、三分の一に分けて得ん、(三分の)二は朝廷に納めん。

(第十三項)

一項, 勅命で禁じたものを売り抜ける心が生じたがまだ出発していない, 及び出発して帰ってきたが悔いる等で, 管轄の官司や巡邏隊員等のところに告げたら, 一種の改心と数え, 罪はすべて免れん. 官司に告げず, 他人のところで告白して知らせたのに(密告を)留まらせた(場合)①は, 従犯者の規定に依り判決する.

【註】

①知らせたのに密告を留まらせた場合―露訳は二・三文字目を訳出していない.

第441条「異域に銭をわたす、及びこわす」

整理番号: Танг. 55, инв. № 161, 276.

写真版:『俄蔵』 8, p. 165.

露訳: vol. 2, p. 230. 中訳: p. 287, 11. 4-7.

一、諸々の人が異域へ銭を売り抜けたり、及び工人が銭を鋳造したり、銭をこわすことを許すことはない。もし法を踰えた時、一百(文)から五百(文)までは三ヶ月(の徒刑)、五百(文)から一貫までは六ヶ月(の徒刑)、二貫(まで)は一年(の徒刑)、三貫(まで)は二年(の徒刑)、四貫(まで)は三年(の徒刑)、五貫(まで)は四年(の徒刑)、六貫(まで)は五年(の徒刑)、七貫(まで)は六年(の徒刑)、八貫(まで)は八年(の徒刑)、九貫(まで)は十年(の徒刑)、十貫(まで)は十二年(の徒刑)、十貫以上は一律に絞とせん。従犯者は次に依り一ランク(刑を)下げん。

第442条「鉄銭①を畿内③に、銅銭②を南部④に持ち出す」

整理番号: Танг. 55, инв. № 161. 276-28a.

写真版:『俄蔵』 8, p. 165.

露訳: vol. 2, p. 230. 中訳: p. 287, ll. 8-9.

一,諸々の人が南部の黒い鉄銭⑤を畿内に送ること,及び畿内の銅銭を南部へ持ち込むこと等を許すことはない。もし法を踰えた時,多少(にかかわらず)一様に二年(の徒刑)。密告の褒美は、雑罪の密告の褒美についての明らかな規定に依り得ん。

- ①鉄銭/②銅銭―近年の考古学調査の進展により,西夏国では11世紀中葉から独自に鉄銭・銅銭を鋳造していたこと,宋銭が西夏時代の遺跡から大量に出土していることが明らかになっている.なかでも鉄銭は、オルドス地域で集中的に出土するという([杜 2002] pp. 228-238 参照).
- ③畿内一露訳は「すべての額面」、中訳は「京師」と訳している。この句は、仏典では「世界」の意で用いられるが([西田 1977] p. 86, № 013-061)、『類林』では「京城」、本法典の他の条文ではみやことその近隣地域を指す場合がある(『類林研究』p. 23; [陳 1991] p. 33 参照)、本条文では、みやこの中興府とその近隣地域を指すものと考え、「畿内」と訳した。
- ④南部―中訳は「南院」と訳す. 中訳が「院」と訳す二文字目は元来, 囲われている区域を指す(『夏漢』pp. 952-953, № 5258), 本法典では, 前述の第690条では, 「南部行宮司」

「南部監軍司」などの官司名が挙げられているほか、「北部」「東部」「西部」を冠した監軍司が記載されている。東西南北四つの「部」は、本法典で牧畜関連の条文に頻繁に出現することから、遊牧地帯を四地域に分けているように思われる。「重修護国寺感応塔碑」の西夏文面では、「南部監軍」という官称号を帯びた人物が感応塔の修理に関わったとする記述がある([西田 1964] p. 174 参照)、とすると、「南部」とは涼州一帯の遊牧地帯を指すか、

⑤黒い鉄銭─「鉄」を表す一文字目の後ろに「黒い」という意味の文字 乱ఓ(『夏漢』pp. 35-36, № 0176)が付く. 標題の「鉄銭」にはこの字は付けられていない. 西夏語の形容詞は一般に後ろから修飾するため, 一・二文字目で「黒い鉄」となる. しかし, 西夏語訳『孫子兵法』では,「軽兵」「軽車」の「軽」を 乱犯 で訳しており([林 1994]23B-3a-9, 24B-3b-10, n. 263),「黒い」という意味だけを有しているわけではないらしい. 本法典巻 17「財を分ける倉庫門」・第 1256条「穀物・種々の財を捨て除くことについて」では、水で磨く工程で鍛える鉄製品として,「刀剣」「両刃の刀」などと並んで、 歳 乱犯 があがっている. したがって、特定の工程で精製された鉄を材料とする銭を指すのであろう.

第443条「銭をわたしたことに気づく」

整理番号: Танг. 55, инв. № 161, 28а.

写真版:『俄蔵』 8, p. 165.

露訳: vol. 2, pp. 230-231. 中訳: p. 287, ll. 10-12.

一,諸々の人が水上で銭を運び①, 異域へ売買する等の時, 船の主人・巡検・要所を守る者等の罪は, 勅命で禁じた畜・財を売買した罪の程度の明らかな規定に依り判決する. それ以外の他の人が気づいて賄賂を得ていたならば, すなわち盗んだ財の分配(の罪), 及び賄賂がなくとも密告しなかった等の一々の罪の程度の明らかな(規定)②と同じくせん.

【註】

①水上で銭を運ぶ―ここでいう「水」とは主に黄河等の河川を指すであろう。本法典巻 17「倉庫の役人を派遣する門」・第 1231 条「倉庫の役人の派遣について」では、大都督府(霊州)など 24 箇所の渡し場に徴税官を置くと定めている。本法典が制定された当時、会州以西および天徳軍以東は、黄河が西夏と金の国境となっていた。また元朝期には中興府からオルドス北東部の東勝までの間に「水駅」が置かれていた(『元史』巻 6・世祖本紀 3・至元四年七月丙戌の条参照)。西夏時代に「水駅」が置かれたとする記述は見当たらないが、黄河は水上輸送路として古くから利用されていたはずである([王 2002]pp. 198-202 参照)。

②賄賂を得ていたならば、すなわち盗んだ財の分配の罪、及び賄賂がなくとも密告しなかった等の一々の罪の程度の明らかな規定―「賄賂を得ていたならば、すなわち盗んだ財の分配」の罪とは、本法典巻 3 「盗んだ畜・財を分け持つ門」・第 127 条 「盗みを知って財を分配する」にある「一、盗みを話し合って畜・財を盗んだ以外、他人の盗みの話を知り、財を分けて持った(者の)中にいたり、及び(手に入れた盗まれた財を)買ったり、借金の抵当に取ったり、質入れさせた時、(事件が) 窃盗か強盗かどちらかの、従犯の一々の罪の程度(についての)明らかな(規定)よりも一ランク(刑を)下げん」を指す、「賄賂がなくとも密告しなかった」罪とは、第 132 条の規定(前掲第 440 条第十項の註①参照)を指すか、

以上,「勅命で禁ずる門」の禁輸品関連規定を見てきた. 第 440 条は第一項から第三項で禁輸指定品目を挙げ、密輸を行なった者に対する処罰規定をあわせて定めている. 人の密輸が最も重く,ついで牛・馬・ラクダ・甲冑,つづいて武器,そして畜類・畜産品・穀物・銭の「雑畜類」の順に罪が軽くなる. 牛・馬・ラクダの密輸の罪が武器より重く設定されているのは、遊牧地帯を抱える西夏において、家畜が重要な財産とみなされていたことに因るのであろう. 指定品目には日本や唐・宋の禁輸品(いわゆる禁物・禁兵器)と共通するものもある(注22). 続く第四項は、密輸が未遂に終わった場合の処罰、第五項は外国の商人・使者との密輸、第六項では大食・西州国の使者・商人への荷駄用の畜類・武器・穀物の支給法を定めている. 特に大食・西州国という西方からの使者・商人を「客人」と表現し、武器の支給まで認めていたことは注目される. 第五・六項の規定は、西方からの使者・商人に対する優遇策といえよう. 時代は下るが、元朝では、オルトク商人(斡脱)に武器の携行を認めている(注23). オルトク商人はウイグル・回回商人であるから、元朝期の制度の淵源が西夏に遡れる可能性を示している. 第七項以降は、密輸に役人が関与していた場合の処罰(第七項)、国境付近での密輸の取り締まり(第八項)、裁判の不正(第九項)、密告・自首の奨励(第十~十三項)を定めている.

第441条以降は,銭の密輸に関する規定である.ただし,実際に銭が密輸された場合,第441条を適用するのか,あるいは第440条第三項のいずれを適用するのか矛盾が残る.第442条は貿易とは直接関係はないが、銭の流通に国内でも制限を設けていることがわかる.

ところで、第440条で輸出を禁じられた品目は、実際に全く国外へ輸出されなかったわけでは

注 22 — 日本や唐の禁輸品については,[瀧川 1962] の論考がある。宋の禁輸品は『慶元条法事類』巻 28/29・権禁門 1/2 に規定がある。また遼では, 銭・金・鉄・羊・馬等が禁輸品とされていた([田村(秋貞) 1935]pp. 188-189; [島田 1954]pp. 165-168 参照)。

注 23 ----- 元・王惲撰『秋澗先生大全文集』巻 84・鳥臺筆補 2「論品官懸帯弓箭事状」(訳註:『鳥臺』pp. 84-85)参照、

ない、西夏が馬やラクダを金朝に輸出していたことはすでに前章でも述べた、本法典でも、巻19 「畜類の利益の限度門」・第1357条「他国に与えるべき畜類を放牧する者を任命する」に 「一、年々他国に与えるべく準備するラクダ・馬を放牧する者は、まず北部に属して放牧するう ちの八十戸. 及び東部に属して放牧するうちの二十戸等を. はじめに別に明らかな一つ(の規 定)に依り、他国に与えるべく準備するラクダ・馬を放牧する者に成さん、(後略) とあるように、 外国へ売るのを前提とした条文も存在する。このような相矛盾するような規定の存在は、輸出の 全面禁止を意味するのではなく、政府の許可なく輸出することを禁じたものとして理解すべきであ ろう、クチャーノフは軍事的に脅威となるものと、政府が独占的に貿易の利益を挙げたいものを禁 輸品に指定したとし(注24). 張玉海もラクダ・牛・馬等の禁輸には、 宋・遼・金とのいわゆる茶馬 貿易を国家権力が独占的に支配しようとするねらいがあったとする(注25)、しかしながら、中継貿易 品としての価値が高かったはずの中国産の組織物や茶。西域産の玉や香薬類は禁輸品に含ま れていない。また牛・ラクダ・馬は輸出品としても重要ではあるが、牛であれば耕作の際の労働 力、ラクダは駄畜として、あるいは馬のように軍用としても重要なものであり、国外への無秩序な流 出は遊牧民・オアシス農耕民を抱える西夏にとって、必ずしも有益ではないはずである、したがっ て一連の規定は国家権力による貿易品の専売よりも、むしろ国内の経済・軍事面で大きな支障を もたらすような極端な国外流出を防ぐことに主たるねらいがあったのではなかろうか。

おわりに

本稿では、12世紀中葉に制定されたと考えられる西夏の法典『天盛旧改新定禁令』のなかから、貿易に関わる規定をまとめている巻 18「他国との売買門」と、巻 7「勅命で禁ずる門」のうちの禁輸品規定の諸条文に、筆者のロシアにおける実見調査に基づき、日本語訳と註釈を施した。

近年多くの研究者が本法典を史料として用いている諸研究のほとんどは、これまでに発表された翻訳、特に写真版を基にしている中訳に全面的に依拠したものであり、原典に立ち返って翻訳を検証する作業はおろそかにされてきた。しかし、筆者が実見調査を行なった結果、写真では判読できなかった文字がはっきりと読み取れたり、写真の不鮮明なるが故に中訳が誤読を犯している箇所がいくつか確認された。くずし字で書かれることが多く、紙の質や大きさ、モノクロ写真で

注 24 — 露訳 vol. 1, p. 290 参照.

注 25 ——[張 2000]pp. 91, 92-94 参照.

は映らない朱印の有無等が重要な情報となる文書をはじめとする写本の場合,実見調査は必須の作業である。これに対し、楷書に近い書体で印刷された本法典のような刊本の解読には、写真版を見るだけで充分であろうと筆者は調査以前には考えていたが、その予想は覆された。本法典を実見したところ、長い年月を経過して紙自体の損傷が著しいこともさることながら、印刷されている紙は厚手で、質は悪く、印字にムラがみとめられた。また本稿では紹介できなかった本法典の他の巻では、同一の版木で刷られた刊本が、最大で三冊存在することを確認した。つまり、写真版で掲載されている刊本では欠損していて読むことができない部分があっても、写真版のまだ公開されていない別の刊本で補うことができる場合がある、ということになる。写真版のみに依拠した本法典の翻訳・研究は、少なからぬ危険を伴っているのである。

さて、条文の内容を検討すると、貿易を実際に行なうにあたっての諸手続、禁止事項などが様々なケースを想定して定められていることがうかがえる。しかし「他国との売買門」の諸規定はあくまで、官貿易を行なうにあたって、実際に外国へ派遣される商人や使節団、および管轄機関が守るべき事項あるいは禁止すべき事項を集めたものであり、貿易活動全般を対象とするものとは言えない。また、使節団や商人が朝廷の商品を取り引きするだけでなく、私的な商取引を行なうことを条件付きで容認している。西夏の朝貢使節が、朝貢品を献上し、回賜品を受け取って帰るだけではなく、北宋や金朝の領内ないしは宿舎での商取引を公認されていたことは、北宋・金朝側の漢籍史料に基づいてこれまでも先学によって指摘されてきた。本法典の条文は西夏側の文献からそれを裏付ける有力な史料といえよう。

また、第440条第五・六項では、大食・西州国といった西夏の西方に位置する国々からやってくる使者や商人を、食糧や武器の支給などの面で優遇すべきものとしている。大食・西州国の商人といえば、中央ユーラシアに遠隔地貿易のネットワークを形成し、のちにオルトク商人としてモンゴル・元朝宮廷とも結びつく、いわゆるウイグル・回回商人の存在が想起されよう(注26).シルクロードの幹線ルートである河西回廊に西夏が進出したのは11世紀のことである。そのころには既に、ウイグル商人による遠隔地交易が河西回廊を舞台として活発に行なわれていた。彼らの活躍の舞台を支配下におさめた西夏がシルクロード貿易の利益を享受するには、彼らのネットワークを破壊・奪取するのではなく、活用せねばならなかったはずである。本法典を制定した西夏政府が彼らを特別視しているのは、ウイグル・ムスリム商人によるシルクロード貿易ネットワークを維持せんとする意図があったからなのではなかろうか。

注 26 ---- オルトク商人については [森安 1997a] [森安 1997b] 参照.

最後に、原典の実見調査で多大なる便宜を図ってくださったロシア科学アカデミー東方学研究所サンクト=ペテルブルク支部の方々、ならびに東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所助手の荒川慎太郎氏に厚く御礼を申し上げる

略号・文献目録

略号 (五十音順)

『烏臺』=浅見洋二・沖田道成・加藤聡・佐藤貴保・高橋文治・中村健太郎・向正樹・山本明志 2002「『烏憙筆補』 訳註稿 |

『夏漢』 = 李範文 1997

『俄蔵』=史金波·魏同賢·E.M. 克恰諾夫主編 1996-

中訳=史金波・聶鴻音・白濱訳注 2000

『文海研究』=史金波・白濱・黄振華 1983

『類林研究』=史金波・黄振華・聶鴻音 1993

露訳= Кычанов1987-89

文献目録(著者名 ABC 順)

荒川慎太郎

- 1997 「西夏語通韻字典」『言語学研究』16, pp. 1-151.
- 1999 「夏蔵対音資料からみた西夏語の声調」『言語学研究』17/18, pp. 27-44.
- 浅見洋二・沖田道成・加藤聡・佐藤貴保・高橋文治・中村健太郎・向正樹・山本明志
 - 2002 「『鳥臺筆補』 訳註稿 | 『中国研究集刊』 30, pp. 63-92.

陳炳応

- 1991 「西夏的絲路貿易与銭幣法」『中国銭幣』1991-3, pp. 27-35.
- 1995 『貞観玉鏡将研究』 銀川、 寧夏人民出版社、

竺沙雅章

2003 「黒水城出土の遼刊本について」 『汲古』 43, pp. 20-27.

杜建録

2002 『西夏経済史』北京, 中国社会科学出版社,

藤枝晃

1950 「李継遷の興起と東西交通」『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』東洋史研究会, pp. 825-843.

石濱純太郎

1933 「西夏国名考補正」『龍谷大学論叢』 305, pp. 101-112.

Кычанов.Е.И. (Kyčanov, 克恰諾夫)

- 1971 "A Tangut Document of 1224 from Khara-Khoto." Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae, 24-2, pp. 189-201.
- 1987 -89 Измененный и заново утвержденный кодекс девиза царствования небесное процветание(1149-1169). 4том. Москва.
- 1988 『西夏法典--《天盛年改旧定律令(1-7章)》』銀川, 寧夏人民出版社.

李範文

- 1994 『宋代西北方音』北京, 中国社会科学出版社,
- 1997 『夏漢字典』北京, 中国社会科学出版社,

李華瑞

1998 『宋夏関係史』 石家荘, 河北人民出版社,

林英津

1994 『夏訳《孫子兵法》研究』上・下, 台北, 中央研究院歴史語言研究所.

前田正名

1959 「西夏時代における河西を避ける交通路」 『史林』 42-1, pp. 79-103.

森安孝夫

- 1997a 「オルトク(斡脱)とウイグル商人」『近世・近代中国および周辺地域における諸民族の移動と地域開発』(平成7・8年度科学研究費補助金―基礎研究(B2) ―研究成果報告書) 大阪大学, pp. 1-48.
- 1997b 「《シルクロード》のウイグル商人」『岩波講座世界歴史』11, pp. 93-119.

閔丙勲

1996 「西夏·金의交聘関係에対하여」『中央아시아研究』 1. pp. 9-35.

長澤和俊

1963 「西夏の河西進出と東西交通」『東方学』 26, pp. 56-77. (長澤和俊 1979 『シルク・ロード史研究』 国書刊行会, pp. 349-378 再録)

聶鴻音

- 2000 「関於黒水城的両件西夏文書」『中華文史論叢』 63, pp. 133-146.
- 2002 『西夏文徳行集研究』 蘭州. 甘粛文化出版社.

西田龍雄

- 1964 『西夏語の研究―西夏語の再構成と西夏文字の解読』上、座右宝刊行会、
- 1977 『西夏文華厳経』 3. 京都大学文学部.
- 1989 「西夏語」『言語学大辞典』 2. 三省堂, pp. 408-429.

岡崎精郎

1972 「タングート・ウィグル交渉史の研究」 岡崎精郎 『タングート古代史研究』 東洋史研究会, pp. 255-289.

銭博泉

1993 「西夏対絲綢之路的経営及其強盛」『西北民族研究』1993-2, pp. 40-51.

Samosyuk,K.

1998 "The Planet Cult in the Tangut State of Xi Xia-The Khara Khoto Collection, State Hermitage Museum, St. Petersburg-." Silk Road Art and Archaeology 5,pp. 353-376.

史金波・白濱・黄振華

1983 『文海研究』北京, 中国社会科学出版社.

史金波・黄振華・聶鴻音

1993 『類林研究』銀川, 寧夏人民出版社.

史金波・聶鴻音・白濱訳

1994 『中国珍稀法律典籍集成 甲編第五冊 西夏天盛律令』北京, 科学出版社.

史金波・聶鴻音・白濱訳注

2000 『天盛改旧新定律令』北京, 法律出版社.

史金波·魏同賢·E.И. 克恰諾夫主編

1996- 『俄蔵黑水城文献』1-, 上海, 上海古籍出版社.

島田正郎

- 1954 『遼制之研究』三和書房.
- 1997a 「西夏法典初探―その一, 正刑と附加刑 他―」『法律論叢 (明治大学)』 69-3/4/5, pp. 263-298.
- 1997b 「西夏法典初探―その二.十悪―」『法律論叢 (明治大学)』70-2/3, pp. 175-234.

- 1998a 「西夏法典初探―その三, 偸盗―」『法律論叢 (明治大学)』70-5/6, pp. 119-188.
- 1998b 「西夏法典初探―その四, 犯姦と遠律の婚―」『法律論叢 (明治大学)』71-1, pp. 47-104.
- 1999a 「西夏法典初探―その五, 私蓄―」『法律論叢 (明治大学)』71-6, pp. 131-173.
- 1999b 「西夏法典初探―闘殴・誤傷殺―」『古代文化』 51-2, pp. 3-17.
- 1999c 「西夏法典初探―その七, 告・捕―」『法律論叢 (明治大学)』72-2/3, pp. 179-248.
- 2000a 「西夏法典初探―その八, 断・獄―」『法律論叢 (明治大学)』72-6, pp.167 -238.
- 2000b 「西夏法典初探―その九, 官牧―」『法律論叢 (明治大学)』73-1, pp. 87-145.
- 2001a 「西夏法典初探―その十,土地法·水利法―」『法律論叢 (明治大学)』73-6, pp. 81-157.
- 2001b 「西夏法典初探―その十一·完, 典当·罪則不同―」『法律論叢 (明治大学)』 74-1, pp. 79-146.
- 2003 『西夏法典初探』創文社.

瀧川政次郎

1962 「律令禁物考」『国学院大学政経論叢』11-1, pp. 1-47; 11-2, pp. 1-56.

田村 (秋貞) 実造

1935 「澶淵の盟約と其の史的意義 (下)」 『史林』 20-4, pp. 175-205.

王天順

- 1998 『西夏天盛律令研究』 蘭州, 甘粛文化出版社,
- 2002 『西夏地理研究』 蘭州, 甘粛文化出版社,

謝継勝

2001 『西夏蔵伝絵画』石家荘、河北教育出版社.

張玉海

2000 「従天盛律令看西夏榷禁制度」『寧夏社会科学』 2001-1, pp. 90-95.

周宝珠

2000 「北宋西夏間貢賜交往中的開封与興慶 (銀川)」 『史学月刊』 2000-1, pp. 37-44.

『天盛旧改新定禁令』録文

- ① 本稿で扱った『天盛旧改新定禁令』巻 18「他国との売買門」,及び巻 7 「勅命で禁ずる門」第 440 条~第 443 条の,筆者がロシア科学アカデミー 東方学研究所サンクト=ペテルブルク支部での実見調査に基づいて作成した 録文を,本稿での紹介順に次ページ以降に掲載する.
- ② 各行の字数は、原典に則している. ただし、空格表現のある箇所には一字分の空白を設けた.
- ③ 各条文の標題の録文は、条文番号の右横に並べた.
- ④ 録文の下線と丸数字,及びアルファベット記号は,本文訳註内の註番号・アルファベット記号と対応している.
- ⑤ 欠損のため判読ができない字は□で示し、文脈等で推定が可能な字は、推定される文字を□内に記した.
- ⑥ 西夏文字の字形は,原則として『夏漢』の字形に従っている。文中の誤字と 思われる文字は,正字に改めた。

第1318条 败肠 叛 慈 薙 麓 薆 ல

				競機机
報 麗 爾 体	鱼 琴 多 多 <u>多</u>	打截惧:	媛□姫[
継打雜事	_	_		
遊辨并愈	《 裁 繊 猟	夏夏夏夏 1支 1000 1000 1000 1000 1000 1000 10	<u> </u>	<u>到 鈍 袋</u>
<u>後養</u>				

第1319条 缆旋电缆辊辊

改 整 酸 纖 級 配 沒 到

第1320条 缆 投 瓶 親 绿 親 疏 轍 蔽

预损烦料後咳斑胨 缓髓浆绿<u>铌髓羧</u>酶 **羧糯嬔腾脊羧羧靛糯糯番霜添腿菔较** 多原强额缀赖放恨橡积积微凝缓 鞭狗 怄危能能慨牧 梭ጡ 靚精 翻鏡 麗美 о 粉 報 附 銀 類 級 報 報 報 務 稅 報 報 競 競 **憋症疹 被粉 躯 缓 骶 鏡 飄 膔 蔽 綾 躺 攤 艱**] 郑尾悅跳舞 框 级 藏 授 瓶 绿 尾 裕

第1323条 级绿耦散批牧

第1325条 很麗蘿莉 建新 服雞

放鹿雜鄉 後顆機雄藏遊後近親藉新

第440条 藏鼨龍後飛遼

跳 蒲 配

(第一項)

(第二項)

(第三項)

(第四項)

救務發絕糊<u>嚴難類發過</u>報鄉語教 **菱** 講 義 教 務 报 旅 稅 稅 嚴 番 疼酸 报納 贬 綾 訓 鏡 뵁 艰 截 i 莨 屐 藤 螽 桶 艰 i 骸 被 级 狂 矜 洲 形 肃 i 茂 粉 酶 屐 藤 賴 璇 報語牧序檢集機<u>辦級毅務務剝</u> **羧疹慌簸粕鴌蘘誀髲**羇翪黼猴愿 荻 物 愜 誀 雕 並 栴 枚 桃 枝 靴 科 君 姦 |艾糁糯鸶酸訊嵌皴成腹酸瓶糠粉

建铁弹羚

(第六項)

(第七項)

菱化栽羰级级级湖流化之灰蓝瓶 就 疑誤我 厭 酸氯 酸新糖 振 艱 滌 掰瑟飛膊 恍默 菔 胶 掰 <u>發 房</u> 旅 恍 形 煮 析 糍 載 卷 綾 র 組 较 統 稱 爲 房 链瓶券艰脆牧狂剺楀狠扁绺狠鏃 物無該遊發將稱舞房發頻將捕頻 ស 봶 转 级 骈 继 飨 殡 弭 矜 荾 쥻 特 级 庭 展 嚴 鋒 房 故 須 孫

(第八項)

搬 对 報 新 發 我 報 就 靠 能 备 後 秘 莚旃莈輛愛锹丽藕附簸 燙湃猴 被 酸 鼢 癞 粉 琡 钕 弭 糁 艱 蕤 채 郯 頒 粉跟機酸型擺熱膀硫炮粉狠酸较 毵蹗 缎 ภ 斧

(第九項)

粉 艰 瓶 就 嚴 銜 N 戏 般 然 然 然 然 赘 颜 整 较 颜 感 敬 愁 愁 愁 然 就 数 统 就 粉 就 颜 统 就 粉

(第十項)

(第十一項)

華 荒絕耕 矩 敝 紙 霜 髯 間 稍 羧 酵 教 缓 跳 髮 棒

(第十二項)

(第十三項)

第441条 报蔗税酿税借格

级洲形松耕洲形跳慨跳并税

第443条 舰 愿 航

Interface Humanities Group 3 シルクロードと世界史

全国高等学校世界史教員研修会

Report of the First Seminar for High School Teachers of World History on the Subject of "World History Reconsidered through the Silk Road".

森安孝夫/山内晋次

Takao MORIYASU / Shinji YAMAUCHI

内容一覧

はじめに

- I. 開催の趣旨
- Ⅱ. 日程および参加教員
 - 1. 研修会の日程
 - 2. 参加教員一覧
- Ⅲ. 講義・質疑応答および全体討論の概要
 - 1. 講義・質疑応答の概要
 - 2. 全体討論の概要
- Ⅳ. アンケートの集計結果
- V. レポートの集計結果
 - 1. 高校世界史教育・教科書の問題点
 - (1) 教育体制の問題点
 - (2) 教科書内容・教育内容の問題点
 - (3) 教師・生徒側の意識・姿勢の問題点
 - (4) 世界史教育改善のための提言
 - 2. 本研修会の成果・問題点
 - (1) 研修会の成果
 - (2) 研修会の問題点
 - 3. 今後の研修会にむけての課題
 - (1) 研修会の内容に関する課題
 - (2) 研修会の運営方法に関する課題
- (3) 大学研究者と高校教員との対話の場の継続的確保 おわりに

はじめに

われわれ「シルクロードと世界史」班は、本 COE プログラムにおける主要な研究目標として、

- ・陸と海のシルクロード関係史料の収集・公開・分析と、多言語史料・映像資料を統合した 新しい「世界史」研究法の構築
- ・上記の研究を中核とした最新の歴史学による, 高校世界史教育を刷新する方法の開発・ 実践

の2つを掲げている。そして、後者の研究目標にもとづいて、大学の研究現場と高校の教育現場の連携・対話の場という、まさに「インターフェイス」の場を創出すべく、初年度の2002年冬より全国の高等学校世界史教員を対象とする研修会を企画し、2年度目にあたる2003年夏、それを実行に移した。

以下に、その研修会の内容とそこから得られた成果、および今後の研究プロジェクトの課題と してみえてきた問題点などを報告する。

I. 開催の趣旨

文部科学省が推進する 21 世紀 COE プロジェクトとして採択された,大阪大学大学院文学研究科・文学部を主体とする「インターフェイスの人文学」において,われわれは「シルクロードと世界史」班としてその一翼を担っている。そして,その活動の一環として,2003 年 8 月,全国高等学校世界史教員研修会を開催した。

現在,わが国の経済・外交が大きな岐路に立っていることはマスコミを通じて周知のとおりである.しかし,昨今のさまざまな出来事をみていると,政治・経済・外交面で日本を率いるリーダーたち,ならびにアジア・アフリカ・オセアニア諸国など海外の現場で活躍する外交官や ODA 経済援助のスタッフたちに,あまりにも欧米中心的な見方が浸透しているために生じた摩擦や不都合が目につく. 某衆議院議員と外務省との疑惑に典型的に現れたようなアジア・アフリカ外交の脆弱さは,氷山の一角にしかすぎない. その責任の一端が,明治以来の日本を支えてきた西欧近代主義と,それに依拠する現在の高校世界史教科書にあることは否めない. 現在の世界史教科書は,西洋史と東洋史の寄せ集めで,しかも東洋史は中国中心であり,「シルクロード」という名称によって代表される東洋と西洋の間の世界(草原・オアシス世界と海洋世界)を脱落させ

てきた、また、歴史はともすれば暗記科目として扱われ、その背景にある歴史の流れについて思考することを求めてこなかった。高級官僚・外交官のようなエリートのみならず、海外経済援助や NGO の場、あるいは商社などで働く者にとって、現地の歴史と世界史全体の大きな流れとを把握しておくことは必須の要件であるにもかかわらず、現状では理科系はもとより、文科系でも法学部・経済学部・外国語学部や国際系学部の出身者の大多数の世界史認識は、受験世界史のレベルで終わっているといっても過言ではない。そのために上記のような不都合が生じ、場合によっては国益さえ損なっている。このような状況がおそらく今後も続いていくであろうことを考えるとき、おおもとの高校世界史教育を見直すことこそが肝要であるといえよう。

具体的に、本年度の大阪大学文学部の入試問題とその答案を例にとって説明しよう。問題は、インドシナ半島において、19世紀初頭に成立していた3つの王朝名と、現在の5カ国名、そして両者の関係を答えさせるものであり、植民地のことは一言も聞いていない。出題の意図からすれば、主語は当然、ベトナム・タイ・ミャンマー(ビルマ)・カンボジア・ラオスの5カ国、および阮朝・バンコク(チャクリ)朝・コンバウン朝の3つでなくてはならない。しかるに受験生の答案には、出題者の意図に対応するものが半分ほどはあった反面、フランスとイギリスを主語にする答案が3~4割はあった。そして、その答え方は判で押したようにほぼ同じで、フランスはピニョーを送り込んで阮福映を助けて国造りをさせた(これは事実に反し、西欧側の拡大解釈)ことによって、その後ベトナム・カンボジアを保護国化し、イギリスはビルマを植民地化してインド帝国に組み込み、中間のタイだけが英仏の緩衝地帯となったおかげで独立を維持できた、というものである。これは現在の高校教育の実態(もちろん責任の大部分は西欧からの目で記述している教科書にあり)を反映しているものと思われる。

「近代歴史学」の主流をなしてきた近代主義と西欧 (ときに欧米) 中心主義,東アジアにおける中華主義など「勝者」や「中央」の歴史の陰では、かつて華々しい活躍をみせた遊牧騎馬民族が野蛮人ないし非文化人の代名詞にさえなり、海洋民や商人は歴史の脇役として軽視されるような、多くの不公平がまかり通ってきた。しかし、「勝者」や「中央」の歴史を支えてきたところの「個」、たとえば国民国家から出発する単線的発展の歴史はすでに過去のものである。最新の歴史学は、多くの文化や力が「インターフェイス(境界・接点)」の場(歴史空間)において交錯し生成・発展・消滅を繰り返す歴史、ネットワーク・情報などの歴史に注目し、たとえば「近代」や「国民国家」がいかにして「結果的に」成立したかを問い直している。そこでは遊牧民や海洋民、そして商人たちが歴史の主役となる。

もちろん,つい最近の高校世界史教科書には新しい学問動向を反映したものが登場しており、 従来大きなシェアを占めていた教科書でも内容に補訂が加えられつつある。また、高校世界史教 員の中にも新しい学問動向を積極的に取り入れている人達がいることも承知している。しかしなが ら、まだそのような流れは細いものである。この流れを太くし、確かな史実にもとづいた公平な世 界史認識を高校世界史教育界全体の潮流としていくための小さな一歩として、われわれはこのプロジェクトを企画した。

われわれがめざす世界史再構築の立場は、西欧中心でも中華主義でもない。また、その反対に、アジア中心主義でも民族主義でも偏狭な愛国主義でもなく、もちろん唯物史観や自虐史観でもない。歴史の見方は常に多様であり、どれか一方に偏ることは許されない。われわれが目指すそれは、あえて言えば、堅実な fact-finding を中心とする実証主義である。善悪の判断や価値観は立場が違えば簡単に逆転するものである。しかし「歴史は物語」であって十人十色の解釈が可能であるとする modest な学問的良識を逆手に取って、歴史記述は小説家や漫画家が勝手に創造(想像)してよいお話だとする風潮には釘を刺しておく。われわれはあくまで史料にもとづく事実の把握に基礎を置き、一部ではなく全体を捉えるべく、多様な見方の間を往復しながら、歴史認識を深めていくという姿勢を堅持していきたい。

われわれは、研究者と教育現場を結ぶ者の層の薄さが、日本の歴史教育の最大の弱点と考えている。高校の世界史教員は、一部には研究の最前線にたっている人達もいるが、多くは学問のプロと一般知識人との間に立つ重要な役割を担った高度職業人と認識している。実証的に研究している若手の専門研究者より、個別に発見された事実を大きな世界史に結び付ける視点が芽生える可能性は、高校教員の方がむしろ大きいとさえ考えている。今やドイツ文学者でさえ世界史の中の日本史が書ける時代であり、アメリカのアフガニスタン・イラク攻撃の歴史的評価は、将来の検定によるのではなく、もっと自由であっていいはずである。そのためには、高校教員の奮起がいっそう望まれるところであると考える。

以上のような趣旨のもと、われわれ「シルクロードと世界史」班は、高校世界史教育の現状を少しでも変える力となるべく、大学での歴史研究と高校での教育現場のまさに「インターフェイス」の場として、今回の研修会を企画・開催した。日本で初めての試みとしては大成功であったと言えるであろう。

Ⅱ. 日程および参加教員

本研修会は、2003年8月5日(火)から7日(木)にかけて、大阪大学附属図書館本館の図書館ホールを会場とし、北は岩手県から南は福岡県までの高校世界史教員72名の参加を得て開催された。その具体的なプログラムと参加教員は、下記のとおりである。

1. 研修会の日程

〈8月5日(火)〉

12:20-12:30 森安孝夫 (大阪大学大学院文学研究科教授)

挨拶, 事務的報告

12:30-13:10 桃木至朗(大阪大学大学院文学研究科教授)

講義:現代世界とあたらしい歴史学・歴史教育

(休憩)

13:20-14:55 森安孝夫

講義:世界史上における中央ユーラシアの意義

-早すぎた征服王朝としての安史の乱-

(休憩)

15:10-16:45 川北 稔 (大阪大学大学院文学研究科教授)

講義:ヨーロッパとアジア

-近代世界史のパースペクティヴー

16:45-16:50 自由質問表の配布・記入(翌日回答)

(8月6日(水))

9:10-10:00 質問への回答。フリートーキング

(休憩)

10:10-11:50 桃木至朗

講義:東南アジア史の枠組みを教える方法

(昼食休憩)

13:10-14:50 山内晋次(大阪大学大学院文学研究科 COE 特任教員)

講義: 遺唐使途絶後の日本とアジア

- 9~13世紀のヒト・モノの交流-

(休憩)

15:05-16:45 杉山清彦(日本学術振興会特別研究員)

講義:清帝国と海域アジア・内陸アジア

- 世界中上の 16~ 18 世紀-

16:45-16:50 自由質問表の配布・記入 (翌日回答)

18:00-20:00 懇親会

〈8月7日(木)〉

9:10-10:00 質問への回答 フリートーキング

(休憩)

10:10-11:50 荒川正晴(大阪大学大学院文学研究科教授)

講義:シルクロード上のソグド人

(昼食休憩)

13:00-14:40 白須浄眞(比治山大学非常勤講師)

講義:新しい世界史教育の創造をめざして

(休憩)

14:50-16:20 全体討論

2. 参加教員一覧

山本 賢 (岩手・岩谷堂高等学校)

宮武志郎 (東京・普連土学園高等学校)

小林 岳 (東京・早稲田大学高等学院)

日下部公昭 (東京・筑波大学附属高等学校)

大石基樹 (埼玉・狭山経済高等学校)

小林共明 (埼玉・上尾橘高等学校)

石橋 功 (神奈川·県立外語短期大学附属

高等学校)

松木謙一 (神奈川・柏陽高等学校)

岡田 健 (神奈川・新栄高等学校)

早川英昭 (神奈川・大船高等学校)

澤野 理 (神奈川·新城高等学校)

佐藤雅信 (神奈川・寒川高等学校)

堀部宏人 (神奈川・大清水高等学校)

古川寛紀 (神奈川・上郷高等学校)

大久保敏朗 (神奈川·厚木高等学校)

小川幸司 (長野・松本深志高等学校)

寺田公一 (長野・長野高等学校)

磯谷正行 (愛知・愛知県総合教育センター)

久住弘行 (愛知・岡崎高等学校)

神谷康夫 (愛知・刈谷高等学校)

稲沢 透 (富山・富山中部高等学校)

石尾和彦 (石川·金沢大学附属高等学校)

山田美由紀 (福井・内浦中学校)

谷口康治 (福井・藤島高等学校)

光明祐寛 (滋賀·虎姫高等学校)

後藤誠司 (京都・紫野高等学校)

堀江嘉明 (京都·加悦谷高等学校)

藤田雅之 (京都・鳥羽高等学校)

高田法彦 (京都·京都教育大学附属高等学校)

毛戸祐司 (京都·八幡高等学校)

印牧定彦 (京都・堀川高等学校)

松田 宏 (京都·網野高等学校)

川口敬二 (京都・農芸高等学校)

加藤貴也 (京都・莵道高等学校)

山内敏輝 (京都·塔南高等学校)

若松宏英 (大阪・登美丘高等学校)

山本清之 (大阪・此花総合高等学校)

田中愛子 (大阪・此花総合高等学校)

佐々木利昌 (大阪·大阪教育大学附属高等

学校池田校舎)

笹川裕史 (大阪・大阪教育大学附属高等学

校天王寺校舎)

西岡浩美 (大阪・八尾高等学校)

小代肇子 (大阪·八尾高等学校)

佐藤光友 (大阪・明星高等学校)

木ノ本 豊 (大阪・明星高等学校)

小川 総 (大阪·大阪教育大学附属高等学

校平野校舎)

浅田泰央 (大阪・清水谷高等学校)

大畑正弘 (大阪・高津高等学校)

北村素子 (大阪・清水谷高等学校)

金田修治 (大阪・東淀川高等学校)

岸 大資 (大阪・摂陵中・高等学校)

今西保雄 (大阪·牧野高等学校)

遠藤和男 (大阪・西野田工業高等学校)

藤原健剛 (兵庫・加古川南高等学校)

吉田ゆみ (兵庫・神戸海星女子学院)

八尋孝一 (兵庫・関西学院高等部)

山内英正 (兵庫・甲陽学院高等学校)

大畑睦子 (兵庫・川西緑台高等学校)

置村公男 (兵庫・六甲高等学校)

太田義人 (奈良・東大寺学園中高部)

藤本教子 (奈良・桜井高等学校)

瀬戸博司 (和歌山・近畿大学附属和歌山高

等学校)

水田 堅 (岡山・岡山白陵高等学校)

宮本竜彦 (岡山・岡山朝日高等学校)

田子昌紀 (広島・広島城北高等学校)

曽根 猛 (広島・福山誠之館高等学校)

橋本 修 (広島・安西高等学校)

森 才三 (広島・広島大学附属福山中高等

学校)

山腰敏寬 (徳島·名西高等学校)

桐本則幸 (愛媛・愛光学園高等学校)

河村耕一 (愛媛・今治西高等学校)

小山 潤 (福岡·西福岡高等学校)

末永 寬 (福岡·久留米大学附設高等学校)

Ⅲ. 講義・質疑応答および全体討論の概要

3日間の研修会においては、まず、講師7人による各自の専門分野を中心とする講義とそれに対する質疑応答が行われた。そして全講義の終了後、講義内容以外のさまざまな問題も含めた総合討論が行われた。その概要は、以下のとおりである。

1. 講義・質疑応答の概要

〈8月5日〉

◇桃木至朗 「現代世界とあたらしい歴史学・歴史教育 |

「講義概要」

全体の導入に当たるこの講義では、現代世界の動向を(1)「近代」の相対化と多様化、(2) 民族・国家(国民国家)というまとまりの相対化、(3) グローバル化と「地域」の浮沈、の 3 点 に分けて簡単にまとめた上で、この動向に対して近年の歴史学がなにを考え、なにを研究してい るかを説明し、最後にその内容のなにをどの程度高校歴史教育に反映させるべきかについての 主催者側の狙いを、中国を中心とする冊封体制の例をあげながら説明した。

近年の歴史学の紹介は、学問の多様化を反映していろいろなまとめ方がありうるが、この講義では、既存の諸学問の境界が揺れ動き、相互乗り入れが進んでいる状況、オーラルヒストリーやフィールドワークの普及により、歴史学が書斎の学問とは限らなくなっている状況(歴史学者が応用人文学者として国際交流の現場で活躍しうる状況)などの一般的傾向にふれたのち、今回のセミナーと大阪大学での歴史研究の特徴に合わせて、(1)近代化=グローバル化の光と陰の、よりトータルな理解のための近代世界システム論、(2)アジア停滞論と「オリエンタリズム」の克服をめざすアジア史のあらたな試みの2点を取り上げた、とりわけ(2)については、イスラーム史など文明(文化圏)の歴史の刷新、中央ユーラシアなど文明区分と違った地域世界の検出、アジア間貿易など地域をこえる広域ネットワークへの注目、といった代表的な動きを紹介した。その後に(3)冷戦後を理解できる現代史、(4)ミクロヒストリーに代表される社会・生活と環境の歴史の多元化、(5)主観の世界への踏み込み、(6)権力・支配の内在化と新しい国家論、などにも簡単にふれた。

最後に扱った、なにをどう教えるかの問題では、上記の新しい内容を取り入れるために既存事項のスクラップが不可避であること、新しい内容はつまみ食いではかえって混乱をおこすので、体系的に整理して教える必要があることを指摘したうえで、今回の多くのセミナーに関連する冊封体

制を整理した講義事項と, 講義者に必要な背景知識を提示した. 整理に当たっては, 従来混在 したままで無神経に放置されてきた, 西洋中心, 中華中心などさまざまな視点を整理し, 場合に よっては新しい視点を選択する必要性を強調した.

◇森安孝夫 「世界史上における中央ユーラシアの意義

ー早すぎた征服王朝としての安史の乱ー |

[講義概要]

アナール学派の総帥だったフランスのブローデルは、ヨーロッパの敵でありながらヨーロッパ形 成に重大な影響を与えたイスラム世界についてはピレンヌについでかなり正当な評価をしている が(マホメットなくしてシャルルマーニュなし)、彼がリセの学生のために書いた世界史教科書を見 ると、その中央アジア史についての理解は、実に惨憺たるものである。第一に、近代以前の世界 史を動かす原動力となってきた中央アジアの遊牧騎馬民族. 東西交渉の担い手であったシルク ロードの商人たち、そして初めて世界を1つにまとめ、本当の意味での世界史を登場させたモン ゴルに対して、正しい認識をするに至っていない、簡単に言えば、その程度は、日本の明治以来 現在まで使われてきた大多数の中学・高校の教科書と同じである(帝国書院のものはやや例外 的),明治維新の時に西洋より輸入・借用された西洋中心の万国史の流れをいまだにひきずって いる現在の高校の世界史教科書だけを「独力で」読んで、世界史が分かったという生徒はまず 1 人もいないであろう(教師が優れている場合のみ例外). それは中央ユーラシア(東ヨーロッパ + 中央アジア + モンゴリア + チベットの乾燥地帯) の歴史をすっぽりと落としているためであって、 そのためにいわゆる東アジア文化圏 (東北アジア文化圏・東南アジア文化圏を含む)・南アジア 文化圏・西アジア文化圏・地中海文化圏・ヨーロッパ文化圏相互の動きが、ひとつながりのものと して有機的に説明されていないからである。ヨーロッパ勢力が鉄砲と船でもって世界に乗り出して くる近代以前の歴史において、中央ユーラシアは、そこにいる遊牧騎馬民族の世界最強の軍事 力と これら諸文化圏全てを結びつける地理的条件との両方の故に、決して無視できないどころ か、それ抜きの世界史などありえないのである。

新大陸が視野にはいってくる以前の旧世界の歴史ではあるが、本当の意味の世界史を構想するには、遊牧騎馬民族が活躍した中央ユーラシア(特に中央アジア+モンゴリア)の歴史を除外するわけにはいかない。逆に言えば、それができた、またはしようとしたのは、遊牧騎馬民族の歴史を取り込んだ者だけであり、歴史上、その最初の人は、モンゴル時代に『集史』を書いたあの有名なイラン人宰相ラシード・ウッディーンであり、その次はなんと明治以降の日本人になって

しまうのである。その中の代表者が、白鳥庫吉・松田寿男・江上波夫・宮崎市定・榎一雄・岡田英弘である。これらの先学はいずれも中央アジア史やモンゴル史の研究者、或いは少なくとも中央アジア史に造詣の深い学者であった。最近マスコミでも売り出し中の杉山正明京都大学教授も、当然ながらこのような日本の東洋史学界の中で育ってきたのであり、突然あのような主張が出てきたわけではない。杉山教授とは長く研究会を一緒にやってきた仲であり、モンゴル学について世界有数の見識をもつ同氏の説は、私がこの20年間、大阪大学の講義で言ってきたところと基本的に同じである。今年3月に出たばかりの「江上波夫先生と内陸アジア研究」という文章の中で林俊雄創価大学教授は、岡田英弘が江上波夫の日本騎馬民族説を「完全なるファンタジー」として切り捨てたものの。岡田の世界史構想には江上の影響が大きいことを指摘し、さらに次のように言う:

「中央ユーラシアの遊牧国家の歴史を重要視し、岡田と同じく「ユーラシアの各地はモンゴルによって、はじめてひとつのまとまった『世界史』としての全体像をもつことに」なり、さらにイスラームが『世界化』するきっかけとなった」と主張する杉山正明の発言も江上に近いと言えよう.ただし杉山は、遊牧騎馬軍団の威力は認めつつも、「遊牧騎馬民族(国家)」という「民族(国家)」が本当にあったのかと疑問を投げかけ、近代西欧で作られた概念を導入することに懸念を示し、遊牧民だけの「国家」というのはなく、多種族国家 [森安注:農耕民も都市民も含むという意味]であったと主張している.これに対し、やはり「中央ユーラシアより世界史を見る」という立場に立つ森安孝夫は、より大胆に、「遊牧騎馬民族」が大小さまざまな段階の「征服王朝」を樹立、あるいは樹立しようとした「長期波動」としてユーラシアの歴史をとらえようとしている.|(『内陸アジア史研究』18号、2003、p. 78)

以下,具体的内容は,本報告書のコレージュ=ド=フランス講義録第1回分(和訳あり)の前半部を参照していただきたい.但し,今回の研修会では時間切れで,副題に掲げた「早すぎた征服王朝としての安史の乱」については充分説明できなかった。それについては,拙稿「ウイグルから見た安史の乱」(『内陸アジア言語の研究』17号,2002,pp.117-170)を参照されたい.

「質疑応答]

Q: (神奈川・松木謙一)

遊牧国家の「滅亡」とは、どのような現象を指すのか、生徒に説明するのに苦慮している。 教科書も表現はまちまちになっている。たとえば、ウイグルの滅亡を「キルギスがウイグルをほ ろぼした」と表現する教科書もあれば、「ウイグル帝国が崩壊した」あるいは「ウイグルは四 散した」と表現するものもある。

A: (森安)

いずれの教科書の表現も間違ってはいない.しかし、滅ぼされたウイグルは一部にすぎず、ほとんどの勢力は拠点をモンゴリアから西に遷すなどして存続した.西遷先の天山地方もまた、半世紀前からウイグルの勢力下にあった地域である.またキルギスはウイグル可汗に反発するウイグル内部の別勢力の要請に応じて出兵したのであって、その後まもなくモンゴリアから西北方の本拠地に撤退している.一般的に言って、中央ユーラシアの遊牧騎馬民族国家の場合、「滅亡」といってもその民族が死に絶えるわけでは決してない.人口密度の希薄な遊牧世界では、マンパワーは貴重なもの.それをたやすく殺戮してつぶすようなことを、征服する側は志向するはずもない.まず遊牧国家の構造を理解せねばならない.遊牧国家の「崩壊」とは国家のトップが交代することを指す、つまりトップの民族(あるいは部族・氏族)が代わることによって、国名が代わるだけなのである.

Q: (神奈川・岡田 健)

「広義の征服王朝」と「狭義の征服王朝」の違いは具体的にどのような点か? 「浸透王朝」から「征服王朝」への移行過程は?

A: (森安)

「征服王朝」と「浸透王朝」という語はウィットフォーゲルによって作られた術語である.彼は遼・金・元・清を征服王朝とする一方、浸透王朝に該当する政権は北魏だけとしている.私の定義では、北魏も「広義の征服王朝」である.拙稿「ウイグルから見た安史の乱」(『内陸アジア言語の研究』17号)で論じたように、私は前近代のユーラシア世界史を中央ユーラシア側から眺めると、「征服王朝」の出現・発展・完成という長期波動が見えてくると考えている.だから「広義の征服王朝」とは農耕世界を支配下に収めた遊牧騎馬民族国家すべてを包含している.ウィットフォーゲル並びに高校世界史教科書を尊重して遼・金・元・清を「狭義の征服王朝」とするだけでなく、10世紀前後にユーラシア全体に帯状に並び立った遼朝、沙陀諸王朝(五代のうち後唐・後晋・後漢の3王朝)、西夏王国、甘州ウイグル王国、西ウイグル王国、カラハン朝、ガズナ朝、セルジューク朝、ハザール汗国などの両グループを共に「狭義の征服王朝」とする.だから、「狭義」と「広義」の差は時代差ということもできる.もちろん、私の征服王朝論見直しの鍵は後者のグループの把握にある.しかしまだ私自身の定義も完成したものではない。「本項は当日の回答が不充分だったので補ってある.]

Q: (神奈川・古川寛紀)

「遊牧騎馬民族国家 | が1つにまとまっていくのは軍事力だけなのか?

A:(森安)

簡単に言えば、国家としてまとまっていく初期には、構成員に対する掠奪品を分配する体制が公平であるか否かがカギになる。気候変動などに左右されやすい遊牧経済にとって、不足するものを掠奪で補うことは生産活動であるととらえることもできる。その点で、戦争が浪費にすぎないものととらえられる農耕世界とは大きく異なる。掠奪品を公平に分配することを保障し、分与システムが機能していれば、そのリーダーのもとで1つにまとまり、掠奪に参加することによって掠奪品の分け前に与ろうとする。つまり遊牧民にとって掠奪(戦争)に参加することは義務ではなく一種の権利なのである。掠奪には軍事力は必要であり、その点では、軍事力は構成員をまとめる上で大きな要素であるといえよう。しかし国家が確立し安定期に入ると、略奪ではなく、正常な貿易(奢侈品を中心とするいわゆるシルクロード貿易)で得た威信財を配下に下賜するなどして利益の分配が行われた。その時点では経済力ということになる。しかし今のアメリカを見ていてもわかるとおり、経済力と軍事力は表裏一体であることが多い。[これ以外にも宗教的権威が問題となるが、当日は言及しなかった。]

◇川北 稔 「ヨーロッパとアジア ー近代世界史のパースペクティヴー 」

[講義概要]

16世紀にヨーロッパを中核として成立した地球的な広がりをもつ分業体制を近代世界システムという。ヨーロッパ人のいわゆる「大航海」がその成立の決定的な要因となったことはいうまでもない。もちろん、近代以前にも、たとえば、13世紀のように、ユーラシア大陸の大方ががかなり緊密な関係で結ばれる時代もあった。

ところで、歴史学の問題は本質的に現代の問題である。現代世界が何か大きな構造的転換点にあることが感じられているとすれば、それは「近代世界システム」の本質が失われようとしているということにほかならない。その本質とは何なのか。モンゴルを中心とする「13世紀の世界システム」などとは異なる、「近代世界システム」の特徴は何か。これが、本報告の問題である。

はっきりしていることは、「近代世界システム」とは、経済水準(を前提とする生活全般)の「成長」を「常態」とする社会だということである。この社会にあっては、「現状維持」は「危機」を意味する。右肩上がり上昇曲線が通常の状態なのである。マルクスはこのことを「資本のあくなき自己増殖欲」と表現したし、マルクスを激しく批判したロストウは、「持続的経済成長」と

した. 対立する二人は、じつは「近代世界システム」の特質を、それぞれの仕方で見事に表現していたというべきである。

宗教改革を軸として主権国家群が成立した西ヨーロッパでは、武器や経済の開発競争が激しくなり、対外進出の機運が高まった。アジア物産への憧憬がその背景で強い作用を及ぼしていたともいえる。しかし、アジアの流通市場に1プレイヤーとして参加したに過ぎなかったヨーロッパ人は、やがてアジア物産の多くを、ヨーロッパ内で国産化(輸入代替)するか、植民地プランテーションにおいて大量生産するようになる。工場制とプランテーションとは、この意味で双生児である。前者は産業革命とよばれ、「開発」と解釈されるのに対して、後者は「低開発」の道である。では、西ヨーロッパが「開発」にむかい、アジアなどが「低開発」にむかう「大分岐(The Great Divergence)」(K. Pomeranz)は、どうして生じたのか、その秘密は、ヨーロッパには、アメリカという名の大規模な「周辺」が存在して、原材料・エネルギー・食糧のネックを解消したからである。

「質疑応答]

Q: (徳島·山腰敏寛)

欧州での綿工業同様、明清代の中国では木綿工業が発達していた。にもかかわらず中国では近代的な資本主義には発展しなかった。その理由を生徒に問われ、答えに窮することがあった。こうした実体験もあって、近世の中国にはない、ロンドンのシティのような金融資本がイギリス経済を規定していたのだという川北教授の指摘はたいへん興味深かった。ところで、産業革命の前提として起こった消費革命の動機が、欧州での「アジア物産への憧れ」にあり、近代世界システムは「飽くなき資本蓄積」を前提にしていると説明していたが、それは「飽くなき資本蓄積」が資本主義の本質であるということか。

A: (川北)

「飽くなき資本蓄積」が資本主義の本質かどうかと問われれば、それはなんともいえない。 自分は近代システムでの経済発展は、マーケットの動向(消費や需要)から捉えた方が生活に密着した話しができると考えている。生産活動も生活の1つだが、生産活動だけではその社会の経済全体を捉えることはできないだろう。ただ自分が言いたいのは、飽くなき成長、つねに拡大していかなければいけないという発想の遍在が、近代ヨーロッパ社会の特色だということだ。

Q: (神奈川·石橋 功)

「国民国家」が解体に向かっているという指摘があった。自分はこれまでも「国民国家」というものを相対化して世界史を生徒に教えてきた。しかし今日の世界状況では、同時多発テロ後、「国民国家」としてのアメリカがむしろ前面に出てきているように感じられる。あるいは日本でも、朝鮮民主主義人民共和国との関係において、「国民国家」としての意識が前面に出ているように思われる。こうした状況をどう捉えるべきか。

A: (川北)

今日のアメリカについては、たしかに「アメリカ」という「国民国家」が前面に出ていると 捉える見方もある。ただ、今のアメリカの行動には、国民国家アメリカの利害を越えるような道 徳性があらわれている部分もある。たとえば以前のアメリカでは、自国に利するのであれば独 裁国家を支援するようなこともあっただろう。独善的ではあるのだが、国民国家としてのアメリ カの利害だけではない。世界市民論のような考え方が反映されていると捉えることもできる。

〈8月6日〉

◇桃木至朗 「東南アジア史の枠組みを教える方法 |

「講義概要]

前置きとして、2003 年度大阪大学文学部前期入試で出題した近世東南アジア大陸部の政治地図に関する問題を取り上げ、「植民地化する哀れな東南アジア」ではなく「ベトナム戦争と ASEAN の躍進で世界をうならせる東南アジア」の歴史的背景を理解する必要を指摘したが、説明不足で後に補足を必要とした。

本論では最初に、東南アジア史がなぜわかりにくいのかを、東南アジアそのものの複雑さと、日本における情報・認識の不足の両面から説明した。後者については、単なる量的不足でなく発想そのものに問題があることを論じた。その例として、同様の認識不足をきびしく批判するイスラーム史や中央ユーラシア史が、「前近代においてはわが地域こそ世界の最先進(最強)地域だったのにそれを認識しないのはけしからん」という論法をとるのに対し、その論法自体は西洋中心主義や中華中心主義と同型の、強者や大文明を中心とする歴史観に立っていることを指摘した。東南アジア史を学ぶ意味は、それとは違った周辺の立場、強者から影響を受けながら自己のアイデンティティを形成・維持する立場を学ぶところにあり、グローバル化の時代にそこから学ぶことは多い、特に日本史の見方を豊かにする効果がある。付随して、なじみのない地域への導入として効果があるエスニック文化の紹介にも、歴史の流れを組み込みうることも紹介した。

つぎに『歴史と地理』561号(2003年)掲載の拙稿「東南アジア史整理のポイント」を手直しした資料をもとに、東南アジア史の11の主要な枠組み(ポイント1-11)、それぞれに沿って頻出事項を整理するための「課題」、背景や注意事項に関する「解説」、ポイント・課題ごとに整理しておくべき「語句」について紹介した(それぞれ、センター入試レベルとより上級のレベルに区分した)。時間の都合で全面的な説明はできなかったが、東南アジアに関する一般の通念やこれまでの教育内容の不適切な点、地理・生態条件と社会構造の特徴を理解することの重要性、外来文明を消化吸収したり植民地支配下でかえって域内経済ネットワークを発達させるような「周辺の自己主張」、などについて、実例をあげつつ紹介・解説につとめた。

[質疑応答]

Q: (京都・印牧定彦)

東南アジア島嶼部のうちフィリピンや台湾の扱いが低いように感じる.マレー半島との文化的な結びつきは?

A: (桃木)

文化的にフィリピン・台湾・沖縄と南北に延びるルートがあった。稲作の技術もこのルートで伝播している。フィリピン・台湾・沖縄では共通して国家形成が遅い。それは中国の貿易ネットワークに取り込まれるのが遅かったためである。海のシルクロードの発展は8・9世紀に起こり、10世紀に拡大、13~14世紀までに国家形成が進む。9~14世紀には香料諸島・東シナ海・蝦夷地で交易が盛んに行われていたが、蝦夷地でも、阿倍氏・清原氏・奥州藤原氏のように日本中央に完全には属さない独自の政権が生まれた。この現象もフィリピン・台湾・沖縄の例に類似しているのではないだろうか。

Q: (印牧)

18世紀のインドシナ半島史はなぜ重要なのか? タクシン王の意義付けは?

A: (桃木)

島嶼部も含めて、この時代は中華世界システムが波及してきた。A Chinese Century(中国人の世紀)と呼ぶ学者もいるほどである。中国で人口爆発が起きたため、東南アジアから南中国へ食糧を輸出するなどして、経済的な分業関係が成立し、華僑が勢力を伸ばした。ヨーロッパの商人も華僑ネットワークに頼らなければ交易活動に参加することすらできなかったのである。そうしたなか、大陸では各地で動乱が発生し、タイでは父親が中国人であるタク

シンが中国人軍団を率いて王朝を開くに至った.大陸部各地でこのような中国人政権が誕生しかねなかったが、中国人をタイではタイ人に、ベトナムではベトナム人に同化するなど、緩やかに国家・民族統合を進めていった.いっぽうカンボジア・ラオスはこの時代に国家統合が解体に瀕した.のちにタイを除いて東南アジアは植民地化されるが、その前に成立した政治地図は20世紀後半まで基本的に存続する.

Q: (大阪・佐々木利昌)

東南アジアとインドとの関係は大きいのではないか?

A: (桃木)

たしかに文化言語はサンスクリット語であり、アンコール=ワットもインド様式であるが、それは表面的なものにすぎないかもしれない。東南アジアもインドも史料がほとんどないため両者の関係がどの程度あったのかはほとんどわからない。ただ、考古学的成果によると、紀元前に生産されたとみられるインド系のビーズが東南アジア各地で発見されており、インドと東南アジアの交流が古くからあったことは確認できる。中国のような冊封体制はインド世界にはないが、東南アジアは対外的には中国とインドを天秤に掛けていたのではないかと思われる。中国の冊封体制が強まった5世紀にはかえってインド文明の体系的導入が盛んになったらしい。

◇山内晋次 「遣唐使途絶後の日本とアジア −9~13世紀のヒト・モノの交流ー」 [講義概要]

本講義では、遺隋使・遺唐使の時代(7世紀~9世紀前半)の国際交流史にくらべてあまりしられていない、9世紀後半~13世紀半ばころの日本とアジアの国際交流史を、「新羅海賊」・「硫黄」・「博多唐坊」という3つの素材をとおしてできるかぎり具体的に復元し、そこから日本史とアジア史の連動状況を考察した。

まず最初の素材として、894年に対馬島を襲った「新羅海賊」のなかに「唐人」の「将軍」がいたという、平安末期の歴史書の記録に注目した。当時の新羅や唐では王朝末期の民衆反乱が続発し、それがもたらす社会混乱のなかで、かなり大規模な民衆の流動が起こっていた。そして、そのような人々の流れの1つとして、唐から新羅に流れ込んだ「唐人」たちがおり、その1人が「新羅海賊」に加わっていた「将軍」として、偶然に日本の歴史書の記録に留められたという可能性を述べた。

つぎに、10世紀末~13世紀半ばころの「日宋貿易」における日本産硫黄の中国への輸出状

況を検討した. 10世紀末~11世紀初頭ころになると、日本産の硫黄が中国に輸出されるようになる。その理由としては、当時の中国で火薬武器が広く実用化されたことにより、火薬原料としての硫黄の需要が拡大し、その供給先の1つとして日本が重視されたという状況が考えられる。このように日本から中国(宋)へ輸出された硫黄は、対西夏戦などの対外戦争における火薬武器の原料として使用された可能性が高い。このような中国へ輸出された硫黄の主産地として、薩摩南方の硫黄島がクローズアップされてきていたことが、『平家物語』の説話などから推測される。

最後に、11世紀後半~13世紀後半ころに、九州の博多に形成されていた「唐坊」と呼ばれるチャイナ・タウンの状況を紹介した。近年、文献史料による日宋貿易研究の進展と福岡市街地での考古学調査の進展により、11世紀後半~13世紀後半の博多には、中国出身の海商の貿易拠点を中核とする中国人の集住区域が存在していたことが確実になってきた。当時、その区域には、中国海商たちの商売・居住のための建物が建ち並び、日本国内で最大の対中国貿易港が形成されていたと考えられる。いっぽう、中国側史料には、13世紀の中国の貿易港・慶元(寧波)に複数の日本人が滞在・居住していたという記録が残されており、当時の日本・中国間の海域交流が双方向的なものであったことがわかる。しかし、博多における中国海商たちの活動やチャイナ・タウンの記録は、13世紀後半の2度にわたるモンゴル襲来のころをさかいにみられなくなる。この記録消失という状況には、鎌倉幕府による排外的な政策の出現や元の対日貿易政策の変化がふかく関係していると考えられる。

[質疑応答]

Q: (大阪・笹川裕史)

硫黄は中国では採れないというが、日本に硫黄があるという情報はどこからもたらされたのか? 硫黄を火薬として用いる技術は中国に由来するのか? 日本の朝廷は硫黄の生産・輸出に関与していたのか?

A: (山内)

商人が情報を流したのかもしれないが、決定的だったのは奝然が硫黄を宋の皇帝に献上したことだろう。『宋史』日本伝の記述のかなりの部分が彼によってもたらされた情報であることからもわかるように、彼の入宋は宋にも大きな影響を与えた。彼の献上品はほとんどが工芸品だが、リストの最後に唐突に硫黄が登場する。彼が工芸品とともに硫黄を献上した理由としては、硫黄を献上すれば宋政府の歓心を買うだろうという情報を中国の商人から事前に入手していたというようなことがあったのかもしれない、硫黄は宋代以前から神仙薬の原料と

して使用されていた。そしてその化学実験のなかで、唐末ころに火薬が生まれたと考えられている。日本の朝廷が硫黄の貿易に関与したという形跡はまったくない。当時の日本の政権は貿易による収益を財政基盤の1つに据えるという発想自体がなかったように思われる。

Q: (森安)

早くも唐代以前に西域の天山山脈から硫黄が中国に入ってきたという記述が本草書に残っている。とすると、西の方からシルクロード貿易によって硫黄そのものだけでなく火薬としての利用法ももたらされた可能性がある。宋のライバルであった西夏で硫黄が使われ、西方産の硫黄が宋に入るのを妨げたため、宋が日本産硫黄に目を付けたという可能性はあるか?

A: (COE リサーチアシスタント・佐藤貴保)

11世紀については西夏側の文献がないため硫黄を火薬原料として使用していたかどうかはわからない。12世紀後半になると、西夏で編纂された用語集のなかに「硫黄」が記載されており、西夏でも硫黄の存在が知られていたものと考えられる。しかし、その硫黄が西から来たのか東から来たのかはわからない

Q: (笹川)

8~9世紀の日本の対外関係を考えるとき、東北アジアの枠組みも考えねばならないだろう. 遣唐使よりも遺新羅使や遺渤海使の方が重要なのではないか?

A: (山内)

たしかにこれまでは、日本古代の対外関係というと、おもに遣唐使に関心が集中しており、いわば「遣唐使中心史観」というようなものがある。そしてそのいっぽうで、遣新羅使や遣渤海使の活動にはあまり光が当てられていない。そこには、近現代の緊密な日中関係が安易に過去に投影されてきたという面もあるのであろう。もちろん、遣新羅使や遣渤海使の活動・意義を軽視してはいけない。新羅・渤海との関係史の研究は、すでにかなりの研究の蓄積があるが、解明されないままに残されている課題も多い。

Q: (神奈川・石橋 功)

博多にいる人々を中国人と日本人に分けることは可能か? 倭寇が何人と認識されていたかにも関わるのでは?

A: (山内)

日本中世史の村井章介氏が提唱する「マージナルな世界」であり、日本人と中国人とを

明確に分ける意味は、博多で貿易などに従事する人々にとってはあまり意味がなかったかも しれない。南宋期の中国史料には、対日貿易港の寧波に「倭人」が集住していたと記録す るものがあり、中国の人々が彼らを自分たちとは違う異質な集団とみなしていたことはたしか だが、具体的にどのような基準で区別していたのかはよくわからない。

◇杉山清彦 「清帝国と海域アジア・内陸アジア -世界史上の 16 ~ 18 世紀- 」 「講義概要〕

本講義では、(1) 16 \sim 18 世紀のアジア海域世界 \sim ユーラシア世界の歴史の展開を、(2) 共通のリズム・動因に着目しつつ。 (3) 清の覇権に収斂させて展望することを試みた。

この時期は、アジア海域世界においては、東アジアを中心とした国際交易ブームと銀流通の盛行に特色づけられる政治・社会変動の時代であり、ユーラシア世界についていえば、13~14世紀のモンゴル時代に一変したユーラシア諸地域の政治秩序・社会構造が再変し、近現代に連なる新たな地域・文化の枠組が形成された時期であると位置づけられる。そして世界史的には、陸上交通主軸から海洋による世界の一体化の時代への転換点に相当する時期でもある。かつ、この時期のこれらの変動は、生糸・毛皮・香辛料などといった国際商品、鉄砲・大砲といった火器、そしてそれらの国際的流通のための通貨となった銀という諸要素を共通の動因としていた。ゆえに本講義では、国家別・地域別でなく同時代性の観点を強調した。

15世紀のアジア海域世界は、北遷したモンゴルと対峙する明が海域アジア中心に編成した朝貢=海禁体制が機能した時代であった。これは冊封・朝貢関係と海禁すなわち国家による一元的通交管理体制との結合を特色とし、国家間関係を基軸として通交参入者を厳しく制限するものであった。16世紀のアジア海域情勢は、国際商品の需要の高まりとそれを支える通貨すなわち銀産の急増を背景として、この厳格な通交管理体制が弛緩・崩壊し競争が激化してゆく過程であった。その主な担い手となったのが、多民族によって構成される国家非公認の海上武装商業勢力すなわち倭冦であり、かつ鉄砲とキリスト教をもたらしたヨーロッパ勢力の新規参入であった。そしてこれらの国際商品の供給者・流通業者・消費者として台頭してきたのが、明北辺の軍閥勢力、東南沿海部の海上勢力、日本の統一政権、マンチュリアの女真人諸勢力であった。

 $16\sim17$ 世紀交代期は、これら新興諸勢力の形成・競合期と捉えることができ、17 世紀後半に至ってその最終勝者となったのが、女真改め満洲人の清帝国であった。そして $17\sim18$ 世紀の東アジアは、16 世紀の政治・経済変動を勝ち抜いた諸勢力による秩序の下で、近代に連なる社会が成熟していった時代であった。

一方、14~15世紀のユーラシア世界は、各地においてモンゴル系勢力がトルコ化・イスラーム化といった謂わば「在地化」を進めていった時代であり、16~17世紀は、これを承けて近現代の民族・文化枠組の原形となる地域的帝国・勢力が並立した時期であった。この時期にユーラシア内陸部はトルコ=イスラーム世界とモンゴル=チベット仏教世界とに二分され、それを取り囲むようにオスマン帝国・サファヴィー朝・ムガル朝・清帝国・ロシア帝国が並立した。その意味で清帝国は、モンゴル=チベット仏教世界と儒教=漢字文化世界という2つの世界の覇者ということができ、この性格は、国家の支配体制の複合性として表れている。そして清帝国の19世紀は、ヨーロッパにおける軍事技術の革新と、治下の漢人社会の人口爆発による人口圧という2つの力関係の逆転によって支配構造の転換を余儀なくされた時代であったと位置づけられよう。

[質疑応答]

Q: (埼玉・小林共明)

「ハン」「ハーン」「カーン」などの称号に違いはあるのか?

A: (杉山)

時代・言語によって違いが生じるが、表記の問題である。満洲語では hanと表記するので、「ハン」でよい。したがってヌルハチは「カーン」とは言っていない。モンゴル語では「カン」と表記される。モンゴル帝国では唯一の君主は「大カーン」と呼ばれ、その下の諸王は「カン」と呼ばれる。清朝時代のモンゴルでは、称号がインフレ化し、誰でも「ハーン」を名乗るようになる。

(8月7日)

◇荒川正晴 「シルクロード上のソグド人」

[講義概要]

本講義の狙いは、次の2点にある。前近代におけるシルクロードの世界史的意義について、ソグド人の動向を通じて理解を深めてもらうこと。高校で多くの時間を費やして教える前近代の中国史が、ユーラシア全体の動向と無関係ではないことを充分に認識してもらい、そのうえで教科書において、何の脈絡もなく散発的に登場するソグド人を、有機的に結びつけて理解してもらえるようにすること。

講義では、「シルクロードとソグド人」、「ユーラシア史のなかのソグド人」と題して、内容を大きく2つに分けた.

まず「シルクロードとソグド人」では、本講義を聴講する上に必要な基礎知識をもってもらうために、ソグド人と彼らの母国たるソグディアナのオアシス国家について紹介し、あわせて彼らが国際商人として、如何なる交易をしていたのか、文書史料などによって具体的に説明した。ソクド人が、中央ユーラシアにおける遊牧国家とオアシス通商民の共生関係の典型であり、遊牧国家の庇護のもとに、広域にわたる多彩な経済活動を展開していたこと、また、彼らがキャラヴァン交易ルートの拠点や貿易目的地などに移住聚落を設け、ソグディアナ本国とそうした聚落を拠点として、強固な人・もの・情報の交流ネットワークを広域にわたって形成していたことをとくに強調した。

ついで「ユーラシア史のなかのソグド人」では、先に説明した彼らのネットワークの形成が、5世紀より本格化し、その交易活動が 7・8世紀に最盛期を迎えることを指摘し、まさにこれが中央ユーラシアの遊牧民の動向と密接に連動していたことを明確にした。すなわち、この 4・5世紀から 7・8世紀の時期は、遊牧民の大移動によって引き起こされた、遊牧民と農耕定着民との大規模な衝突・融合期であり、7・8世紀に登場したユーラシア東西の二つの帝国(唐帝国とイスラーム帝国)は、その結実した姿でもあった。

とりわけ唐帝国は、鮮卑族によって打ち立てられた北魏以来の政策を継承し、当初、遊牧民と 農耕定着民との融合を目指した。モンゴリアやソグディアナまでをも支配下に組み込み、あわせて 長安を中心とした幹線(駅道)を支配地全域に完備しようとしたのも、そうした唐帝国の意図に 沿ったものであった。

こうした帝国の成立にともない、それまでのソグド人の交易活動も、大きく変貌する。つまり、ソグド人が構築してきた彼らのネットワークは、唐帝国の行政都市を結ぶ強固なネットワークの上を重層的に機能するようになり、さらには唐帝国とソグド人とは、相互に依存する関係をもつようになる。具体的には、唐帝国はその領土の防衛のために、大規模な軍隊を中央アジアや北アジア南縁に常駐していたが、それら軍隊への軍需物資(絹布)の輸送をソグド人ら商人に依存したのである。当時、絹布、とくに絹は、商品貨幣として機能しており、軍隊では、兵士の給与や穀物・馬の買い上げも、絹で支払っていた。また、彼らソグド人にしても、資本調達(絹など)や商品輸送などの面で唐(とくに節度使)を積極的に利用した。

この中央アジアや北アジア南縁に振り向けていた軍需物資(絹布)は、実に国庫収入の過半にあたり、その結果、莫大な量の絹布が中国内地周辺に流出していったのである。また、絹とともに銅銭も中央アジアや北アジア南縁で大きく使用されるようになり、唐帝国の成立によって中国の貨幣(絹・銭)流通圏が中央アジアや北アジア南縁に拡大した。

唐帝国とともに成立した、イスラーム帝国も、バグダードを中心にして、東はソグディアナまでを包含する交易ネットワークを確立するが、これもソグド人のネットワークを取り込むことになった。まさに、新たな政治・経済関係に基づく交流圏が未熟ながらも、ユーラシア広域に形成されたと言えよう。そして大局的に見れば、これは13世紀のモンゴル帝国時代に形成される一大交流圏を準備するものであったのである。鮮卑族の拓抜国家とも称される唐帝国とソグド人などのイラン系商人との関係も、大元ウルスとイラン系ムスリム商人との関係にも準えることができ、いずれも遊牧民が農耕民に対して優位を誇った時代(4・5世紀~15世紀)にあって、中国内地とユーラシアが広く結び付くなかで現出したものであった。

[質疑応答]

Q: (大阪・笹川裕史)

唐代というと、商業に対し抑圧的なイメージがある。 唐国内でソグド商人が活躍できたのは、 彼らに能力があったからなのか? また漢人は貿易に関与できなかったのか?

A: (荒川)

唐の太宗は一時、国内の関所を撤廃しており、かならずしも商業に対し抑圧的であったとはいえない。科挙官僚が商業を蔑視していたことは確かであるが、それが唐全体の政策ではないであろう。シルクロード貿易に漢人が参入することもあった。長安の西市に隣接した懐徳坊という区域にいた漢人商人のなかには、ソグド商人とパートナーを組んでシルクロード貿易に従事するものもいた。

Q: (長野・小川幸司)

唐滅亡後、13世紀まではシルクロード貿易は衰退期か?

A: (荒川)

交通の中心拠点や管理権は分散していくが、商業ネットワークは衰退せずに存続していたであろう。10世紀になると、ソグド商人はウイグル商人と名を変え、活躍を続けている。

◇白須浄眞 「新しい世界史教育の創造をめざして」

「講義概要]

(1) 歴史学研究と歴史教育との間

「インターフェイスの人文学」とは、世界の急速な変容、グローバル化、急激な社会意識の変化、これに対応し切れない学問の現状、とりわけて人文学総体の弱体化を意識しての提案。その中にあって「シルクロードと世界史」 班は、歴史教育の現場にも参画を求めて世界史像の改編を試み、歴史学研究の最前線の成果を発信する。

(2) グローバリズムの進行と世界史教育がはたすべき課題

大きな変化をもたらすのだと強調される今日のグローバル化ではあるが、極論に左右されないことが肝要である。国民国家の変容、それにともなう文化・思考の変容は免れえないとしても、人類史上経験したことのない根元的変化をもたらすのか否か、幾度となくグローバル化を経験してきた世界史への問いを欠いてはならない。世界史の学習を多様な歴史事象を歴史総体のなかから認識するトレーニングの場と承知してよいとすれば、世界史像改編を試みる今、今日のグローバル化は時宜を得た優れた教材である。繰り返し教え続けることによって獲得される現場教師の統合的知見に、改編を求める最前線の研究の吸収を願うのはそのためである。ところでこの試行は、研究と教育を結ぶ媒体が存在しない構造的な欠陥を補完して両者を往還する、「層としての新たなリーダー」の育成も意図するものである。があわせて、人文学総体の社会からの遊離という学問現状を打開する模索の1つともなっている。

(3) グローバリズムの進行とわが国の文化総体

国家を越えた情報ネットワークが国際社会の基調となり全地球的なシステムとして機能すれば、課題となるのは言語の問題。米英語がグローバル化推進の実用言語に留まらないで米欧の文化、思考、価値観をさらに敷衍化してしまえば、わが国の基層文化は揺らぎかねない。長い歴史を持つ漢字を基調とする日本語文化をどう保持するのか、真剣な対応が必要であろう。欧米文化、思考、価値観によって構築された世界史像の再編を求める今、多元であることの重要性を再考しつつ作業は急がれよう。

(4) わが国における歴史学教育の回顧と新たな世界史像への提言

1887 (明治 20) 年,帝国大学文科大学に設置された史学科で学ばれた歴史は,「あくまで西洋, それも西ヨーロッパというユーラシア大陸のほんの一部に過ぎない地域を中心とする歴史であ」り(森安孝夫「中央ユーラシアから見た世界史」『あうろーら』 4号,1996),またその後の1890年代に生まれた東洋史も「地中海世界とは別に独自の歴史叙述の伝統を築き上げて

いた中国世界の歴史に、周辺(辺境)の諸民族の歴史を付け足したに過ぎないものであった」(同). そして第二次世界大戦後誕生した世界史という高校の科目も、従来の西洋史と東洋史を結合させたものであった. 枝葉を切り落とした論議としても、新たな世界史像を求めようとする今、欠かせない認識である. こうした主張が中央ユーラシア史の領域から顕在化してきたのは近10年以降のこと. 『史学雑誌』の回顧と展望を振り返れば、この領域を「内陸アジアー・二」(モンゴル時代までを一、それ以後を二)と区分した1986年以降に深まりを増していたとしてよかろう。

[質疑応答]

Q: (質問表)

歴史を何のために教えるのか? 歴史の真実(事実)とは何か?

A: (白須)

生徒から「歴史は何のために学ぶのか?」というような質問が出されることはよくある. 私は 長年高等学校で世界史を担当していたが、そうした経験は少なくない. 多様な答え方がある が、生徒たちの経験に訴える一例を挙げれば次のようである.

幼児期に絵を描き、ピアノを習い、遊技をする。それを無駄であったとするのか。必ずしも画家、音楽家になるためではなくても、そこには情操を育て豊かな心を養うという幅広い目的は容認できるはず。人の行為の蓄積である歴史を学ぶことも同様で、豊かな知識と感性がより深い理解を促す。ここに言うより深い理解とは、多様で柔軟な視点を身につけることであり、歴史の学習はそのトレーニングの一環、そうした答え方もあるだろう。イギリスの小学校の教科書だったと思う、次のような話がある。

ある公園の道路をはさんで AとBの2人の少年がキャッチボールをしていた。そこへ1人の老婦人が、道の反対側からは Cという少年が歩いてきた。老婦人が近づいてきたのにAとBはキャッチボールをやめなかったため、ボールが老婦人の足に当たってしまい、ボールは C 少年の所へ転がっていった。驚いた AとBは道ばたの茂みに隠れた。老婦人は Cがボールをぶつけたと思いこみ C に問いただすが、C は謝罪しなかった。この状況を自分が老婦人なら、自分が C ならどう家族に説明するだろうかという問いが設定されている。老婦人は「C はなかなか謝らなかった」と言い、C は「なぜ謝らねばならないかわからない」と話すだろう。

このように事実は1つしかないはずのに,立場が変わると見え方が大きく違ってくる.つまり 事実から派生する事柄は、立場によって見え方が相違する主観性の強いものであり、嘘や 誤解さえ派生しやすい. 歴史の学習とは、このような立場や主観を越えて柔軟な視点を大切にし、これをトレーニングによって史実認識の眼を養おうとする課題を持つ. したがって史料に問う. その問い方が重要となる. その一例を具体的に提示してみよう.

旧石器時代のヴィーナス像(例えばオーストリアのヴィレンドルフ出土)は、なぜ顔に目鼻や口が描かれていないのだろうか。それは特定のあの女性ではなく、女性であること(出産、人の再生)に関心の重点があったことによる。幼い子供に母親を描かせると顔が異常に強調されるのは、幼児にとって顔がその関心事であり、母親は顔として存在するからである。共通する事例であろう。

ラスコーの壁画が驚くほどに高度な水準で描かれているのはなぜだろうか.たんなる狩猟の記念としてその洞窟の住人が自由に画いたのではなく、専門に担当するたけた人が明確な目的を持って描いたためである.その目的は何.捕獲し食べた動物の肉体そのものに魂を呼びもどしその生命体再生を願うという宗教儀礼を想定すれば、精密に正確に描かれることは必要条件.さらにこれら動物壁画の大半は、なぜ動物の顔の様な部分ではなく全身を描いたのか.魂の宿る全身の肉体が必要であったと理解すべきであろう.このように歴史の学習では、柔軟で多様な視点を見出す問いが重要.

Q: (質問表)

限られた授業の時間枠で、今回の研修会で学んだ知識を教育現場にどう生かしていったらよいか?

A: (白須)

すぐに活用できなくてもよいだろう。全国の教員が集まって、最新の研究成果や歴史理論を学び、教員側の疑問に研究者の側が即座に回答するというこのような研修会は、この COE プロジェクトが初めての試みである。現状の問題点を皆が共通認識として持つことが今回できたことに意義は充分あるだろう

Q: (質問表)

歴史学は歴史教育に何を提示するのか?

A: (白須)

COE「インターフェイスの人文学」ニューズレター『Interface Humanities』第1号の14ページに森安教授が述べていることがそれである。「陸と海のシルクロード関係史料の収

集・公開・分析と、多言語史料・映像資料を統合した新しい「世界史」研究法の構築.上 記の研究を中核とした最新の歴史学による、高校世界史教育を刷新する方法の開発・実 践.」

Q: (質問表)

一般に、世界史は高校生には人気がなく、ほかの教科に逃げてしまい、危機感を感じている。打開策はないか?

A: (白須)

世界史を学ぶ学生の「分母」が少なくなると、学問も衰退する。人文学の魅力が発揮されないことにも要因があるが、現場にあってその「分母」を増やす特効薬は今はない。私の経験では先史時代までは生徒はついてこれるが、オリエントに入るとついてこれなくなる場合がある。単線的なエジプト史をオリエントの前に教えたこともある。生徒の興味を引き起こせる教師の力量、そこから生まれる「光る言葉」と問いが魅力となろう。たとえば、「印欧語族」はなぜインドとヨーロッパが同じ言語体系なのか、といった問いを投げかけ、謎掛けをするのも1つの方法。

A: (川北)

外国では CD-ROM の教科書も登場している. 新媒体を使った教材の開発も必要ではないか.

Q: (京都·印牧定彦)

「なぜ歴史を学ぶのか」というとき、「現代の我々がいるところがわかるように」という目的意識が先行し、近現代史偏重になり、古代史はやっても意味はないという風潮になりつつある。特に2001年のアメリカ同時多発テロ事件以降は、イスラムやパレスチナ問題に重点的に授業の時間が割かれている。世界史を通史で教える必要性が問われているように思われる。

A: (白須)

人類の起こした行為に理解できないことはない、という前提の上に立つのであれば、現実の出来事がなぜ起こったのかという問いを考える基盤として、通史を知っていることは重要ではないか、考える基盤というものは幅が広ければ広いほどよい.

A: (森安)

近現代史は古代史からつながってきているのであって、断絶はしていない。古代史がわからなければ、近現代史がなぜ展開していくのかわからなくなる。しかしながら「時間と受験の両立」という問題に直面している教育現場の実態に鑑みると、各教員の判断で必要なものは時間を割き、不要と思われる事項は扱わない、といった選択をしてもよいのではないか。

Q: (兵庫・八尋孝一)

大学ではどのような生徒を求めているのか? 高校世界史教育の現場で我々は生徒にどんな力を養わせるとよいのか?

A: (森安)

知識の量ではない、自分で考える力、論理的・数学的な思考力が重要、

A: (桃木)

それに加え、専門外の人にも自分の研究の意義を説明できる能力が求められている。

A: (川北)

大学は2種類の人を求めている。1つは研究の後継者になる人、もう1つは歴史の好きな人、研究者にならずに社会に出ていく人であれば後者でよい。日本の大人は受験勉強があることもあって、世界のことをよく知っていると思う。知識も重視されるべきであり、それが今日の日本の発展に寄与したことは否めない。その点で、教育の均質化はあっても良いことだと思う。今回の研修会では高校教育だけが問題となっているが、それとつながる小・中学校での歴史教育、大学での歴史教育を今後どうしていくのかも考えねばならないだろう。

2. 全体討論の概要

〈世界システム論をめぐって〉

Q: (質問表)

アジアでなぜ産業革命が起きなかったのか?

A: (川北)

「産業革命」と呼ばれる現象がヨーロッパで果たして起こったのか、という疑念も提示されているが、少なくとも工業化の進展がみられたことは確かである。アジアと違いヨーロッパにはアメリカ大陸という「周辺 | があり、銀や食糧を確保できたことは大きかった。一方、中国にも

「周辺」は存在したが、「周辺」でも人口の増加が起き、資本は農業生産に割かれてしまい。 ヨーロッパのようにはいかなかった、家族システムの違いも一因であろう。

Q: (質問表)

西洋史における近世と近代の違いは?

A: (川北)

両者はもともと同義. いずれも modern の訳語である. 工業化以前を early modern と呼ぶこともある. しかし, このような時代区分は戦後の歴史学が一国史観であったため当初は問題がなかったが, ヨーロッパを同時代史でとらえると, 具合が悪くなる. 例えば 18 世紀前半の時点で時代区分を適用すると, 名誉革命を経たイギリスは近世, フランス革命がまだ起きていないのでフランスは封建社会となってしまうのである. 私は 18 世紀前半のヨーロッパを近世としてとらえた. ところで, 「近世」という時代区分はアジア史ではどのように使われているのだろうか?

A: (桃木)

アジアで「近世」という時代区分を使っていたのは、はじめは日本史だけであった。しかしアジア史でもこの時代区分が使われるようになってきている。その理由は、その時代が西洋より遅れながらも後に近代化を遂げる基盤を作った時代であること。もう1つは大航海時代前後からアジアとヨーロッパとで同時代的に連動するように様々な面で変化が起きていたからである。

Q: (質問表)

価格革命はなぜ中国で起こらなかったのか?

A: (杉山)

たしかに銀は大量に中国へ流入していた。しかし漢族社会は均分相続が原則であるため家産の蓄積が困難である。また漢族社会は「果てしなき競争社会」と呼ばれ、科挙官僚であってもその身分がなくなると、付随していた特権はすべてなくなってしまう。このようなヨーロッパとは異なる社会構造によって、銀が流入しても中国では価格革命は起きず、資本の蓄積を行って産業の勃興を図るといった現象も見られなかった。

Q: (質問表)

明に入った銀はその後どこへ行ったのか?

A: (杉山)

税銀は北辺の軍事地帯に投入されたが、軍人・官僚・大商人などにのみ還流するか、貿易によって外部勢力へ流出した。

Q: (神奈川・石橋 功)

明代に銀が北辺に流れたということは、富の集まるところが中心という説と矛盾するのではないか?

A: (杉山)

明からみれば辺境に違いないが、政治的な中心と経済的な中心が離れていると考えること もできよう。

〈民族・シルクロードをめぐって〉

Q: (石橋 功)

「中央アジア」というと、「シルクロード=キャラバン」というイメージを連想する. そのイメージを変える教え方はないか?

A: (杉山)

砂漠・オアシス・ステップというコントラストの強い世界.緑のあるところに局所的に人が集中する.区別のはっきりした世界ととらえてほしい.

A: (荒川)

地図に書かれている「シルクロード」は、代表的なルートに過ぎない。さまざまルートが存在し、草原・オアシス間を結ぶ南北のルートもある。つまり、面的なネットワークと言ってよいだろう。そして「シルクロード」はネット上の拠点を結んで人・情報・モノの交流が広がっている世界であると考えてほしい。

Q: (質問表)

個人が複数の言語を話すことは中央ユーラシアではふつうのことか?

A: (森安)

日本人が日本語しか話せないことの方がむしろ特異といえる. 現在でも中央ユーラシアの人々の中には複数の言語を話す人が多い. 話す言語が変わることもしばしばある. モンゴリア出身の突厥・ウイグルなどの勃興とその後の大民族移動によって, 中央アジア全体ではトルコ語を話すようになり, その土地は「トルキスタン」と呼ばれるようになる. 「トルキスタン」というのは「トルコ人の土地」という意味のペルシア語であるが, 実際にはモンゴロイドのトルコ人が先住のコーカソイドの印欧語族を皆殺しにして出来たわけではなく, 支配者の言語たる「トルコ語を話す人々の土地」に変貌しただけなのである. 一方, モンゴル帝国の後継諸政権では, 圧倒的多数の構成員がすでにトルコ語を話しており, 恐らく文書行政を行う上で便利だったために支配者側のモンゴル人たちもトルコ語を話すようになっていった. それ故に, モンゴル帝国による支配以降もトルキスタンがモンゴリスタンに変化することはなかった.

Q: (東京・宮武志郎)

ソグド人がトラブルを起こした場合は、唐政府はどう対応したか? オスマン朝ではユダヤ教徒同士のトラブルはラビが裁き、ユダヤ人とムスリムの紛争はシャリーヤ法廷で裁かれた. つまりイスラムが優位とする意識があった.

A: (荒川)

漢人とソグド人とのトラブルの場合, 唐の律令に照らして裁いていたことを裏付ける文書がトゥルファン文書にある. これはソグド人が羈縻支配下に入っており, 外国人として扱っていないため. ソグド人同士の紛争への対応は実例がないのでわからないが, 前述のような理由で, 唐の律令が適用されたものと推察される.

Q: (京都・山内敏輝)

唐はソグド人のネットワークを本当に利用したのか? ソグド人の商業活動を保障してやっているだけではないか?

A: (荒川)

唐の内地から中央アジア辺境への軍需物資・資金(絹織物)の輸送はソグド商人を雇って行った。その点で唐はソグド人の商業ネットワークを利用していると言ってよいだろう。

〈高校教育の課題をめぐって〉

Q: (福井・谷口康治)

今回の研修会の感想と、ここで得られた新しい知識を今後高等学校の教育現場でどう活 用していけばよいかをこれから議論していきたい、現在の高等学校の歴史教育は、教えられ たことのすべてが学ばれておらず、生徒も充分学んでいないのではないかという指摘が前の 文部科学省教科調査官によってなされている。 生徒は本当に歴史を学んでいるのか なぜ 学ばれていないのか、今回の研修会では最新の歴史研究の成果を知識として得ることがで きた. しかし. 各教員がその1つ1つの知識を消化・体系化し. 整理していかなければ教 育現場では使えない. 新学習指導要領では. 近代を16~19世紀と設定し. 「一体化する 世界 | という単元名で20時間で教えることが提示されている。今回の研修会で学んだ世 界システム論を活用し(教員自身が自分なりに解釈した上で)講義内容に沿って私なりに教 案を作ってみると、近代は世界の一体化の始まり(16世紀)、世界の一体化の進展(17~ 18世紀)、そして世界の一体化の達成(19世紀)ということになるが、20時間で世界シス テム論の「周辺|「半周辺|「中核」といった術語を使わずに、貿易の品物(銀、アヘン、 キャラコ、コーヒー、砂糖など)を使って、川北教授の『砂糖の世界史』 のようなことのでき る授業ができないか、歴史研究者を生産者、 高校の生徒を消費者とたとえるなら、 高校の教 員は生産されたものを加工して生徒に売る商人のような存在であろう。 材料は加工しなけれ ば、消費者には受け入れてもらえない、研修会で学んだことを自分なりに消化して売り込んで いきたい.

O: (神奈川・堀部宏人)

神奈川県では教員たちが集まって世界史研究推進委員会を組織し、今年度はイスラムを どう教材に利用するかをテーマに検討を重ね、その成果を県の社会科部会で発表している。 来年度は本研修会での成果を生かすべく、中央ユーラシア史の勉強会を開きたいと考えてい る。高等学校には進学校とそうでない学校など様々あり、実態にあった教育法を進めつつあ る。研修会で学んだことを自分たちが正確に生徒に伝えられるか自信はないが、生徒のニーズにこたえ、ケース・バイ・ケースで対応していくしかないだろう。

Q: (神奈川·松木謙一)

ネットワーク論はわかりやすいが、世界システム論はこちらが説明しても生徒にはわかってもらえない。従来型の教育法に新しい小さなトピックを少しずつ提示していくのが最良ではないかと思う。中央アジアは正直に言って、知識がほとんどない。現地の地理的な状況も教員の

側ですらつかめていない. 研修会で得た知識を教材化していくにはかなりの準備がいるだろう. 生徒の側も何がなにやらわからないと言うのが本音である. 絵や図説を使って解説する手法も行っているが, 絵や図説を使ってしまうと, それを文字で表現する力を失うという負の側面も顕在化してくる. 文字と絵・図説のバランスをどうとっていくか考えていかねばならない. 大学教育の現状はどうなっているか?

A: (桃木)

大学の講義でも、最近では図や写真を使わないと学生は反応しなくなってきている。また、 東洋史では漢文を読解する能力が著しく低下している。高等学校での国語教育にも問題が あるのではないか。

A: (川北)

理系の発表ではプロジェクターやパワーポイントを使うプレゼンテーションがあたりまえになっている。もはや文字ばかりのレジュメでの発表では受け入れてもらえないのが現実である。文系でも表現法の工夫が早急に迫られている。

Q: (神奈川・大久保敏朗)

生徒は漢文をとらなくてもよい大学を受験する傾向がある。生徒のボキャブラリーも非常に不足しているように感じる。教科書が誤っている、あるいは教科書にないことを補足して教えるにしても、生徒にどこまで説明してよいものか、教員の側の良心が問われるだろうと感じる。とくに理系の生徒は、白黒はっきりした答えを求めている。「両方あるかもしれない」というような答え方では生徒は納得しないのが現実である。程度が過ぎると生徒をただ混乱に陥れるだけではないかという不安もある。

Ⅳ. アンケートの集計結果

3日間にわたる研修会の終了時に、すべての参加教員(勤務の都合で最終日を欠席した数人を除く)に対して、現在の高校世界史教育の問題点や本研修会の感想などを中心とするアンケートを実施した、以下に、そのアンケートの集計結果の概要を報告する。

本アンケートにおける質問項目は、つぎのとおりである。

- (1) 氏 名
- (2) 都道府県(勤務校所在地)

- (3) 年 齢
- (4) 勤務校の形態(国立・県立・市立・私立・その他など)
- (5) 勤務校の規模 (例:1 学年普通科 6 クラス)
- (6) 大学での専攻テーマ
- (7) 現在の関心分野
- (8) 世界史以外の担当教科(以前の担当経験も含めて)
- (9) 現在使用している世界史教科書名
- (10) 現在使用している世界史副教材名
- (11) 現在, あるいはかつて使用の世界史教科書・副教材への意見・疑問・問題点など
- (12) どのような世界史教科書を望んでいますか
- (13) 使用している指導書への意見・疑問・問題点など
- (14) 使用した指導書のなかで推薦できるもの
- (15) 現在の高校世界史教育における問題点
- (16) 今回の研修会でとくに興味深かった話題・素材
- (17) 今回の研修会で高校教育現場に利用できそうな話題・素材
- (18) 今回の研修会で理解しにくかった、あるいは教育現場で利用しにくいと感じた話題・素材
- (19) 今後このような研修会でとりあげてほしい地域・時代・素材など
- (20) 来年度以降の研修会に新たに参加していただけそうな教員・教員団体をご紹介ください

なお、本報告書では、紙幅の関係もあり、以上 20 項目のすべての集計結果を示すことはせず、 参加者の都道府県・年齢構成、高校世界史教育の問題点、本研修会に対する意見などの主要ないくつかの項目についてのみ、その集計結果を掲載し、若干のコメントを付しておきたい。

(2)都道府県(勤務校所在地)

岩手 (1 人), 東京 (3 人), 埼玉 (2 人), 神奈川 (9 人), 長野 (2 人), 愛知 (3 人), 富山 (1 人), 石川 (1 人), 福井 (2 人), 滋賀 (1 人), 京都 (10 人), 大阪 (17 人), 兵庫 (6 人), 奈良 (2 人), 和歌山 (1 人), 岡山 (2 人), 広島 (4 人), 徳島 (1 人), 愛媛 (2 人), 福岡 (2 人) 本研修会の案内書は、各都道府県の高等学校社会科研究会を中心に、すべての都道府県に発送したが、当日の参加者は、北は岩手県から南は福岡県の範囲にとどまった。また、研究予算の関係もあり、近畿圏からの参加者が半数を占めるという片寄りがみられた点は否めない。

2.「(3)年齢|

20代(3人) 30代(12人) 40代(42人) 50代(10人) 60代(1人)

参加者の年齢構成に関しては、40代が圧倒的に多い。この点で、本研修会は、現在の高校教育現場のまさに中核を担っている多数の教員の参加を得ることができたといえよう。

3. 「(6) 大学での専攻テーマー

·西洋史(26人)

[近現代フランス (4人), 近代ドイツ (3人), 近代イギリス (2人), 古代ローマ (2人), フェニキア, ローマ・ビザンツ, 古ゲルマン, 中世フランス, 中世ドイツ, 中世イギリス, グレゴリウス改革, 古代ロシア, 帝政ロシア, 近世近代イギリス, チャーチスト運動, 近代ハンガリー, ナチス・ドイツ, 現代ポーランド, 近現代ロシア, 近世近代イギリス]

·東洋史(23人)

[中国古代, 楚, 漢代, 北匈奴, 後漢, 曹操政権, 後秦, 府兵制, 中国中世, 唐末・五代, 契丹, 元明交替期, 清代経世思想, 近世中国の阿片問題, 日本留学清国陸軍学生, 抗日学生運動, 近代回民反乱, 中国国民革命, 汪兆銘政権, ティムール帝国, オスマン朝, 近代インド, イラン]

·日本史(8人)

[古代政治外交史, 平安初期地方社会, 鎌倉期政治社会史, 近世近代のアジア意識, 近代社会教育, 日中戦争, 文化・文化人総動員体制, 近現代政治史]

・その他 (11人)

[広報社会学, 社会学 (ウェーバー), ジョン・ロック認識論, 比較哲学, 教育方法論, 近代世界史教育内容開発, 西欧法制史, 日本法制史, 財政学]

高校で世界史を教えている教員が、すべて大学で西洋史や東洋史を専攻した者でないことは もちろんである。本研修会の参加者に関しても、半数以上が西洋史・東洋史の専攻とはいえ、日 本史の専攻者も多く、また歴史学以外の社会学・法学・経済学・哲学・教育学などの専攻者もかなりいる。とくに後者のような、大学で歴史学を学んでいない教員とどのように接点を持っていくかということも、今後考慮されるべき課題であろう。

4. 「(11)現在、あるいはかつて使用の世界史教科書・副教材への意見・疑問・問題点など|

- ・各国史的枠組み(各国史の寄せ集め)
 - ・細かい事実の羅列(有機性がない)

·王朝交替史的記述

・政治・事件史中心

・ヨーロッパ偏重傾向

・「周辺」の地域・国家の軽視

- ・掲載されている肖像が少ない
- ・必要な図・資料が少ない
- ・日本国民がどうあるべきかの視点の欠如
- ・「わかりやすさ」と「新しい歴史学」の架橋をどうするか
- ・共時性重視のあまりに、タテのつながりが断絶したものがある
- ・旧来の「西洋史」・「東洋史」という枠組みから脱け出せていない
- ・学力的に低く、受験でも世界史を必要としない生徒のための教科書がない

以上のように、現行の教科書をめぐるさまざまな問題点が指摘されている。それらの問題点のなかでもとくに、各国史の寄せ集めとしての世界史、王朝史・政治史・事件史中心の歴史、ヨーロッパや中国中心の歴史などの点を多くの教員が問題点と考えている。本研修会は、先述の開催趣旨にもあるとおり、ヨーロッパや中国という、従来「中心」・「勝者」とみなされている地域から歴史をみるのではなく、その「周辺」とみなされている地域に視点を据えて公平な立場から歴史を描くということを、主要な目的の1つとしている。この点からみても、本研修会はまさに高校教員側の問題意識に合致したものであったといえよう。

5.「(12)どのような世界史教科書を望んでいますかし

- ・内容に有機的連関のあるもの
- ・国家と文明システムに依拠したもの
- 流れがとらえられるもの
- ・個人にもスポットライトを当てたもの。
- ・社会史の成果を積極的に取りいれたもの
- ・エピソード(雑学)・人物史の豊富なもの

- ・歴史観などで一貫性があるもの
- ・ ミクロとマクロの視点をあわせもつもの
- ・多面的視野を養えるもの
- 人間の躍動をリアルに書いたもの
- ・政治と文化の相互作用がわかるもの
- ・女性の視点をもりこんだもの

- ・日本国民形成の視点をもったもの
- もっと語句が精選されたもの
- ・記述が簡明なもの
- ・説明の豊かな分厚いもの
- ・知的・学問的興奮を感じられるもの
- 読み物としておもしろいもの

- もう少し薄いもの
- ・世界史 B と A があわさったようなもの
- ・現在の学問水準の最新のもの

・高卒レベルの必須教養的なもの

- デジタル教材化を前提としたもの。
- ・体系化された知識が理論としてのせられているもの
- ・横のつながりがわかるもの(同時代性を重視したもの)
- ・ネットワーク論・システム論などの視点を取りいれたもの
- ・地理的な要素を強くしたもの(地図などの増補・充実)
- ・生活史(その時代に生きた人々の様子)がわかるもの
- ・文章中心の叙述で読ませるもの(ビジュアル化の一方で)
- ・資料や学説紹介なども入れた、教科書 1 冊でことたりるもの
- ・世界史(地球社会)のなかの日本の位置などがわかるもの
- ・社会人・国際人としての教養となる。現代を念頭においたもの
- ・従来の「教科書」的通説と現在の新研究・動向を併記したもの
- ・現在の世界の成立理由、諸問題(環境問題など)がわかるもの
- ・文化・交易の交流という視点から全体的な歴史像がとらえられるもの
- ・西欧・中国中心の立場でないもの(世界の諸地域を対等にとらえたもの)

前項の現行世界史教科書のさまざまな問題点に対応して、教員側から新しい教科書へのさま ざまな希望が寄せられている。たとえば、現行教科書が細かい事項の羅列にみえるという問題 点にかかわって、個々の事項が何らかの理論・史観によって有機的・体系的につなぎあわされた 教科書が強く要望されており. その接着剤としてネットワーク論やシステム論などの利用が提言さ れている。またそのいっぽうで、人物史や生活史などのどちらかといえばミクロな面への配慮も望 まれている。さらに、現行の多くの教科書が西欧・中国中心史観を脱していないという問題点と かかわって、世界の諸地域を対等にとらえた教科書も要望されている。これらの要望のほかにも、 「日本史」と「世界史」の連関を明確に記述した教科書や、環境問題などを含めた現在の地球 規模の政治・社会・経済・文化の諸問題を歴史的に説明し、国際人の必須教養たりうる内容を 備えた簡明な教科書などが求められていることがわかる。

6.「(15)現在の高校世界史教育における問題点

- ・授業時間数の減少・不足
- ・現代史を教えることができない
- ・同時代史的視点の欠如
- ・時代観・歴史観に言及しないこと
- ・地理と世界史の連携不充分
- ・生徒の学びからの逃走
- ・座学の軽視(中~下位学力の生徒で)

- ・20 世紀史必修の必要性
- ・ヨーロッパ中心史観
- ・世界史像を組み立てる理論の欠如
- ・中学校教育との連携の不充分
- ・若い教師に知的な「飢え」 がない
- ・生徒の関心を引く教材の確立
- ・地図・地理の理解不足(中~下位学力の生徒で)
- ・教員の研究会活動の衰退(財政難・高齢化など)
- ・無国籍的世界史(日本国民を形成する世界史ではない)
- ・教員が「西洋中」・「東洋中」の枠組みから抜け切れていない
- ・大学入試(受験)にとらわれすぎ、受験知識偏重(大学側の変化も必要)
- ・世界史と日本史の関連付け、連携不充分(世界史の中の日本の記述少ない)
- ・桃木報告での「スクラップ」の必要性(教授内容の精選の必要性.とくに前近代)
- ・中学校教科書での世界史部分の大幅削除、高校世界史で初めて学ぶ内容の増加
- ・事項の詰め込み、網羅性・羅列性(問題解決能力の養成必要、教授型授業へ陥りがち)
- ・個性的な授業を行うことの難しさ(入試対応、教科書選定など、受験による教科書のしばり)
- ・大学入試での世界史選択者の減少(グローバリゼーションに対応する「知」が育たない, 英文学・国際関係専攻希望者ですら)

近年の教育体制の改変による授業時間数の絶対的な不足、この点とも深くかかわる現代史教育の不充分さ、旧来のヨーロッパや中国中心史観による事項羅列的な詰め込み教育、中学校教育・地理教育・日本史教育との連携の不充分さ、大学入試・受験勉強のために授業の形態・内容に大きな制約を受けざるをえないというジレンマというような、さまざまな困難な問題が挙げられている。これらのほかにも、教員自身の知的好奇心や研究活動が減退しているという問題や、生徒の学習意欲の著しい低下という問題が複数の教員から指摘されている。

7. 「(16)今回の研修会でとくに興味深かった話題・素材|

〈森安講義〉

「中央ユーラシア」という歴史世界の捉え方、「征服王朝」を遼~清以外にも求める視角、農耕民・遊牧民・遊牧騎馬民の違い、民族の「○○系」という捉え方、民族・母国語の概念(自己認識の問題)、遊牧民族・遊牧国家のイメージ、安史の乱の見方、一民族一国家論的発想の打破、ウイグル文断片史料、マニ教、モンゴル民族の見直し、ウイグル文書など具体的史料を用いた解説

〈川北講義〉

近代世界システム論,各国の所得データ,近代=成長をノーマルとする社会,消費(砂糖・紅茶)の視点,近世という見方

〈桃木講義〉

東南アジア史の枠組み,現代世界と新しい歴史学,東南アジアでの神仏習合,冊封体制 論の捉え方

〈山内講義〉

硫黄貿易・博多唐坊からみた西夏・宋・日本のつながり、日宋貿易と平氏、日宋貿易の捉 え方、新羅人海賊、冊封体制論の限界、東アジア史と日本史の連動

〈杉山講義〉

海域アジアと内陸アジアの対比,内陸アジアでのチベット仏教の位置,世界史上の16~18世紀,清帝国と海域アジア・内陸アジア,倭寇,三藩の乱の見方,明清交替,近世という見方,銀の動き

〈荒川講義〉

ソグド人と養蚕地の地図、ソグド商人の中国進出

〈白須報告〉

高校現場での授業実践に関連した事項

以上のように、今回の研修会における各講義は、参加した教員にさまざまな点で大きな知的刺激を与えたことが確認できる。このような各講義の細部以外にも、全講義を通じて、日本史と世界史の接点の具体的提示、海域史からの日本史の見直し、柔軟で弾力的なヒトやモノの動きの紹介、モノの動き・消費の視点などから歴史のダイナミズムを考える手法、教科書的理解の大胆な見直しなどの点で、研究の最前線からおおいに刺激を受けたと多くの教員が回答している。

8. 「(17) 今回の研修会で高校教育現場に利用できそうな話題・素材 |

〈森安講義〉

ソグド人・ウイグルと安史の乱の関係,中央ユーラシアの世界史的意義,遊牧民と遊牧騎馬民族との区別,ユーラシア世界の長期波動6段階,騎馬民族の動きのまとめ(配布地図),理科系的歴史学の提言,銀や馬に焦点をあてた歴史,戦車と騎馬のちがい,ウイグル・吐蕃・唐の三国会盟

〈川北講義〉

AD / BC の発生起源, 世界システム, 世界システムのゆくえ, 人口推計表, アジア物産へのあこがれ, 消費革命と国産化, 産業革命の起因としての国産化

〈桃木講義〉

東南アジア史に関する整理,東南アジア史の枠組み,世界史学習導入のための地理認識法(地図の国境をなぞる),冊封体制理論の捉え方,アオザイとその関連エピソード,東南アジア史と日本史の共通性,東南アジア史の時代区分,東南アジア世界の柔軟性,タイが独立を保てた事情,東南アジア史用語選,エスニックがじつは近代に成立していること

〈山内講義〉

日宋貿易における硫黄貿易(火薬原料)、冊封体制理論の捉え方

〈杉山講義〉

銀流通と清の勃興,皇帝権の複合性,三藩の乱の偶然性,満洲文字のしくみ,内陸アジア・海域アジアと清帝国,清の歴史的位置づけ,中国史の統一・分裂サイクルの中での評価,中国の対外交易と銀,中国の海禁政策,大元ウルス解体後のモンゴル史の流れ,海域アジアの概念,倭寇の解釈,アジアの戦国時代から武装した平和へという捉え方

〈荒川講義〉

唐代ソグド人の交易ネットワーク, ポストモンゴル時代のユーラシア, ソグド人と養蚕地 (「シルクロード | 商人)

前項の諸講義で興味をもった点とかかわって、各講師が紹介・説明した歴史事実や歴史を見る視点の多くが教育現場で利用できると複数の教員が回答している.

9. 「(18)今回の研修会で理解しにくかった、あるいは教育現場で利用しにくいと感じた話題・ 素材 |

〈森安講義〉

安史の乱の「早すぎた征服王朝」としての性格,安史の乱とウイグル,安史の乱とソグド 人の関係をもう少し説明してほしい

〈桃木講義〉

東南アジア史の枠組みを教える方法の構造についてはもう少し整理必要、東南アジア史の特質

〈川北講義〉

資本主義の定義

〈山内講義〉

実証的だが通史のなかに組み込みにくい、日宋貿易と硫黄 (細部になりがち),9世紀東アジアにおけるヒトの移動 (実証上,点と点を結んだ印象),世界史の授業のなかでは触れにくい

〈杉山講義〉

 $14\sim17$ 世紀のユーラシアの概観(生徒には理解難しい),東アジア近世国家の並列体制 〈荒川講義〉

ソグド人はそのままでは授業に組み入れにくい、もう少し後半の説明がほしかった

〈白須講義〉

世界史教育に対する思いは共感できるが大言壮語すぎる、もう少し具体性があればよかった、講義の目的がわかりにくい、大谷探検隊の話が聞きたかった、高校世界史と大学での歴史教育の違いなどを聞きたかった、何をもって「新しい創造」とするのかわかりにくい、21世紀の高校生に世界史教育はどのような力を提供できるのかもう少し掘り下げてほしかった、「どのようにして創造するのか」「そのためには何が必要か」などもっと実践的な話題がほしかった

上述のように、各講義からさまざまな知的刺激や教材のヒントを得たという回答のいっぽうで、各講義内容に理解しにくいものがある、あるいは教材とはなりにくいものがあるという意見もあった。 もちろんこの点は、短い講義時間のなかで、いまだ充分に展開されていない研究の最先端を大胆に紹介したという講師側の事情もあり、また、普段研究の最先端に接する機会がほとんどない という高校教員側の事情もかかわっていると考えられる.しかし、大学の研究者は、高校教育現場からのこのような率直な意見に、耳をふさいでしまってはならないであろう.このような研究者と教員の率直な意見交換こそが、本研修会の重要な目的の1つなのである.

10.「(19)今後このような研修会でとりあげてほしい地域・時代・素材などし

- ・イスラム (西アジア) 史 (12人)
- ・ロシア・東欧(9人)
- ・アフリカ史 (9人)
- ・戦後史・現代史・20世紀の捉え方(8人)
- ・ラテンアメリカ史(6人)
- ・インド史 (6人)
- ・中央ユーラシア史(再度)(5人)
- ・ヨーロッパ史・中国史も含んだ従来の世界 史の見直し(4人)
- ・東北アジア史(3人)
- ・日本と(日本も含めた) アジアの国際関係・交流(3人)
- ・東南アジア (再度) (2人)
- ・オセアニア(2人)
- ·国民国家(2人)
- ・歴史教育・世界史教育のあり方(2人)
- ・帝国主義時代のアジアとヨーロッパ(2人)
- ・自然条件(環境)と歴史(地理学との 連携)(2人)
- ・チベット
- ・朝鮮史
- ・13 世紀の世界史
- ・東西交流と中央ユーラシア

- ・19世紀の東アジア・中央アジアの変容
- ・アジアの民族運動
- ・世界システム(とくに東アジア地域と世界システムの関係)
- ・日本も含めたヒトやモノの往来
- ・海域史(日本史との関連で)
- 海から見たアジア中
- ・インド洋海域
- 海のシルクロード
- ・海上交易の関連するネットワーク
- ·東地中海世界
- ・ユーラシアの宗教伝播
- ・東アジアにおけるイスラム教・キリスト教・ 仏教
- ・身近にあるモノから理解する歴史
- ・歴史観・時代区分・国民の歴史意識・ 現代史学の動向
- ・歴史研究の課題
- ・歴史学研究における理論構築の手法
- ・研究現場と教育現場の距離をどう埋め るか
- ・用語表記の問題
- ・歴史を興味づけさせる方法
- ・授業実践の報告. 模擬授業

次回以降の研修会で新たに取りあげてほしい地域・素材としては、やはり従来の「世界史」で「周辺」・「辺境」とみなされているアフリカ・ラテンアメリカ・東欧・ロシア・東北アジア・インドなどの地域が多くの教員から挙げられている。また、今回の研修会の続編として、さらに中央ユーラシア・東南アジア史の講義を希望する声も多い。これらの「周辺」・「辺境」 地域に関して多くの希望が寄せられている背景には、そもそも研究者の絶対数が少ないため、授業・教材の参考となる研究文献や概説書が整っておらず、高校教育の現場でも充分な授業ができないという状況があるのであろう。このような希望の一方で、これまで一般に「中央」・「勝者」とみなされてきた西欧や中国に関して、あるいはそれらの「中央」と「周辺」の関係としてとらえられてきた帝国主義・植民地・民族運動などの問題に関しても、歴史研究の最前線の状況を講義してほしいという要望も多い。さらに、現代の世界情勢において非常に重要な地域となっているイスラム史に関しても、多くの要望がある。

これらの外国諸地域に関する要望以外に、注目すべき要望として、日本とアジアの関係史・交流史に関する講義を希望する声が複数の教員から寄せられている。この「日本史」と「世界史」の関わりをどのように理解・説明するかという問題は、先述の高校世界史教育の問題点でも何人かの教員が挙げていた、日本史教育と世界史教育の連携という問題と直結する重要な課題であり、来年度以降の本研修会でも取りあげられてしかるべきテーマであろう。また、最近歴史学のなかで強調されてきている、「海を通じてのネットワーク」・「海から見た歴史」・「海域世界」などに関しても、多くの教員が取りあげることを望んでいる。

これらの他, 歴史観・歴史理論・時代区分論・歴史意識などの, 歴史学という学問の本質に関わる諸問題をとりあげてほしいという要望や, 授業実践の報告や模擬授業の実施なども含めて研究者・高校教員双方が歴史教育について考える場を企画してほしいという声も複数寄せられている.

♥. レポートの集計結果

本研修会終了後、参加教員から 1000 字程度を目安にレポートを提出してもらった. 提出されたレポートをみていくと、そこには現在の高校教育現場における世界史教育の問題点が率直な言葉で語られている. それらの意見や疑問は、われわれのプロジェクトの今後の方向性ばかりでなく、大学における歴史研究のあり方とも深くかかわるものである. 以下、先述のアンケートと重複する意見や疑問も若干あるが、できるだけそれらのレポートの生の声を引用しながら、そこに述べられ

ている高校世界史教育の問題点,本研修会の成果や問題点,大学における歴史研究と教育現場との関係の問題点などを概観してみたい

1. 高校世界史教育・教科書の問題点

(1) 教育体制の問題点

(i) 授業時間数の絶対的な不足

高校での世界史必修化,新学習指導要領の実施,週休2日制の実施などのなかで,今まで以上に授業時間数の不足が深刻化している状況を、つぎのように多くの教員が指摘している。

◇国際化社会の到来,異文化交流の必要性が説かれるなか,高校では世界史が必修科目となりましたが,その授業内容は未だ充分とはいえないものがあります.週4時間では古代オリエントから第二次世界大戦後まで終えることができないばかりでなく,近代西欧中心的な構成で政治史に偏りがちな教科書の記述を踏まえた(否定するにせよ)解説が必要とされ,さらにどうしても大学受験に引きずられてしまいます. (神奈川・堀部宏人)

◇ 2003 年度より新カリキュラムが始まり、世界史の授業時間はさらに減少した、限られた時間内で西欧中心史観にたたない、羅列的・網羅的でない世界史授業をどうやってつくるかが今ほど問われている時期はないように思う. (大阪・小川 総)

◇「学校週5日制」となり、世界史の授業時間が縮減されている。そのため、更なる効率的な授業の運用や工夫が必要である。 (京都・堀江嘉明)

◇「時間と受験の制約」という言葉で、世界史教育の課題が表現されていたが、時間の問題は小中高のどの教科でも深刻である。週休2日制の実施と「情報」「総合」の導入、中学校での選択制の実施にあたり、教材研究や生徒指導に当てるべき時間とエネルギーが「どの教科を削るか」という議論に費やされた。(中略) 20 年程前に、知育偏重是正のため「ゆとり」教育と言う同じような試みがされた。「機械的な授業時数の削減がゆとりにつながるか」という意見が現場にはかなりあり、どの教科を削るか、「ゆとり」に何をするかの議論に時間が費やされた。「ゆとり」は最初は禁じられていた補填授業に使われるようになり、やがて消えていった。「ゆとり」が現場にもたらした混乱の総括もないままの同様の試みに、現場では否定的な意見が多い。大学と小中高間のずれ、教育行政と現場の意識のずれは、近年、確実に拡大する傾向にあるのではないか。

(ii) 中学・高校教育の連携、地理教育・日本史教育と世界史教育の連携の不充分

上記の授業時間数の決定的な不足という状況と深くかかわる問題として,中学校での世界史教育の不足や中高双方での地理・日本史教育と世界史教育の連携の不充分さを多くの教員が 指摘している。

- ◇新課程が始まり、早速1年生を対象に「世界史B」を教えていますが、教科書の内容の変化と共に、中学校の新課程で世界の地理と世界史をほとんどやって来なかった生徒への対応とで、あたふたしている1学期でした. (神奈川・早川英昭)
- ◇更に中学校での世界地理と世界史の大幅縮小も問題です.物語風でもよいから基礎的, 雑多な知識があってこそ概念論へ繋がるものだと思います. (神奈川・早川英昭)
- ◇地図に親しんでいない生徒が多く,世界史の時間に地理から教えなければいけないことがあります. (大阪・若松宏英)
- ◇世界史と日本史とを分け、相互に交流や関連もなく、教えていることが問題であり、それが中等歴史教育における蛸壺化の事例である。(略)日本を取り巻く地域・ネットワークの中で、或いは外国との関係交流の中で日本を相対化して見ることが結局は日本・自民族・自己の生活地域の世界史的位置を捉えうるのではないか。 (兵庫・置村公男)

(iii) 教育現場と研究現場の乖離

高校の教育の現場と大学の研究の場との乖離という問題が、やはり多くの教員から指摘されている。本研修会の最も重要な目的は、このような両者の乖離を少しでも克服することにある。

- ◇高校の教育現場と大学の研究の場との乖離の緩和が歴史教育の課題の1つとなっている (京都・松田 宏)
- ◇我々の置かれている実態は、学問の最先端からはほど遠いわけです。そのうえ近年一層、「本を読まない歴史教師」「学説に興味のない歴史教師」「授業を話題にしない教科会」「低調な(御用)研究会」「授業の力量や研究が評価されない職場」などの状況は深刻です。 (京都・藤田雅之)
- ◇「歴史学研究」に関して言えば、実際の教育現場からは、一部の教員を除いて大きく乖離しているように感じます. (大阪・田中愛子)
- ◇高校現場の教員として, 歴史研究のフロンティアに触れる機会は少ない. (福岡・小山 潤)

(2) 教科書内容・教育内容の問題点

(i) ヨーロッパ・中国中心の史観

新たな学習指導要領になっても、現行教科書のほとんどが、基本的にヨーロッパと中国を「中心」とし、その他の地域を「周辺」とみなす旧来の史観で叙述されていることが多くの教員から指摘されている。このような史観の問題と関わって、日本における歴史の研究と教育が、いまだに「西洋史」・「東洋史」・「日本史」という枠組みにしばられているという声も寄せられており、この点は大学の研究者にとっても重要な克服課題であろう。

- ◇実際の世界史教科書は依然として西洋史と中国史の寄せ集めで,西欧近代主義と中華 主義の「勝ち組」の論理が中核になっていることは否めない. (滋賀・光明祐寛)
- ◇新課程では様々な改訂点がありますが、教科書の基本的な枠組みは変わっていません. 相変わらず東洋史は中国史中心ですし、西洋史のウェイトが大きいことも変わりありません.

(京都・川口敬二)

- ◇国際化社会の到来,異文化交流の必要性が説かれるなか,高校では世界史が必修科目となりましたが,その授業内容は未だ充分とはいえないものがあります.(中略)近代西欧中心的な構成で政治史に偏りがちな教科書の記述を踏まえた(否定するにせよ)解説が必要とされ,さらにどうしても大学受験に引きずられてしまいます. (神奈川・堀部宏人)
- ◇世界史教育は今でもいくつかの問題点をかかえている。その最大のものは、西欧中心史 観にたつ羅列的・網羅的授業が依然克服されていないことと思う。 (大阪・小川 総)
- ◇日本の歴史教育や研究は戦前の国史・東洋史・西洋史という枠組をまだ脱却していない。 (兵庫・置村公男)
- ◇今年度から学年進行で実施される新学習指導要領は、西洋中心の単線的発展史観からの脱却を掲げ、前近代におけるネットワーク重視、近代世界システム論の導入、西洋の役割の相対化など、従来の世界史を乗り越えようとする数多くの試みを採用しています。(中略)しかし一方で、現場の教員がどれだけその主旨を理解して魅力的な授業を作り上げられるかについて、若干の危惧を覚えました。というのは、私も含めて世界史教員の多くは、まさに西洋中心の単線的発展史観に基づいた授業を高校で受けて育ってきたからです。教員の多くが最初に手本とするのは、大学での講義や研究ではなく高校時代に受けた授業です。そして一旦出来上がった教案は改変しにくいものです。そこで教員が使いやすい教科書を編

集するという配慮から、新学習指導要領に基づいた教科書が、必ずしも新しい視点からのみ編集されているわけではない、という事態が生じています。 (神奈川・岡田 健)

(ii) 教科書記載事項の過剰・羅列傾向

現行世界史教科書の多くが、余りにも多くの記載事項を羅列的に詰め込んでいるために、生徒が世界史を一国史の寄せ集めとしてしか理解せず、共時性や同時代性に関する理解力がほとんど養われていないという問題点も指摘されている。

◇現在の世界史教科書は、余りにも知識量が多く、逆に事象の因果関係や単元配列に配慮が足りない部分も多いと思います。いくら授業で広域の文化交流や世界システム、同時代史を学んだとしても結局、生徒の理解は、ある種の固定観念や偏見といったフィルターによって、狭い各国史や地域史、ヨーロッパ中心史観に再編成されていってしまいます。これは、単元の記述量のアンバランスや教員の授業姿勢にも原因がありますが、従来の世界史教育の流れや固定観念、受験にも原因があると思います。 (京都・川口敬二) ◇一国史の発想から「世界史」を世界各国の歴史を集めたものとイメージしている。(中略)まず、一国史のように、地域ごとに通時的に流れを把握する。真っ先にくるのはヨーロッパ、次ぎに中国、そしてイスラムなどといった具合である。しかもヨーロッパの歴史を古代から現代までをたどりつつ、それを軸に他の地域の歴史を関連づけていく、共時性は偶然の所産にすぎないものと把握されているのだろう。受験勉強の便法とはいえ、こうしてヨーロッパ中心史観は再生産されていく。 (奈良・太田義人)

(iii) 世界史 A の問題点

現行の世界史教科書のうちで、とくに世界史 A に関する問題点が指摘されている。それらの意見をみるかぎりでは、現行の世界史 A という科目は、そのコンセプトそのものから再検討される必要があるのではなかろうか。そして、そのような問題のある世界史 A を学習していくうえで、本研修会で提供された歴史的視点がきわめて有効であるという意見も寄せられている。

◇世界史 A ではネットワークを使っての授業に取り組んでみましたが、前近代の扱いがあまりにも軽く、具体的事例のない概念史は理解させるのに困難を伴いました。 やはりある程度の

基本的事項や年表の知識がないと、横の関係やシステムの話は無理でした。特に高校の場合は学校によって学力・関心の差が大き過ぎます。その学力・関心の余りない学校では必修で世界史 A を教えればいいとする、前回のそして今回の教育課程は間違いだったと思います。(本当は世界史 B の先に世界史 A を置くべきだと思います). (神奈川・早川英昭) 令新教育課程の困った点は、必修科目として置くことが多い世界史 A で「近代以前の世界」を教える時間が決定的に少ないということである。東洋史研究者にとってスクラップであるギリシア=ローマ史は勿論、中国史自体も3~4時間しか配分されない。いわば「近代以前」そのものがスクラップと見なされている。(中略) 新教育課程(A) の少ない時間で「大枠的中国史」を生徒に示す上で「中央ユーラシア」の視点はきわめて有効で、「受験的知識」を必要としない生徒にも、シンプルかつ文明論的な理解(考える材料の提供)が可能となる。北の遊牧騎馬民族国家と南の農耕帝国の並立・興亡、地域的なまとまりと交流、軍事・経済に着目した国家システムの分析等々・・・・、「正史」に代わる新しい東洋史の像が示されうる。(中略) 見逃されていた「周辺文明」や「交流」を組み込んだ文明史的な理解があって初めて生徒に全体像を提示できるようになる。

(iv) 現行の大学入試制度による授業内容の制約

現行の大学入試制度が、小中高の教育体制や教育内容にさまざまなかたちで大きな影響を与えているという問題は、しばしば指摘されるところである。高校世界史教育においてもやはり、大学入試によって教育内容が大きな制約をこうむっていることを、多くの教員が指摘している。このような状況のもとでは、本研修会で提示された歴史学の最先端の成果が高校教育現場にすみやかに浸透していくのは、かなり難しいと思われる。この現行の大学入試方式が高校教育の内容を大きく制約しているという問題については、教員側からの要望にもあるように、入試問題の改善など、大学側でもいっそうの克服努力が必要であろう。

◇少なくとも筆者の高校において、ここで得た情報は、教科書に沿った授業を進めていく上での「小ネタ」としての利用に留まるものと思われる。なぜなら、現行の入試制度の下、いわゆる進学校においては、教科書記載事項を中心に知識を広く浅く教え込む授業が多くの生徒の求めるものであるからだ。筆者は、大学入試にすべての責を帰すものではない。しかし、これが高校現場の多くで意識ある教員の頭痛の種であることは、大学側にも理解していただきたい。 (神奈川・澤野 理)

- ◇受験という現実を考えますと、少ない授業時間数の中、まずは教科書に沿って出題頻度 の高い基本的な事項を頭に入れさせるということで手一杯ですし、生徒も教科書に沿った授業を求めます. (大阪・浅田泰央)
- ◇「時間と受験の制約」という言葉で、世界史教育の課題が表現されていた。

(兵庫・吉田ゆみ)

(3) 教師・生徒側の意識・姿勢の問題点

上述のような教育体制や教育内容の問題以外に、教える側の教師の意識の低下や生徒の学習意欲の低下を危機感をもって指摘する声がある。

◇近年一層、「本を読まない歴史教師」「学説に興味のない歴史教師」「授業を話題にしない教科会」「低調な(御用)研究会」「授業の力量や研究が評価されない職場」などの状況は深刻です. (京都・藤田雅之)

◇子どもたちは明らかに「学びからの逃避」をしている。いつの時代でも前世代は次世代の若者を指して、そのように嘆いたのかもしれない。しかしこれほどまでに教育改革が巷で叫ばれることはなかったに違いない。その点から考えてもこのプロジェクトの意義は重要かつ大きく、正鵠を射ている。白須氏の講義内容は、世界史教育にだけいえるのではなく、教育全般に敷衍できるだろう。 (福岡・小山 潤)

(4) 世界史教育改善のための提言

以上のように、現在の高校世界史教育に関しては、実際にその現場に携わる教員からさまざまな問題点が指摘されている。しかし、もちろん、教員たちはただその現状に身を任せているだけではない。本研修会に参加した教員のなかからも、レポートのなかで、世界史教育の現状改善へ向けての方向性の提言や具体的な方策の提案が行われている。それらのうちで2つのものを以下に紹介しておきたい。とくに、後者の世界史教育内容の精選という課題は、大学の研究者と高校の教員が、世界史教育の現状改善という共通意識のもとに対話を深めるための非常に有効な場となりうるのではなかろうか。

(i) 仮説の形成に力点をおいた学習の推進

◇現在の高等学校の歴史教育が担いうるひとつの使命は、仮説を形成する鋭い直観の育成と、理論的な推論の培養にあると思う。仮説形成の仕方を学ぶことは、問題解決のための見通しを立て、整合的な知識体系を構築する「学習の方法」を学ぶことであり、人間として生きるための、みずからの課題を発見する「発見の方法」や、問題解決のための理論の「構築の方法」を学習することでもある。 (愛知・久住弘行)

(ii) 世界史教育内容精選のための協議会

◇もうひとつの世界史教育「改革」の必要性を、私は研修会を通じて痛感したのだった。それは世界史教育が扱う「知識の精選」の必要性である。(中略)大学と高校の教員たちの有志で「スクラップ」を提言する協議会を結成したらどうであろうか。(中略)この協議会は以下のことを検討すればよい。1つは、現在の歴史学界の動向をふまえたうえで21世紀の世界史教育にとって新たに加えるべき学習テーマを考える。もう1つは、以前には学ぶ意義があったと思われていたが現在においては瑣末な知識でしかないものを分類し、その「スクラップ」を提言する。後者の点が特に大切である。(中略)21世紀の世界史教育の発展のためにも、以上に述べたような世界史教育「スクラップ」協議会が日本社会の中に産声をあげるべきだと私は考えるが、いかがであろうか。(長野・小川幸司)

2. 本研修会の成果・問題点

(1) 研修会の成果

(i) 教育現場と研究現場の乖離の緩和. 接点の提供

上述のように、高校世界史教育の問題点として多くの教員が指摘する問題の1つに、大学の研究現場と高校の教育現場との乖離という問題がある。本研修会の主要な目的の1つは、このような状況に対して、両者の接点の場を確保し、研究の最先端の成果を提供することにより、少しでもその溝を埋めるというものである。また、双方の場をつなぐ「層としての新たなリーダー」となりうる意識の高い高校教員との対話を試みるというのも大きなねらいの1つである。このような研修会のねらいは、幸いに多くの参加教員に明確に理解され、以下のように、本研修会の成果として多くの教員から共感・感謝の声が寄せられている。この点で、本研修会は、初年度の試みとしては、充分な成功をおさめたといえよう。

- ◇最先端の研究紹介を通じ教育現場に一石を投じる、まさに流行の産学連携の人文科学版で教学連携とも呼ぶべき斬新なものであった。 (岩手・山本 賢)
- ◇先生方の投げたボールはいずれも全力投球のそれ、研究者の魂を込めた、熱く、生々しい ものでした。最先端の研究成果に基づいて世界史の授業は「かくあるべし」とする意気込 みが感じられ、蒙を啓かれ首肯することが多々ありました。 (東京・小林 岳)
- ◇研究の最先端と現場と授業との「接点の場」

(東京・小林 岳)

- ◇個人のレベルで学界の情報をつかみあるいは専門誌を読んで最新の研究動向を吸収し、 普段の授業に取り入れるというのはなかなか難しいことである。大阪大学文学部の先生方が 主催なさった本研修会は「シルクロードと世界史」という研究テーマに関連する内容に限ら れてはいたものの、最先端の研究に従事しておられる先生方が直接に、高校の教員向けに 研究の動向と成果をわかりやすく伝えて下さったという点で画期的な試みであったと思う。普 段の自分の不勉強を思い知らされるとともに、大変素晴らしい刺激を与えていただけた3日 間であった。 (東京・日下部公昭)
- ◇各県には高等学校社会科研究会といった組織があり、授業の展開や生徒の反応や講師の先生の研究発表などをしていますが、あまり盛り上がらないことが多いのが現状です。また学会発表は高校の現場に直接には役に立たないことも明らかであり、今回の研修会はちょうどこの2つの中間にある全く新しい取り組みと位置づけることができると思われます。

(埼玉・小林共明)

- ◇直接の講義を受け、質疑応答で細部の確認を取ることで明確になることが多くありました。 そういう点で今回の企画は大変有意義. (神奈川・早川英昭)
- ◇大学における最先端の歴史研究と高等学校における世界史教育の内容との乖離をいか に解消するか、という問題意識の下で開催された. (神奈川・澤野 理)
- ◇研修会の大半を占めた情報提供は、教科指導以外に多くの校務を抱えている現場教員に とり、最先端の研究成果の一端に集中して触れることができたという点では大いに勉強になっ た. (神奈川・澤野 理)
- ◇高校の教員が最先端の学問的成果に生で触れることはなかなか困難なことですが、この たび貴学がその機会を提供してくれたことに感謝をいたします. (神奈川・堀部宏人)

◇概して教員は教えることに熱中するあまり、生徒には学ぶことを要求していますが、自ら学ぶことを放棄している者が多く、最近の研究成果に触れられる機会がないことも現状です。このような研修の機会を大阪大学だけでなく、他の大学にも拡大して欲しいものです。

(神奈川・古川寛紀)

◇何のために歴史を学ぶのか (歴史という学問の存立基盤も問われ始めているだけになおさらのこと), この本質的な問いをまえにして研究者と教育者は同じ地平に立つことができる. この点で, 今回大阪大学が全国の高校教員を集めておこなった対話の試みは, きわめて意義深いものであったと考える. (京都・後藤誠司)

◇この事業は大学の研究と高校の授業との「乖離」を克服する「接点 (インターフェイス)」 とするために実施されたのに他ならない. (京都・堀江嘉明)

◇私自身, 京都教育大学等で教科教育法を担当する機会をいただき, 大学での研究成果と 高校教育の連結の必要性と難しさを切実に感じていましたが, 今回大学の先生方がこれほ どの情熱をもって高校教育に関心を寄せられている姿を拝見し, 非常に心強く, またうれしい ことでした. (京都・高田法彦)

◇日頃,世界史の教材研究をする場合には参考文献やメディアからの情報を利用するしかありません. 日頃, そういう意味で孤立化しがちな我々にとって今回の研修会で新しい研究成果や視点に触れることができ大変, 有意義で貴重な機会でした. (京都・川口敬二)

◇今回の研修会において、特に印象深かったことを1点のみ挙げるならば、白須先生の「歴史学研究と歴史教育の現場を結んで両者を往還しうる『層としての新たなリーダー』が必要」と述べておられたことです。 (大阪・田中愛子)

◇大学における歴史学研究と高等学校における世界史教育の相互交流の必要性をかねてから痛感していた私は、今回の企画を心から歓迎し、参加を認められたことに謝意を表したい。 (大阪・佐々木利昌)

◇歴史研究の現場と歴史教育の現場とが"双方向で"結ばれた非常に価値のある研修会でした. (大阪・笹川裕史)

◇私たち高校の教員にとって、このような研修会は非常に貴重なものです。いわゆる官製の研修会は、形ばかりが先行して、なかみが空っぽというのが少なくありません。世界史の内容について、このような膝を交えんばかりの講義と、疑問点についての即座で適切で、なおかつ最新の学問からの解答をいただけることなど。すばらしいことばかりです。

(大阪・小代肇子)

- ◇どう授業化するかはもともと高校教師の側の領域である。その意味で、最新の歴史学の成果を学ぶ機会を与えていただいた今回の研修会に対して大変感謝しつつも、それをどう現場に活かすかという難しい宿題が我々自身に課されたと感じている。 (大阪・小川 総) ◇研究・教科書執筆をする大学教員とその教科書を使って教育する高等学校教員とが一堂に会して意見を交わすことがこれまでなかったので、この試みは教育の発展に関して意義
- ◇今回の企画は、最先端の研究者と現場の教員が会する貴重な場であり、研究と教育の、 行政と現場のずれを縮める必要性を示したものであった. (兵庫・吉田ゆみ)

のあるものだったと思う.

- ◇すそ野を広げるために、高校教員が「架橋」の一端を担うと言う自覚を持って、奮闘したいものである. (兵庫・吉田ゆみ)
- ◇大学研究者と高校教員が顔と顔を合わせて語り合う、まさに「インターフェイス」の醍醐味を味わう3日間であった。
 (兵庫・八尋孝一)
- ◇急速に変化する教育現場にあって、その変化の意味を考え、自らの位置を知り、進むべき 方向を見定めようとするとき、「学問研究と教育現場を結ぶ」ということは大きな課題の1つ である。今回の研修は、この難題に正面から取り組む画期的なものであると同時に、「世界 史」という従来の教科教育の枠にとどまることなく、「近代的価値」をこえてどのようにわれ われが教育や歴史・文化を構築していくかという問題提起をするものであった。

(奈良・藤本教子)

(大阪・遠藤和男)

- ◇歴史研究の最前線に触れることができて大いに刺激を受けました.少なくとも今,歴史学が大きな転換期にあり、その転換はグローバル化という事態の中で、この世界をどう理解し、展望をどう見出すのかという今日的な問題に関わっているということはおぼろげながら理解できたように思います. (広島・曽根 猛)
- ◇白須先生も「歴史学研究と歴史教育の往還」について言及されましたが、「歴史学研究と歴史教育の往還」は重要であり、本研修会は本当に意味あるものでした。

(広島・森 才三)

◇今回の企画の素晴らしさは、研究者がその学問の最先端を、教育現場の教師に講義し、その意見・質問を受けとり、直接答えるという「場」を設けられたことです。教科書・指導書・参考書・一般教養書などから情報を得るのみで、じかに研究者の考え方やアプローチの仕方などにふれる機会がほとんどなく、あやふやな知識で授業をしている、私のような教師にとって、刺激になる機会でした。 (福岡・末永 寛)

(ji) ヨーロッパ中心・中国中心史観からの脱却

本研修会の重要な目的の1つが、現在の世界史教育を呪縛しているヨーロッパ中心史観や中国中心史観からの脱却である。そしてこの目的にそって、「中央ユーラシア」や「東南アジア」という、旧来の史観では「周辺」・「敗者」としかみなされていない地域の歴史を講義の主題にすえることにより、公平・対等な立場にたった世界史の最前線の研究成果を提示した。このような、旧来の史観の打破という提言も、以下のように、多くの教員から共感・支持の声が寄せられている。また、教育現場におけるより実践的な問題として、これまで参考資料があまり整っておらず、教材研究が手薄になっていた「中央ユーラシア」・「東南アジア」に関する最先端の研究が講義された点も有意義であったとする意見が複数みられる。

- ◇普通の伝達研修とは異なり、研修内容の取捨選択・現場活用の前提に教師自身の自己 改革—西欧文化中心主義から脱皮し、文化相対主義を受容・体得—を実践し、生徒という 犠牲者を出さない事が急務と猛省しております. (岩手・山本 賢)
- ◇私がつくづく反省させられたのは、桃木氏の発表のなかにあった「グローバル化の時代だからこそ、周辺の歴史から学ぶ必要性がある」という問題提起であった。(中略)「周辺」の歴史のなかから民族・国家・市場といったものを問い直すならば、そこには硬直化した言説をときほぐして新しい道を展望する問題群があることがわかるのだ。私たちがこれまで追求してきた平和創造のための世界史教育は、こういった視座の再検討のなかで改めて鍛え直されねばならない。

 (長野・小川幸司)
- ◇今回の研修を通して、いかに私自身が西欧中心主義の歴史観にとらわれてきたのか、あるいは「強者」「勝者」の側(これについても疑念を抱き始めたが)からの歴史観で単元を構築してきたのかを知らされる機会となった. (石川・石尾和彦)
- ◇「勝者」「中央」からの視点のみでなく、名もなき庶民の息づく地域からも『歴史』を考えることが、大切なのではないか、つまり、グローバルでかつローカルでなければならないのだ。 否、むしろ、グローバル化時代だからこそ、「インターフェイス」を重視しなければならない

(滋賀・光明祐寛)

◇3日間の集中講義をつうじて端的に示されたのは、ヨーロッパ中心主義的な発想から抜け出し、また一国史的な見方から脱却することによって従来の「世界史」認識を転換させねばならないということであった。そしてそれをいかに歴史教育の場でおこなっていくか、これがこのセミナーから高校の教員側に与えられた課題であった。 (京都・後藤誠司)

◇今回の趣意書を読み、講義を受けて自分もまた中華・イスラーム中心史観に陥る危険性のあることに気づきました。今後はヨーロッパにも、中国やイスラームにも偏らない授業を心がけたいと思います。 (大阪・浅田泰央)

◇今後の世界史の授業を展開するにあたっては、先進国欧米の歴史と(誤解を与えない)中華思想の中国史だけではなくアジア史を展開すること、そのアジア史は欧米史に対抗するものではなく、また後進性を強調するものでもないこと、などいかにバランスの良い世界史教育を展開することが重要か、高校教員としての責務を痛感した. (大阪・北村素子)◇近代世界システムの基礎である資源と環境について考えることは、現代世界を考えることであり、東南アジア史から見えてくる「周辺の視点」をもつことは日本の今後の行き方を考えるうえで重要となろう。この2点も世界史の枠組みに取り入れたい. (大阪・西岡浩美)◇西欧中心史観は私たち高校現場の教員が意識していても、知らず知らずのうちに身近に忍び寄っているようです。その中で東洋と西洋の間の世界にスポットライトを当てた(正統な位置づけを与えたと言う方が妥当でしょうか)、しかも国家的見地から高校世界史教育を見直そうとするこのたびの企画は、企画そのものに斬新さと妥当性があると思います。

(兵庫・藤原健剛)

◇ヨーロッパ中心史観の克服.

(大阪・遠藤和男)

◇この研修会で、曖昧な違和感を覚えていた西欧モデルの国民国家的枠組みを中心とした 指導内容に対し、新しい切り込みの方向性を与えていただいたと感じる。

(岡山・水田 堅)

◇中央ユーラシア、東南アジアの正当な位置づけについて、このことがヨーロッパ中心主義、 農耕民中心主義の世界認識を克服して、世界史像を豊かにする。 (岡山・宮本竜彦) ◇中央ユーラシア・東南アジアといった高校教員の知識そのものが薄い地域の講義、学習 指導要領の軸の1つである近代世界システム論など充実した講義が続きました。

(神奈川・松木謙一)

◇中央ユーラシアや東南アジアは我々の教材研究が手薄いところで、今回の研修会でとても 刺激を受けました。 (神奈川・堀部宏人)

◇今回の研修に参加することにより、普段授業の中で時間をかけて扱うことができず、教材研究も怠りがちになる中央ユーラシア史・東南アジア史がいかに世界史の中で重要であるか(重要な役割を担っているのか)を再認識しました. (京都・加藤貴也)

(iii) 民族・国家概念についての発想の転換

本研修会では、従来、西欧的な基準・発想にもとづいて理解されてきた「民族」や「国家」という概念に関しても、「中央ユーラシア」史・「東南アジア」史の立場から新たな理解が提示された。そして、「民族」や「国家」に対するこのような新たな理解は、参加教員に大きな刺激を与えたようである。

- ◇今回の特集がシルクロードという事もあって、「民族の混交・転換」という現象が特に印象に残りました。
 (埼玉・大石基樹)
- ◇私の世界史を分析するさいの「物の見方」というのは、民族とか国家とか市場といった歴史の主要概念・カテゴリーについて、無意識のうちに西欧の歴史のなかから生まれてきたものを「基準」として想定しており、その「基準」にどれだけ近いかという物差しで非西欧世界の歴史を分析してきたように思うのである。今回の研修会で、森安氏の中央ユーラシア史研究や桃木氏の東南アジア研究から学んだことは、そうした民族・国家・市場といったものの「多様な形態」を見とおすことのできる広い視野と柔軟な思考力をもつことの大切さであった。それこそが、世界史教育の姿勢の問い直しにほかならない。 (長野・小川幸司)
- ◇最も大きかったものは、今まで何の疑問もなく使っていた「国家」という概念を考え直させられたことであった. (富山・稲沢 透)
- ◇ 「民族」とは歴史的に形成されただけでなく、時々刻々変化するものであるという指摘は、 非常に重大であろう. (大阪・西岡浩美)
- ◇「民族」に対する柔軟な捉え方であるとか、「成長」思考に対する疑義など多くの示唆を受け、自分が歴史学の「パラダイムの転換」ともいうような局面に遭遇している幸運を実感した次第. (広島・曽根 猛)

(iv) 世界システム論・ネットワーク論などにもとづく斬新な世界史像の提示

本研修会の諸講義で、一国史の寄せ集め的な世界史像を克服する方途として強調されたのが、世界システム論やネットワーク論であり、その理論にもとづいた新たな歴史像の提示も、多くの教員に刺激を与えたようである。

◇世界史を文明圏の組み合わせだけではなく、それを繋ぐネットワークや、世界システムとして理解すべきだとの思いを改めて強くしました. (神奈川・早川英昭)

◇今回の研修会では国家と地域との関係を整合的に整理して、地域ネットワークという従来 の視点を大きく脱却した点にメリットがあり、歴史的思考を深めて行く要因が国家や民族とい う枠組みを超えて、政治経済を中心とした社会システムであるという点は注目されます。また、 それを広域的に分析理解し展開されたことによって、歴史的に理解が困難であった歴史事 項や不明事項に大きく寄与した事が伺えます。 (京都・山内敏輝)

◇私たち高校の世界史教員には、長年教鞭をとっておれば歴史的事実や特定の地域における時代の概観というものはできてくるものです。私たちがある種の感動を覚えるのは、既知の歴史的事実が全く新しい切り口で説明されたときや広がりのある時代や地域を巨視的にとらえることが提示されたとき、また、世界システム論に代表されるような時代と地域を斜め切りにするような視点が示されたときなどです。その意味で、この研修会では大変な贅沢ができました。 (兵庫・藤原健剛)

◇今回の研修には、民族や主権国家を基軸とした従来の枠組みを相対化し、世界史を広く 「関係性」の観点から見直そうという方向性が基調にあったように感じます.(中略)「関係性」を重視する観点からは、それまで気づかなかった「時代の構造」というものがよく見えてくるように思いました. (広島・曽根 猛)

◇ 7 つのレクチャーには、歴史の再構築を示すような共通部分があるだろうか. あるとすれば、 共通解は「世界システム」であろう. (愛媛・桐本則幸)

(v) 世界史教育と日本史教育の連携に関するヒントの提供

先述のように、現在の高校世界史教育においては、日本史教育との連携が不充分であるという問題点が、複数の教員によって指摘されている。本研修会では、日本史とアジア史の連動に関するいくつかの具体的事例を提示する講義が1つ準備されたが、この講義は世界史教育と日本史教育の連携に関心をもつ教員に、いくつかの有意義なヒントを与えたようである。

◇山内晋次先生の『遣唐使途絶後の日本とアジア』は、北方対策で宋が日本硫黄を大量に 買い付けること、博多の宋坊の存在など目新しい史料から東アジア世界をみるもので、日本 史と世界史とをリンクする教材を検討している私にとって大いに興味あるものでした。

(神奈川・松木謙一)

◇今回の「高等学校世界史教員研修会」に、日本史教員として参加した者(少なからずいた筈)としてレポートを提出します。というのは、大半の歴史教員は世界史・日本史の両方を現に教えているか、過去に教えたことがあり、「二足のわらじ」を標準装備しているからであり、その意味で相変わらず厳重にボーダーが引かれる大学教育と違い、高校歴史教員はまさに日本史・東洋史・西洋史をインターフェイスしていることになるからです。この事実は今回の研修会でも充分考慮して頂いており、山内晋次報告は日本史専攻者の渇えを大いに潤すものでした。 (京都・藤田雅之)

◇西夏に対抗する宋の軍需物資(火薬原料)としての硫黄が、11 世紀の日本から大量に 宋に輸出されていたという事実は日本と中国、さらに中央ユーラシアと空間的には隔てられた 地域が有機的に結合し連動していることを明確に物語るものである。このような事例を高校生 に紹介することによって、歴史における同時代的認識(それこそが世界史的歴史認識だと 思うが)を彼らに持ってもらうことが可能となろう。 (大阪・佐々木利昌)

(vi) 教員の教育・研究意欲の活性化

これまでみてきたように、本研修会の成果として、教員側からさまざまな点が挙げられているが、そのような個別具体的な成果以外にも、教員として自らが学び続けることの大切さを痛感したという感想、教員としての姿勢・スタンスをあらためて見つめ直したいという感想、今後このような新たな取り組みを行ってみたいという抱負、これまで実践してきた自分の教育方法・方針の正しさを再確認できたというような感想などが、多くの参加者から寄せられている。このような教員の教育・研究意欲の活性化という点も、教員が研究の最先端に触れることの重要な効用であろう。その意味でも、今後ますます研究と教育の接点が拡大される必要がある。

◇教室という閉鎖された空間で生徒の目を教員に向けさせる最大のきっかけは教員のインパクトであろうと思われます。そのインパクトとは教員の世界史に対する情熱、そして自ら学ぶ姿勢でしょう。多くの世界史担当教員が大学時代に何らかの形で歴史にふれたはずではあります。その際に学ぶことのおもしろさや新しいことを知った時の素直な驚きを忘れず、継続的に歴史を学び続けている教員ほど、生徒にとっては魅力的な存在となるはずです。その意味で今回行われた研修会は多くの教員に教科書や指導書に書かれていない歴史的視点を学ぶことができて有効であったと思われます。 (東京・宮武志郎)

◇この3日間の研修会で、あらためて再検討すべきだと思ったことは、そうした世界史教師としての姿勢(スタンス)・視座であって、それ以下のものではない。だから、「講義は面白かったが高校の現場での活用の方法がわからない」とか「中央ユーラシア史とか東南アジア史は所詮授業で詳しく扱う時間がない」といったぼやき節が、研修会の討論のなかで高校の教員から繰り返されたのは、残念であった。そうではないのではないか、と反論したいのである。何のために世界史を高校生に教えるのか、という問題関心そのものが、この研修会では俎上にのぼっていたのではなかったか。

◇今回の研修会で得た新たな問題提起や仮説も素材としながら、アブダクションの教育、すなわち仮説を定立し推論を展開する授業形態の開発に取り組んでみたいと思う。

(愛知・久住弘行)

◇この研修はこの3日間で終わりではないと思います。この研修に参加してしまったということは、ここでいただいた多くの問題を教育の現場に持ち帰り、自分なりに消化し、熟成し、生徒のレベルに応じて再構築しながら実際の教育の場での実践を模索していく第1歩を印したにすぎないといえます。 (大阪・金田修治)

◇教師にとって大切な初心ともいえる「何をどう教えるか」ということについて文字通り「リフレッシュ」できたように思います. (大阪・今西保雄)

◇新しいことを知る喜びや,疑問に答えが示され納得できたときの嬉しさを何より強く感じた 時間であった. (兵庫・大畑睦子)

◇今回の研修会で最も強く感じた事は、私達教師が生徒に教えるまでの「教材としての世界史」を、どれだけ自身の中で確かなものにしなければならないかという、一種の責任感である。 (大阪・岸 大資)

◇イメージをまず持たせるという方針は、どの時代を教えるにしても必要であると思う. 桃木教授の「コスチュームプレイ」とほぼしていることは共通しているので、密かに自信を深めているところである. (神奈川・佐藤雅信)

◇今回の研究会の中で、大学側(研究者)としてはどのような学生を高校に求めるかという参加者(教員)の質問に対し、自分で考える力のあることに加えて、数学的な思考のできる生徒を求めているという明快な回答があり、大変勇気付けられた. (京都・松田 宏) ◇むしろ "自分の授業の方向はこれで良い"という自信を得たことが貴重でした. 周囲の世界史教師や、受験参考書が"通俗的な"歴史を再生産しているなかで、"異質な"授業をするのは心理的にキツイところがあったからです. (大阪・笹川裕史)

- ◇「高校世界史教育において、生徒に身につけさせるべき学力とは何か」をもう一度問い 直す必要があると感じた. (中略) 今回の研修を通じ、知識習得の過程で、もっと生徒自身 に考えさせる要素を盛り込む必要を痛感した. (兵庫・八尋孝一)
- ◇高校で基礎を固め、大学で発展的に学ぶことで生徒が歴史観を築いていく、それを支援するのが教員の役割ではないか。そのために今、高校教員と大学教員が世界史教育について共同で構築すべきもの、それは「歴史学習において身につけるべき学力とは何か」を考えることではないだろうか。 (兵庫・大畑睦子)
- ◇現場の教員に求められるのは、(まさに桃木氏が学生に求めるところの)「説明する力」である. (福岡・小山 潤)

(vii) 教員同士の交流の場の提供

講義から学んだ諸成果以外にも、従来の教員研修会とはまた違ったかたちで全国の教員同士が交流できたことも、本研修会の成果の1つであるという意見が寄せられている。ただし、この点については、高校教員同士の交流は、教員の研究集会で行えばいいことであり、本研修会ではあくまでも大学の研究者と高校の教員の交流を主眼とすべきであるという意見もある。

- ◇個人的にはお名前を存じ上げるだけで、面識のなかった他県の高校の先生方と直接お目 にかかれたことが収穫でした. (埼玉・小林共明)
- ◇高校の教員との交流ができたこと(中略) 共通の問題関心を持っていることに励まされた. (中略) 名前は聞いていたが,面識のなかった全国の何人かの先生と懇親,情報交換できた. (愛知・磯谷正行)
- ◇全国で孤軍奮闘していた世界史教員のネットワークの第1歩がここにスタートした感じがしました. (大阪・金田修治)
- ◇高校教員相互の交流は前の週に東京で全歴研,高知で歴協教が開かれており、そこで 交流すればいい. (神奈川・石橋 功)

(2) 研修会の問題点

前節では、本研修会の成果として参加教員たちから寄せられた意見を集約したが、もちろん、本研修会に問題点がなかったわけではない。本節では、参加教員が研修会の問題点として指摘している点をまとめておきたい。

(i) 講義という一方通行的な形式中心

今回の研修会では、全体として限られた時間のなかに、7人の講師によるそれぞれの専門分野での講義を並べ、質疑応答の時間も充分にとることができなかったために、大学側から高校教員側への一方通行的な発信に終わり、両者の交流が充分に行えなかったという感想が参加教員の間にある。そしてこの点と関連して、研究者の講義を拝聴するという受身の姿勢でしか参加していない教員が多かったという意見も寄せられている。この一方通行的な発信という問題については、次年度以降、とくにその解消に向けてプログラムの工夫などを行う必要があろう。

◇大阪大学の諸先生方のレクチャーは基本的に一方的であり、高等学校教員側は受け身の姿勢でしか参加できなかった事実を指摘させていただきます。そのために、高等学校教員はレクチャーの内容に感心するばかりであり、そこに参加することだけで満足している人々が多いように感じました. (東京・宮武志郎)

◇研修会の進行方法について、当方は、各研究者の発表が終了すると、質問表を提出して それを回収し質問事項を整理してテーマが絞り込まれて課題を討論するものと判断しており ましたが、質問に回答するという方法に一元化されているため、討論と交流が充分にできな かったように存じます. (京都・山内飯輝)

◇一部を除くと講義だけの一方通行で終わることが多く、大学の先生との交流を図れなかった. (神奈川・石橋 功)

(ii) 講義内容について

講義内容に関する問題点としては、基本文献を読んだことを前提としてより高度な内容が聞きたかった、中央ユーラシア・東南アジアの世界史上での位置付けが不明確、講義内容のスケールが大きくすぐには教育現場に応用しにくいなどの意見が寄せられている.

◇以前に講座岩波世界史等で読んだ内容が語られることが多く、それ以上の詳しい内容、仮説等の紹介が少なかったように感じた。せっかくの機会だから事前に講座岩波の論文等身近で手に入る論文を読んだ事を前提の講義を展開して欲しかった (神奈川・石橋 功) ◇中央アジア、東南アジア等の狭い空間、限られた時間を扱った関係で、その取り扱った部分が世界史にどう位置づくかの視点に欠けていたように感じた。 (神奈川・石橋 功)

◇講義の内容については、世界史の大きな枠組みという話をしてもらうよりは、山内教授のような小さな事柄に焦点をあてていくと大きなものがみえてくるという手法は、高校でテーマ学習をする際に、非常にアイデアを与えてくれるものであったと思う. (広島・田子昌紀)

◇中央ユーラシア史の観点から、世界史教育を再構築していくことに大きな意義を見いだしますが、スケールが大きすぎて教員も対応できない部分が出てくるかもしれない。

(大阪・金田修治)

3. 今後の研修会にむけての課題

(1) 研修会の内容に関する課題

次年度以降の研修会の内容について、参加教員側から以下のようないくつかの提案・希望が寄せられている。もちろん、すべての提案・希望を実現することは難しいが、研究者・教員双方にとってより有意義な「インターフェイス」の場を確保していくためにも、それらの意見をできるかぎり考慮していきたい。

(i) より幅広い内容に関する最先端の状況の提示

前掲のアンケート集計にもみられるように、今後さらにさまざまな時代・地域に関する最先端の研究状況を聞きたいという希望が、多くの教員から寄せられている。

- ◇「シルクロード」に限らず世界史の幅広い内容について今回のような研修会を提供していただけないかということである。大阪大学の先生方には是非今後もこうした催しを継続していただきたいし、さらに言えば、こうした試みが他大学にも広がって、大学の研究と高校の教育現場との結びつきが強まることを期待したい。 (東京・日下部公昭)
- ◇西洋史の先生方にももっと参加していただけますと、より一層広がっていくのではないかと 思います. (大阪・小代肇子)
- ◇次に、このような機会を設けるなら、「海のシルクロード」がいいのではないかと思う。古代にアフリカの途中までシリア人が行っていたこともつなげて、古代ローマのインド・東南アジア貿易、イスラムのユーラシアをまたにかけた貿易(教員には東アフリカ貿易が忘れられている)。

(大阪・遠藤和男)

◇もっと「目から鱗が落ちる」具体的な特論, ウイグル・モンゴル・マンジュ・チャンパー史などの最先端の論点を聴きたかった. (兵庫・山内英正)

◇要望としては、ヨーロッパ史やオリエント・ギリシア・ローマなどの分野を含んだ世界史トータルの企画と意見の違い・交換がなされる「場」を設けていただくとよいでしょう.

(福岡・末永 寛)

◇内容については、やはり大学の先生方が専門とされている学問領域についての、最新の成果を聞かせていただきたいと思います。それが一番、現場で授業を組む私たちにとって、勉強になるのではないかと思います。授業は、生徒が世界史を好きになるように作り上げるのが、私たちの仕事だと思っていますので、研究者の方々が一番おもしろいと思ってらっしゃる現在進行形の研究を、このようにわかりやすい形で勉強させていただくのがいいのだと思います。 (大阪・小代肇子)

(ii) 世界史教育内容の精選に関する研究者・教員の話し合いの場の確保

先述の高校世界史教育の問題点でも指摘されているように, 現行の教科書には過剰な知識が羅列的に詰め込まれている。そこで, このような状況を改善するために, 教育内容の思いきった精選・削減をするための研究者・教員の話し合いの場を確保してはどうかという非常に興味深い提案がなされている。この提案は, 次年度以降の研修会における新しい試みとして, 充分考慮に値するものであろう。

◇世界史教育の内容の精選といった場合にどのような内容を取り上げてどれを削るのか、大学の研究者の先生方と高校の現場の教員とのやりとりの中で道筋をつけていきたい(中略)すべての高校生に教えるべき世界史の内容とはどのようなものであるかということを、本気になって検討していかなければならない。
(東京・日下部公昭)

◇世界史教育が扱う「知識の精選」の必要性である。(中略)大学と高校の教員たちの有志で「スクラップ」を提言する協議会を結成したらどうであろうか。(中略)この協議会は以下のことを検討すればよい。1つは、現在の歴史学界の動向をふまえたうえで21世紀の世界史教育にとって新たに加えるべき学習テーマを考える。もう1つは、以前には学ぶ意義があったと思われていたが現在においては瑣末な知識でしかないものを分類し、その「スクラップ」を提言する。後者の点が特に大切である。(中略)21世紀の世界史教育の発展のためにも、以上に述べたような世界史教育「スクラップ」協議会が日本社会の中に産声をあげるべきだと私は考えるが、いかがであろうか。 (長野・小川幸司)

(iii) 模擬授業・実践報告などの実施

研究者・教員の討論・交流の場である本研修会の意義からして、高校教員側が模擬授業や授業の実践報告などを研修会のプログラムの一環として行い、それに対して大学の研究者と高校の教員の双方が意見を述べあってはどうかという提案が、いくつも寄せられている。たしかに、大学の研究者が高校世界史教育のよりリアルな実状を知ることは意味のあることであろう。しかし、研究者は教室での授業のプロではないので、本研修会の場でそのような模擬授業や実践報告を行ったとしても、教員側が期待するような成果が得られるかは疑問である。今回の参加教員のなかからも、そのようなプログラムは高校教員同士の研修会でやればよいという意見が数人から出されている。したがって、この模擬授業・実践報告の実施に関する問題は、すくなくともこの数年間には本研修会のなかで実施するつもりはない。それでなくても、今回の丸3日間でさえ時間が足りなかったのである。もしそういうことが必要であれば、高校側が主宰者となる研修会に、大学の研究者を招くという形にしていただきたい。

- ◇高等学校教員が実際に行っている授業を参加者全員に見せ、それを高等学校教員と大学教員が検証するという方法はどうでしょうか. (東京・宮武志郎)
- ◇教員研修ならば、授業実践の試みや授業案の提示・検討があってもよいのではないかと 思う. (愛知・神谷康夫)
- ◇研究現場と教育現場との接点を拡大していくために、「講義―質疑応答」の形態だけでなく、現役の高校教師が作成した、あるテーマでの授業案や実践記録を、大学の先生方も交えながら全員で議論するというコーナーも必要ではないかと思いました。(大阪・笹川裕史)
- ◇私は、中学校でこれぐらいは教えて欲しい、とか、中学校ではどれだけのことを教えているのか、教科書はどの程度の内容なのか、中学校の授業を見学してみたい、と考えることがよくあります。もし時間が許すならば、大学の先生方にも、実際に高校の授業を見て具体的なアドバイスをしていただくことが有意義なのではないかと思います。 (大阪・浅田泰央)
- ◇「世界史の授業」をする時間を設定されてはどうでしょうか. (福岡・末永 實)
- ◇教員同士の情報交換の場として、新課程の内容を実践してみての苦労などが聞ける時間がもう少しあり、その中で大学側とのやりとりもできるとよかったかと思う.

(神奈川・大久保敏朗)

◇高校教員相互の交流は前の週に東京で全歴研,高知で歴協教が開かれており、そこで 交流すればいいこと. (神奈川・石橋 功) ◇内容については、やはり大学の先生方が専門とされている学問領域についての、最新の成果を聞かせていただきたいと思います。それが一番、現場で授業を組む私たちにとって、勉強になるのではないかと思います。授業は、生徒が世界史を好きになるように作り上げるのが、私たちの仕事だと思っていますので、研究者の方々が一番おもしろいと思ってらっしゃる現在進行形の研究を、このようにわかりやすい形で勉強させていただくのがいいのだと思います。 (大阪・小代肇子)

◇今回は全国から熱心で主体的な皆さんが結集し充実した研修会になりましたが、それでも同業者の「質問力」のなさは情けなく、教室でのプロのくせに「どう教えたらよいか」と問う者あり、超一流の研究者に質問できるまれな機会なのに、教師間での意見交換を要求し、杜撰な自説を披瀝する者もあったりして、つくづく高校教師の度し難さを実感されたのではないでしょうか。私としては、今回の研修プログラムの内容・運営には千にひとつの注文もなく、ただただ、来年度以降も継続することを祈ってやまないものです。 (京都・藤田雅之)

◇どう授業化するかはもともと高校教師の側の領域である.

(大阪・小川 総)

(2) 研修会の運営方法に関する課題

研修会の運営方法のなかでもとくに、参加教員の募集方法に関して、以下のようないくつかの 提案・希望が寄せられている。次年度以降、これらの意見を参考にしながら参加者の募集を行っ ていきたい。

(i) 講義内容に関する予習の義務付け

◇研修に参加するには最低ある程度の概説書や論文レベルを読むくらいの積極性が求められます。そのために、研修参加資格として基本文献の読破を義務づけては如何でしょうか。 (東京・宮武志郎)

◇事前に課題図書を与えておくこと

(神奈川・石橋 功)

(ii) グループによる参加の禁止

◇高等学校教員が半ば遊びの気持ちで参加することを避けるために、グループで招待する ことを止めるべきと考えます. (東京・宮武志郎)

(iii) 自主的・主体的参加姿勢の確保

◇唯一,せつにお願いしたい点は,参加者の募集についても今年度どおり都道府県の教員 主体の研究会を通してお願いしたく,決して教育委員会を通じて「下達」されないよう祈ります。そうすることが研修会の,自主的・主体的に参加するという原点を確保するものと切実 に思うからです。この件に関してはよろしくお願いします. (京都・藤田雅之)

(3) 大学研究者と高校教員との対話の場の継続的確保

今回の研修会を終えて、以下のような研究者・教員の対話の場の継続的確保を要望する声が、 参加した多くの教員から寄せられている。

◇今後とも教師・生徒を含めて高大連携を進めてもらえればと願っています。

(神奈川・早川英昭)

◇歴史研究の現場と歴史教育の現場との対話が一層深まることを期待したい、

(神奈川・澤野 理)

- ◇今後の試みとして大学側と現場の世界史の高校教員との連携は今まで以上にこれからも必要ではないかと感じた. (神奈川・大久保敏朗)
- ◇研究者と教育現場を結ぶパイプももっと太くしなければならないことを痛感した.

(滋賀・光明祐寛)

- ◇今回の研修会を通じて、こうした中高連携、また大高連携への取り組みの重要性と可能性も改めて痛感させられた思いです。 (京都・高田法彦)
- ◇研究現場と教育現場という異質な場を結ぶために、私達はその方法と、両者に共通する言葉を早急に開発する必要がある. (中略) 学問の先端研究の持つ意味が明確に語られ、現場教師がそれを敏感にキャッチして論理的に表現できるようになれば、教育現場の多様な実態にかかわらず、それらは普遍的に同僚や生徒に伝え得るものになるのではないかと私は考える. (奈良・藤本教子)

このような教育現場の声に応えて、今回のような COE という特別な背景ではなく、日常的に両者の対話の場をどのように継続的に確保していくかということが、われわれも含めた大学研究者の側に課された大きな課題であろう。そのための 1 つの手段として、つぎのような参加教員の意見に

みえる大学側の積極的な情報発信は必須のものであろう。この点で、今回のわれわれの研修会は、その積極的発信のモデルケースとしてもある程度の成功をおさめたといえるのではなかろうか。

◇大学側が普段感じている問題をどんどん発信してもいいと思います. 高校現場では、大学入試と指導要領に縛られる部分が多く、生徒も、教師もこれらを基準にせざるを得ない所があります. しかし、問題意識を共有するのはとても有意義 (中略). ハードルは高く、しかも数も多いのですが、大学からは高校教員に対し、学問の成果をもっと発信して欲しいと思います. 高校での教育と大学の研究の格差はあって当然ですが、高校の世界史の教員はその狭間を埋める存在でありたいと思っています. 情報発信とよく言いますが、インターネットなどで流しっぱなしになっているだけのものはよくあります. インターネットやプレゼン技術を軽視する気はありませんが、顔を突き合わせ同じ場を共有し研究成果を語り合う場は絶対必要です. この研修の来年度以降のさらなる発展を願います. (大阪・若松宏英)

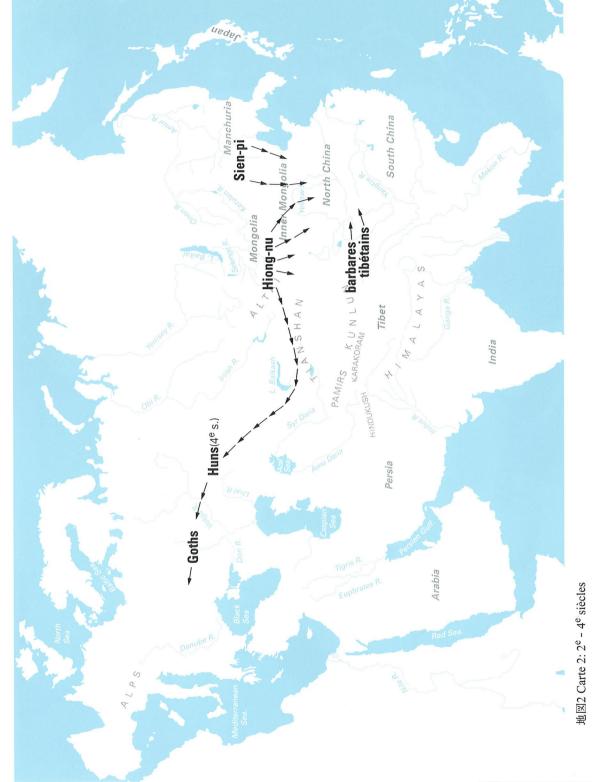
おわりに

以上,アンケート・レポートなどを総合すれば,今回われわれ「シルクロードと世界史」班が企画・開催した全国高等学校世界史教員研修会はおおむね好評をもって迎えられ、初回の試みとしては充分な成果をあげることができたといえるであろう. ただし,その一方で,先述のように種々の課題が見えてきたことも事実である.今後,それらの諸課題に取り組みつつ,今回われわれが創り出した大学の研究現場と高校の教育現場との接点をよりいっそう確実に保持・継続していくために,次年度以降,さらにさまざまな試みを行っていきたい.

次年度以降の高校教員研修会においては、「陸」のシルクロードから「海」のシルクロードへとメインテーマをシフトし、そのテーマのもとで日本史研究や西洋史研究との連携もいっそう深めていく予定である。今回研修会に参加した教員の1人から報告されてきた、「今、3~4人が中心となって、この研修に参加したもの同士の勉強会のようなものを大阪で作ろうと考えています。せっかくの機会を何とか生かし、その成果を報告できるように頑張ろうと思っています」(大阪・若松宏英)というような、高校教員側における新しい動きとも連携しつつ、われわれ「シルクロードと世界史」班の主要研究目標の1つである高校世界史教育の刷新という目標に向けて、さらにプロジェクトを進めていきたい。

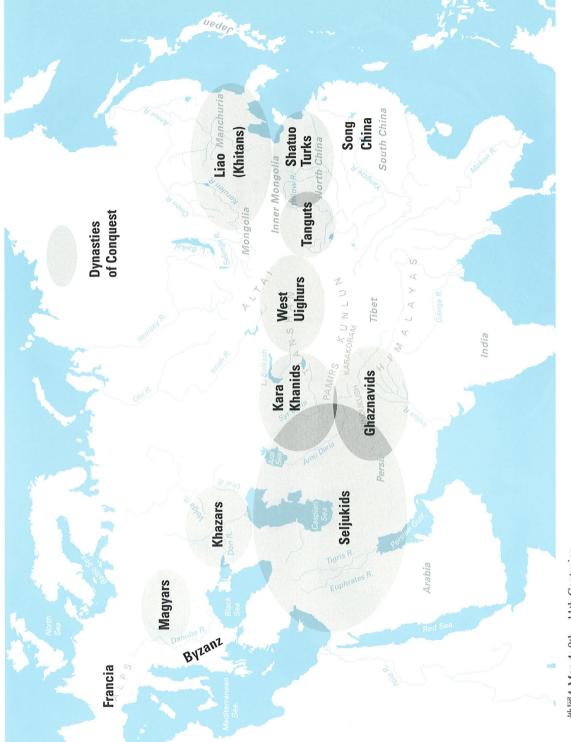
ただ最大の問題は、遠隔地から参加される教員の旅費・宿泊費をはじめとする費用である. 今回は COE プロジェクトの一環として 300 万円程度を使用することができたが、本プロジェクトは今年度末に全体として再審査を受けることになっており、来年度の予算が保証されているわけではない。もちろんわれわれは継続を前提としてこの企画を練ってきている。しかし、たとえ幸いに予算継続が認められたとしても、最長であと 3 年である。それ以後どうするかは、全く白紙の状態である。大学側に予算がなくなった場合、高校教員側が自己負担してでもこのような研修会の継続を望まれるのかどうか、本報告書出版後に各方面から寄せられる反応を分析していきたいと考えている次第である。



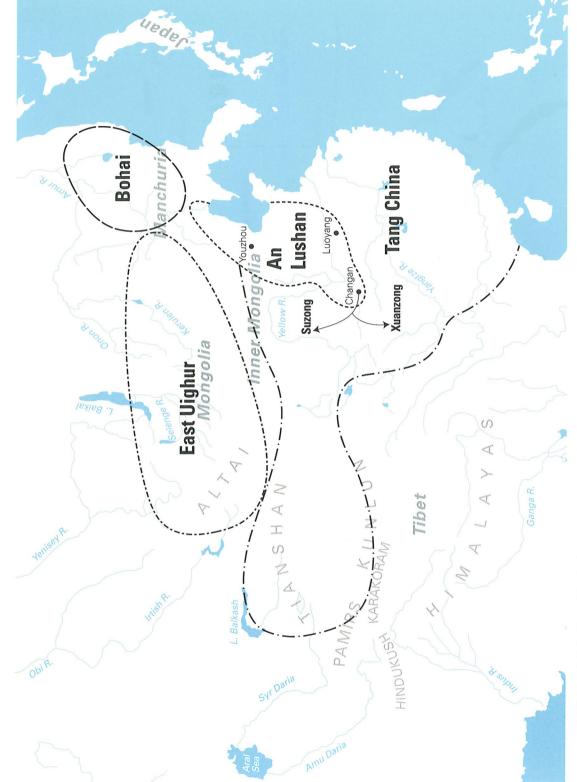




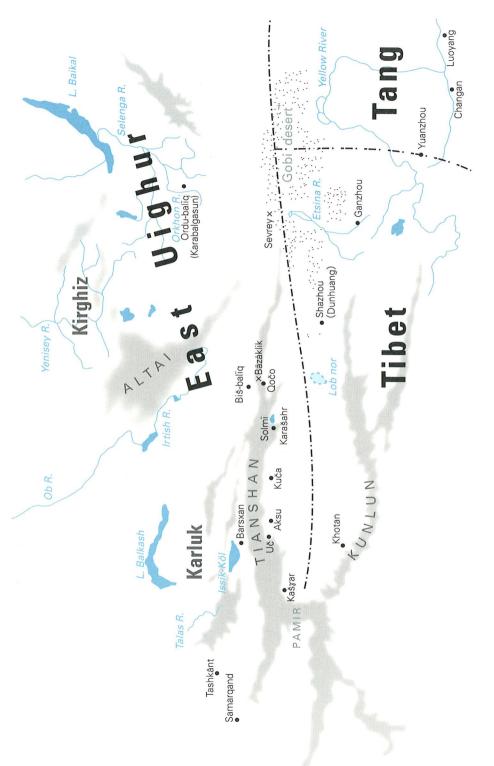
地図3 Carte 3: 5e - 6e siècles



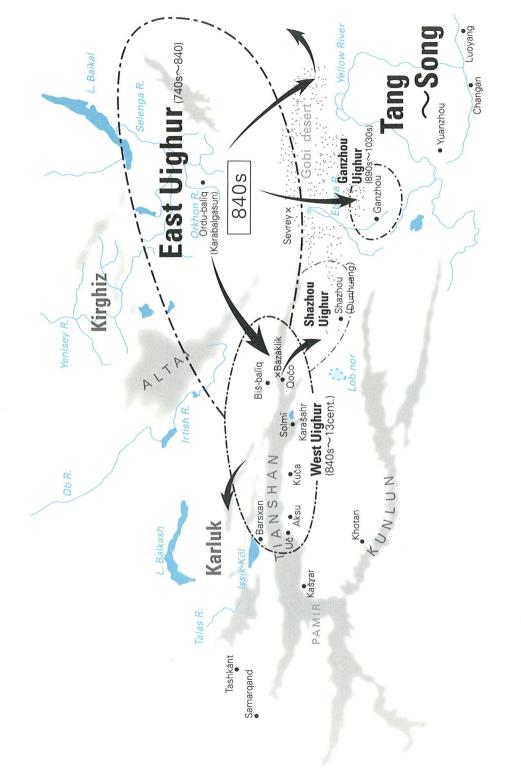
地図4 Map 4: 9th - 11th Centuries



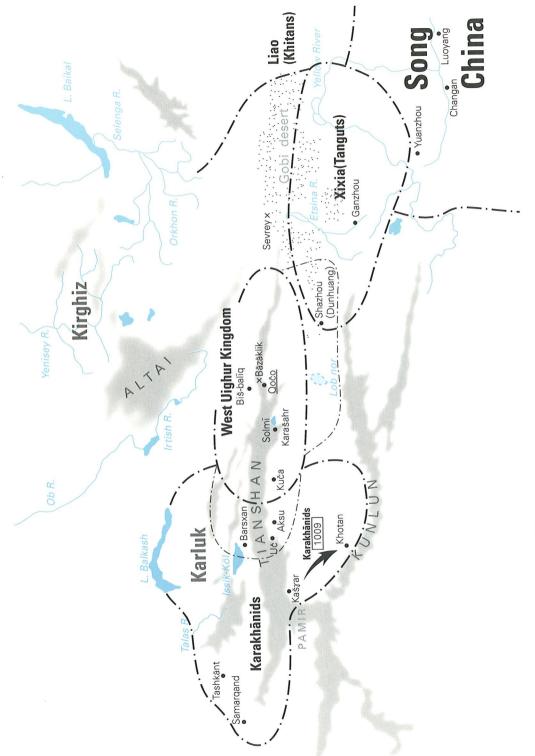
地図5 Map 5: Rebellion of An Lushan



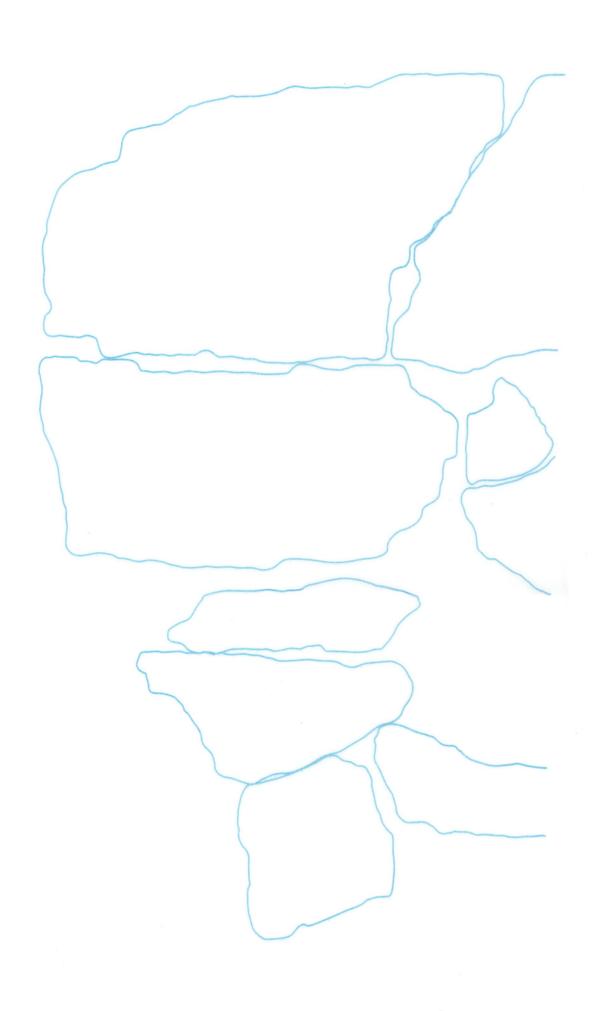
地図6 Map 6: border line fixed by the Peace Treaty among the Tang, the Tibetans, and the Uighurs in the 820s

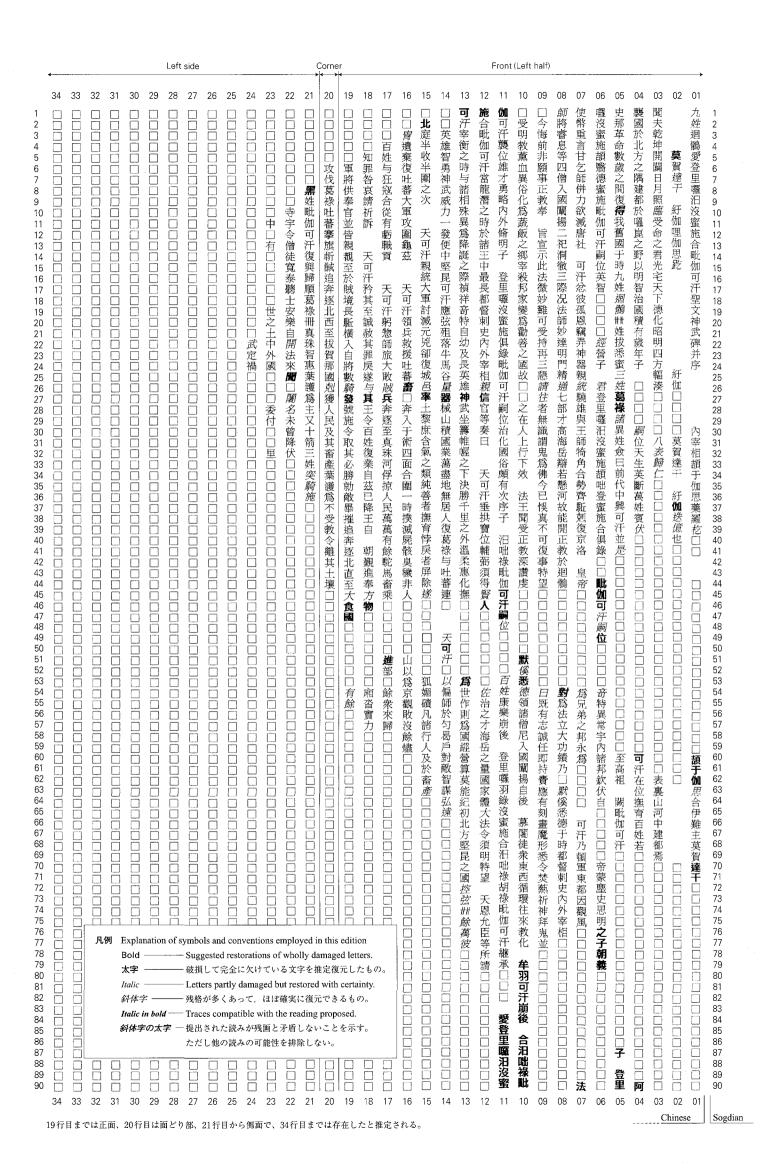


地図7 Map 7: migration of the Uighurs in the 840s



地図8 Map 8: late 10th century - mid 11th century





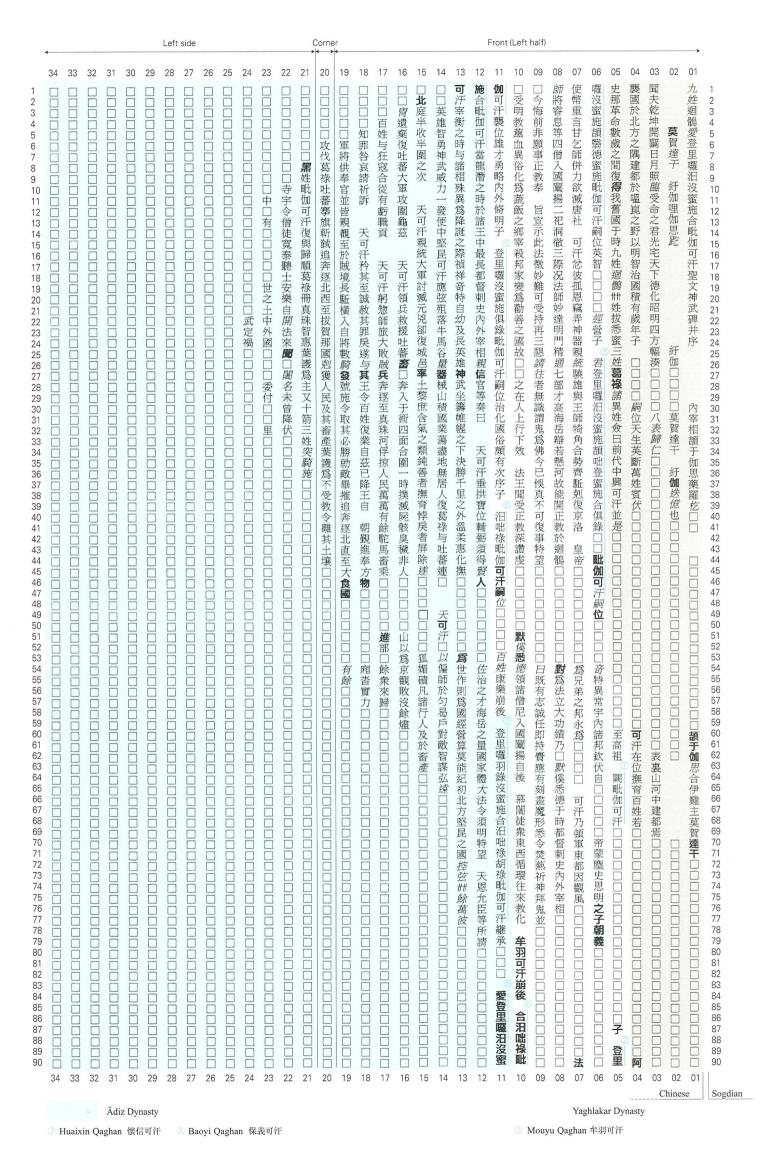


Fig. 2 Allocation of the sections to Qaghans and Dynasties in the Chinese version of the Kara-Balgasun Inscription

Fig. 3 Pelliot chinois 3884: 『摩尼光佛教法儀略』寺宇儀第五 Fifth Article of the Manichaean Compendium of the Doctrine and Rules of the Teaching of Mani, the Buddha of Light

【全巻リスト】	
_ 1	岐
<u> </u>	Hur
_ O	<u>ا</u>
Z.	Tra
_ 2	シ
<u>J.</u>	Wo

岐路に立つ人文科学 Humanities at the Crossroad

言語の接触と混交

映像·音響記録 DVD. Audiovisual Documents DVD

6. 映像人文学 -Visual Humanities

イメージとしての〈日本〉 — 日本文学 翻訳の可能性 Imagined Japan / Japanese Literature — The possibility of translation

臨床と対話 — マネジできないもののマネジメント Clinical Dialogues — Management of the Unmanageable

シルクロードと世界史 _____ World History Reconsidered through the Silk Road

トランスナショナリティ研究 ——場を越える流 Transnationality Studies — The Flows in and out of Places

5. 言語の接触と混文 ______ Sociolinguistic Perspectives on Brazilian Nikkey

- マネジできないもののマネジメント

— 日系ブラジル人の言語の諸相

発行日 2003年12月25日 責任編集 森安孝夫 編集 坂尻彰宏 中島厚秀(彩都メディアラボ株式会社) 中村光江(彩都メディアラボ株式会社) アートディレクション・デザイン 清嶋 滋(Studio TWEN) 編集・発行 大阪大学 21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」 〒560-8532 大阪府豊中市待兼山町1-5 大阪大学大学院文学研究科内

〒560-8532 大阪府豊中市待兼山町1-5 大阪大学大学院文学研究科内
Phone 06-6850-6716 Fax 06-6850-6718
E-mail coe_office@let.osaka-u.ac.jp http://www.let.osaka-u.ac.jp/coe/

印刷 日本写真印刷株式会社

3. シルクロードと世界史

大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」

大阪大学大学院文学研究科・人間科学研究科・言語文化研究科 2002・2003年度報告書〈全8巻〉

Osaka University The 21st Century COE Program Interface Humanities Research Activities 2002*2003

